

平成28年度

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

船員法及び関係法令ガイダンス



一般社団法人日本海事代理士会

刊行のことば

本会は、海事関係者に対する海事知識の普及を図るため、日本財団からの助成を受けて多数の海事関係法令の解説書を編集発行し、実務の手引書として高い評価を得て広く活用されております。

船員法の解説書は、昭和 55 年 12 月に「海事法令手続早わかり 船員法」として初版を発行し、関係法令の改正に対応した数次の改訂を経て、平成 11 年 2 月に改訂版発行以来相当の年月が経過し、雇入契約の公認から雇入契約の成立の届出への変更、「2006 年の海上の労働に関する条約」に準拠した雇入契約書の作成・交付の義務化等の関係法令改正が行われ、内容的に大幅な変更が必要となったので、内容を見直し「船員法及び関係法令ガイダンス」として刊行することといたしました。

本書は、船舶の安全航行を確保するため、船長の職務および権限や船内における規律を定めるとともに、陸上より孤立した船舶において船舶共同体の一員として労働と生活する陸上労働者とは異なった労働環境下にある船員を保護するための労働基準等を定めた、船員法及び関係法令の概要及び法令に基づく手続きを解説したものです。

本書には船員法の解説、法令に基づく手続きも含めた幅広い資料を掲載しました。多くの海事関係者の方が船員法に対する理解を深めるうえの一助となれば幸いです。

本書の刊行にあたって、本会の趣旨を理解し助成いただきました日本財団、公務多忙中にもかかわらず多大なご協力とご指導を賜りました国土交通省海事局船員政策課担当官に深く謝意を表するとともに、本書の編集に尽力いただきました本会専門委員会船員部会の皆様には深く感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

一般社団法人日本海事代理士会 会長 松居 紀男

目 次

第 1 章	船員法とは	1
1.	船員法の適用範囲	2
2.	船員法と国際条約	3
第 2 章	船員手帳	4
1.	船員手帳の交付申請-日本人の場合-	5
2.	船員手帳の交付申請-外国人の場合-	6
3.	船員手帳の訂正申請-日本人の場合-	12
4.	船員手帳の訂正申請-外国人の場合-	12
5.	船員手帳の写真のはり換え申請	13
6.	船員手帳の再交付申請-日本人の場合-	17
7.	船員手帳の再交付申請-外国人の場合-	18
8.	船員手帳の書換え申請-日本人の場合-	22
9.	船員手帳の書換え申請-外国人の場合-	23
10.	船員手帳の記載事項証明申請	25
第 3 章	雇入契約の成立等の届出等	28
1.	雇入契約とは	28
2.	雇入届出	35
3.	一括届出の許可について	78
4.	船長の就退職等の証明	89
第 4 章	航行に関する報告	95
1.	航行報告	95
2.	航行報告書の証明	96
第 5 章	船員就業規則	103
1.	労働基準法との関係	103
2.	就業規則の効力	103
3.	就業規則の作成	103
4.	就業規則の届出	105
5.	就業規則等の掲示等	106
第 6 章	労働時間の規制および労使協定書の届出	112
第 7 章	ILO 海上労働条約 (MLC 2006)	123
1.	海上労働条約のポイント	123
2.	検査制度の導入	123
3.	海上労働検査について	124
4.	海上労働証書 (MLC 証書) について	125
第 8 章	資格の認定・証明及び教育訓練	134
第 1 節	航海当直部員の資格認定	134
第 2 節	危険物等取扱責任者の認定	143

第3節	旅客船教育訓練修了者の要件確認	160
第4節	特定高速船教育修了者の要件確認	163
第5節	救命艇手・限定救命艇手の資格認定及び 適任証書	166
第6節	安全担当者の選任	177
第7節	消火作業指揮者の選任及び適任証書	178
第8節	衛生担当者の選任	180
第9節	船舶料理士資格証明書	181
第10節	調理教育修了等証明書	189
第11節	衛生管理者の選任及び適任証書	194
第12節	医師の選任	200
	＜船員法・船員労働安全規則にかかる資格の一覧＞	201
第9章	非常配置表及び操練	205
第10章	船内苦情処理手順	209
第11章	罰則等	213
	1. 法令等違反、不当な就業規則の変更命令	213
	2. 法令等の違反に対する措置命令	213
	3. 船舶航行停止命令、差止め	213
第12章	船員法における船内備え置き書類一覧	215
第13章	関連法および規則、省令等	223
	1. 漁船に対する船員法の適用	223
	2. 年少船員の就業制限	224
	3. 女子船員の就業制限	224
	4. 家族船等の取り扱い	225
	5. 最低賃金制度	229
	6. 船員法関係手数料	230
	7. 押印、記載の注意点 (船員法事務取扱要領など)	231
	8. 船員法受付窓口について	223
	9. 船員の健康証明書制度の概要	234
	＜巻末掲載法令＞	
	・ 船員法	
	・ 船員法施行規則	
	・ 船員労働安全衛生規則	

＜凡 例＞

法令の略語は、次に掲げるものを使用した。

法	・	・	・	・	・	船員法
則	・	・	・	・	・	船員法施行規則
職員法	・	・	・	・	・	船舶職員及び小型船舶操縦者法
職員規則	・	・	・	・	・	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則
労安則	・	・	・	・	・	船員労働安全衛生規則

本書で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

運輸局等	地方運輸局、運輸監理部及び沖縄総合事務局
運輸支局	地方運輸局組織規則別表第二第一号に掲げる運輸支局を除く。ただし、福岡運輸支局は、海事関係業務を所掌しているため、本書の「運輸支局」に含む
運輸支局等	上記運輸支局、海事事務所、運輸事務所
運輸(支)局等の事務所	上記運輸局等、運輸支局等
<p>※地方運輸局組織規則別表第二第一号に掲げる運輸支局： 札幌、帯広、北見、宮城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、山梨、新潟、長野、 岐阜、愛知、滋賀、大阪、奈良、広島、香川、福岡の各運輸支局</p>	

第1章 船員法とは

労働者の保護を目的とする法律として労働基準法があり、船員法もその第1条から第11条まで、第116条第2項、第117条から第119条まで及び第121条の規定を準用している。

船員が従事する海上における労働は、①孤立性（長期間陸上から孤立）、②自己完結性（警察権が及びにくく、船外支援を受けることが困難）、③危険性（海難事故や海中転落等の危険）、④職住一致（労働と生活が一致した24時間体制の就労）といった陸上労働とは異なる「海上労働の特殊性」を有する。

船員法は、これら「海上労働の特殊性」を十分に踏まえて、労働基準法とは別個に、各種の労働者としての船員保護規定を設けるほか、船長の職務及び権限等を通じた海上交通の安全確保を目的とした規定を設けている。

船員法において職員と部員のカテゴリーが形成され、職員の資格としての海技免状を規定する法律として、船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下、「職員法」という。）が定められている。

しかし、平成8年9月からタンカーに乗船する船長・職員及び一部の部員に「危険物等取扱責任者の認定」が必要となったことや、国際航海に従事する旅客船等に乗り組む船員に「旅客船教育訓練修了者としての要件確認」が必要となったことなど、職員法に定める資格以外の資格が要求されることとなり、それらは職員法ではなく船員法に定められている。

以下に船員法と労働基準法の目次を表にして比較する。

このように比較すると船員法の第2章「船長の職務及び権限」、第3章「紀律」をもって船舶の安全航行も法の重要な目的であることが明らかとなる。

船員法	労働基準法
第1章 総則	第1章 総則
第2章 船長の職務及び権限	第2章 労働契約
第3章 紀律	第3章 賃金
第4章 雇入契約等	第4章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇
第5章 給料その他の報酬	第5章 安全及び衛生
第6章 労働時間、休日及び定員	第6章 年少者
第7章 有給休暇	第6章の2 妊産婦等
第8章 食料並びに安全及び衛生	第7章 技能者の養成
第9章 年少船員	第8章 災害補償
第9章の2 女子船員	第9章 就業規則
第10章 災害補償	第10章 寄宿舎
第11章 就業規則	第11章 監督機関
第11章の2 船員の労働条件等の検査等	第12章 雑則
第11章の3 登録検査機関	第13章 罰則
第12章 監督	
第13章 雑則	
第14章 罰則	

1. 船員法の適用範囲

船員法は、船員と船舶所有者をその適用対象とするものである。

(1) 船員

船員とは、日本船舶[※]又は日本船舶以外の船員法施行規則第 1 条で定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

船 員	船 長	船舶の運航の総指揮者	
	海 員	船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者 海員には、「職員」と「部員」の区別がある。	
		職 員	航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び国土交通省令で定めるその他の海員
		部 員	職員以外の海員
	予備船員	船員法適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者	

※ 日本船舶とは

法第 1 条第 1 項にある日本船舶とは、船舶法第 1 条の日本船舶をいう。ただし、同法施行細則第 2 条には「浚渫船ハ推進器ヲ有セサレハ之ヲ船舶ト看做サス」とあるので、推進器を有しない浚渫船は、船舶法第 1 条の日本船舶ではない。これと同様に推進器を有せず、かつ本来移動することを目的とせず、物若しくは人の運搬以外の作業をするなどを主目的とする起重機船、ボーリング船、灯台船、倉庫船等の非自航船舶は、船舶の不可欠の属性である「航行すること」を目的とするものではないため、船舶法第 1 条の日本船舶とはみなされない。

これに対して、推進器を有しない非自航船舶であっても、物又は人を運搬するために航行することを目的とするはしけその他の被曳船等は、船舶法第 1 条の日本船舶とみることができ、特にプッシャー及びバージは、プッシャーとバージが堅固に結合して一体となる構造のものや遠隔操縦装置によりバージからプッシャーを操船できるもの等については、一つの船舶として海事関係法令（船舶安全法、船員法、職員法）が適用される。

なお、則第 1 条で定める船舶とは、日本船舶を所有することができる者等が借り入れ、または、国内の港から外国の港まで回航を請け負った船舶、国内各港間のみを航海する船舶等である。

(2) 船舶

適用対象となる「船舶」は、日本船舶又は日本船舶以外の船員法施行規則第 1 条で定める船舶であって、次の船舶は含まれない。

- ・ 総トン数 5 トン未満の船舶
- ・ 湖、川又は港のみを航行する船舶
- ・ 「船員法第 1 条第 2 項第 3 号の漁船の範囲を定める政令」に定める総トン数 30 トン未満の漁船
- ・ 職員法第 2 条第 4 項に規定する小型船舶であって、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの

(3) 船舶所有者

船舶所有者については、船員法は船員の労働関係を規律する法律であるから、こ

ここでいう船舶所有者とは、単に船舶の所有権者を意味するものではなく、船員の労働関係の一方の当事者としての使用者を意味すると解されている。第5条ではその趣旨を明確にしており、そこでは船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者に船舶所有者の規定を適用すると規定している。

2. 船員法と国際条約

船員法は、国際労働機関（ILO）や国際海事機関（IMO）の海事に関する諸条約もその法源としているため、本項ではこれを概観する。

ILOは官労使により構成される国際機関で、1919年の設立以来、海上労働に関する多くの条約・勧告の採択が行われている。これら諸条約は、船員の最低年齢、健康証明、訓練及び資格証明、雇用条件、居住設備及び食料の提供、健康保険、医療、福利厚生等の多岐にわたっており、その多くは船員法によって国内法制化されていた。

特に、2006年2月に開催された第94回（海事）総会において、ILOが発足以来これまで採択してきた海上労働に関する約60に及ぶ条約等を整理・統合し、その内容を現代に則したものとするとともに、実効性を高めた「2006年の海上の労働に関する条約（MLC）」が採択されたが、本条約は船員法を中心として国内法制化をみている。

海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS）、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW）、船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL）といったIMOの3つの重要な条約と並び、国際海事規則体系の「第四の柱」とも称される。

IMOは、海事問題を取り扱う国際連合の専門機関のひとつであり、主として海上における人命の安全、航行の能率、海洋汚染の防止等に関する技術的、法律的な問題について、政府間の協力の促進、最も有効な措置の採用、条約の作成等を行う機関である。

特に、1967年3月に英仏海峡において、巨大タンカー「トリー・キャニオン号」が座礁し、英仏両国沿岸の広大な範囲に及ぶ海洋汚染事故を引き起こしたが、この事故が契機となり、このような事故を防止するために船員の技能・資質を向上させなければならないとする国際世論が高まった。このようにして船員の能力要件を見直すための作業がIMOを中心に本格的に開始され、「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」の制定をみたが、同条約に規定する日本籍船に乗り組む船員の海技資格等については、船員法並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法等で規定されている。

第2章 船員手帳

船員法第50条には船員手帳についての定めがあり、船員は、船員手帳を受有しなければならず、船長は、海員の乗船中その船員手帳を保管しなければならないとある。

船員手帳は、船員の身分証明書としての性格を有するものであり、船員の氏名、性別、生年月日、本籍、雇入契約、休日、有給休暇、船員保険、雇用保険、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）、健康証明等について記載される。

船長は、雇入契約の成立等があったときは、遅滞なく、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなければならず、船員手帳は、雇入契約の届出等船員の労働保護のため行政監督上必要な書類であるとともに、海技試験の申請、各種海技資格取得の際に必要な乗船履歴の証明にも用いられる。

また、船員手帳は、船員が国際航海に従事する船舶に乗り組む場合には、旅券としての効用をもつ書類でもある。（外国人船員に交付される船員手帳を除く。）

船員となった者は、遅滞なく、最寄りの運輸局等の事務所等に出頭して船員手帳の交付を申請しなければならない。船員として雇用されることを予約された者は、最寄りの運輸局等の事務所等に出頭して船員手帳の交付を申請することができる。

船員手帳の有効期間は、交付、書換え又は再交付を受けたときから10年間（外国人は5年間）である。

初めて船員となる場合や、現有する船員手帳の有効期間満了から一定期間経過した場合は「交付申請」、余白がなくなった場合や有効期間満了が近づいた際は「書換え申請」、紛失やき損などの場合は「再交付申請」、記載事項に変更がある場合等は「訂正申請」をしなければならない。

次頁以降に、船員手帳の交付、書換え又は再交付等の各手続きの必要書類や留意点、取扱庁等について、類型ごとにまとめたので参考とされたい。

1. 船員手帳の交付申請 ー日本人の場合ー (則 28～30 条)

船員手帳の交付申請手続きは、次のとおりである。

事務取扱庁	運輸局等、運輸支局等及び指定市町村		
申請者	船員として雇用された者 船員として雇用されることを予約された者	雇入契約のない船長（船主船長等）	現有する船員手帳の有効期間経過後1月を超えた者
必要書類	船員手帳交付申請書（則 12 号書式）		
	雇用（予約）証明書	雇入契約のない船長であることを証する船舶所有者の証明書 船主船長の場合は、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の書類の提示	現有する船員手帳 雇用（予約）証明書
	氏名、性別、生年月日及び本籍を証する次に掲げるいずれかの書類 （イ）戸籍謄本又は戸籍抄本 （ロ）戸籍記載事項証明書（法 119 条参照） （ハ）住民票の写し（本籍の記載があるもの） ※ 申請日前1年以内に発行されたもの。本籍地、住所地の指定市町村に申請する場合は不要		
	写真：2枚（縦5.5cm、横4cm） ※申請日前6月以内に撮影したもので単独、無帽、正面、上半身のもの		
備考	出頭者は申請者本人であること。 ※ 日本国外において船舶に乗り組む者（最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の港に入港する場合を除く。）にあつては、申請者本人が出頭することを要しない。ただし、この場合は身分不証明の船員手帳が交付される。		
	申請者の年齢が16歳以上であること。 ※ 年齢が16歳未満の者は船員となることができない。 （漁船にあつては、年齢15年に達した日以後の最初の3月31日が終了した者を除く（以下、「就業可能年齢」という。）） ただし、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。（法 85 条 1 項）	現に雇入契約継続中の船員に対する交付で、現有する船員手帳又は海員名簿により雇入関係が確認できる場合には、交付する船員手帳に現在の雇入契約に関する事項が転記される。	
	現に有効な船員手帳を受有していないこと。		
	申請者が未成年の場合は、以下に掲げる事項を記載して法定代理人が記名押印した書類の添付があること。（「法定代理人の承諾書」）〔則 30 条〕 イ）未成年者の氏名及び本籍 ロ）船員となることを許可した旨 ハ）船員となることを許可した年月日 ニ）法定代理人の本籍、住所及び本人との続柄	現有する船員手帳に有効な健康証明書がある場合は、交付する船員手帳に健康証明書の有効期限が記載される。	
交付された船員手帳の有効期間は、交付を受けたときから10年間			

(注) 「航海当直部員の証印」「危険物取扱責任者の証印」「国際航海に従事するロールオン・ロールオフ旅客船乗組員確認印」「特定高速船旅客船乗組員教育訓練修了者要件確認印」及び「国際航海に従事する旅客船乗組員教育訓練修了者要件確認印」（以下「当直部員等証印」という。）

2. 船員手帳の交付申請 ー外国人の場合ー

外国人の船員手帳の交付申請手続きは、次のとおりである。

事務取扱庁	運輸局等又は国土交通大臣が指定する運輸支局等（*）		
申請者	船員として雇用された者 船員として雇用されることを予約された者	雇入契約のない船長（船主船長等）	現有する船員手帳の有効期間経過後1月を超えた者
必要書類	船員手帳交付申請書（則12号書式）		
	雇用（予約）証明書	雇入契約のない船長であることを証する船舶所有者の証明書 船主船長の場合は、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の書類の提示	現有する船員手帳 雇用（予約）証明書
	<p>（1）次に掲げるいずれかの書類を添付又は提示</p> <p>（イ）在留カードの提示</p> <p>（ロ）特別永住者証明書の提示</p> <p>（ハ）氏名、性別、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書（申請日前1年以内に発行されたもの）の添付及び旅券の提示</p> <p>ただし、外航船に乗り組む難民にあつては、難民認定証明書及び旅券の提示で可</p> <p>（2）次に掲げる者にあつては、（1）の書類の添付又は提示に代えて、次に掲げるいずれかの書類の添付でよい。</p> <p>下記備考欄の①②に掲げる者</p> <p>氏名、性別、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの（旅券又は本国の船員手帳等、その写しを含む。有効期限があるもの以外は申請日前1年以内に発行したもの）</p> <p>下記備考欄の③に掲げる者</p> <p>在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は旅券の写しを添付</p>		
	<p>写真：2枚（縦5.5cm、横4cm）</p> <p>※申請日前6月以内に撮影したもので単独、無帽、正面、上半身のもの</p>		
備考	<p>出頭者は申請者本人であること。</p> <p>ただし、以下に掲げる外国人にあつては申請者本人が出頭することを要しない。この場合は身分不証明の船員手帳が交付される。</p> <p>① 日本国外において船舶に乗り組む者（最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の各港に入港する場合を除く。）</p> <p>② 本邦外の地域へ航海する船舶（以下「外航船」という。）に乗り組む外国人であつて、身分不証明の船員手帳の交付を希望する者</p> <p>③ 外航船に乗り組まない外国人</p>		
	<p>申請者の年齢が16歳以上であること。</p> <p>※年齢が16歳未満の者は船員となることができない。</p> <p>（漁船にあつては、就業可能年齢であること）</p> <p>ただし、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。（法85条1項）</p>		<p>交付される船員手帳への雇入契約に関する事項の転記、健康証明書の有効期限の記載、「当直部員等証印」の転記については、日本人の場合に準じる。</p>
	現に有効な船員手帳を受有していないこと		
	申請者が未成年の場合は、法定代理人の承諾書を添付		
	交付された船員手帳の有効期間は、交付を受けたときから5年間		
外国人には、橙色表紙の外国人用船員手帳*（オレンジブック）が交付される。			

* 外国人用船員手帳（オレンジブック）を交付可能な運輸支局・海事（運輸）事務所を指定する告示

船員法施行規則第 28 条第 1 項の運輸支局及び海事事務所を指定する告示

（国土交通省告示第 593 号平成 14 年 7 月 1 日）

船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）第 28 条第 1 項の運輸支局及び海事事務所を次のように指定し、平成 14 年 7 月 1 日から適用し、平成 8 年運輸省告示第 90 号は平成 14 年 6 月 30 日限り廃止する。

関東運輸局	東京運輸支局
関東運輸局	千葉運輸支局
中部運輸局	三重運輸支局
中国運輸局	尾道海事事務所
九州運輸局	福岡運輸支局
九州運輸局	長崎運輸支局
九州運輸局	大分運輸支局
九州運輸局	鹿児島運輸支局

船員手帳交付申請書

第十二号様式（第二十九条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

記入例

収入
印紙

船員手帳交付申請書

平成〇年〇月〇日

近畿運輸局長 殿

ふりがな 申請者氏名 あさ うみ なぎ すけ 浅海 凧 助



性別（男）

平成14年6月1日生

本籍の都道府県・地番
は省略しないこと

本籍 東京都中央区新川一丁目23番
現住所 大阪市港区築港四丁目〇番〇号

船員手帳の交付を受けたいので、船員法施行規則第28条の規定により申請します。

記

1. 船舶所有者の住所及び氏名又は名称

大阪府中央区大手前四丁目〇番△号
アンゼン海運株式会社

2. 以前に船員手帳を受有していた者にあつては、その船員手帳番号

以前に船員手帳を受有したことはありません

記載心得

- 1 外国人にあつては、「本籍」にかえて、その「国籍」を記載すること。
- 2 指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙をはらないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（注） 交付後、受取確認のため、枠外空所に本人が自署・押印する。

雇用証明書

(任意様式)

作成例

雇 用 証 明 書

氏 名 浅 海 凧 助
生年月日 平成14年6月1日
現住所 大阪市港区築港四丁目〇番〇号
本 籍 東京都中央区新川一丁目23番

船名を記入

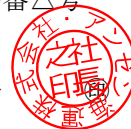
職務を記入

上記の者を弊社（ 第一アンゼン丸 ）甲板員 として採用（雇用）することを証明する。

平成〇年〇月〇日

船舶所有者の

住 所 大阪市中央区大手前四丁目〇番△号
氏名又は名称 アンゼン海運株式会社
代 表 者 名 代表取締役 安 全 大 一
連絡先電話番号 06-1234-XXXX



主たる労務管理を行う事務所を管轄する運輸局名

近畿運輸局

承諾書

(任意様式)

作成例

承 諾 書

氏 名 浅 海 凧 助
生年月日 平成14年 6 月 1 日
本 籍 東京都中央区新川一丁目23番
現 住 所 大阪市港区築港四丁目〇番〇号

上記の者が、船員となることを承諾します。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

法定代理人

本 籍 東京都中央区新川一丁目23番
現 住 所 香川県小豆郡小豆島町田浦甲977番地1

続柄及び氏名 父 浅 海 澄 夫 

母 浅 海 静 子 

父母別々の印鑑

船員手帳交付申請書 (外国人) ※不出頭の場合 身分不証明

第十二号様式 (第二十九条関係) (日本工業規格 A 列 4 番)
Form No.12 (Reference to Article 29) (Japanese Industrial Standards A series formats, size 4)

記入例

収入
印紙
Revenue Stamp

船員手帳交付申請書
Application for issuing of Mariner's Pocket Ledger

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
dd / mm / yyyy (Date of application)

近畿運輸局長 殿
To: Director-General, Kinki District Transport Bureau

申請者氏名 ^{ふりがな} ロナルド・アーネル・イー・ケサダ RONALDO ARNEL E. QUESADA
Name of applicant (Signature)

性別(男・女)
Sex (male・female)
1981年8月31日生
dd / mm / yyyy (Date of birth)

本籍 The Republic of the Philippines
Registered domicile(Nationality)
現住所 2627 Roxas Blvd., Pasay City, Metro Manila, 1300,
Address Philippines

船員手帳の交付を受けたいので、船員法施行規則第28条の規定により申請します。
As I would like to hold a Mariner's Pocket Ledger, I will apply in accordance with Article 28 of the Regulations for the Enforcement of the Mariners Law.

記

- 1 船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner
Sampagita Marine Cruise S.A.
Padre Burgos Ave, Ermita, Manila, Metro Manila, Philippines
- 2 以前に船員手帳を受有していた者にあつては、その船員手帳番号
If you received Mariner's Pocket Ledger in the past, the number of one
受有していません

記載心得
1 外国人にあつては、「本籍」にかえ、その「国籍」を記載すること。
2 指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙ははらないこと。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

How to enter
1 If applicant is not Japanese, in "Registered domicile", "Nationality" shall be entered.
2 If it apply to recognized a mayor or a village chief of JAPAN, "Revenue Stamp" does not need to be pasted.
3 In "Name of applicant", it may substitute signature for stamp of applicant

3. 船員手帳の訂正申請 ー日本人の場合ー (則 31 条)

船員手帳の訂正申請は、次のとおりである。

事務取扱庁	運輸局等、運輸支局等及び指定市町村
申請事由	氏名、性別又は本籍に変更があったとき。(則 31 条 1 項)
必要書類	船員手帳訂正申請書 (則 13 号書式)
	船員手帳 訂正すべき事項を証する次に掲げるいずれかの書類 (イ) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (ロ) 戸籍記載事項証明書 (法 119 条参照) (ハ) 住民票の写し (本籍の記載があるもの) ※ 申請日前 1 年以内に発行されたもの ※ 本籍地、住所地の指定市町村に申請する場合は不要
備 考	船員手帳の有効期間が経過していないこと 氏名又は本籍に 2 回以上変更があった場合において、これを一度に訂正する申請をする場合は、船員手帳の氏名欄又は本籍欄に記載されている事項を最後に変更されたものに訂正され、第五表 (官庁記事欄) にはそれぞれの変更のてん末が記載される。 この場合の手数料は、変更回数分必要となる。
	次の場合には、手数料は納付せず、職権により訂正される。 ① 船員手帳第一表、第三表又は第四表の記載事項に、官庁側の過失による誤記があるとき。 ② 行政区画の変更に伴い本籍が変更となったとき。

4. 船員手帳の訂正申請 ー外国人の場合ー

外国人の船員手帳の訂正申請は、次のとおりである。

事務取扱庁	運輸局等、国土交通大臣が指定する運輸支局等
申請事由	氏名、性別又は国籍に変更があったとき。(則 31 条 1 項)
必要書類	船員手帳訂正申請書 (則第 13 号書式)
	船員手帳 訂正すべき事項を証する次に掲げるいずれかの書類 (1) に掲げるいずれかの書類を添付又は提示 (イ) 在留カードの提示 (ロ) 特別永住者証明書の提示 (ハ) 氏名、性別、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書 (申請日前 1 年以内に発行されたもの) の添付 (難民にあっては、難民認定証明書の提示) (2) 身分不証明の船員手帳の訂正のときは、次に掲げる書類の添付 氏名、性別、国籍及び生年月日を証する書類であって権限のある機関が発行したもの (その写しを含む。有効期限があるもの以外は申請日前 1 年以内に発行したもの) の添付 → 旅券の写しで可 ただし、外航船に乗り組まない外国人にあっては 在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は旅券の写しを添付
備 考	3. の日本人の場合に準じる

5. 船員手帳の写真的はり換え申請（則 31 条 4 項）

事務取扱庁	日本人	運輸局等、運輸支局等及び指定市町村
	外国人	運輸局等又は国土交通大臣が指定する運輸支局等
申請事由	船員手帳の写真が本人であることを認め難くなった場合で、かつ、写真欄（船員手帳第二表）右横に余白がある場合。	
必要書類	船員手帳写真はり換え申請書（書換え申請書に準じた任意様式）	
	船員手帳	
	写真 2 枚（縦 5.5cm、横 4cm）	
備 考	船員手帳の有効期間が経過していないこと	
	写真の貼りかえは、手数料無料	
	写真欄の右横に余白がないときは、再交付申請となる	
	<p>「はり換え」が認められない場合</p> <p>イ. すでに写真的はり換えを行なっている船員手帳のはり換え。</p> <p>ロ. 「身分不証明」の表示のある外国人の船員手帳のはり換え。</p>	

船員手帳訂正申請書〈本籍・氏名の訂正の場合〉

第十三号様式（第三十一条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）


記入例

収 入
印 紙

船員手帳訂正申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

関 東 運 輸 局 長 殿

申請者氏名 ふりがな 御 船 美帆子 み ふね みほこ  印
現 住 所 神奈川県横須賀市稲岡町○番地

船員手帳の訂正を受けたいので、船員法施行規則第 31 条の規定により申請します。

記

1. 船員手帳番号

神戸 第○○○○－2号

2. 訂正を受けようとする事項 本籍、氏名

新) 神奈川県横須賀市稲岡町○番地 御 船 美帆子

旧) 兵庫県芦屋市六麓荘町△番地 うな ぼら みほこ
海 原 美帆子

3. 訂正を必要とする理由

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 婚姻

記載心得

- 1 氏名の変更について訂正を申請するときは、新氏名にふりがなを附すること。
- 2 訂正を必要とする理由は、「何年何月何日転籍」等と記載すること。
- 3 指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙を貼らないこと。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船員手帳訂正申請書（再交付・書換と同時申請の場合）

（注）再交付・書換えと同時に申請する場合は、欄外下部に余白を設けること

（「再交付同時申請」または「書換え同時申請」と朱書される。

第十三号様式（第三十一条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）


記入例

収 入
印 紙

船 員 手 帳 訂 正 申 請 書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

神 戸 運 輸 監 理 部 長 殿

ふりがな せ と はる お
申請者氏名 瀬 戸 晴 男 
現 住 所 兵庫県明石市人丸町○番○号

船員手帳の訂正を受けたいので、船員法施行規則第 31 条の規定により申請します。

記

1. 船員手帳番号

尾道 第○○○○○- 2号

2. 訂正を受けようとする事項

本籍 新) 兵庫県明石市人丸町○番地
旧) 広島県尾道市古浜町○番地

3. 訂正を必要とする理由

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 転籍

記載心得

- 1 氏名の変更について訂正を申請するときは、新氏名にふりがなを附すること。
- 2 訂正を必要とする理由は、「何年何月何日転籍」等と記載すること。
- 3 指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙を貼らないこと。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船員手帳写真はり換え申請書


(任意様式)

記入例

船員手帳写真はり換え申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

九州運輸局長 殿

ふりがな 申請者氏名 さつ ま じ ろう
薩 摩 次 郎  印

現 住 所 鹿児島市谷山港二丁目○番△号

下記の船員手帳の写真のはり換えを受けたいので、船員法施行規則第31条第4項の規定により申請いたします。

記

1. 船員手帳番号 鹿児島 第○○○○-3号
2. 交付年月日 平成22年 3月28日
3. はり換えを必要とする理由
写真が不鮮明となったため

6. 船員手帳の再交付申請 ー日本人の場合ー (則 32 条)

船員手帳の再交付申請手続きは、次のとおりである。

事務取扱庁	運輸局等、運輸支局等及び指定市町村		
申請事由	① 船員手帳が「滅失(紛失)」したとき	② 船員手帳が「き損」したとき	③ 船員手帳の写真が本人であることを認め難くなった場合において、「写真欄の右横に余白がない」とき
必要書類	船員手帳再交付申請書 (則 14 号書式)		
		現有する船員手帳	現有する船員手帳
	雇用(予約)証明書 ※ 現に雇入契約継続中の船員にあつては、雇用(予約)証明書に代えて、海員名簿又は「船員手帳再交付雇入関係事項証明書(則 15 号書式)」	雇用(予約)証明書 ※ 現に雇入契約継続中の船員にあつては、雇用(予約)証明書に代えて、海員名簿又は「船員手帳再交付雇入関係事項証明書(則 15 号書式)」 ※ 現有する船員手帳により、現在の雇用関係(雇入契約)が明瞭な場合には、上記の書類の添付は不要	雇用(予約)証明書
	氏名、性別、生年月日及び本籍を証する次に掲げるいずれかの書類 (イ) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (ロ) 戸籍記載事項証明書 (ハ) 住民票の写し ※ 申請日前1年以内に発行されたもの ※ 本籍地、住所地の指定市町村に申請する場合は不要 ※ 現有する船員手帳により氏名、性別、生年月日、本籍が明瞭な場合には不要		
備考	写真：2枚(縦5.5cm、横4cm) ※ 申請日前6月以内に撮影したもので単独、無帽、正面、上半身のもの		
	出頭者は申請者本人であること。 ※ 日本国外において船舶に乗り組む者(最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の港に入港する場合を除く。)にあつては、申請者本人が出頭することを要しない。ただし、この場合は身分不証明の船員手帳が交付される。		
	現有する船員手帳の有効期間が経過していないこと。		
	再交付された船員手帳の有効期間は、再交付を受けたときから10年間		
	現に雇入契約継続中の船員に対する再交付で、現有する船員手帳又は海員名簿及び船員手帳再交付雇入関係事項証明書により雇入関係が確認できる場合には、再交付される船員手帳に現在の雇入契約に関する事項が記載される。		
		現有する船員手帳に有効な健康証明書がある場合は、再交付される船員手帳に健康証明書の有効期限が記載される。 現有する船員手帳に「当直部員等証印」がある場合には、再交付される船員手帳に転記される。 ※ 市町村では「当直部員等証印」の転記を、基本、取り扱わないため注意すること	
氏名、性別又は本籍が変更している場合には、船員手帳訂正申請書も提出する。 この場合、訂正手数料が別途必要(「3. 訂正申請」備考欄参照)			

7. 船員手帳の再交付申請 ー外国人の場合ー

外国人の船員手帳の再交付申請手続きは、次のとおりである。

事務取扱庁	運輸局等、国土交通大臣が指定する運輸支局等		
申請事由	① 船員手帳が「滅失（紛失）」したとき	② 船員手帳が「き損」したとき	③ 船員手帳の写真が本人であることを認め難くなった場合において、「写真欄の右横に余白がない」とき
必要書類	船員手帳再交付申請書（則 14 号書式）		
		現有する船員手帳	現有する船員手帳
	雇用（予約）証明書 ※ 日本人の場合に準じる。	雇用（予約）証明書 ※ 日本人の場合に準じる。	雇用（予約）証明書 ※ 日本人の場合に準じる。
	<p>氏名、性別、生年月日及び国籍を証する次に掲げるいずれかの書類</p> <p>（1）身分証明の船員手帳の再交付のときは、次に掲げるいずれかの書類を添付または提示</p> <p>（イ）在留カードの提示</p> <p>（ロ）特別永住者証明書の提示</p> <p>（ハ）氏名、性別、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書（申請日前 1 年以内に発行されたもの）の添付及び旅券の提示</p> <p>ただし、外航船に乗り組む難民にあっては、難民認定証明書及び旅券の提示で可</p> <p>（2）身分不証明の船員手帳の再交付のときは、次に掲げる書類の添付</p> <p>氏名、性別、国籍及び生年月日を証する書類であって権限のある機関が発行したもの（その写しを含む。有効期限があるもの以外は申請日前 1 年以内に発行したもの）の添付 → 旅券の写し又は本国の船員手帳の写しで可</p> <p>ただし、外航船に乗り組まない外国人にあっては</p> <p>在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は旅券の写しを添付</p> <p>※現有する船員手帳により氏名、性別、生年月日、国籍が明瞭な場合には不要</p> <p>ただし、身分証明の船員手帳を受有する外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書又は旅券の提示は必要</p>		
	<p>写真：2 枚（縦 5.5cm、横 4cm）</p> <p>※申請日前 6 月以内に撮影したもので単独、無帽、正面、上半身のもの</p>		
備 考	身分証明の船員手帳の再交付のときは、出頭者は申請者本人であること。		
	身分不証明の船員手帳の再交付のときは、申請者本人が出頭することを要しない。		
	現有する船員手帳の有効期間が経過していないこと。		
	再交付された船員手帳の有効期間は、再交付を受けたときから 5 年間		
	現に雇入契約継続中の船員に対する再交付で、現有する船員手帳又は海員名簿及び船員手帳再交付雇入関係事項証明書により雇入関係が確認できる場合には、再交付される船員手帳に現在の雇入契約に関する事項が記載される。		
		<p>現有する船員手帳に有効な健康証明書がある場合は、再交付される船員手帳に健康証明書の有効期限が記載される。</p> <p>現有する船員手帳に「当直部員等証印」がある場合には、再交付する船員手帳に転記される。</p>	
	<p>氏名、性別又は本籍が変更している場合には、船員手帳訂正申請書も提出する。</p> <p>この場合、訂正手数料が別途必要（「3. 訂正申請」備考欄参照）</p>		

船員手帳再交付申請書（紛失の場合）

第十四号様式（第三十三条、第三十四条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

記入例

収入
印紙

船員手帳再交付（書換え）申請書

平成〇年〇月〇日

神戸運輸監理部長 殿

ふりがな
申請者氏名 瀬戸晴男



性別（男）

昭和54年7月20日生

本籍 兵庫県明石市人丸町〇番地
現住所 兵庫県明石市人丸町〇番〇号

船員手帳の再交付（書換え）を受けたいので、船員法施行規則第32条（第34条）の規定により申請します。

記

原船員手帳番号

尾道 第〇〇〇〇-2号

2. 船舶所有者の住所及び氏名又は名称

大阪府中央区大手前四丁目〇番△号
アンゼン海運株式会社

3. 再交付（書換え）を受けようとする事由

平成〇年〇月〇日、神戸港第4突堤において、海中に落としたため。

記載心得

- 1 外国人にあつては、「本籍」にかえて、その「国籍」を記載すること。
- 2 再交付を受けようとする事由には、原船員手帳が滅失し、又はき損した年月日、場所及び状況をも記載すること。
- 3 指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙をはらないこと。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

就業証明書

(任意様式)

作成例

就 業 証 明 書

氏 名 せ と はる お
 瀬 戸 晴 男
生年月日 昭和54年 7 月 20日
現 住 所 兵庫県明石市人丸町○番○号
本 籍 兵庫県明石市人丸町○番地

上記の者を弊社（ 第一アンゼン丸 ）一等航海士 として採用（雇用）していることを
証明する。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

船舶所有者の

住 所 大阪府中央区大手前四丁目○番△号
氏名又は名称 アンゼン海運株式会社
代 表 者 名 代表取締役 安 全 大 一
連絡先電話番号 06-1234-XXXX





主たる労務管理を行う事務所を管轄する運輸局名

近畿運輸局

船員手帳再交付雇入関係事項証明書

第十五号様式（第三十三条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

記入例

船員手帳再交付雇入関係事項証明書	
船員の氏名及び年齢	瀬戸晴男 38歳
船員手帳番号	尾道 第〇〇〇〇-2号
船名、総トン数並びに主機の種類及び出力	第一アンゼン丸、740トン、ディーゼル機関 1471キロワット
航行区域又は従業制限及び従業区域	沿海区域
船舶の用途	油タンカー
職務	一等航海士
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	大阪市中央区大手前四丁目〇番△号 アンゼン海運株式会社
船長の氏名	船野理一郎
雇入期間	不定
雇入年月日及び雇入港	平成15年10月14日 豊橋港
更新・変更（船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間）	
<p>海員名簿と照合し、上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">平成〇年〇月〇日</p> <p>船長（船舶所有者）氏名 船野理一郎  </p>	

記載心得

- 1 本証明書には、雇入契約の成立したときにおける契約について記載し、変更になった事項があるときは、変更欄にその年月日及び変更に係る新旧の事項を記載すること。
- 2 その他の事項については、雇入（雇止）届出書並びに船員手帳第六表及び第七表（雇入契約関係）の記載心得を参照すること。

8. 船員手帳の書換え申請 ー日本人の場合ー (則 34 条)

船員手帳の書換え申請手続きは、次のとおりである。

事務取扱庁	運輸局等、運輸支局等及び指定市町村
申請事由	① 船員手帳の有効期間が経過後 1 月以内のとき ② 船員手帳の有効期間が満了する日以前 1 年以内にあるとき ③ 船員手帳の第六表から第十五表に余白がなくなったとき ④ 身分不証明の船員手帳を受有する船員が、身分証明の船員手帳の受有を希望するとき
必要書類	船員手帳書換え申請書 (則 14 号書式)
	現有する船員手帳
	雇用 (予約) 証明書 ※ 現有する船員手帳で雇用契約が継続中 (雇入中又は休暇下船中) の場合には必要ない。
	写真 : 2 枚 (縦 5.5cm、横 4cm) ※ 申請日前 6 月以内に撮影したもので単独、無帽、正面、上半身のもの
	航海中に上記申請事由①の期間が経過したときは、航海終了後 1 月間は書換え申請ができるが、その場合には、その事実がわかる書類 (航海日誌の写し等)
備 考	上記申請事由④の場合は、氏名、性別、生年月日及び本籍を証する次に掲げるいずれかの書類 (イ) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (ロ) 戸籍記載事項証明書 (ハ) 住民票の写し ※ 申請日前 1 年以内に発行されたもの ※ 本籍地、住所地の指定市町村に申請する場合は不要
	出頭者は申請者本人であること。 ※ 日本国外において船舶に乗り組む者 (書換の事由が生じた後最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の港に入港する者を除く。) にあつては、申請者本人が出頭することを要しない。ただし、この場合は身分不証明の船員手帳が交付される。
	書換えされた船員手帳の有効期間は、書換えを受けたときから 10 年間
	現に雇入契約継続中の船員に対する書換えで、現有する船員手帳又は海員名簿により雇入関係が確認できる場合には、書換後の船員手帳に現在の雇入契約に関する事項が記載される。
	現有する船員手帳に有効な健康証明書がある場合は、書換後の船員手帳に健康証明書の有効期限が記載される。
現有する船員手帳に「当直部員等証印」がある場合には、書換後の船員手帳に転記される。 ※ 原則として、市町村では「当直部員等の証印」の転記は取り扱われていないため注意が必要である。	
氏名、性別又は本籍が変更している場合には、船員手帳訂正申請書も提出する。 この場合、訂正手数料が別途必要 (「3. 訂正申請」備考欄参照)	

9. 船員手帳の書換え申請 ー外国人の場合ー

外国人の船員手帳の書換え申請手続きは、次のとおりである。

事務取扱庁	運輸局等、運輸支局等
申請事由	① 船員手帳の有効期間が経過後1月以内のとき ② 船員手帳の有効期間が満了する日以前1年以内にあるとき ③ 船員手帳の第六表から第十五表に余白がなくなったとき ④ 身分不証明の船員手帳を受有する船員が、身分証明の船員手帳の受有を希望するとき
必要書類	船員手帳書換え申請書（則14号書式）
	現有する船員手帳
	雇用（予約）証明書 ※ 現有する船員手帳で雇用契約が継続中（雇入中又は休暇下船中）の場合には必要ない。
	写真：2枚（縦5.5cm、横4cm） ※ 申請日前6月以内に撮影したもので単独、無帽、正面、上半身のもの
	航海中に上記申請事由①の期間が経過したときは、航海終了後1月間は書換え申請ができるが、その場合には、その事実がわかる書類（航海日誌の写し等） 身分証明の船員手帳の書換えの場合は、在留カード、特別永住者証明書又は旅券の提示 上記申請事由④の場合は、次に掲げるいずれかの書類を添付又は提示 （イ）在留カードの提示 （ロ）特別永住者証明書の提示 （ハ）氏名、性別、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書（申請日前1年以内に発行されたもの）の添付及び旅券の提示 ただし、難民にあっては、難民認定証明書及び旅券の提示で可
備 考	身分証明の船員手帳の書換えのときは、出頭者は申請者本人であること。 身分不証明の船員手帳の書換えのときは、申請者本人が出頭することを要しない。
	書換えされた船員手帳の有効期間は、書換えを受けたときから5年間
	現に雇入契約継続中の船員に対する書換えで、現有する船員手帳又は海員名簿により雇入関係が確認できる場合には、書換え後の船員手帳に現在の雇入契約に関する事項が記載される。
	現有する船員手帳に有効な健康証明書がある場合は、書換え後の船員手帳に健康証明書の有効期限が記載される。
	現有する船員手帳に「当直部員等証印」がある場合には、書換え後の船員手帳に転記される。 氏名、性別又は本籍が変更している場合には、船員手帳訂正申請書も提出する。 この場合、訂正手数料が別途必要（「3. 訂正申請」備考欄参照）

船員手帳再交付申請書（有効期間経過の場合）

第十四号様式（第三十三条、第三十四条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

記入例

収入
印紙

船員手帳再交付（書換え）申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

九州運輸局長 殿

ふりがな 申請者氏名 さつ ま じ ろう 薩 摩 次 郎 ⑨

性別（男）

昭和42年10月1日生

本籍 鹿児島県鹿児島市泉町18番地

現住所 鹿児島市谷山港二丁目○番△号

船員手帳の再交付（書換え）を受けたいので、船員法施行規則第32条（第34条）の規定により申請します。

記

原船員手帳番号

鹿児島 第○○○○○-3号

3. 船舶所有者の住所及び氏名又は名称

大阪府中央区大手前四丁目○番△号

アンゼン海運株式会社

3. 再交付（書換え）を受けようとする事由

有効期間経過

記載心得

- 1 外国人にあつては、「本籍」にかえて、その「国籍」を記載すること。
- 2 再交付を受けようとする事由には、原船員手帳が滅失し、又はき損した年月日、場所及び状況をも記載すること。
- 3 指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙をはらないこと。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

10. 船員手帳の記載事項証明申請（則 39 条）

乗船履歴の証明等のため、船員手帳の記載事項証明制度がある。

船員手帳の記載事項証明申請手続きは、次のとおりである。

事務取扱庁	運輸局等、運輸支局等
申請者	① 船員 ② 船員であったもの ③ 船長の就退職証明により証明を受けたもの
申請事由	海技従事者国家試験申請、航海当直部員認定等のための乗船履歴の証明とする。
必要書類	船員手帳記載事項証明申請書（一）（則 16 号/2 書式） 船員手帳記載事項証明書（二）（則 16 号/2 書式） } 2 枚 1 組 証明を受けようとする事項が記載された船員手帳
備考	申請者が必要とする事項のみを適宜記載したものでよい。 ただし、記載された期間内に船舶に関する事項に変更があった場合は、変更事項すべてについて記載すること。 記載事項が多い場合は二葉以上にわたって書いてもよい。 証明を受けようとする船員手帳は 2 冊以上でもよい。 船員手帳第六表・第七表に記載された事項のうち、第二号官庁印が押なつされていないものについては証明できない。 ※ 雇入（第六表）に第二号官庁印の押なつがあり、雇止（第七表）に官庁時間外で船内雇止となり船長のみの押印があるものは証明されない。 ただし、上記期間中に職務変更で第七表に第二号官庁印があるものは、その事項については証明される。

船員手帳記載事項証明申請書

第十六号の二様式（第三十九条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

(一)

記入例

収 入
印 紙

船員手帳記載事項証明申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

九 州 運 輸 局 長 殿

ふりがな さつ ま じ ろう
申請者氏名 薩 摩 次 郎 薩摩印
現 住 所 鹿児島市谷山港二丁目○番△号

別紙の船員手帳記載事項について証明を受けたいので、船員法施行規則第 39 条の規定により申請します。

記

1. 証明を受けようとする事項の記載されている船員手帳の番号及び交付年月日
鹿児島 第○○○○－2号 平成10年 3 月28日
鹿児島 第○○○○－3号 平成20年 3 月30日
2. 証明書の通数 1 通
3. 証明書の用途 海技従事者国家試験申請に添付するため

船員手帳記載事項証明書

第十六号の二様式（第三十九条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

(二)

記入例

船員手帳記載事項証明書

氏名 薩摩次郎 昭和42年10月1日生
 本籍 鹿児島県鹿児島市泉町18番地

船員手帳の番号及び交付年月日 鹿児島 第〇〇〇〇-2号 平成10年3月28日
 鹿児島 第〇〇〇〇-3号 平成20年3月30日

区別	年月日	船名	総トン数	主機の種類及び出力	航行区域又は従業制限及び従業区域	船舶の用途	職務
雇入	平成 17. 4. 2	第七星龍丸	1422 トン	ディーゼル機関 1471 キロワット	近海区域	貨物船	甲板員
変更	平成 20. 11. 5			キロワット			三等航海士
雇止	平成 22. 5. 1			キロワット			
雇入	平成 22. 7. 18	第 17 愛宕丸	440 トン	ディーゼル機関 735 キロワット	沿海区域	油タンカー	一等機関士
雇止	平成 26. 8. 12			キロワット			
雇入	平成 26. 10. 1	第一飛鷹丸	747 トン	ディーゼル機関 1471 キロワット	沿海区域	貨物船	二等航海士
変更	平成 27. 6. 22			キロワット			次席 一等航海士
雇止	平成 28. 4. 11			キロワット			
		以下余白		キロワット			
		船員手帳と照合し上記のとおり相違ない ことを証明する。		キロワット			
		平成〇年〇月〇日		キロワット			

九州運輸局長



記載心得

- 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。
- 証明を受けようとする事項について、日付順に記載すること。
- 区別欄には、雇入（就職）、雇止（退職）または変更の別を記載すること。
- 船名、総トン数、主機の種類及び出力、航行区域又は従業制限及び従業区域、船舶の用途、職務に変更があるときは、必ず、当該欄に変更後の事項を記載し、変更にならない事項の欄に斜線を引くこと。
- 雇止（退職）の記載をするときは、船名欄、総トン数欄、主機の種類及び出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、船舶の用途欄、職務欄は、斜線を引くこと。
- 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数欄に国際トン数を付記すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第3章 雇入契約の成立等の届出等

(法 37～38 条、則 18～21 条)

1. 雇入契約とは

雇入契約とは、船員と船舶所有者との意思の合致によって成立する諾成契約である。

雇入契約の意義については、特定の船舶において当事者の一方（船員）が相手方（船舶所有者）に対し労務に服することを約し、相手方が、これに報酬を与えることを約することによって成立する契約であるといえることができる。

したがって、雇入契約は、単に船舶を特定するという意味における乗船契約ではなく、特定の船舶において労務に服することを内容とする労働契約である。

船員法は、船員の雇用関係のうち特定の船舶における労務の提供をとらえて、この関係を雇入契約として把握し規制を加えているが、予備船員については、雇入契約に関する規定の一部を雇用契約と読み替えているのみで、特別の規定は設けられていない。（法 31 条）

(1) 雇入契約の効力

船員法で定める労働条件の基準は、船舶所有者が船員を使用する場合の最低の基準であるから、この法律で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については無効である。この場合、雇入契約は、その無効の部分について船員法で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなされる。（法 31 条）

(2) 雇入契約の締結前の書面の交付および雇入契約の成立時の書面の交付

船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あらかじめ、船員に対し、船舶所有者の名称又は氏名及び住所、給料、労働時間その他の労働条件等、定められた事項が明記された書面を交付して説明をしなければならず（法 32 条）、雇入契約が成立したときは、加えて締結した船員の氏名、住所、生年月日、締結した場所及び年月日を記載した書面を船員に交付し、写しを船内に備え置かななくてはならない。（法 36 条）

(3) その他

船員法における「雇入」、「雇止」は、雇用関係にある船員の「乗船」、「下船」を意味し、「雇用の開始」、「雇用の終了」と同義ではないことに注意を要する。

雇用主、会社役員、家族船員などは、「雇入」、「雇止」ではなく「乗船」、「下船」、船主船長においては、「就職」、「退職」が用いられる。

したがって、「雇用契約」とは別に船舶ごと、労働条件ごとに「雇入契約」が締結されることを法は求めているが、「雇用契約」と「雇入契約」を峻別していないケースもあるので、契約内容の吟味は慎重を期されたい。

船員雇入契約書

作成例

船員雇入契約書

アンゼン海運株式会社 (甲) と船員 関本 機一 (乙) は、以下の条件に基づき雇入契約を締結する。

雇入期間	期間の定めなし		
乗り組む船舶	名称	第一アンゼン丸	総トン数 740トン
	用途	油タンカー	就航航路又は操業海域 沿海区域
従事する職務	機関長		
給料その他の報酬の決定方法及び支払い	1. 基準労働期間 ○月(始期 ○年○月○日)		
	2. 労働時間 (1) 週平均1日8時間 (2) 1週当たり40時間以内 (3) 上記のほか、労使協定による所定時間外労働を行うことあり		
給料その他の報酬の決定方法及び支払い	3. 休息時間 1日1時間以上		
	4. 休日 (1) 1週間当たり1日 (2) 基準労働期間につき、平均週2日		
給料その他の報酬の決定方法及び支払い	5. 休暇 連続勤務1年につき、有給休暇○日		
	1. 給料その他の報酬の決定方法 (1) 基本賃金の額 〇〇〇,〇〇〇/月 (2) 諸手当の額又は決定方法 ① 乗船手当 ② 家族手当 ③ タンカー手当 ④ 時間外割増手当 ⑤ 補償休日労働手当 ⑥ 上記のほか、□□等の作業に従事した場合、作業手当を支給		
給料その他の報酬の決定方法及び支払い	2. 給料その他の報酬の支払い (1) 支払い方法：乙の指定する口座に全額振込 (2) 賃金支払日：毎月〇〇日 (3) 賃金支払時の控除：所得税、社会保険料控除		



災害補償	1. 労災保険：加入 2. 船員保険：加入 3. 雇用保険：加入 4. 民間の災害保険：P&I 保険 5. その他の災害補償： 1. 退職 乙の都合で退職するときは、退職する○日前までに甲に届け出ること。 2. 解雇 甲は、乙が著しく職務に不相当であると認めるときは解雇することができる。この場合、理由を付した書面により乙に通知する。 3. 休職 乙が疾病により業務に従事することができないときは、遅滞なくその旨を甲に届け出ること。 4. 制裁 乙が職務上の義務に違反し、又は業務を怠ったときは、甲は、書面による通知の上、休職、減給、戒告等の処分を行う。 5. 契約解除 甲又は乙は、24時間以上前に書面により申し入れた場合は、本契約を解除することができる。上記にかかわらず、甲の都合により契約を解除するときは、甲は乙に1ヶ月前までに通知することを原則とし、当該通知を行うことができない場合は、乙に1か月分の給料を補償する。 1. 本契約が終了したとき若しくは甲又は乙が本契約を解除したときは、甲は乙の下船地から居住地までの送還を行う。 2. 下船の理由が乙の責に属する場合、甲が送還を行ったときは、乙の帰着後、甲は乙に送還費用を請求する。 予備船員制度：有 予備員を、陸上勤務員、待機員、研修員及び休職員に分ける。
送還	1. 本契約が終了したとき若しくは甲又は乙が本契約を解除したときは、甲は乙の下船地から居住地までの送還を行う。 2. 下船の理由が乙の責に属する場合、甲が送還を行ったときは、乙の帰着後、甲は乙に送還費用を請求する。 予備船員制度：有 予備員を、陸上勤務員、待機員、研修員及び休職員に分ける。
予備員制度又は交棒乗船制の概要	以上を証するため本契約書2通を作成し、各自記名の上、それぞれ1通ずつ保有する。
契約締結日・場所	平成○年○月○日
船舶所有者の名称等	住所 大阪市中央区大手前四丁目○番△号 アンゼン海運株式会社 氏名又は名称 代表取締役 安 全 一
船員の氏名等	住所 奈良市法華寺町〇〇×× 氏名 関本 機一 生年月日 昭和60年10月16日

船員雇入契約書

アンゼン海運株式会社（甲）と船員 海原航二（乙）は、以下の条件に基づき雇入契約を締結する。

雇入期間	期間の定めなし
乗り組む船舶	船員就業規則に掲げる船舶のうち、甲が指定する船舶。
従事する職務	次席一等航海士(但し、船長下船時等に一等航海士の職務を行うこと有)
基準労働期間、労働時間、休息時間、休日、休暇	基準労働期間、労働時間、休息時間、休日、休暇 船員就業規則第〇条乃至第〇条に定めるところによる。 また、乙には船員法に定める休息時間が付与される。
給料その他の報酬の決定方法及び支払い	基本給 〇〇〇, 〇〇〇円/月（歩合制度なし） その他の報酬、給与等の支払方法については、船員就業規則第〇条乃至第〇条に定めるところによる。
災害補償	乙は、労働者災害補償保険法及び船員保険法に基づく給付による外、船員就業規則第〇条乃至第〇条による給付を受けることができる。
退職、解雇、休職及び制裁	※退職、解雇、休職及び制裁につき、該当する船員就業規則の条項を明示する。 また、雇用保険法に基づく失業給付や契約解除申し入れの期限、解雇通知期限やその補償など特記すべき事項を明示する。
送還	船員就業規則第〇条乃至第〇条に定めるところによる。
予備員制度又は交替乗船制の概要	予備船員制度有。詳細は船員就業規則第〇条乃至第〇条に定めるところによる。

以上の契約を証するため本契約書2通を作成し、各自記名の上、それぞれ1通ずつ保有する。

契約締結日・場所	平成 〇 年 〇 月 〇 日
船舶所有者の名称等	住 所 大阪市中央区大手前四丁目〇番△号 アンゼン海運株式会社 氏名又は名称 代表取締役 安 全 大 一 ⑩ 
船員の氏名等	住 所 神戸市中央区海岸通△番地 氏 名 海 原 航 二  生 年 月 日 平成 7 年 3 月 2 0 日

(4) 雇入契約の成立等の届出

平成 17 年 4 月 1 日施行の船員法改正を機に、雇入契約の成立については公認制から届出制に移行した。

届出制に移行後も、雇入契約のチェックは必要であり、法第 38 条には、「国土交通大臣は、届け出られた雇入契約が航海の安全又は船員の労働関係に関する法令の規定に違反するようなことがないかどうか、また、当事者の合意が充分であったかどうかを確認する」旨の規定があり、問題がある場合には、法第 101 条に基づく是正命令その他の措置が講じられる。

このため、雇入契約の成立等の届出の際には、形式的審査のみならず、法第 38 条に基づく内容についての確認が行なわれ、当該内容が基準を満足しない場合には、届出が受理されないので注意が必要である。

雇入契約の届出は、「雇入」、「雇止」、雇入契約の「変更」、「更新」について届け出ることとされており、届出書の外、「海員名簿」、「船員手帳」、「海技免状や小型船舶操縦免許証など必要とされる資格証明書」その他必要書類を窓口に提示し、適正であることが確認されれば、海員名簿と船員手帳の該当箇所に官庁印が押印される。

次頁以降に、雇入契約の届出につき、類型ごとに必要な書類や留意点、取扱庁などについての説明を纏めたので、参考とされたい。

<雇入契約の成立等の届出の必要書類>

書 類	内 容
雇入（雇止）届出書（第6号書式） 雇入契約（更新）届出書（第8号書式）	多数の雇用主が関与する場合はそれぞれに作成
海員名簿 （海員名簿第六表（以下、「クルーリスト」という。）含む）	新調製又は再調製、記載事項に変更が生じた海員名簿を提示するとき ① 船舶国籍証書 ② 船舶検査証書 ③ 船舶検査手帳→機関出力の確認 ④ 船舶件名表→居住環境改善船 → 電子海図情報表示装置(ECDIS)搭載船 ※ 搭載義務のない船舶であっても ECDIS を搭載している場合は、搭載時期を明記した設置証明(メーカーが証明したものに限る) ⑤ 漁船登録票 等
回り休暇制ローテーション表	回り休暇制を採用する場合
船員手帳	有効な健康証明（船員手帳第十四、十五表） 船員保険、労災保険、雇用保険に加入していることの証明
資格証明書等 （※資格等を要する場合に限る）	職務を遂行するに必要な資格 ・海技免状又は小型船舶操縦免許証 ・無線従事者免許証等 ・医師免許証 ・衛生管理者適任証書 ・衛生担当者適任証書 ・救命艇手適任証書 ・限定救命艇手適任証書 ・危険物取扱責任者の証印 ・航海当直部員の証印 ・旅客船教育訓練修了者の証印 ・RO-RO 旅客船教育訓練修了者の証印 ・特定高速船教育訓練修了者の証印 ・船舶料理士資格証明書 ・調理教育修了等証明書 ・消火作業指揮者適任証書 等
雇入契約書の写し、就業規則、労働協約等	労働関係に関する事項を証する書面
船員派遣事業許可書、船員派遣契約書の写	船員派遣事業者から派遣を受ける場合
在籍出向契約書の写	在籍出向の場合
船舶管理契約書の写	船舶管理会社が管理を受託している場合
回航請負契約書等の写	回航等を請け負った場合
マルシップ船	①日本人船員の船員個票 ②外国人職員の日本の海技免状又は締約国資格受有者承認書 ③外国人員外航海（機関）士は、本国政府が発給する資格証明書（海技免状）で可 ④外国人船員の健康証明書
船舶職員乗組基準特例許可書	乗組み基準特例許可(職員法 20 条)を受けている場合

＜売船等により乗船者全員を雇止する場合の必要書類＞

書 類	内 容
雇入（雇止）届出書（第 6 号書式）	届出者は船舶所有者
海員名簿	船舶所有者は 3 年の保管義務
船員手帳	
売買契約書の写し	売買により船舶所有者が変更になった場合
抹消登録事項証明書	船舶原簿から抹消された場合 （解撤等、沈没、行方不明など）
法 19 条に基づく航行報告書 （海難報告書）	沈没、行方不明等
職員法の適用外の船舶の確認を受けた証明書	係留船またはそれに準ずる船舶となった場合

☆ 乗組み基準と乗船基準（特例について）

職員法 18 条は、「乗組み基準」に従い船長及び船長以外の船舶職員として、その職務に必要な資格を有する海技士（以下、「法定職員」という。）を乗組ませなければならないと定めているが、以下の場合には、乗組み基準によらないことの特例の許可を受けることができる。

＜乗組み基準の特例＞（職員法 20 条、職員規則 63 条）

国土交通大臣は、下記の事由により、乗組み基準によらなくても航行の安全を確保することができる船舶については、船舶所有者の申請により、乗組み基準によらないことを指定する職の船舶職員として乗り組ませるべき海技士の資格を指定して行うほか、船舶の航行の安全を確保するために必要と認める限度において、条件又は期限を付し、または変更し、許可することができる。

1. 船舶が特殊の構造又は装置を有していること。
2. 航海の態様が特殊であること。
3. 入渠し、又は修繕のため係留していること。
4. 本邦以外の地を根拠地としても専らその近傍において漁業に従事すること。
5. 本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、条約の締約国が発給した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされていること。
6. そのほか、乗組み基準において考慮された船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由

＜乗船基準の特例＞（職員法 23 条 / 32、職員規則 131 条）

国土交通大臣は、航海の態様が特殊であることその他の国土交通省令で定める事由により、乗船基準によらなくても航行の安全を確保することができる小型船舶については、船舶所有者の申請により、乗船基準によらないことを許可することができる。

<職員法の適用外の船舶の確認を受けた証明書>

乗組み基準の特例許可については、前に記述したとおりであるが、以下のように船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用船が適用外の船舶になった場合は、「法の適用外であることの確認」を受け、証明してもらうことで、法定職員を配乗する必要がなくなるため、乗組員全員の雇止が可能になる。

※ 職員法が適用されない船舶

職員法 2 条 1 項	係留船その他国土交通省令で定める船舶
職員法規則 2 条 2 号	上記の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 ① 長さが 3 メートル未満であり、推進機関の出力が 1.5 キロワット未満である船舶であって、国土交通大臣が指定するもの ② 係留船、被えいはしけその他これらに準ずる船舶 ③ 国土交通大臣が指定する水域のみを航行する船舶 ④ 前 3 号に掲げる船舶のほか、船舶の航行の安全の確保に支障がないものとして告示で定める船舶
職員法事務取扱要領 79 条	1 職員規則 2 条の「係留船」とは、灯船、倉庫船、係留練習船その他一定の場所に係留されている船舶（小型船舶以外の船舶にあつては、運航の用以外に供されるものに限る。） 2 職員規則 2 条の「その他これらに準ずる船舶」とは船舶安全法施行規則 2 条 2 項 5 号に規定する船舶（係船中の船舶）その他上架して航行の用に供しない船舶

(参考) 職員法事務取扱要領 80 条

地方運輸局等は、船舶所有者から前条の船舶であることの確認の申請があった場合は、申請書 2 枚を提出させ、調査の上、事実であると認めるときは、その申請書の 1 通に次の文例により奥書きして官庁印を押印し、当該申請書に交付する。

[例] 右(上記)確認する。
年 月 日 局の名称 官庁印

2. 雇入届出

(1) 事務取扱庁（雇入届出・変更届出・更新届出を含む。）

① 則 22 条に規定する一括届出の許可を受けた船舶

一括届出の許可をした運輸局等または許可をした運輸局等が特に指定した運輸支局等または指定市町村のみにおいて行う。

② 上記以外の船舶

運輸局等、運輸支局等及び指定市町村において行う。

(2) 書類の確認

雇入契約の成立等の届出をする場合は、提出書類及び提示書類について、次の事項について注意、確認をすること。(P46 参照)

① 届出者

原則：船長

例外：i 船長が届け出ることができないまたは一括届出の許可を受けている売船、解撤等で全員を雇入する場合は、船舶所有者。

ii 船舶所有者が自己に属する船舶に自ら船長として乗組んでいる場合で当該船長が死亡したとき、当該船長に代わり職務を行うべき乗組員が存しているときはその者

② 必要な資格証明書と各保険加入状況が揃っていることを確認する。

③ 「雇入届出書」については、次の事項に注意する。

イ 記載事項を「海員名簿」第一表・第二表（船名、船舶所有者等）・第四表（雇入契約に関する事項）及び「船員手帳」第一表（船員手帳番号）・第三表（氏名及び年令）・第六表・第七表（雇入契約関係）と照合する。

ロ 「船舶所有者」は、法 5 条に規定する当該船員を雇用する者。

ハ 「航行区域又は従業制限及び従業区域」は、漁船にあつては漁業許可書等の操業区域のうち、実際の操業区域に該当する従業区域（甲・乙・丙）を記載する。

ニ 「主機の出力」には、船舶検査手帳の様式中「(5) 検査の記録」、小型船舶の場合は検査手帳に記載されたキロワット数を記載する。

※ キロワット数：「馬力」×0.7355（小数点以下は切り捨て）

ホ 一括届出許可を受けている場合は、届出書の「船舶番号、船名、総トン数」欄及び船員手帳の船名欄に「一括届出（〇〇航路）」等と記載する。

※ 船員手帳の「総トン数」、「主機の種類及び出力」、「航行区域又は従業制限及び従業区域」、「船舶の用途」の各欄及び「船長の住所及び氏名」欄には斜線を引く。

④ 「海員名簿」については、次の事項に注意する。

イ 第一表及び第二表の船舶及び船舶所有者に関する記載事項に誤りがないこと。

ロ 次の場合には、必ず、船舶国籍証書、船舶検査証書、船舶検査手帳（居住環境改善船、ECDIS 搭載船に関しては船舶件名表）、漁船登録票等船舶及び船舶所有者に関する事項を証する書面を提示し、記載事項との照合を受けること。

- i 新たに調製し、又は再調製した海員名簿を提示するとき。
 - ii 船舶に関する事項の変更について届出をするとき。
 - iii その他、記載事項に不審な点があるとき。
 - ハ 第四表の雇入契約に関する記載事項と届出書の記載事項が一致し、船員の確認印（拇印でもよい）又は署名があること。
 - ※ 船員の死亡、行方不明その他やむを得ない事由がある場合は除く。
 - ※ 船舶に関する事項の変更の届出の場合は、第四表への記載は不要である。
 - ニ 家族船員が乗下船する場合は、第五表に記載すること。
 - （船主船長の就職証明については P89 参照）
 - ホ クルーリストについては、次の事項を確認しながら記入すること。
 - (P64 参照)
 - i 船舶及び船長に関する記載事項は、第二表の記載事項と一致していること。
 - ii 1 日の最長航行時間欄の該当する時間を○で囲んでいること。
 - iii 法 72 条の指定欄の有無欄、警報装置の有無欄及び自動操舵装置の有無欄に有無を記載していること。
 - iv 船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人の住所及び氏名又は名称欄及び船員を使用する者の住所及び氏名又は名称欄について、船員派遣事業、在籍出向等の形態が採用されている場合には、確認できる契約書、許可証を確かめること。
 - v 乗組員名簿欄には、当該船舶に乗り組む者に関する内容を全て記載すること。
- ⑤ 滅失、き損等により、海員名簿の提示ができないときは、次の事項に留意する。
 （則 20 条）
- イ 船舶の沈没、滅失等により海員名簿が滅失・き損した場合は、法 19 条に基づく報告（航行に関する報告）により、滅失・き損の事実が確認できること。
 - ロ 雇入届出書を 2 通提出すること。
 - ※ 1 通は届出書正本であり、他の 1 通は海員名簿代用として還付される。
 - これらの届出書には、船員の死亡、行方不明その他のやむを得ない事由がある場合を除き、船員の氏名及び年令欄に確認印（拇印でも可）又は署名が必要。
 - ハ 雇止の届出に合わせて、雇入れ、更新または変更の届出があったときは、船員の死亡、行方不明その他のやむを得ない事由がある場合を除き、それぞれの届出書各 1 通に船員の確認印又は署名があること等その内容を船員が確認していることを確かめること。
- ⑥ 「船員手帳」については、次の事項に注意すること。
- イ 有効期間が経過していないこと。
 - ロ 第六表・第七表（雇入契約関係）の記載事項は、海員名簿及び雇入届出書の記載事項と一致すること。
 - ハ 年令 18 年未満の船員の雇入の届出のときは、年令 18 年に達する年月日欄にその年月日を朱書すること。

- ニ 第十一表（船員保険関係）に、以下のいずれかがあることを確認すること。
- i 「船員保険記号番号」、「資格取得年月日」及び「船舶所有者の氏名又は名称（印）に記載がある。
 - ii 「船員保険被保険者証の写し」が添付されている。
 - iii 「船員保険被保険者資格取得届の写し」が添付されている
- 上記の記載等により、船員保険の加入の有無が確認できない場合は、雇入手続きができないことがあるので注意すること。

（根拠：「船員法保険未加入者に対する対応について」（平成16年12月8日国海働第174号））

- ホ 第十二表（労働者災害補償保険関係）に、「労働保険番号」及び「船舶所有者の氏名又は名称（印または署名）」に記載または記載したものの添付があること。

- へ 第十三表（雇用保険関係）に、「被保険者番号」、「資格取得年月日」及び「船舶所有者の氏名又は名称（印または署名）」に記載または記載したものの添付があること。

- ト 第十四表・十五表（健康証明書）に、則57条各号に掲げる医師により最近1年内において、則2号表健康検査合格標準表の標準に「合格」と判定された旨の表示、船員および医師の署名、指定医の印があること。

※ 「医師の指示及び就業上の注意事項」欄に、就業制限が記入されている場合は注意すること。

※ 甲板部の職員及び部員にあって、航海当直をおこなう者は「見張り業務適Fit for look-out duties」と記載されていること。

※ 調理に従事する船員（司厨員等）の健康証明書については、必ず「検便検査（虫卵）」を受け合格していること。

※ 満35才以上の健康証明については、生活習慣病の検診が必要であるが、検査中であり、かつ、備考欄に「判定が出るまで一応就業可」の記載があれば差し支えないが、受診日より3月以内であること。

※ 外航航路に就航する船舶に従事する船員については、判定欄には次の例により英訳が付記されていること。

例) 「合格」 = 「Normal」又は「Physical Fit」

その他 ・Examinee is qualified

・Within normal limit

・Physically normal and fit to work

- チ 船員手帳が次のいずれかに該当するときは、書換え、再交付又は写真のほり換え申請をし、有効な船員手帳を有すること。ただし、本人の出頭が必要なため注意すること。

- i 有効期間が経過しているとき。
- ii 第六表～第十五表に余白が無い（無余白）とき。
- iii き損しているとき。
- iv 写真が本人であることを認めがたいとき。

※ 詳細は「第2章船員手帳」参照

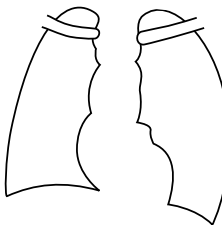
- ⑦ 各種資格証明書については、本人のものであることを確かめること。

健康証明書欄

(十四) table14

健康証明書 Medical Certificate					
This certificate is issued under provision of I /9 of STCW convention, 1978. as amended.					
身長 Height	cm	検尿 Urinalysis	蛋白 Albumin		
体重 Weight	kg		糖 Sugar		
腹囲 Abdominal Circumference	cm	血液型 Blood type			
肺活量 Breathing capacity	有効期間要確認。 (有効期間 2 年)		血圧 Blood pressure		
運動機能 Physical ability			血糖 Blood glucose		
色覚 Color vision (最近の検査日及び有効期限) (Date of last exam. And expiry date)			血中脂質検査 Blood lipid exam.	LDL コレステロール LDL cholesterol	
裸眼視力 (矯正視力) Distance vision unaided (Distance vision aided)	右 Right () 左 Left () 両 Combined ()	中性脂肪 Triglyceride			
聴力 Unaided hearing	右 Right () 左 Left ()	HDL コレステロール HDL cholesterol			
握力 Grip	右 Right 左 Left	肝機能検査 Hepatic function exam.	GOT Glutamic oxaloacetic transaminase		
検便 Stool exam.	虫卵 Parasite egg		GPT Glutamic pyruvic transaminase		
	ヘモグロビン Hemoglobin		γ-GTP γ -glutamyl transpeptidase		
船舶調理師、司厨員等のうち調理を担当する者は必ず受けること。					

(十五) table15

胸部 エックス 線検査 Chest X-ray exam.	撮影年月日 Date of photographing		既往症 Medical history	
	フィルム番号 Film No.		家族歴 Medical history of family	別表 1、2 の記載内容に注意
			医師の指示及び就業上の注意事項(見張り業務の適・不適、就業上の制約等) Instruction (Fit or unfit for look-out duties, limitations for service at sea. etc.) by doctor	
			備考 Remarks	
かくたん検査 Sputum exam.			判定 Diagnosis	
心電図検査 Electrocardiogram exam.			判定年月日 Date of diagnosis	
			有効期限 Expiry date (1 year from diagnosis)	
船員の署名 Signature of holder of this certificate	必ず本人が署名していること。			航海中に有効期間が満了したときは、「当該期間満了後 3 月を限度」に、その航海が終了するときまで、なおその効力を有する。(則 56 条 2 項)
医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital	必ず医師の署名があること。 Ⓢの印が押印されていること。			

(別表 1)

色覚検査結果に応じた健康証明書への記述内容

色覚検査結果に応じた「色覚」欄、「医師の指示及び就業上の注意事項」欄及び「備考」欄への記述内容は、次のとおりとする。

色覚検査結果	「色覚」欄	「備考」欄	「医師の指示及び就業上の注意事項」欄
① ・石原表：正常	正常 Normal		
② ・石原表：正常以外 ・パネル D-15：合格	国交省基準合格 Adequate		
③ ・石原表：正常以外 ・パネル D-15：不合格 ・特定船員色識別適性確認表：合格	国交省基準合格 Adequate	色識別確認－合格 Check for color vision - pass	船長、甲板部職員・部員、救命艇手不可 Unfit for master, deck officer and rating, lifeboatman
④ ・石原表：正常以外 ・パネル D-15：不合格 ・特定船員色識別適性確認表：不合格	国交省基準不合格 Inadequate		船長、甲板部職員・部員、機関部職員・航海当直部員、無線部職員、救命艇手不可 Unfit for master, deck officer and rating, engineer officer and watch rating, radio operator, lifeboatman

○色覚の合否基準

- イ) 石原色覚検査表国際版 38 表により色覚が正常であるか否かを検査する。検査の結果、正常と判定された場合には、合格とする。
- ロ) 石原色覚検査表国際版 38 表により色覚が正常でないと判定された場合には、次に、パネル D-15 による検査を行い、パスするか否かを判定する。検査の結果、パスした場合には、合格とする。
- ハ) パネル D-15 による検査の結果、パスしなかった場合には、「特定船員色識別適性確認表」により、色の識別が行えるか否かを確認する。確認の結果、色の識別を行えた場合には、合格とする。色の識別を行えなかった場合には、不合格とする。

(別表2)

視力検査結果に応じた健康証明書への記述内容

視力検査結果に応じた、「医師の指示及び就業上の注意事項」欄及び「備考」欄への記述内容は、次のとおりとする。

業務経験	矯正視力による検査結果	「備考」欄	「医師の指示及び就業上の注意事項」欄
1年未満	① 両眼共に0.5号以上		
	② ①に満たず、且つ 両眼共に0.4号以上		船長、甲板部当直職員・部員不可 Unfit for master, deck watch officer and rating
	③ ②に満たず、且つ 両眼での視力0.4号以上		船長、甲板部当直職員・部員、無線部職員不可 Unfit for master, deck watch officer and rating, radio operator
	④ 両眼視力0.4号未満	※判定不合格となるため、記述無し。	
1年未満	① 両眼共に0.5号以上		
	② ①に満たず、且つ 両眼共に0.4号以上		
	③ ②に満たず、且つ 両眼での視力0.4号以上		
	④ 両眼視力0.4号未満		

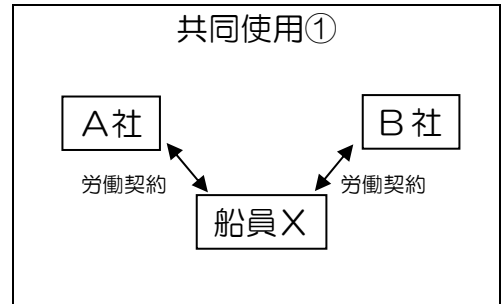
＜複数の当事者が関与する労働関係について＞

船舶所有者と船員との労働契約は、1対1の単純な形態のみならず、複数の当事者が関与するケースも各種想定される場所である。

ここでは、それらを類型ごとに紹介することで、理解の一助にしていきたい。

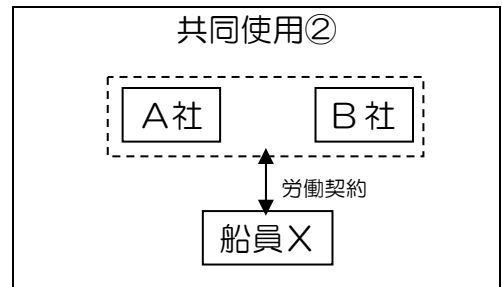
◎ 共同使用の場合（その1）

船員Xが、A社及びB社と各々労働契約を締結する場合である。



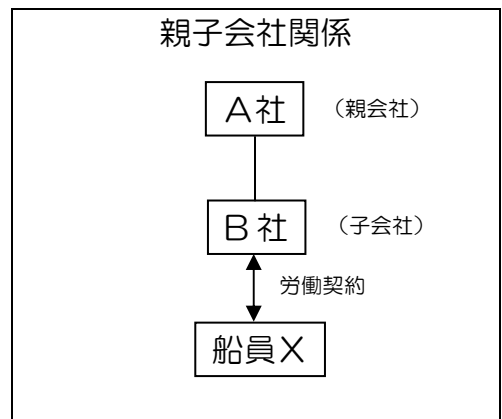
◎ 共同使用の場合（その2）

船員Xが、A社及びB社の共同体と労働契約を締結する場合である。



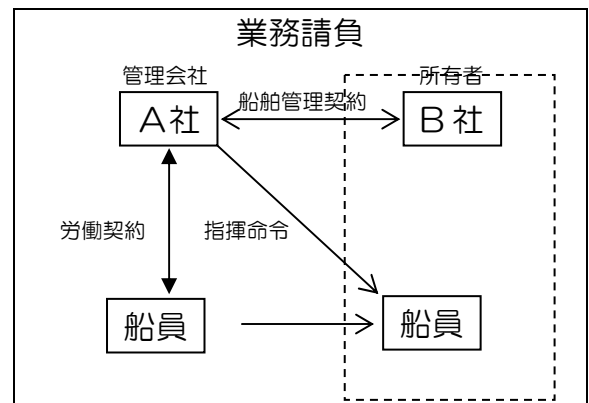
◎ 親会社と会社の関係

船員Xが、A社の子会社B社と労働契約を締結する場合である。



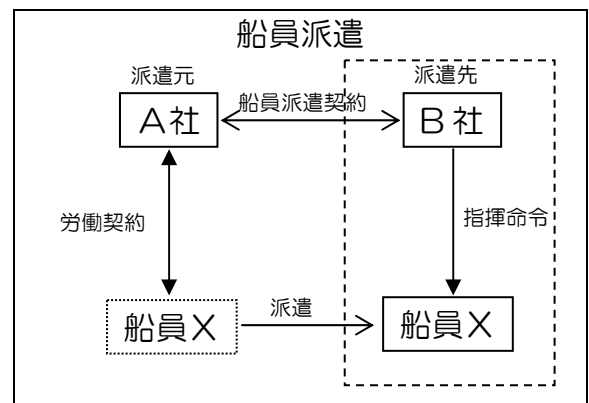
◎ 業務請負の場合

A社とB社は船舶管理契約を締結し、A社が船舶の運航管理・船員の配乗乗務を請負い、A社の船員がB社の所有船で就労する場合である。



◎ 船員派遣の場合

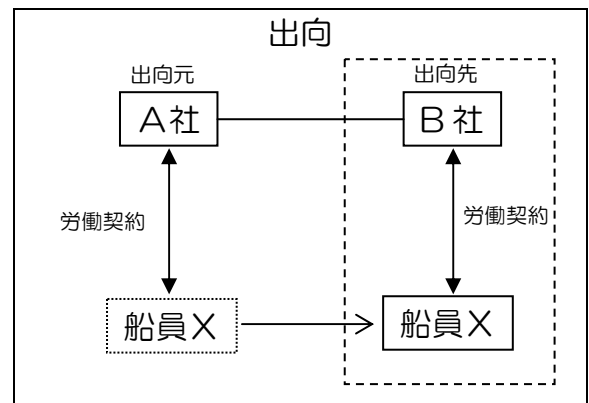
A社と労働契約を締結した船員Xが、A社と船員派遣契約を締結した派遣先B社に派遣され、B社の指揮命令下で、就労する場合である。



◎ 出向の場合

A社と労働契約を締結した船員Xが、A社からB社に出向し、出向期間中は、B社との労働契約の下、B社の船員として就労する場合である。

※ 出向が基本的に緊密な資本関係が存する等のグループ間の移動であって、下記に掲げるような目的を有するものであることを雇入契約の成立等の届出の際のヒアリング等を通じて確認できた場合には船員労務供給事業に該当しないものとして取り扱われる。この場合の雇入契約の成立等の届出を行う船舶所有者は、船員に給与を支払っている出向元事業主となる。



- ① 船員を離職させることなく、関係会社において雇用機会を確保するため
- ② 技術指導のため
- ③ 出向の対象となる船員の能力開発の一環として実施するため
- ④ 企業グループ内の人事交流の一環として実施するため

注：雇入契約の成立等の届出時に窓口でヒアリングを受ける場合には、確認に相当の時間を要することが予想されるため、出航スケジュール等への影響を考慮し、事前に運輸局等または運輸支局等の船員職業安定法事務担当課の確認を受けることが望ましい。

(3) その他の留意点

- ① 船員職業安定法 50 条 (※1) の規定に違反して供給された船員の雇入でないこと及び同法 54 条 1 項 (※2) の規定に違反して派遣された船員の雇用でないこと。

イ 雇入届出書、クルーリスト及び船員手帳の船舶所有者が同一であることを確かめること。

ロ 船舶所有者が同一で無い場合には、船員派遣事業者からの派遣船員、在籍出向者、船舶管理会社等が考えられる。

※1 船員職業安定法 50 条：船員労務供給事業の禁止
(無料船員労務供給事業を除く。)

※2 船員職業安定法 54 条 1 項：船員派遣事業の禁止
(船員派遣事業の許可を受けた場合を除く。)

- ② 雇入関係成立の際、法 32 条 (及び則 16 条) の規定による所定の労働条件の明示、書面が交付されていることについては雇入契約書を提示すること。

- ③ 海員名簿及び届出書に記載された給料及び手当の額が、最低賃金法、労働協約又は就業規則に違反していないこと。

・「給料」については、最低賃金法で定める最低賃金額 (P229 参照) を上回っていること。(給料と手当の合算額が上回っていればよい。)

・「手当」については、「就業規則による」「雇入契約書に依る」旨の記載でもよい。

- ④ 海員名簿及び届出書の「その他の条件」の記載については、次のいずれかの方法によること。

イ 所轄運輸局等の長の届出受理証明のある就業規則を提示の上、「就業規則に依る」と記載する。

ロ 「船員雇入契約書」の写しを提示の上、「雇入契約書に依る」と記載する。

※必要に応じ、届出受理証明のある「就業規則」の提示が必要。

ハ 昇給基準、基準労働期間、労働時間、休日、有給休暇、災害補償、送還等の具体的な労働条件をなるべく詳細に記載する。

- ⑤ 船員手帳及び届出書の「備考」欄には、「新規雇用」、「社内転船」、「予備船員の雇入」等の別を記載すること。

(4) 「定員」の確認

クルーリスト及び就業規則により確認すること。

- ① 所定数の船舶職員又は小型船舶操縦者の乗組み

職員法 18 条または 23 条ノ 31、職員法施行令別表第 1 又は別表第 2 参照

- ② 安全最少定員の海員の乗組みに関する以下の事項 (法 69 条、70 条)

「船員法の定員規制について (平成 18 年 2 月 7 日付け国海働第 152 号)」により確認する。

i 甲板部の定員関係

別紙 1 「定員フロー図」 (P73 参照) に基づき確認する。

ii 機関部の定員関係

別紙 1 「定員フロー図」 (P74 参照) に基づき確認する。

iii 出入港作業の要員について

クルーリストに記載されている乗組員の合計人数から、出入港作業が十分行えることを口頭により確認する。

上記 i ~ iii のいずれかが満たされない場合、法 70 条違反となる。

<注意>

- ・「自動操舵設備を有していない小型の船舶（総トン数 200 トン未満）」については、操舵席からの全周囲視界確認（P84 参照）のこと。
- ・ 700 トン以上の船舶で居住環境改善船の場合は、海員名簿第三表または船舶検査手帳別冊船舶件名表の居住設備の欄の記載を確認すること。

③ 「回り休暇制」を採用している船舶の雇人契約の届出については、「いわゆる回り休暇制を採用している船舶の雇人契約の公認申請時等の審査について（平成 17 年 2 月 21 日付国海働第 217 号）」に基づき記載すること。（記載例 P〇参照）

ただし、航海予定が定まらない等により、ローテーション表により減員する日数が明確にできないものについては、回り休暇制は認められないので、乗下船の都度、通常の雇人等の届出をすることになる。

なお、航海時間の短いものが定期的にあることが明確であり、その際に減員することがローテーション表により明確にできるものについては、この限りでない。

④ 船員法上の部門間兼務の取扱い (H17. 2. 24 国海働第 197 号)

船員法上の部門間兼務の実施について

(対象範囲)

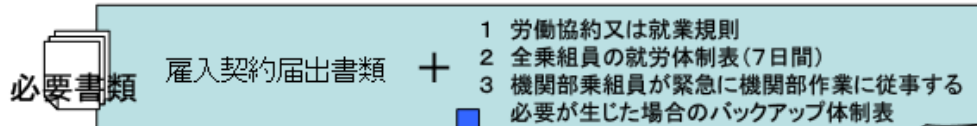
船舶職員及び小型船舶操縦者法上の法定職員間の兼務以外は可能となります。
ただし、船長の兼務は認められません。

(認められる例) 一等機関士兼甲板部員、司厨長兼甲板部員

(実施までの流れ)

届出

部門間兼務に係る雇入契約の届出を行ってください。



審査

審査のポイント

- ・所定の労働時間の遵守
- ・適正な航海当直体制の維持
- ・機関部に専任の担当者がある
- ・非常時の補助体制が確立している

暫定的な兼務雇入

6ヶ月の暫定期間として兼務雇入を認める。

6ヶ月

暫定期間終了

受検のため、受検希望港を管轄する運航労務監理官(船員労務官)へご連絡ください。
(運航労務監理官(船員労務官)の連絡先は別添のとおり)

運航労務監理官(船員労務官)の検査

届出の際に審査した内容が遵守されているかを確認

合格

1月以内に受けないと無効になるため注意願います。

2年間

1ヶ月

地方運輸局の承認

最寄りの地方運輸局に出向いていただき、海員名簿に兼務雇入の承認をもらってください。

更新

兼務雇入を続けていく場合、2年ごとに更新することとなります。

(注)兼務の内容に変更があった場合は、改めて届出をする必要があります。

⑤ 医師の乗組み（法 82 条）

船舶所有者が医師を乗り組ませなければならない船舶は、次のとおりである。

- i 遠洋・近海区域を航行する総トン数 3000 トン以上、最大とう載人員が 100 人以上の外航船舶
- ii その他法 82 条 2 号、3 号に掲げる船舶

※ 詳細については、第 8 章第 12 節「医師の選任」参照

⑥ 資格を必要とする職務とその資格・根拠法令

以下に掲げる職務については、資格証明書等の提示等により確認する外、海員名簿及び船員手帳の職務欄に当該職務の記載があること。

資格を必要とする職務	資格証明書等	根拠法令
船舶職員（※1）	海技免状	職員法 4 条、7 条
小型船舶操縦者（※2）	小型船舶操縦免許証	職員法 23 条の 2、23 条の 5
甲板部職員（※3）	無線従事者免許証等	職員法 18 条 3 項
船舶料理士	船舶料理士資格証明書	船舶料理士に関する省令 1 条
安全担当者（※4）		労安則 2 条
衛生担当者	海技免状または 衛生担当者適任証書	労安則 7 条
消火作業指揮者	海技免状 または 消火作業指揮者適任証書	労安則 6 条の 2
医師	医師免許証	医師・衛生管理者省令 1 条
衛生管理者	衛生管理者適任証書	法 82 条の 2
救命艇手	救命艇手適任証書	法 118 条
限定救命艇手	限定救命艇手適任証書	救命艇手規則 2 条 2 項
航海当直部員（※5）（※6）	航海当直部員の証印（職種別） 甲板部海技免状 （甲板部の一人当直の場合）	法 117 条の 2
タンカーに乗組む危険物等 取扱責任者（※7） 船長・一等航海士 機関長・一等機関士	甲種危険物等取扱責任者の証印 （タンカーの種別に応じたもの） ☆「登録学科講習の修了が必要」	法 117 条の 3
上記以外の職務	乙種危険物等取扱責任者の証印 （タンカーの種別に応じたもの）	
液化天然ガス等燃料船に乗 組む危険物等取扱責任者 （※7） 船長・一等航海士 機関長・一等機関士	甲種危険物等取扱責任者（低引火 点燃料）の証印	法 117 条の 3
上記以外の職務	乙種危険物等取扱責任者（低引火 点燃料）の証印	

引火性液体類等を常時 運送する船舶の甲板部の安全担当者 (※4)	甲種危険物等取扱責任者の証印 (タンカーの種別に応じたもの) ☆「登録安全担当者講習」を修了しているか承認証が必要 (※4)	労安則 3 条 2 項
六級海技士 (航海) 同等認定 (※ 8)	船員手帳官庁記事欄にその旨記載	H19. 3. 30 国海働 171 号

(※1) 船舶において、船長の職務を行う者 (小型船舶操縦者を除く。) 並びに航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士をいう。

(※2) 小型船舶 (総トン数 20 トン未満の船舶及び職員法 2 条 4 項に規定する船舶の船長をいう。

(※3) 甲板部職員 (船長、航海士) が必要とする無線資格については、P49 参照。

(※4) 引火性液体類 (危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和 32 年運輸省令第 30 号) 第 2 条第 1 号に掲げる引火性液体類をいう。) 又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質 (引火性液体類等) を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者については、船員労働安全衛生規則第 3 条第 2 項に基づく講習 (登録安全担当者講習) の修了者であること。

外国人にあっては、締約国による危険物等取扱責任者資格を有することの証明が必要。

(※5) 「航海当直乗組みに関する基準」等については、P226 参照

(※6) 海員名簿及び船員手帳の職務欄には、「当直部員 (航海)」又は「当直部員 (機関)」と記載されていること。P62・63 参照

(※7) 「危険物等取扱責任者に関する基準」等については、P144 参照。

(※8) 「六級海技士 (航海) 同等認定」については、P136 参照。

(5) 「職員」の確認

① 「職員法施行令別表の乗組み基準」に定められた資格以上で有効期間のある海技免状又は小型船舶操縦免許証を受有していること。

※ 「職員法施行令別表の乗組み基準」は、P68～72 を参照のこと。

※ ECDIS 搭載船に乗組む船長および航海士にあっては、平成 26 年 4 月 1 日以降の海技免状を有しており、かつ、その海技免状の Other Limitation の欄に「Not permitted to serve on a ship equipped with ECDIS」の記載がないことを確認する。

② 船舶に乗組む船舶職員の定員 (法定職員数) は、「船舶職員法施行令別表の乗組み基準」に定められた員数であること。

なお、乗組み基準を上回って船舶職員 (法定外職員) を乗船させるときは、当該船舶職員についても職務に見合った海技免状が必要である。

「職務に見合った海技免状」とは、甲板部であれば「海技士 (航海)」の海技免状、機関部であれば「海技士 (機関)」の海技免状をいう。資格の種別は六級以上であればよい。

(例) 定員上、当該船の甲板部の船舶職員が一等航海士までの場合の法定外職員の職務は「次席一等航海士」、「二等航海士」等とする。

③ 船舶に乗り組む「船長・航海士」は、電波法に基づく「無線従事免許証」の受有が必要な場合がある。(P49 参照)

④ 船長、機関長以外の船舶職員は、必ず一等・二等・三等、次席・三席の別を明確にし、単に「航海士 (機関士)」等として雇入しないこと。

なお、「次席一等航海士」として雇入れる場合には、本職 (一等航海士) の者と同等の海技免状が必要であることに注意する。

- ⑤ 船舶職員以外の者として雇入をする場合に、「員外航海士・見習航海士等」の名称を用いることは差し支えないが、単に「航海士」等として雇入しないこと。
- ⑥ 船舶通信士が2名乗り組む場合には、「通信長」と「二等通信士」とすること。
- ⑦ GMDSS 設備を搭載している船舶にあつては、無線部（電子通信）の職員については、甲板部及び機関部の船舶職員が兼務することが認められている。
この場合の職務は、「船長兼通信長」等とすること。（職員法施行令5条2項）

(6) その他

- ① 六級海技士（航海）同等認定を受けた者（部員）は、甲板部当直において同海技免状を有する者と同等と見なされ、単独で甲板当直を取ることが可能である。ただし、甲板部航海当直部員の資格認定は必要である。
- ② 一括届出許可を受けている場合であつて、2以上の職務に頻繁に従事する場合には、船員手帳及び海員名簿の「職務」欄に、その全ての職務が併記されていること。（P78 参照）
- ③ タンカーに乗り組む船員の配乗については、P144 を参照

(7) 海外貸し渡し方式で外国人と混乗している船舶（以下、「マルシップ船」という。）の取扱い

- ① 日本人を雇入する場合には、運輸局等の確認印が押された「船員個票」を提示する必要がある。

この船員個票が提示されない場合は雇入ができないので、あらかじめ最寄りの運輸局等の船員職業安定法の事務を担当する部署において、その内容が船員職業安定法等関係法規に照らして適法であるか否かの審査を受けることが必要である。なお、「船員個票」は船員1名につき1部である。

- ② 雇入契約の成立等の届出は、原則として運輸局等の本局、国土交通大臣の指定する運輸支局等に対して行う。

ただし、やむを得ない事由ある場合等は、指定市町村においても当該届出が受理される場合もあるが、以下の点が確認される。

(i) 当該届出内容が、船員の意思に反しないものであるか否か。

海員名簿における本人の押印（署名）の有無により判断される。

(ii) 新たに船舶運航事業を行おうとする場合には、原則として船員を移動させるためだけの期間雇用でないこと。

船員個票記載の当該船員の雇用期間が、常用の場合にはその雇用開始時期が海員名簿及び船員手帳の雇入期間開始日以前であること、期間雇用の場合には当該雇用期間が海員名簿及び船員手帳の雇入期間よりも長いことにより確認される。

なお、外国人フル配乗のマルシップ船に係る外国語記載による雇入等届出は、運輸局等、国土交通大臣の指定する運輸支局等が窓口となる。

- ④ マルシップ船の場合、外国人船員が船舶職員として乗り組む場合がある。

外国人船員が船舶職員として乗り組む場合の資格については、我が国が発行する「海技免状」または「締約国資格受有者承認証（以下、「承認証」という。）」が必要である。（職員法23条1項）

- ただし、員外航海士（機関士）として雇入する場合には、上記「承認証」は必要ではなく、本国政府が発給する海技資格を証する書面を受有していればよい。
- ⑤ 海員名簿は、雇用主毎に作成する必要があるため、日本人船員と外国人船員が混乗している場合は日本人用・外国人用に分ける等、雇用主毎に作成すること。
- ⑥ 外国人船員の場合には、「船員個票」の提示は必要ない。

＜甲板部職員（船長・航海士）が必要とする資格＞（無線関係）

1995年STCW条約及び職員法 21 条 3 項並びに職員法規則 60 条ノ 8ノ 3 及び 60 条ノ 8ノ 4 に基づき、海技士（航海）の海技免状を受有する者が船長又は航海士として船舶に乗り組む際には、電波法 40 条の資格の免許を受けなければならないことになっている。

（1）国土交通省令で定める対象船舶（職員法規則 60 条ノ 8ノ 3）

次に掲げる船舶を除く総トン数 20 トン以上の船舶

- ① 船舶安全法及び命令により無線電信等の施設を要しない船舶
- ・ 平水区域を航行区域とする船舶
 - ・ 非国際航海の総トン数 100 トン未満の船舶
 - ・ 2 時間限定沿海船
- ② 入渠中のもの等国土交通大臣が特に認めた船舶

（2）基準（職員法規則 60 条ノ 8ノ 4）

電波法の資格	船舶の区分		電波法旧資格（読替）
	国際	非国際	
第一級総合無線通信士	○	○	第一級無線通信士
第二級総合無線通信士	○	○	第二級無線通信士
第三級総合無線通信士		○	第三級無線通信士
第一級海上無線通信士	○	○	
第二級海上無線通信士	○	○	
第三級海上無線通信士	○	○	
第四級海上無線通信士		○	電話級無線通信士
第一級海上特殊無線技士	○	○	特殊無線技士（国際無線電話）
第二級海上特殊無線技士		○	特殊無線技士（無線電話甲）

＜注意＞

1. 雇入時の職名が、「船長又は○等航海士」であれば、上記の電波法上の資格が必要である。
2. 内航船の場合は、「第二級海上特殊無線技士（二海特）」以上の資格が必要である。
3. 海技士（通信）又は海技士（電子通信）の海技免状を受有している者は、上記電波法の免許を受有している。（職員法規則 34 条）

雇入(雇止)届出書 (新造、買船等、新規雇入の場合)

第6号様式(第19条、第20条関係)

記入例

雇入(雇止)届出書									
届出年月日	平成〇年〇月〇日			船舶番号、船名及び総トン数		第〇〇〇〇〇〇号 (居住環境改善船) 第一アンゼン丸 (740 トン)			
届出者氏名	船長 船野理一郎 船舶所有者			船舶の用途	油タンカー	航行区域又は従業制限及び従業区域		沿海区域	
船舶所有者の住所及び氏名又は名称 大阪市中央区大手前四丁目〇番△号 アンゼン海運株式会社					主機の種類		ディーゼル機関		
					主機の出力		1471 kw		
氏名及び船員手帳番号	年齢	区別	雇入年月日及び雇入港	雇止年月日及び雇止港	職務	雇入期間	給料及び手当	その他の労働条件	備考
四日市 第〇〇〇〇-3号 船野理一郎	44歳	雇入	H30.3.30 大阪	/	船長 安全衛生担当者 消火作業指揮者	不定	給料 380,000 手当 100,000	就業規則による	予備船員の雇入
尾道 第〇〇〇〇-3号 瀬戸晴男	38歳	雇入	H30.3.30 大阪	/	一等航海士	不定	給料 350,000 手当 80,000	就業規則による	社内転船
横浜 第〇〇〇〇〇号 海原航二	23歳	雇入	H30.3.30 大阪	/	二等航海士	不定	給料 260,000 手当 60,000	就業規則による	新規雇入
鳥羽 第〇〇〇〇-2号 関本機一	32歳	雇入	H30.3.30 大阪	/	機関長	不定	給料 360,000 手当 80,000	就業規則による	予備船員の雇入
鹿児島 第〇〇〇〇-4号 薩摩次郎	50歳	雇入	H30.3.30 大阪	/	一等機関士	不定	給料 330,000 手当 60,000	就業規則による	社内転船
大阪 第〇〇〇〇〇号 浅海凧助	18歳	雇入	H30.3.30 大阪	/	甲板員	不定	給料 240,000 手当 50,000	就業規則による	新規雇入
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
雇入	6		雇止		合計		6		

記載心得:

- 一括届出の許可を受けている場合は、船舶番号、船名及び総トン数欄に「一括届出」と記載すること。
- 国際総トン数証書又は国際総トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあっては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 雇止の場合は、給料及び手当欄には記入をせず、その他の労働条件欄には雇止の事由を記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
イ 雇入の場合は、「新規雇入」、「社内転船」、「予備船員の雇入」等の別及び船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第2項の指定を受けた職の船舶職員として乗り組む場合にあってはその旨、更に、船員職業紹介所が取り扱ったときは、その略名。
ロ 雇止の場合は、「退職」、「解雇」、「社内転船」、「予備船員へ編入」等の別、更に、船員法施行規則第20条の規定により、海員名簿を提示しないで届出するときは、不提示の事由。
- その他の事項については、海員名簿の記載心得を参照すること。

雇入(雇止)届出書 (雇入、雇止の場合)

第6号様式(第19条、第20条関係)

記入例

雇入(雇止)届出書									
届出年月日	平成〇年〇月〇日			船舶番号、船名及び総トン数		第〇〇〇〇〇〇号 (居住環境改善船) 第一アンゼン丸 (740 トン)			
届出者氏名	船長 山本浩三 船舶所有者		船舶の用途	油タンカー	航行区域又は従業制限及び従業区域			沿海区域	
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	大阪市中央区大手前四丁目〇番△号 アンゼン海運株式会社				主機の種類		ディーゼル機関		
					主機の出力		1471 kw		
氏名及び船員手帳番号	年齢	区別	雇入年月日及び雇入港	雇止年月日及び雇止港	職務	雇入期間	給料及び手当	その他の労働条件	備考
広島 第〇〇〇〇-3号 山本浩三	44歳	雇入	H30.6.1 名古屋	/	船長 安全衛生担当者 消火作業指揮者	不定	給料 380,000 手当 100,000	就業規則による	予備船員の雇入
四日市 第〇〇〇〇-3号 船野理一郎	48歳	雇止	H30.3.30 大阪	H30.6.1 名古屋	船長 安全衛生担当者 消火作業指揮者	不定	就業規則の提示が必要		本人の申し出
鹿児島 第〇〇〇〇-2号 西郷秀樹	46歳	雇入	H30.6.1 名古屋	/	一等機関士	不定	給料 330,000 手当 80,000	就業規則による	社内転船
鹿児島 第〇〇〇〇-4号 薩摩次郎	50歳	雇止	H30.3.30 大阪	H30.5.31 名古屋	一等機関士	不定	給料 手当	官庁時間外につき、 船内雇止	社内転船
第 号	歳						給料 手当		
清水 第〇〇〇〇号 森野松雄	22歳	雇入	H30.6.1 名古屋	/	甲板員 (当直部員)	6ヶ月 (H30.11.30まで)	給料 250,000 手当 30,000	雇入契約書による	新規雇入
第 号	歳						雇入契約書の提示が必要		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
～	～	～	～	～	～		～	～	～
雇入			3	雇止		2	合計		5

記載心得:

- 一括届出の許可を受けている場合は、船舶番号、船名及び総トン数欄に「一括届出」と記載すること。
- 国際総トン数証書又は国際総トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあっては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 雇止の場合は、給料及び手当欄には記入をせず、その他の労働条件欄には雇止の事由を記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - イ 雇入の場合は、「新規雇入」、「社内転船」、「予備船員の雇入」等の別及び船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第2項の指定を受けた職の船舶職員として乗り組む場合にあってはその旨、更に、船員職業紹介所が取り扱ったときは、その略名。
 - ロ 雇止の場合は、「退職」、「解雇」、「社内転船」、「予備船員へ雇入」等の別、更に、船員法施行規則第20条の規定により、海員名簿を提示しないで届出するときは、不提示の事由。
 - エ その他の事項については、海員名簿の記載心得を参照すること。

<p>(その他の労働条件)欄</p> <p>(雇入の場合)</p> <p>基準労働期間、労働時間、休息时间、休日及び休暇、昇給基準、災害補償、送還等の労働条件を、なるべく詳細に記載する。</p> <p>「雇入契約書による。」と記載することで、上記詳細の記載を省略することができる。</p> <p>船員就業規則が定められている場合は、「(船員)就業規則による」と記載する。</p> <p>なお、当該船員就業規則に災害補償、送還等則第16条に定める事項が定められていない場合、その事項についてなるべく詳細に記載する。</p> <p>(雇止の場合)</p> <p>雇止の事由を記載する。</p> <p>官庁時間外に下船する場合は、「官庁時間外につき、船内雇止」と記載し、船員手帳にも同様に記載し、船長記名押印すること。</p>
--

雇入(雇止)届出書 (全員雇止の場合)

記入例

第 6 号様式(第 19 条、第 20 条関係) Form No.6(related to Articles 19 and 20)(JIS A-3)

雇入(雇止)届出書 Application for Approval of Employment (End of Employment)										
届出年月日 Application date	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日			船舶番号、船名及び総トン数 Distinctive number, Name of ship and Gross tonnage	第 198XXX 号 映 優 丸 (299 トン)					
届出者氏名 Applicant's name (Name of Master or Shipowner)	船 長 Master 船舶所有者 Shipowner	星優船舶株式会社 代表取締役 渥美洋次			船舶の用途 Type of ship	貨物船	航行区域又は従業制限及び従業区域 Navigation area or Fishing restriction and Fishing area	沿海区域		
船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner	東京都大田区蒲田五丁目○○番地 星優船舶株式会社				主機の種類 Type of main propulsion machinery		ディーゼル機関			
					主機の出力 Power of main propulsion machinery		735 kW			
氏名及び船員手帳番号 Mariner's pocket ledger No. and name	年齢 Age	区別 Distinction	雇入年月日及び雇入港 Date when and port where the articles of agreement was entered into	雇止年月日及び雇止港 Date when and port where the articles of agreement was terminated	職務 Position	雇入期間 Period of the articles of agreement	給料及び手当 Wages and allowances	その他の労働条件 Other working conditions	備考 Remarks	
塩竈 第○○○○-4号 菅 原文 夫	61 歳	雇止	H.15.8.16 石巻	H.30.2.28 多度津	船長 安全衛生担当者 消化作業指揮者	不定	給料 手当	解撤着手	退職	
若松 第○○○○-4号 高 倉 剛 一	63 歳	雇止	H.16.2.16 北九州	H.30.2.28 多度津	機関長	不定	給料 手当	解撤着手	退職	
川崎 第○○○○-3号 小 林 正 旭	59 歳	雇止	H.15.11.3 横浜	H.30.2.28 多度津	一等航海士	不定	給料 手当	解撤着手	予備船員へ編入	
木更津 第○○○-3号 高 橋 英 紀	54 歳	雇止	H.15.2.11 千葉	H.30.2.28 多度津	二等航海士	不定	給料 手当	解撤着手	社内転船	
雇入 (Employment)			雇止 (End of employment)			4	合計 (Total)		4	
<p>記載心得 Note:</p> <p>1.一括届出の許可を受けている場合は、船舶番号、船名及び総トン数欄に「一括届出」と記載すること。 Write "Lump-sum approval" in "Distinctive number, Name of ship and Gross tonnage" if permission for lump-sum approval is given.</p> <p>2.国際総トン数証書又は国際総トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。 Write the international gross tonnage for "Gross tonnage" in the case of a Japanese vessel possessing a certificate or confirmation letter of international tonnage.</p> <p>3.雇止の場合は、給料及び手当欄には記入をせず、その他の労働条件欄には雇止の事由を記載すること。 In the case of end of employment, leave the spaces for "Wages and allowances" blank; instead indicate the reason for end of employment in "Other working conditions".</p> <p>4.備考欄には、次の事項を記載すること。 Write the following matters in the column "Remarks".</p> <p>イ 雇入の場合は、「新規雇入」、「社内転船」、「予備船員の雇入」等の別及び船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条第 2 項の指定を受けた職の船舶職員として乗り組む場合にあってはその旨、更に、船員職業紹介所が取り扱ったときは、その略名。</p> <p>a. In the case of employment, write "Newly employed", "Transferred internally to another vessel", "Employed as a reserved mariner", etc. and if a mariner is shipped onboard a vessel as the ship's officer for duties designated in Article 20, Paragraph 2 of the Law for Ship Officers and Small Boat Operators, indicate as such. Indicate also the abbreviated name of the agency for employment of mariners if an agency deals with the employment.</p> <p>ロ 雇止の場合は、「退職」、「解雇」、「社内転船」、「予備船員へ編入」等の別。更に、船員法施行規則第 20 条の規定により、海員名簿を提示しないで届出するときは、不提示の事由。</p> <p>b. In the case of end of employment, write "Resignation", "Dismissal", "Transferred internally to another vessel", "Taken on as a reserved mariner", etc. In addition, when submitting an application for approval without producing a list of mariners pursuant to the provisions of Article 20 of the Regulations for the Enforcement of the Mariners Law, indicate the reason for not producing the said list.</p> <p>5.その他の事項については、海員名簿の記載心得を参照すること。 For other matters, refer to the notes regarding the list of mariners.</p>										

売船の場合、「売船」「所有者変更」など。

海員名簿 (1) (2)

Form No.1 (related to Article 10) (JIS A4)
 第一号書式 (第十条関係) (日本工業規格 A 列 4 番)

記入例

(1)

海員名簿は、「船員の雇用主」ごとに作成すること。ただし、内航船であって派遣・在籍出向船員がある場合は、雇用主ごとに作成しなくてもよい。

海 員 名 簿

List of Mariners

船 名

Name of Ship

第一アンゼン丸

備考 Remarks

作成の年月日 (船員法施行規則第 10 条第 3 項の規定により再調製したときは、再調製の年月日) 及び第四表に最後の記載をした年月日を右肩に記載すること。
 The date of preparation (the date of revision, if the list is revised pursuant to the provisions in Article 10, Paragraph 3 of the Regulations for the Enforcement of the Mariners Law) and the date when the last description is added in Table 4 should be written on the upper right.

(2)

船舶番号 Distinctive Number	第 〇〇〇〇〇〇 号
船籍港 Port of Registry	大阪府大阪市
総トン数 Gross Tonnage	740 トン
航行区域又は従業制限及び従業区域 Navigation area or Fishing restriction and Fishing area	沿海区域
船舶の用途 Type of ship	油タンカー
主機の種類及び箇数 Type of main propulsion machinery	ディーゼル機関 1 箇
主機の出力 Power of main propulsion machinery	1471 キロワット
船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner	船舶借入人 アンゼン海運株式会社 大阪府中央区大手前四丁目〇番△号
主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地及び名称 Address and name of office for labor management of mariners	同 上
船長の住所及び氏名 Address and name of master	三重県鳥羽市鳥羽△-〇-□ 船 野 理 一 郎

記載心得 Note:





- 船舶の用途欄には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の別及び漁船にあっては、従事する漁業の種類を記載すること。
Write whether the vessel is a passenger ship, a cargo vessel, oil tanker, fishing vessel, etc. in the column "Type of ship" and for fishing vessels, include the type of
- 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあっては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
Write the international gross tonnage in the column "Gross tonnage" in the case of a Japanese vessel possessing certification or confirmation of international tonnage.
- 主機の出力欄には、連続最大出力を記載すること。
Write the continuous maximum power in the column "Power of main propulsion machinery".
- 本表に記載した事項のうち、変更について届出をすることを要しないもの及び従業区域に変更があったときは、変更前の記載事項を読み得るように消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。
If among the items in this table, there is a change that does not require notification regarding the change and if the change is in the operational area, cross out the item to be changed in such a way that the original item is still visible, make the change and indicate the date of change and affix a seal on the change.

海員名簿 (4) 〈雇入、雇止の場合〉

Form No.1 (related to Article 10) (JIS A4)
 第一号書式 (第十条関係) (日本工業規格 A 列 4 番)

(4)

記入例

氏名 Name		船 野 理 一 郎			本籍 Nationality		三重県鳥羽市鳥羽〇〇番地		
船員手帳番号 Mariner's pocket ledger No.		四日市第〇〇〇〇-3号			生年月日 Date of birth		昭和48年10月14日		
資格 Certificate		四級海技士(航海) 45009300xxxx3号			年齢18年に達する日 Date when age will reach 18 years old		年 月 日		
雇入・雇止・更新・変更 Employment, End of Employment, Change, Renewal		職 務 Position	雇入期間 Period of the articles of agreement	給 料 Wages	手 当 Allowance	その他の 労働条件 Other working conditions	本人認印 Mariner's seal or signature	官庁受理印 Official seal	
区分 Distinction	年月日 Date								
雇入	H30.3.30	大阪	船長 安全衛生担当者 消火作業指揮者	不定	380,000	100,000	船員就業規則 による		
雇入	H30.6.1	名古屋	〃	〃			本人の申し出		



記載心得 Note:

- 本籍欄には、外国人にあつては、国籍を記載すること。
Write the nationality in the column "Nationality" in the case of a foreigner.
- 氏名欄、本籍欄、船員手帳番号欄又は資格欄の記載事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。
When there is a change in the items indicated in the columns "Name", "Nationality", "Mariner's pocket ledger No." or "Certificate", cross out the item to be changed in such a way that the original item is still visible, make the change and indicate the date of change and affix a seal on the change.
- 職務欄には、一等航海士、操機手等と記載すること。なお、通信士については、無線電信又は無線電話の別を付記すること。また、衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理工、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨(救命艇手のうち限定救命艇手である者については、その旨)を記載すること。
Write "first mate", "engine operator", etc. in the column "Position". For radio operators, indicate whether it is radio telegraph or radio telephone. If the person is a health supervisor, lifeboat man, person in charge of safety, fire fighting leader or a person appointed by a health manager, ship cook, navigational watchkeeping staff, or person responsible for handling dangerous and other substances, etc., indicate as such (if the person is a restricted lifeboat man, indicate as such).
- 雇入期間欄には、雇入契約の期間が1航海をもって定められたときは、その旨(「横浜ロンドン間1航海、横浜着事務所修了まで」等)を、期間の定めがないときは「不定」と記載すること。
Write "During a voyage between Yokohama and London", "Until the end of clerical work after arrival at Yokohama" and so on in the column of "Period of the articles of agreement" when the period of employment is fixed as a voyage. Write "Not fixed" if there is no fixed period employment.
- 給料欄には、月の給料額を記載し、月以外の期間により定めるときは、その期間及び給料額を記載すること。また、歩合制による場合は、雇入契約に定める一定額を記載
Write the amount of monthly wages in the column "Wages". If the wages are determined on a basis other than monthly, write that period and the corresponding wages. In the case of a commission system, write the amount agreed upon in the contract of engagement.
- 手当欄には、割増手当等の不特定な手当以外の手当の合計額を記載し、歩合制による場合は、持歩率をも記載すること。
Write the total amount of allowance, excluding extra allowance and other unspecified allowance in the column "Allowances". In the case of a commission system, also indicate the special commission rate.
- その他の労働条件欄には、労働時間(「8時間/日」、「40時間/週」等)、休日(「1日/週」等)、基準労働期間、有給休暇の日数その他の基本的な労働条件を記載すること。また、妊産婦の船員については、その旨(「妊娠中、何年何月何日出産」、「産後、何年何月何日出産」等)を記載し、船員の確認印を受けること。
In the column "Other working conditions", write the working hours ("8 hours/day", "40 hours/week", etc.), holidays ("1 day/week", etc.), standard working hours, the number of paid holidays and other basic working conditions. If the person is a pregnant mariner, write descriptions such as "Pregnant; reported on (date)" or "Postpartum; delivery on (date)", etc. and obtain the mariner's confirmation seal.
- 雇止のときは、その事由をその他の労働条件欄に記載すること。
In the case of the end of employment write the reason in the column "Other working conditions".


船員手帳（6）（7）〈雇入、雇止の場合〉

(六) table6

記入例

雇入契約関係 The particulars for articles of agreement			
船名 Name of Ship	第一アンゼン丸	総トン数 Gross tonnage	740トン
職務 Position	船長 安全衛生担当者 消火作業指揮者	主機の種類 Type of main propulsion machinery	ディーゼル機関
		主機の出力 Power of main propulsion machinery	1471kw
船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and Name of shipowner	大阪市中央区大手前 四丁目〇-△ アンゼン海運株式会社	航行区域又は従業制限及び従業区域 Navigation area or fishing restriction and fishing area	
		沿海区域	
船長氏名（印又は署名） Name of master (Seal or signature) 船野 理一郎 		船舶の用途 Type of ship	油タンカー
		年齢 18年に達する日 Date when age will Reach 18 years old	
雇入期間 Period of the articles of agreement	不定	(官庁受理印) (Official seal)  Seafarers Labor Office XXX.XX.2018 近畿運輸局	
雇入年月日及び雇入港 Date when and port where the articles of agreement was entered into	平成30年3月30日 大阪港		
備考 Remarks	予備船員の雇入		

(七) table7

更新・変更（船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間） Renewal or change of the articles of agreement (name of ship, gross tonnage, type or power of main propulsion machinery, navigation area, fishing restriction, fishing area, type of ship, position, period of the articles of agreement)		
年月日及び新旧事項 Date and the particulars for renewal or change of the articles of agreement		(官庁受理印) (Official seal)
雇止年月日及び雇止港 Date when and port where the articles of agreement was terminated	平成30年6月1日 名古屋港	(官庁受理印) (Official seal)
備考 Remarks	本人の申し出	 Seafarers Labor Office XXY.XY.2018 〇〇運輸局

海員名簿 (4) (船員派遣、船舶管理、在籍出向の場合)

Form No.1 (related to Article 10) (JIS A4)
 第一号書式 (第十条関係) (日本工業規格 A 列 4 番)

記入例

(4)



氏名 Name		村 松 進			本籍 Nationality		東京都大田区大蔵五丁目〇番地		
船員手帳番号 Mariner's pocket ledger No.		東京 第〇〇〇〇-2号			生年月日 Date of birth		昭和58年10月1日		
資格 Certificate		四級海技士 (航海)			年齢 18年に達する日 Date when age will reach 18 years old		年 月 日		
雇入・雇止・更新・変更 Employment, End of Employment, Change, Renewal		職務 Position	雇入期間 Period of the articles of agreement	給料 Wages	手当 Allowance	その他の労働条件 Other working conditions	本人認印 Mariner's seal or signature	官庁受理印 Official seal	
区分 Distinction	年月日 Date								場所 Port
雇入	H30.5.2	四日市	二等航海士 (月7日船長、安全衛生 担当者、消火作業指揮 者)	不定	300,000	100,000	雇入契約書 による		Seafarers Labor Office XXY.XY.2018 〇〇運輸局
			派遣元 東京都中央区新川1丁目23番〇号 日海船舶株式会社						

記載心得 Note:

- 本籍欄には、外国人にあっては、国籍を記載すること。
Write the nationality in the column "Nationality" in the case of a foreigner.
- 氏名欄、本籍欄、船員手帳番号欄又は資格欄の記載事項に変更があったときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。
When there is a change in the items indicated in the columns "Name", "Nationality", "Mariner's pocket ledger No." or "Certificate", cross out the item to be changed in such a way that the original item is still visible, make the change and indicate the date of change and affix a seal on the change.
- 職務欄には、一等航海士、操機手等と記載すること。なお、通信士については、無線電信又は無線電話の別を付記すること。また、衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨 (救命艇手のうち限定救命艇手である者については、その旨) を記載すること。
Write "first mate", "engine operator", etc. in the column "Position". For radio operators, indicate whether it is radio telegraph or radio telephone. If the person is a health supervisor, lifeboat man, person in charge of safety, fire fighting leader or a person appointed by a health manager, ship cook, navigational watchkeeping staff, or person responsible for handling dangerous and other substances, etc., indicate as such (if the person is a restricted lifeboat man, indicate as such).
- 雇入期間欄には、雇入契約の期間が1航海をもって定められたときは、その旨 (「横浜ロンドン間1航海、横浜帰着事務終了まで」等) を、期間の定めがないときは「不定」と記載すること。
Write "During a voyage between Yokohama and London", "Until the end of clerical work after arrival at Yokohama" and so on in the column of "Period of the articles of agreement" when the period of employment is fixed as a voyage. Write "Not fixed" if there is no fixed period employment.
- 給料欄には、月の給料額を記載し、月以外の期間により定めるときは、その期間及び給料額を記載すること。また、歩合制による場合は、雇入契約に定める一定額を記載
Write the amount of monthly wages in the column "Wages". If the wages are determined on a basis other than monthly, write that period and the corresponding wages. In the case of a commission system, write the amount agreed upon in the contract of engagement.
- 手当欄には、割増手当等の不特定な手当以外の手当の合計額を記載し、歩合制による場合は、持歩率をも記載すること。
Write the total amount of allowance, excluding extra allowance and other unspecified allowance in the column "Allowances". In the case of a commission system, also indicate the special commission rate.
- その他の労働条件欄には、労働時間 (「8時間/日」、「40時間/週」等)、休日 (「1日/週」等)、基準労働期間、有給休暇の日数その他の基本的な労働条件を記載すること。また、妊娠婦の船員については、その旨 (「妊娠中、何年何月何日申出」、「産後、何年何月何日出産」等) を記載し、船員の確認印を受けること。
In the column "Other working conditions", write the working hours ("8 hours/day", "40 hours/week", etc.), holidays ("1 day/week", etc.), standard working hours, the number of paid holidays and other basic working conditions. If the person is a pregnant mariner, write descriptions such as "Pregnant; reported on (date)" or "Postpartum; delivery on (date)", etc. and obtain the mariner's confirmation seal.
- 雇止のときは、その事由をその他の労働条件欄に記載すること。
In the case of the end of employment write the reason in the column "Other working conditions".

船員手帳

(六) table6

雇入契約関係 The particulars for articles of agreement			
船名 Name of Ship	第一アンゼン丸	総トン数 Gross tonnage	740 トン
		主機の種類 Type of main propulsion machinery	ディーゼル機関
職務 Position	二等航海士 (月7日船長、衛生担当者 消火作業指揮者)	主機の出力 Power of main propulsion machinery	1471kw
		航行区域又は従業制限及び従業区域 Navigation area or fishing restriction and fishing area	沿海区域
船舶所有者の住所 及び氏名又は名称 Address and Name of shipowner	派遣 東京都中央区新川1丁目23番〇号 日海船舶株式会社	船舶の用途 Type of ship	油タンカー
		年齢18年に達する日 Date when age will Reach 18 years old	
船長氏名 (印又は署名) Name of master (Seal or signature)		山本浩三 	
雇入期間 Period of the articles of agreement	不定		(官庁受理印) (Official seal)  Seafarers Labor Office XY.XY.2018 ○○運輸局
雇入年月日及び雇入港 Date when and port where the articles of agreement was entered into	平成30年5月2日 四日市港		
備考 Remarks	新規雇用		

(七) table7

更新・変更 (船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間) Renewal or change of the articles of agreement (name of ship, gross tonnage, type or power of main propulsion machinery, navigation area, fishing restriction, fishing area, type of ship, position, period of the articles of agreement)		
年月日及び新旧事項 Date and the particulars for renewal or change of the articles of agreement		(官庁受理印) (Official seal)
雇止年月日及び雇止港 Date when and port where the articles of agreement was terminated		(官庁受理印) (Official seal)
備考 Remarks		

雇入契約変更（更新）届出書

第 8 号様式(第 19 条関係)

記入例

雇入契約変更(更新)届出書										
届出年月日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日		船舶番号、船名及び総トン数		第○○○○○○号 (居住環境改善船) 第一アンゼン丸 (740 トン)					
届出者氏名	船長 山本浩三 船舶所有者		船舶の用途	油タンカー	航行区域又は従業制限及び従業区域			沿海区域		
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	大阪市中央区大手前四丁目○番△号 アンゼン海運株式会社				主機の種類		ディーゼル機関			
					主機の出力		1471 kw			
変更の例	帳番号	年齢	区別	雇入年月日 及び雇入港	職務	変更(更新) 年月日	変更事項	新	旧	更新した 雇入契約
	横浜 第○○○○○号	23 歳	変更	H30.3.30 大阪	次席 一等航海士	H30.7.20	職務 給料 手当	職務 次席一等航海士 給料 300,000 手当 80,000	職務 二等航海士 給料 260,000 手当 60,000	
	第 号	歳								
	第 号	歳								
更新の例	清水 第○○○○○号	22 歳	更新	H30.6.1 大阪	甲板員 (当直部員)	H30.11.10		6ヶ月 H30.11.30 まで	6ヶ月 H31.5.31 まで	雇入期間
	第 号	歳								
	第 号	歳								
	第 号	歳								
	第 号	歳								
	第 号	歳								
	第 号	歳								
	第 号	歳								
	第 号	歳								
	第 号	歳								
計	変更		1 件		更新		1 件		合計 2 件	

記載心得 Note:
 1. 変更事項欄には、「職務」、「有給休暇の日数」、「雇入期間」等と変更する事項の種類を、新旧各欄にはその変更の内容をそれぞれ記載すること。
 2. 総トン数、船舶の用途欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、主機の種類欄又は主機の出力欄は、変更前のものを記載すること。
 3. 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあっては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
 4. その他の事項については、海員名簿及び雇入(雇止)届出書の記載心得を参照すること。

海員名簿 (4) 〈変更の場合〉

Form No.1 (related to Article 10) (JIS A4)
 第一号書式 (第十条関係) (日本工業規格 A 列 4 番)

(4)

記入例

氏名 Name		海原航二		本籍 Nationality		神奈川県藤沢市片瀬海岸〇〇番地			
船員手帳番号 Mariner's pocket ledger No.		横浜 第〇〇〇〇〇号		生年月日 Date of birth		平成 7 年 3 月 20 日			
資格 Certificate		四級海技士(航海) 45000800xxxx0号		年齢 18 年に達する日 Date when age will reach 18 years old		年 月 日			
雇入・雇止・更新・変更 Employment, End of Employment, Change, Renewal			職務 Position	雇入期間 Period of the articles of agreement	給料 Wages	手当 Allowance	その他の 労働条件 Other working conditions	本人認印 Mariner's seal or signature	官庁受理印 Official seal
区分 Distinction	年月日 Date	場所 Port							
雇入	H30.3.30	大阪	二等航海士	不定	260,000	60,000	船員就業規則 による		
変更	H30.7.20	名古屋	次席一等航海士	〃	300,000	80,000	〃		


記載心得 Note:

1. 本籍欄には、外国人にあっては、国籍を記載すること。
Write the nationality in the column "Nationality" in the case of a foreigner.
2. 氏名欄、本籍欄、船員手帳番号欄又は資格欄の記載事項に変更があったときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。
When there is a change in the items indicated in the columns "Name", "Nationality", "Mariner's pocket ledger No." or "Certificate", cross out the item to be changed in such a way that the original item is still visible, make the change and indicate the date of change and affix a seal on the change.
3. 職務欄には、一等航海士、操機手等と記載すること。なお、通信士については、無線電信又は無線電話の別を付記すること。また、衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨(救命艇手のうち限定救命艇手である者については、その旨)を記載すること。
Write "first mate", "engine operator", etc. in the column "Position". For radio operators, indicate whether it is radio telegraph or radio telephone. If the person is a health supervisor, lifeboat man, person in charge of safety, fire fighting leader or a person appointed by a health manager, ship cook, navigational watchkeeping staff, or person responsible for handling dangerous and other substances, etc., indicate as such (if the person is a restricted lifeboat man, indicate as such).
4. 雇入期間欄には、雇入契約の期間が1航海をもって定められたときは、その旨(「横浜ロンドン間1航海、横浜帰着事務修了まで」等)を、期間の定めがないときは「不定」と記載すること。
Write "During a voyage between Yokohama and London", "Until the end of clerical work after arrival at Yokohama" and so on in the column of "Period of the articles of agreement" when the period of employment is fixed as a voyage. Write "Not fixed" if there is no fixed period employment.
5. 給料欄には、月の給料額を記載し、月以外の期間により定めるときは、その期間及び給料額を記載すること。また、歩合制による場合は、雇入契約に定める一定額を記載
Write the amount of monthly wages in the column "Wages". If the wages are determined on a basis other than monthly, write that period and the corresponding wages. In the case of a commission system, write the amount agreed upon in the contract of engagement.
6. 手当欄には、割増手当等の不特定な手当以外の手当の合計額を記載し、歩合制による場合は、持歩率をも記載すること。
Write the total amount of allowance, excluding extra allowance and other unspecified allowance in the column "Allowances". In the case of a commission system, also indicate the special commission rate.
7. その他の労働条件欄には、労働時間(「8時間/日」、「40時間/週」等)、休日(「1日/週」等)、基準労働期間、有給休暇の日数その他の基本的な労働条件を記載すること。また、妊産婦の船員については、その旨(「妊娠中、何年何月何日出産」、「産後、何年何月何日出産」等)を記載し、船員の確認印を受けること。
In the column "Other working conditions", write the working hours ("8 hours/day", "40 hours/week", etc.), holidays ("1 day/week", etc.), standard working hours, the number of paid holidays and other basic working conditions. If the person is a pregnant mariner, write descriptions such as "Pregnant; reported on (date)" or "Postpartum; delivery on (date)", etc. and obtain the mariner's confirmation seal.
8. 雇止のときは、その事由をその他の労働条件欄に記載すること。
In the case of the end of employment write the reason in the column "Other working conditions".

船員手帳 (6) (7) (変更の場合)

(六) table6

記入例

雇入契約関係 The particulars for articles of agreement			
船名 Name of Ship	第一アンゼン丸	総トン数 Gross tonnage	740トン
		主機の種類 Type of main propulsion machinery	ディーゼル機関
職務 Position	二等航海士	主機の出力 Power of main propulsion machinery	1471kw
		船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and Name of shipowner	大阪市中央区大手前 四丁目〇-△ アンゼン海運株式会社
船長氏名 (印又は署名) Name of master (Seal or signature)	船野 理一郎 	航行区域又は従業制限及び従業区域 Navigation area or fishing restriction and fishing area	沿海区域
		船舶の用途 Type of ship	油タンカー
雇入期間 Period of the articles of agreement	不定		(官庁受理印) (Official seal)
雇入年月日及び雇入港 Date when and port where the articles of agreement was entered into	平成30年3月30日 大阪港		Seafarers Labor Office XXX.XX.2018 近畿運輸局
備考 Remarks	社内転船		

(七) table7

更新・変更 (船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間) Renewal or change of the articles of agreement (name of ship, gross tonnage, type or power of main propulsion machinery, navigation area, fishing restriction, fishing area, type of ship, position, period of the articles of agreement)		
年月日及び新旧事項 Date and the particulars for renewal or change of the articles of agreement	平成30年7月20日 於) 名古屋港 職務変更 (新) 次席一等航海士 (旧) 二等航海士	(官庁受理印) (Official seal)
雇止年月日及び雇止港 Date when and port where the articles of agreement was terminated		(官庁受理印) (Official seal)
備考 Remarks		

海員名簿 (4) 〈更新の場合〉

Form No.1 (related to Article 10) (JIS A4)
 第一号書式 (第十条関係) (日本工業規格 A 列 4 番)

(4)

記入例

氏名 Name			森 野 松 雄		本籍 Nationality		静岡県沼津市内浦長浜△番地				
船員手帳番号 Mariner's pocket ledger No.			清水 第〇〇〇〇号		生年月日 Date of birth		平成 8 年 1 月 3 日				
資格 Certificate					年齢 18 年に達する日 Date when age will reach 18 years old		年 月 日				
雇入・雇止・更新・変更 Employment, End of Employment, Change, Renewal			職務 Position	雇入期間 Period of the articles of agreement	給料 Wages	手当 Allowance	その他の労働条件 Other working conditions	本人認印 Mariner's seal or signature	官庁受理印 Official seal		
区分 Distinction	年月日 Date	場所 Port									
雇入	H30.6.1	名古屋	甲板員 (当直部員)	6ヶ月 (H30.11.30 まで)	250,000	30,000	船員就業規則 による	森野	Seafarers Labor Office XXY.XY.2018		
更新	H30.11.10	四日市	〃	6ヶ月 (H31.5.31 まで)	〃	〃	〃	森野	Seafarers 運輸局 Labor Office XXY.YY.2018	〇〇運輸局	


記載心得 Note:

1. 本籍欄には、外国人にあっては、国籍を記載すること。
Write the nationality in the column "Nationality" in the case of a foreigner.
2. 氏名欄、本籍欄、船員手帳番号欄又は資格欄の記載事項に変更があったときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。
When there is a change in the items indicated in the columns "Name", "Nationality", "Mariner's pocket ledger No." or "Certificate", cross out the item to be changed in such a way that the original item is still visible, make the change and indicate the date of change and affix a seal on the change.
3. 職務欄には、一等航海士、操機手等と記載すること。なお、通信士については、無線電信又は無線電話の別を付記すること。また、衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨（救命艇手のうち限定救命艇手である者については、その旨）を記載すること。
Write "first mate", "engine operator", etc. in the column "Position". For radio operators, indicate whether it is radio telegraph or radio telephone. If the person is a health supervisor, lifeboat man, person in charge of safety, fire fighting leader or a person appointed by a health manager, ship cook, navigational watchkeeping staff, or person responsible for handling dangerous and other substances, etc., indicate as such (if the person is a restricted lifeboat man, indicate as such).
4. 雇入期間欄には、雇入契約の期間が1航海をもって定められたときは、その旨（「横浜ロンドン間1航海、横浜帰着事務修了まで」等）を、期間の定めがないときは「不定」と記載すること。
Write "During a voyage between Yokohama and London", "Until the end of clerical work after arrival at Yokohama" and so on in the column of "Period of the articles of agreement" when the period of employment is fixed as a voyage. Write "Not fixed" if there is no fixed period employment.
5. 給料欄には、月の給料額を記載し、月以外の期間により定めるときは、その期間及び給料額を記載すること。また、歩合制による場合は、雇入契約に定める一定額を記載
Write the amount of monthly wages in the column "Wages". If the wages are determined on a basis other than monthly, write that period and the corresponding wages. In the case of a commission system, write the amount agreed upon in the contract of engagement.
6. 手当欄には、割増手当等の不特定な手当以外の手当の合計額を記載し、歩合制による場合は、持歩率をも記載すること。
Write the total amount of allowance, excluding extra allowance and other unspecified allowance in the column "Allowances". In the case of a commission system, also indicate the special commission rate.
7. その他の労働条件欄には、労働時間（「8時間/日」、「40時間/週」等）、休日（「1日/週」等）、基準労働期間、有給休暇の日数その他の基本的な労働条件を記載すること。また、妊産婦の船員については、その旨（「妊娠中、何年何月何日出産」、「産後、何年何月何日出産」等）を記載し、船員の確認印を受けること。
In the column "Other working conditions", write the working hours ("8 hours/day", "40 hours/week", etc.), holidays ("1 day/week", etc.), standard working hours, the number of paid holidays and other basic working conditions. If the person is a pregnant mariner, write descriptions such as "Pregnant; reported on (date)" or "Postpartum; delivery on (date)", etc. and obtain the mariner's confirmation seal.
8. 雇止のときは、その事由をその他の労働条件欄に記載すること。
In the case of the end of employment write the reason in the column "Other working conditions".

船員手帳 (6) (7) (更新の場合)

(六) table6

記入例

雇入契約関係 The particulars for articles of agreement			
船名 Name of Ship	第一アンゼン丸	総トン数 Gross tonnage	740トン
職務 Position	甲板員(当直部員)	主機の種類 Type of main propulsion machinery	ディーゼル機関
船舶所有者の住所 及び氏名又は名称 Address and Name of shipowner	大阪市中央区大手前 四丁目〇-△ アンゼン海運株式会社	主機の出力 Power of main propulsion machinery	1471kw
		航行区域又は従業制限及び従業区域 Navigation area or fishing restriction and fishing area	沿海区域
船長氏名 (印又は署名) Name of master (Seal or signature)	山本浩三 	船舶の用途 Type of ship	油タンカー
		年齢18年に達する日 Date when age will reach 18 years old	
雇入期間 Period of the articles of agreement	6ヶ月(H30.11.30まで)		(官庁受理印) (Official seal)
雇入年月日及び雇入港 Date when and port where the articles of agreement was entered into	平成30年6月1日 名古屋港		Seafarers Labor Office XXY.XY.2018 〇〇運輸局
備考 Remarks	新規雇用		

(七) table7

更新・変更 (船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間) Renewal or change of the articles of agreement (name of ship, gross tonnage, type or power of main propulsion machinery, navigation area, fishing restriction, fishing area, type of ship, position, period of the articles of agreement)		
年月日及び新旧事項 Date and the particulars for renewal or change of the articles of agreement	平成30年11月10日 於) 四日市港 雇入期間の更新 6ヶ月(H31.5.31まで)	(官庁受理印) (Official seal) XXY.YY.2018 〇〇運輸局
雇止年月日及び雇止港 Date when and port where the articles of agreement was terminated		(官庁受理印) (Official seal)
備考 Remarks		

<海員名簿第六表（クルーリスト）の取扱い>

1. 雇入契約の成立等の届出時の提出について

- ① クルーリストは、海員名簿の一様式として船員法施行規則に定められているが、利便性を考慮し、海員名簿の冊子と切り離し、単体で取り扱うことができる。
- ② 雇入契約の成立等の届出時において、2通提出する。
 - ※ 1通は雇入（雇止）届出書等の届出書と一緒に提出し、1通は受理印（2号官庁印）を押印後、届出者に返却される。

2. 船内備置について

- ① クルーリストは、海員名簿の一様式であるため、海員名簿と一緒に船内に備え置かなければならない。
 - ただし、一括届出の許可を受けている場合は、海員名簿とともに事務所に備置することとなる。
 - なお、船内に備え置くクルーリストは、最新のもののみでよい。
 - また、海員名簿の保存期間は3年間であるが、クルーリストは最新のもののみ備置すればよいため、その他クルーリストは保存を要しない。
- ② マルシップにおける外国人船員の海員名簿、旅客船において船舶所有者に雇用されサービス部門についてのみ使用される船員の海員名簿等、複数の海員名簿が存在する場合であっても、1通のクルーリストを備え置けばよい。

3. 記載要領について

- ① 基本的には、クルーリストの裏面（記載心得）によること。
- ② 「1日の最長航行時間」欄について
 - ・「航行時間」とは、最後の係留索を離れた時刻をもって出航、最初の係留索を取った時刻を入港時刻とし、その間の時間とする。
 - ・「1日」とは、暦日といった固定された24時間ではなく、いかなる24時間においてもの意味である。
 - ・1日の間に複数の航海がある場合は、すべての航海時間を加えた時間をその日の最長航行時間とし、その最も長い日の航行時間が1日の最長航行時間になる。
- ③ 同一の船舶に複数の雇用主に雇用されている船員が存在する場合にあっても、当該船舶に乗り組む船員すべてを1通のクルーリストに記載する。

4. その他の取扱いについて

- ① 一括届出の許可を受けている船舶について
 - i) 則22条関係
 - 「船舶所有者、船舶管理人又は船舶借入人の住所及び氏名又は名称」欄に記載し、乗組員名簿（クルーリスト）欄については、「（一括届出による。）」とのみ記載し、その他の欄については、斜線を引く。
 - ii) 則23条関係（登録届出）
 - 「雇入契約登録事務取扱要領（H15.11.5 付け国海働109号）」に基づき、登録届出用のクルーリスト（船舶ごとのデータファイル）を提出しているため、クルーリストの提出は要しない。
- ② 回り休暇制を採用している船舶のクルーリストについて
 - 今後乗り組むこととなるすべての船員を記載させるものとし、併せて「回り休暇ローテーション表」も一緒に提出する。（H17.3.11 国海働237号ノ1）

海員名簿 (6) (クルーリスト)

(6)

届出年月日 Application date	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	船舶番号及び船名 Distinctive number and Name of ship	第○○○○○○号 第一アンゼン丸		
船長名 Name of master	山本浩三	一日の最長航行時間 Max navigation hours per day	・ 8 時間以下 8hours or less ・ 8 時間超～16 時間以下 Over 8hours and 16hours or less ・ 16 時間超 Over 16hours		
法第 72 条の指定の有無 Designated under Article 77-2 (yes/no)	無	警報装置の有無 Extension alarm system for call to machinery spaces (yes/no)	有	自動操舵装置の有無 Automatic steering system (yes/no)	有
船舶所有者、船舶管理人又は船舶借入人の住及び氏名又は名称 Address and name of shipowner, ship's husband or ship charterer		大阪市中央区大手前四丁目○番△号 アンゼン海運株式会社			

乗組員名簿 (クルーリスト) List of Crew			
船員手帳番号及び氏名 Mariner's pocket ledger No. and name	職務 Position	受有している資格証明書 Certificate	番号 No.
広島 第○○○○-3号 山本浩三	船長 安全衛生担当者 消火作業指揮者	四級海技士(航海)、第一級海上特殊無線技士 甲種危険物取扱等責任者(石油・液体化学薬品)	1
尾道 第○○○○-3号 瀬戸晴男	一等航海士	五級海技士(航海)、第二級海上特殊無線技士 甲種危険物取扱等責任者(石油)	1
横浜 第○○○○○号 海原航二	次席一等航海士	四級海技士(航海)、第二級海上特殊無線技士 乙種危険物取扱等責任者(石油)	1
鳥羽 第○○○○-2号 関本機一	機関長	四級海技士(機関) 甲種危険物取扱等責任者(石油)	1
鹿児島 第○○○○-2号 西郷秀樹	一等機関士	五級海技士(機関) 乙種危険物取扱等責任者(石油)	1
清水 第○○○○号 森野松雄	甲板員 (当直部員)		1
大阪 第○○○○○号 浅海風助	甲板員		1
東京 第○○○○-2号 村松進	二等航海士 (月7日船長、安全衛生 担当者、消火作業指揮 者)	四級海技士(航海)、第一級海上特殊無線技士 甲種危険物取扱等責任者(石油)	2
上記乗組員の合計人数 Total of crew members above			7 crews

船員を使用する者の住所及び氏名又は名称 Address and name of persons employing mariners		区分 Distinction
1	大阪市中央区大手前四丁目○番△号 アンゼン海運株式会社	
2	東京都中央区新川1丁目23番○号 日海船舶株式会社	派遣 許可○○号
3		
4		

派遣の場合はその旨と許可番号。
在籍出向の場合は、
「在籍出向元」である旨を記入



(参考)クルーリスト裏面－記載心得－

- 1 「1日の最長航行時間」欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「法第72条の指定の有無」欄には、当該船舶が法第72条に基づく労働時間の特例を受けていることの有無を記載すること。
更に「有」と記載した場合には、船員法施行規則上の根拠規定を記載すること。
- 3 「警報装置の有無」欄には、当該船舶が警報により、直ちに機関区域に行くことが措置されていることの有無を記載すること。
- 4 「自動操舵装置の有無」欄には、当該船舶が自動操舵装置を設備していることの有無を記載すること。
- 5 乗組員名簿には、当該船舶に乗り組むすべての乗組員を記載すること。
- 6 「受有している資格証明書」欄には、当該船員が受有している資格名を記載し、衛生管理者、救命艇手（限定救命艇手にあつては、その旨）安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者を選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨を記載すること。
- 7 「番号」欄には、「船員を使用する者の住所及び氏名又は名称」欄の番号により、当該船員を使用する者を記載すること。
- 8 「船員を使用する者の住所及び氏名又は名称」欄には、当該船舶に乗り組むすべての船員について、その使用する船舶所有者（船舶共有の場合には船舶管理人、船舶貸借の場合には船舶借入人、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者）を記載すること。
- 9 船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合、「区分」欄に、当該使用者が船員職業安定法第6条第14項の船員派遣元事業主であるときは、「派遣」と記載し、それ以外のときは「その他」と記載すること。
- 10 その他の事項については、海員名簿及び雇入（雇止）届出書の記載心得を参照すること。

<回り休暇制ローテーション表の記載例>

常に16時間超の航海に対応した定員であるため記載不要

回り休暇制ローテーション表

甲板部 定員(3)人

~~日/日()人~~
理由:

1月(30日間)の日数内訳	8日/30日	8日/30日	7日/30日	7日/30日
職務名				
船長	○	○	○	休
一等航海士、 船長(月7日)	○	○	休	○ (船長)
一等航海士、 二等航海士(月8日)	○ (二等航海士)	休	○	○
甲板員	休	○	○	○

兼職の場合は、()で職名を記載し、日数が合っていること

乗組む場合は「○」を付すこと

機関部 定員(3)人

~~日/日()人~~
理由:

1月(30日間)の日数内訳	7日/30日	7日/30日	8日/30日	8日/30日
職務名				
機関長	休	○	○	○
一等機関士、 機関長(月7日)	○ (機関長)	休	○	○
一等機関士、 二等機関士(月8日)	○	○	休	○ (二等機関士)
二等機関士	○	○	○	休

配乗表第1号表（航海）

※総トン数20トン以上の船舶

令別表第一第1号

(旧就業範囲)

航行区域	総トン数 G/T	船舶職員	海技資格	総トン数 G/T	船舶職員	海技資格	
平水区域	200トン未満	船長	6N	200トン未満	船長	丙航士	
			500トン未満	船長	乙二航		
	1600トン未満	船長	5N	1000トン未満	船長	乙一航	
			1600トン以上	船長	乙一航		
	一航士	5N	1000トン以上	一航士	乙二航		
沿海区域又は丙区域	200トン未満	船長	6N	50トン未満	船長	丙航士	
			200トン未満	船長	丙船長		
	500トン未満	船長	5N	500トン未満	船長	乙二航	
			一航士		6N	一航士	丙航士
	5000トン未満	船長	4N	1000トン未満	船長	乙一航	
			一航士		5N	一航士	乙二航
	5000トン以上	船長	3N	1000トン以上	船長	乙船長	
			一航士		4N	一航士	乙一航
近海区域（限定近海区域に限る）	200トン未満	船長	5N	50トン未満	船長	丙船長	
			150トン未満	船長	乙二航		
	500トン未満	船長	4N	300トン未満	船長	乙一航	
			一航士	5N	500トン未満	船長	乙船長又は甲二航
			一航士	5N	一航士	乙二航	
	5000トン未満	船長	4N	1000トン未満	船長	乙船長又は甲二航	
					一航士	乙一航	
					二航士	乙二航	
		一航士	5N	2000トン未満	船長	乙船長	
					一航士	乙一航	
					二航士	乙二航	
	5000トン以上	船長	3N	5000トン未満	船長	乙船長	
			一航士		4N	一航士	乙一航
			二航士		5N	二航士	乙二航
5000トン以上	船長	3N	5000トン以上	船長	甲船長		
		一航士		4N	一航士	乙船長又は甲二航	
		二航士		5N	二航士	乙一航	

(旧就業範囲)

航行区域	総トン数 G/T	船舶職員	海技資格	総トン数 G/T	船舶職員	海技資格	
近海区域又は乙区域	200トン未満	船長	5N	50トン未満	船長	丙船長	
			150トン未満	船長	乙二航		
	500トン未満	船長	4N	300トン未満	船長	乙一航	
			一航士		丙船長		
			一航士	5N	500トン未満	船長	乙船長又は甲二航
	1600トン未満	船長	3N	1000トン未満	船長	乙船長又は甲二航	
			一航士		4N	一航士	乙一航
		二航士	5N	2000トン未満	船長	乙船長	
					一航士	乙一航	
	5000トン未満	船長	3N	5000トン未満	船長	乙船長	
			一航士		4N	一航士	乙一航
			二航士		5N	二航士	乙二航
5000トン以上	船長	1N	5000トン以上	船長	甲船長		
		一航士		3N	一航士	乙船長又は甲二航	
		二航士		4N	二航士	乙一航	
		三航士		5N	三航士	乙二航	
		三航士		5N	三航士	乙二航	
遠洋区域又は甲区域	200トン未満	船長	4N	200トン未満	船長	乙一航	
			一航士		5N	一航士	乙二航
	500トン未満	船長	3N	300トン未満	船長	乙一航	
			一航士		4N	一航士	乙二航
			二航士	5N	500トン未満	船長	乙船長又は甲二航
	1600トン未満	船長	2N	1000トン未満	船長	甲一航	
			一航士		3N	一航士	乙船長又は甲二航
			二航士	4N	3000トン未満	船長	甲一航
	5000トン未満	船長	2N	5000トン未満	船長	甲船長	
			一航士		2N	一航士	甲一航
			二航士		3N	二航士	甲二航
			三航士		4N	三航士	乙一航
5000トン以上	船長	1N	5000トン以上	船長	甲船長		
		一航士		2N	一航士	甲一航	
		二航士		3N	二航士	甲二航	
		三航士		3N	三航士	甲二航	

- ① 新配乗表の海技資格欄のNは、海技士（航海）
- ② [] は、履歴限定あり。
- ③ [] は、航行区域が近海1区の場合資格は乙一航で可
- ④ 国際航海をする船舶は国際トン数
- ⑤ その他は船舶国籍証書に記載された総トン数

配乗表第2号表 (機関)

※総トン数20トン以上の船舶


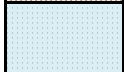
令別表第一第2号

(旧就業範囲)

航行区域	機関出力 kw	船舶 職員	海技 資格	総トン数 G/T	船舶 職員	海技 資格	
平水区域	750kw 未満	機関長	6E	200ト未満	機関長	丙機士	
				500ト未満	機関長	乙二機	
	3000kw 未満	機関長	5E	1000ト未満	機関長	乙一機	
				3000kw 以上	機関長 一機士	4E 5E	
	沿海区域又は丙区域	750kw 未満	機関長	6E	50ト未満	機関長	丙機士
					200ト未満	機関長	丙機長
1500kw 未満		機関長 一機士	5E 6E	500ト未満	機関長 一機士	乙二機 丙機士	
				6000kw 未満	機関長 一機士	4E 5E	1000ト未満
6000kw 以上		機関長 一機士	3E 4E				1000ト以上
				近海区域(限定近海区域に限る)	750kw 未満	機関長	5E
150ト未満		機関長	乙二機				
300ト未満		機関長 一機士	乙一機 丙機長				
1500kw 未満		機関長 一機士	4E 5E		500ト未満	機関長 一機士	乙機長又は甲二機 乙二機
					6000kw 未満	機関長 一機士	4E 5E
6000kw 未満		機関長 一機士	4E 5E				
					6000kw 未満	機関長 一機士	4E 5E
6000kw 以上	機関長 一機士	3E 4E	5000ト以上				

(旧就業範囲)

航行区域	機関出力 kw	船舶 職員	海技 資格	総トン数 G/T	船舶 職員	海技 資格	
近海区域又は乙区域	750kw 未満	機関長	5E	50ト未満	機関長	丙機長	
				150ト未満	機関長	乙二機	
	1500kw 未満	機関長 一機士	4E 5E	300ト未満	機関長 一機士	乙一機 丙機長	
				500ト未満	機関長 一機士	乙機長又は甲二機 乙二機	
	3000kw 未満	機関長 一機士	3E 4E	1000ト未満	機関長 一機士	乙機長又は甲二機 乙一機	
				2000ト未満	機関長 一機士	乙機長 乙一機	
		6000kw 未満	機関長 一機士	3E 4E	5000ト未満	機関長 一機士	乙機長 乙一機
					6000kw 以上	機関長 一機士	3E 4E
	遠洋区域又は甲区域	750kw 未満	機関長 一機士	4E 5E	200ト未満	機関長 一機士	乙一機 乙二機
					1500kw 未満	機関長 一機士	3E 4E
		3000kw 未満	機関長 一機士	2E 3E			
					6000kw 未満	機関長 一機士	2E 3E
		6000kw 以上	機関長 一機士	1E 2E			

- ① 新配乗表の海技資格欄のEは、海技士(機関)の意味である。
- ②  は、履歴限定あり。
- ③  は、航行区域が近海1区の場合
⇒ 資格は乙一機で可
- ④ 新配乗表の機関出力は、馬力×0.7355=(kw)で計算する。
- ⑤ 旧配乗表の総トン数は、船舶国籍証書に記載された総トン数

配乗表第3号表(近代化船)

令別表第一第3号

第1種船(18人=A段階)			
船舶職員	海技資格	船舶職員	海技資格
船長	1N	機関長	1E
一航士	2N	一機士	2E
二航士	3N	二機士	3E
運航士	3号×2		
	3号×1	1号×1	2号×1
	1号×2	2号×2	
通信長	1		

第4種船(11人=P段階)					
その①	船舶職員	海技資格	船舶職員	海技資格	
	船長	1N	機関長	1E	
	運航士	4号×1	5号×1	3号×1	
		4号×1	5号×1	1号×1	2号×1
通信長	1				

第2種船(16人=B段階)			
船舶職員	海技資格	船舶職員	海技資格
船長	1N	機関長	1E
一航士	2N	一機士	2E
運航士	3号×3		
	3号×2	1号×1	2号×1
	3号×1	1号×2	2号×2
	1号×3	2号×3	
通信長	1		

第4種船(11人=P段階)				
その②	船舶職員	海技資格	船舶職員	海技資格
	船長	1N	機関長	1E
			一機士	2E
	運航士	4号×1	3号×1	1号×1
4号×1		1号×2	2号×1	
通信長	1			

第3種船(14人=C段階)			
船舶職員	海技資格	船舶職員	海技資格
船長	1N	機関長	1E
一航士	2N	一機士	2E
運航士	3号×2		
	3号×1	1号×1	2号×1
	1号×2	2号×2	
通信長	1		

第4種船(11人=P段階)				
その③	船舶職員	海技資格	船舶職員	海技資格
	船長	1N	機関長	1E
	一航士	2N		
	運航士	5号×1	3号×1	2号×1
5号×1		1号×1	2号×2	
通信長	1			

運航士の種類	資格
1号職務: 船橋当直の職務を行うもの	船橋当直三級海技士(航海)[3NW]
2号職務: 機関当直の職務を行うもの	機関当直三級海技士(機関)[3EW]
3号職務: 船橋当直の職務を行うもの	船橋当直三級海技士(航海)[3NW]及び 機関当直三級海技士(機関)[3EW]
4号職務: 航海士の行う職務と運航士(2号)の職務を行うもの	航海士の海技免状(2N)及び 機関当直三級海技士(機関)[3EW]
5号職務: 機関士の行う職務と運航士(1号)の職務を行うもの	機関士の海技免状(2E)及び 船橋当直三級海技士(航海)[3NW]

配乗表第4号表・第5号表（通信）

令別表第一第4号、第5号

第4号〔無線電信〕

区分	国際航海	航行区域	総トン数	旅客数	船舶職員	新資格	旧資格	
旅客船	非国際航海	平水区域 沿海区域			通信長	2R	乙通	
			500トン未満		通信長	2R	乙通	
		近海区域 遠洋区域	500トン以上		通信長	1R	甲通	
					二通	2R	乙通	
		国際航海	沿海区域	500トン未満で旅客が250人以下		通信長	2R	乙通
				500トン以上又は旅客が250人以上		通信長	1R	甲通
	近海区域		500トン未満で旅客が250人以下			通信長	2R	乙通
					通信長	1R	甲通	
		500トン以上で旅客が250人以下			通信長	1R	甲通	
					二通	2R	乙通	
				250人以上		通信長	1R	甲通
	遠洋区域	500トン未満で旅客が250人以下			通信長	1R	乙通	
					通信長	1R	甲通	
		500トン以上で旅客が250人以下			二通	2R	乙通	
					通信長	1R	甲通	
250人以上				二通	2R	乙通		
				三通	2R	乙通		
貨物船	非国際航海				通信長	2R	乙通	
	国際航海	沿海区域			通信長	2R	乙通	
		近海区域	5000トン未満		通信長	2R	乙通	
			5000トン以上		通信長	1R	甲通	
		遠洋区域			通信長	1R	甲通	
漁船	500トン未満	電気通信業務あり		通信長	2R	乙通		
		電気通信業務なし		通信長	3R	丙通		
	500トン以上1600トン未満			通信長	2R	乙通		
	1600トン以上			通信長	1R	甲通		

① 新資格欄のRは、海技士（通信）のことである。

第5号〔GMDSS設備船〕

区分	国際航海・水域・装置の保守等		船舶職員	資格	
旅客船	非国際	陸上保守又は設備の二重化	通信長	3Re	
		船上保守	通信長	2Re	
	国際航海	A1/A2	陸上保守又は設備の二重化	通信長	3Re
			船上保守	通信長	2Re
		A3/A4	陸上保守+設備の二重化	通信長	3Re
			船上保守+陸上保守 船上保守+設備の二重化	通信長	1Re
貨物船	国際航海	陸上保守+設備の二重化	通信長	3Re	
		船上保守+陸上保守 船上保守+設備の二重化	通信長	2Re	
漁船 (第一種/第二種)	インマルサット無線設備を有するもの	設備の二重化	インマルサット二重化	通信長	4Re
			インマルサット以外の設備	通信長	3Re
		陸上保守		通信長	4Re
	インマルサット無線設備を有しないもの	陸上保守		通信長	2Re
		陸上保守+設備の二重化		通信長	3Re
		船上保守		通信長	2Re

① 資格欄のReは、海技士（電子通信）を表す。

② 水域欄のA1/A2/A3/A4は、次の水域である。

水域の範囲

・A1→VHF（超短波）海岸局から25マイル以内の海域

・A2→MF（中波）海岸局から150マイル以内の海域

・A3→インマルサットによる通信範囲内の海域（緯度70度以下の海域）であってA1海域及びA2海域外の海域

・A4→A1、A2及びA3海域以外の海域

③ 300トン以上の第三種漁船は、貨物船として取り扱われる。

<コラム>

通信に関しては、現在殆どの船舶がGMDSS適用船舶に移行しているため、5号表による配乗が大半を占めているが、本邦台湾航路の貨物船など、一部に4号表による配乗が認められている場合もあり、その場合は、三級海技士（通信）又は二級海技士（通信）といったGMDSS設備機器の取扱が出来ない海技免状での配乗が可能である

配乗表（その他）第7～9号表及び小型船舶配乗表

令別表第一第7号、第8号、第9号

令別表第二

第7号〔試運転を行う船舶〕

	総トン数	職員	資格
甲板部	200トン未満	船長	6N
	500トン未満	船長	5N
	1600トン未満	船長	4N
	5000トン未満	船長	3N
	5000トン以上	船長	1N
		一航士	3N
	機関出力	職員	資格
機関部	750kw未満	機関長	6E
	1500kw未満	機関長	5E
	3000kw未満	機関長	4E
	6000kw未満	機関長	3E
	6000kw以上	機関長	1E

第8号〔航行の用に供されない船舶〕

船舶	職員	資格
航行の用に供されない船舶であって省令で定めるもの	船長	6N、6E、3R、4Re

★則60条の11

休漁中の漁船、又は解撤、譲渡、貸渡しの手続きのために航行の用に供されない船舶であって契約書等の証する書類を備えているもの

第9号〔引かれて航行する船舶〕

船舶	職員	資格
引かれて航行する船舶	船長	当該船舶の航行する区域を航行区域とし、かつ、その総トン数と同一の総トン数を有する船舶について甲板部配乗表上必要とされる船舶職員に係る資格

★則127条

特殊小型船舶の基準（水上オートバイ）

ア、長さ4メートル未満、かつ、幅1.6メートル未満の小型船舶

イ、定員が2名以上の小型船舶にあつては、操縦位置及び乗船者の着座位置が直列のもの

ウ、ハンドレバー方式の操縦装置を用いる小型船舶その他の身体のバランスを用いて操縦を行うことが必要な小型船舶

エ、推進機関として内燃機関を使用したジェットポンプを駆動させることによって航行する小型船舶

オ、操縦者が船外に転落した際、推進機関が自動的に停止する機能を有する等操縦者がいない状態の小型船舶が船外に転落した操縦者から大きく離れないような機能を有すること

〔小型船舶〕

小型船舶		職員	資格
特殊小型船舶（主に水上オートバイ）		船長	特殊
沿岸小型船舶	省令内海域	船長	二級又は一級
外洋小型船舶	上記以外	船長	一級
	帆船以外で省令で定める区域を航行	船長 機関長	一級 6E

★令別表第二（船舶の種類）

I 特殊小型船舶

⇒小型船舶であつてその構造その他の事項に関し省令で定める基準に適合するもの

II 沿岸小型船舶

⇒特殊小型船舶以外の小型船舶であつて次のいずれかに該当するもの

①近海区域又は遠洋区域を航行区域とする小型船舶以外の小型船舶であつて、沿海区域のうち省令で定める区域のみを航行するもの

②母船に搭載される小型船舶であつて省令で定めるもの

③引かれて航行する小型船舶であつて省令で定めるもの

III 外洋小型船舶

⇒特殊小型船舶及び沿岸小型船舶以外の小型船舶

★施行規則

I 特殊小型船舶の区域

法令上は定め無し（船舶検査証書上の航行区域欄の定め（距岸2海里以内）による）

II 沿岸小型船舶の省令で定める区域

①の区域 ア、平水区域

イ、本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域

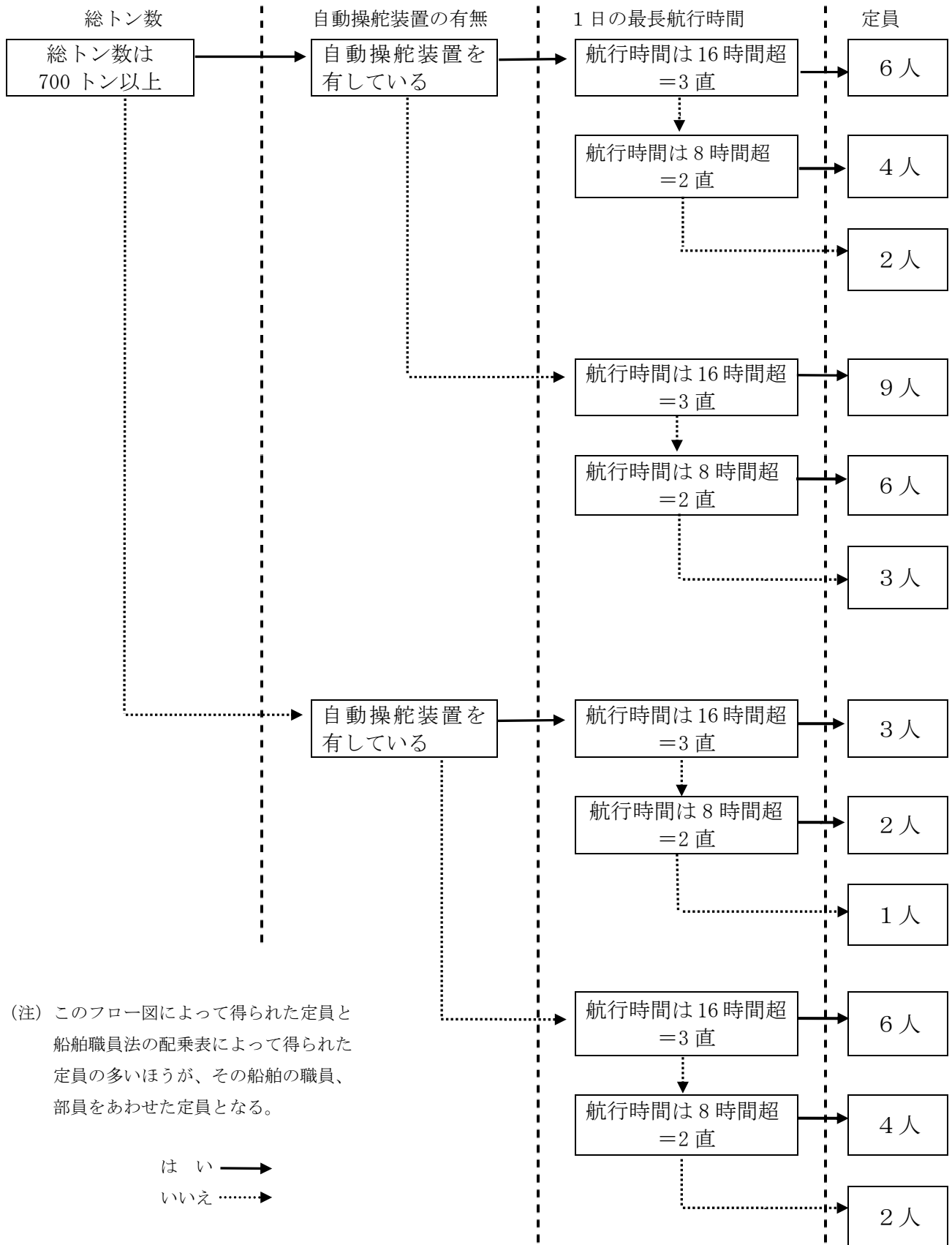
②の区域 母船から半径1海里以内の区域

③の区域 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする小型船舶であつて上記①の区域

III 外洋小型船舶の省令で定める区域

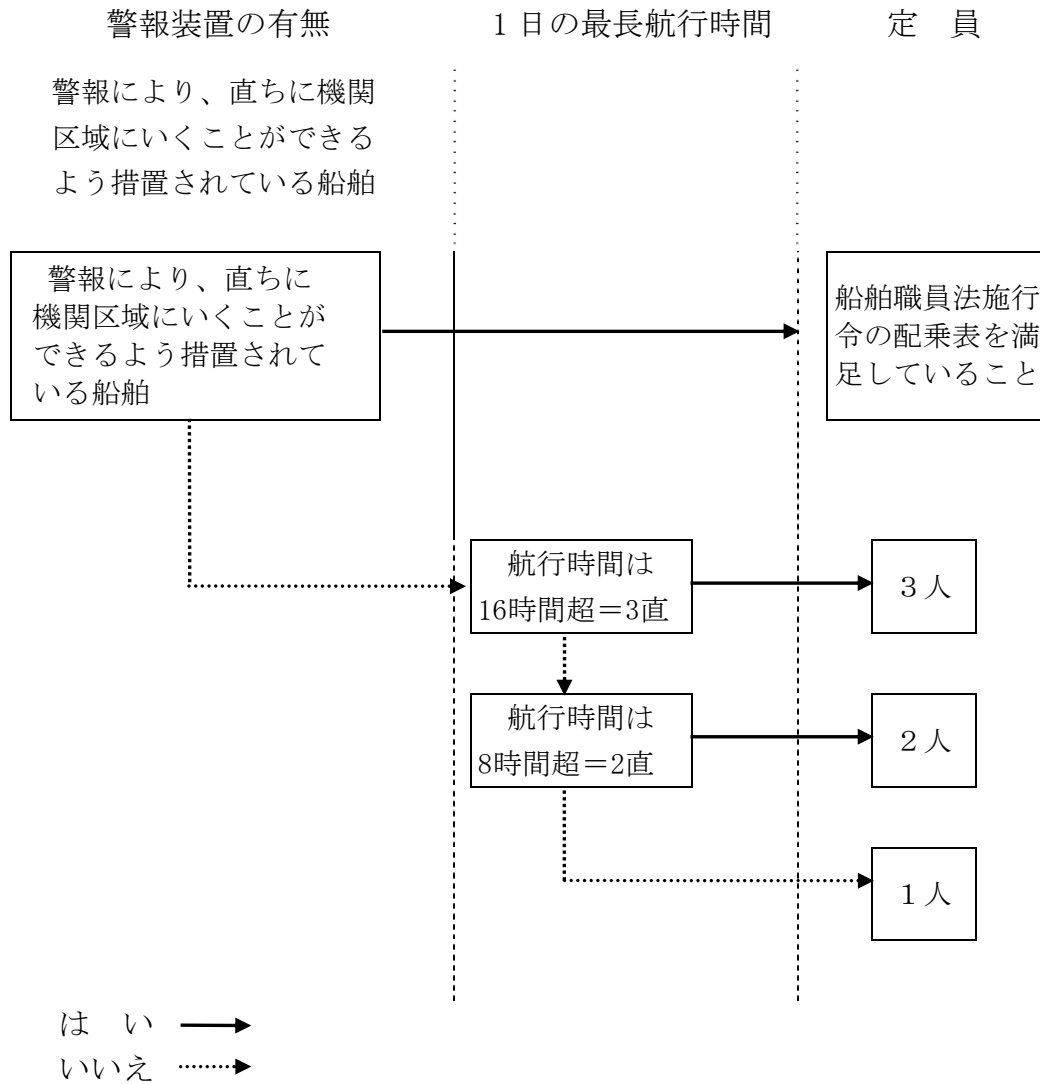
沿海区域の境界からその外側80海里以遠の水域（母船搭載型小型船舶で母船から半径2海里以内の区域を除く）

<別図1> 定員審査フロー図（甲板部関係）



<別図2> 定員審査フロー図（機関部関係）

次のフロー図によって得られた定員と船舶職員法施行令の配乗表によって得られた定員の多いほうが、その船舶の職員、部員をあわせた定員となる。



船舶の記載に関する英文 ①

船舶の用途	英 文
旅客船（下記以外の旅客船）	Passenger Ship
RO-RO 旅客船	Roll on / Roll off Passenger Ship
旅客船兼自動車渡船	Ferry
貨物船（下記以外の貨物船）	Cargo Vessel , Going Cargo Ships
ばら積み貨物運搬船	Bulk Carrier
（鉄）鉱石運搬船	Ore Carrier
木材運搬船	Timber Carrier
石炭運搬船	Coal Carrier
コンテナ（運搬・専用）船	Container Ship
油タンカー	Oil Tanker
液化ガス（ばら積み）運搬船	Liquefied Gas Tanker, Liquefied Gas Carrier
液体化学薬品（ばら積み）運搬船	Chemical Tanker
LNG 運搬船	LNG Tanker, LNG Carrier
LPG（液化石油ガス）運搬船	LPG Tanker, LPG Carrier
冷凍運搬船	Refrigerated Cargo Carrier
自動車専用（運搬）船	Pure Car Carrier
ロールオン・ロールオフ貨物船	Roll on / Roll off Ship
（木材）チップ運搬船	(Wood) Chip Carrier
漁船	Fish Boat
漁獲物運搬船	Fish Carrier
引き船	Tug Boat
押船	Pusher Boat
作業船	Work Ship
揚錨船	Anchor Handling Boat
その他の船	
海底電線敷設船	Submarine Communication Cable Laying Vessels
ケーブル敷設修理船	Cable Laying Vessel
地球深部探査船	Riser Drilling Vessel
巡視船	Patrol Ship
調査船	Research Ship
測量船	Survey Ship
練習船	Training Ship

職務の記載に関する英文 ②

職務の種類	略記	英文
船長		Master
一等航海士	C/O	Chief Officer, Chief Mate
次席一等航海士		1 st Officer, 1 st Mate
二等航海士	2/O	2 nd Officer, 2 nd Mate
三等航海士	3/O	3 rd Officer, 3 rd Mate
機関長	C/E	Chief Engineer (1 st Engineer)
一等機関士	1/E (2/E)	1 st Engineer (2 nd Engineer)
二等機関士	2/E (3/E)	2 nd Engineer (3 rd Engineer)
三等機関士	3/E (4/E)	3 rd Engineer (4 th Engineer)
通信長	C/R	Chief Radio Operator
甲板長	B/S	Boatswain
甲板手	A/B	Able Seaman
甲板員	O/S	Ordinary Seamen
操機長	No. 1/OLR	No. 1 Oiler
操機手	OLR	Oiler
操機員	WPR	Wiper
司厨長	C/S, C/C(COK)	Chief Steward, Chief Cook
司厨手	2/S, 2/C	2 nd Steward, 2 nd Cook
司厨員	MM	Mess Man
運航士	W/O	Watch Officer
員外航海士	A/O	Apprentice deck officer
員外機関士	A/E	Apprentice engineer
見習航海士	D/Cadet	Deck Cadet
見習機関士	E/Cadet	Engine Cadet
溶接員		Fitter
海務監督・工務監督	SI	Marine Superintendent
整備員		Maintenance Crew

資格の記載に関する英文 ③

資 格 等		英 文
締約国資格受有者承認証		Certificate attesting the recognition of the competency of the holder of a certificate issued by a party to the STCW convention
船舶料理士		Ship Cook
安全担当者		Responsibility for the safety
消火作業指揮者		Appointment of personnel fire-fighting leader
衛生担当者		Person appointed by a health manager
衛生管理者		Health supervisor
航海当直部員	甲板部航海当直部員	Navigation watch rating in the deck
	機関部航海当直部員	Navigation watch rating in engine-room
	航海当直部員	Ratings forming part of a navigational watch
危険物等取扱責任者		Person responsible for handling dangerous and other substances, etc
救命艇手		Lifeboat man
旅客船の乗組員		Personnel on Passenger Ships
無線通信士	三級海技士 (電子通信)	Third grade maritime officer (radio electronic)
	無線担当者	Radio Operator

その他記載に関する英文 ④

航行区域	遠洋区域	Ocean Going Area
	近海区域	Greater Coasting Area
	沿海区域	Coasting Area
その他の労働条件	就業規則による	As per the regulation
雇入期間	不定	Not fixed
	○月	○ months
	一航海	During a voyage
雇 入	新規雇用	Newly employed
	社内転船	Transferred internally to another vessel
	予備船員の雇用	Employed as a reserved mariner
雇 止	退職	Resignation
	解雇	Dismissal
	社内転船	Transferred internally to another vessel
	予備船員の編入	Taken on as a reserved mariner
	有給休暇	Annual leave with pay

3. 一括届出の許可について

複数の船舶間において頻繁に船員を交替させたり、同日に職員の乗下船が繰り返されるなどの場合、都度雇入、雇止の手続きを行うのが本来の手続きであるが、所有者の負担は少なくないため、一定の条件を課し、それを満足する船舶所有者の運航船舶については、運輸局等の長に申請することによって、一括届出の許可を受けることができる。

許可を受けることができる類型は2種類あり、同一の船舶所有者に属する複数の船舶について、航海の態様が類似し、船員の労働条件が同等であるとして、所轄運輸局等の長の許可を受けた場合、許可にかかるすべての船舶に乗組む船員の雇入契約は、一括して届け出ることが可能となる。(則 22 条)

また、航海の態様に類似性がなくとも、必要があると認められる場合は、同様に一括して届け出ることの許可を受けることができる。(則 23 条)

以下、該当条文ごとに申請手続の概要を紹介する。

(1) 則 22 条にかかる一括届出許可申請

船員の乗組みを同一船舶所有者に属する航海の態様が類似し、かつ、船員の労働条件が同等である二以上の船舶相互間において船員の乗組み変更が頻繁に行われる等の場合は一括届出の許可を受けることができる。

この場合、当該許可に係る船舶に乗組む船員の雇入れ契約はこれらの船舶全てについて存するものとして届出を行う。

(ア) 申請

所轄運輸局等

ただし、まき網漁船に係る申請は運輸支局等

(イ) 必要書類

- ① 一括届出許可申請書 (則第 9 号書式) 2 部

※ 1 部に許可の証印が押され返却される

- ② 船舶検査証書 (写し)

- ③ 船舶検査手帳 (写し)

- ④ 海員名簿

- ⑤ 必要に応じて以下の書類が必要となる

- ・航海の態様が類似していることを証する書類
- ・船員の労働条件が同等であることを証する書類

(ウ) 雇入契約の成立等の届出

所轄運輸局等または所轄運輸局等が指定した運輸支局等及び指定事務所に指定された指定市町村

(エ) その他の注意事項

- ① 船舶その他許可に係る事項のうち、次に掲げる事項を変更するときは変更許可を申請すること。

- i) 船舶の範囲 (ただし、許可を受けた船舶が船舶安全法に係る定期検査及び中間検査又は修理等により一時期運航を休止しその間臨時に代船を就航させる場合又は季節的要因による増便等運航ダイヤの変更により一時期のみ就航させる船舶の範囲が異なる場合を除く。)

ii) 就航航路又は航行水域(ただし、労働条件等同等船及び一時期のみの就航航路又は航行水域の変更を除く。)

iii) 船舶相互間において、船員を転船させる方法又は体制
ただし、根本的な変更に限る。

② 許可に係る事項のうち、次に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ変更の届出すること。ただし、(ii)については、やむを得ない事由があるときは、事後における届出で足りる。

(i) 船舶相互間において船員を転船させる方法又は体制

ただし、① (iii)により変更許可を申請すべき事項を除く。

(ii) 許可書に記載されている事項であって、①及び(i)に掲げる事項並びに許可を受けた事由及び許可を受けた期間以外の事項

③ 海技士国家試験及び小型船舶操縦士国家試験に必要な事項(船員の乗組んだ船舶の名称、総トン数、航行区域又は従業制限及び従業区域、船舶ごとの乗船期間並びにそれらの船舶において従事した職務)について船舶所有者が記録し、15年保存すること。

④ 一括届出を必要としなくなる場合は、必要としなくなる年月日を明示してあらかじめ届出をすること。

(2) 則 23 条にかかると一括届出許可申請

船員の乗組みを同一船舶所有者に属する2以上の船舶相互間において船員の乗組み変更を行う場合で次の項目のいずれにも該当する場合は一括届出の許可を受けることができる。

この場合、当該許可に係る船舶に乗組む船員の雇入れ契約はこれらの船舶全てについて存するものとして届出を行う。

① 労働協約または就業規則に定められた労働条件に基づき適切な船員労働管理を遂行し得る体制を確立していること

② 電子情報処理組織を使用する方法により、運輸局長が雇入れ契約の成立等の届出に係る船員の乗組みに関する事項を速やかに確認できる措置を講じていること。

(ア) 申請及び許可権限

所轄運輸局等

ただし、まき網漁船に係る申請は、運輸支局等

(イ) 必要書類

① 一括届出許可申請書(第10号書式)

② 船舶検査証書(写し)

③ 船舶検査手帳(写し)

④ 海員名簿

⑤ 必要に応じて以下の書類の提示が必要となる

・報酬支払簿

・休日付与簿その他の船員の労働管理に関する書類

(ウ) 雇入れ契約の成立等の届出

運輸局等及び運輸支局等

「一括届出の許可に関する事務の取扱いについて」一部抜粋

(昭和42年1月12日員基第3号)

I. 許可権限

1. 地方運輸局等
2. まき網漁船に係る許可は、運輸支局長および海事事務所長

II. 許可基準

1. 許可を与えることができる船舶所有者

- (1) まき網漁業を営む者
- (2) 2(2)、(3)、(4)の船舶を就航させる次のいずれかに該当する者
 - ① 公共企業体
 - ② 地方公共団体
 - ③ 労働管理が適切に行われていると認められるもの
- (3) 港湾内にある船舶又は国内各港間を航行中である船舶において船長の指揮監督の下で当該船舶固有の船内業務を軽減し、又は補助する船員(船内業務支援船員)を派遣する制度が労働協約等により明確に定められており、かつ、労務管理が適切に行われていると認められる者
- (4) 2(6)の船舶を就航させる次に該当する者
 - ① 労働組合と労働協約を締結しているものであること
 - ② 船員の労働時間の管理、休日の付与、資格者及び定員の配乗等を適切に行っており、かつ、将来においてもそれらを確保できることを証明できるものであること
 - ③ 許可対象船舶の乗組員全員を船員保険の被保険者としているものであること
 - ④ 労務管理体制が適切なものであること
 - ⑤ 過去2年間において、労務管理の不適切性に起因する重大な海難事故を引き起こしておらず、また、船員法、同法に基づく命令に違反していないこと
- (5) 独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校及び独立行政法人水産大学校(船員教育機関)

2 許可を与えることができる船舶の範囲

- (1) まき網漁船
- (2) 国内各港間のみの定期航路(乗組員の疲労回復、士気の向上等労務管理上適切と認められる場合に限り、複数の航路でもよい)に就航する複数の船舶
- (3) 特定の港等(乗組員の疲労回復、士気の向上等労務管理上適切と認められる場合に限り、複数の港等でもよい)を基地としてその周辺の比較的狭範囲の水域に就航し、他の港においては船員の乗下船を行わない複数の水先船、給水船、引船、その他これに準ずる船舶
- (4) 特定の港等(乗組員の疲労回復、士気の向上等労務管理上適切と認められる場合に限り、複数の港等でもよい)を基地としてその周辺の比較的狭範囲の水域に就航し、他の港においては船員の乗下船を行わない複数のプレジャーボート、観光船、遊漁船、小型遊漁兼船等海洋性レクリエーションの用に供される船舶
- (5) 労働協約等により船内業務支援船員が派遣されることが明確に定められている船舶(船内業務支援対象船舶)
- (6) 航海の態様が類似し、かつ、船員の労働条件が同等である複数の船((1)から(5)に掲げる船舶を除く)(労働条件等同等船)
- (7) 船員教育機関が使用する複数の船員教育教練船

V. 許可等の事務を処理する場合の手続き

許可等の事務は地方運輸局等及び「I、2」の運輸局及び海事事務所(許可局)

1. 新規許可について

(1) 審査

許可申請があったときは次の事項に留意して審査される。

- ① 一括届出許可申請書、海員名簿、就業規則、船舶検査証書及び船舶国籍証書に加え、船舶の種類に応じ、次に掲げる提出書類及び提示書類がそろっていること

船舶の種類	提出書類・提示書類
まき網漁船	漁業許可書
定期航路船	運航時刻表、船員配乗計画表又は船員配乗実績表(1月分)
狭水域船	船員配乗計画表又は船員配乗実績表(1月分)
船内業務支援対象船舶	労働協約又は労使協定、 船員配乗計画表又は船員配乗実績表(1月分)
労働条件等同等船	労働協約、休日付与簿(1年分) 船員配乗計画表又は船員配乗実績表(1月分) 許可対象船舶の乗組員が船員保険の被保険者であることを証する書類
船員教育教練船	年間航行計画及び配乗計画表(1年分)

- ② 申請内容、記載事項に誤りがないこと

- ③ IIの許可基準に適合していること

VI. 許可に係る船舶に乗組む船員の雇入契約の成立等の届出

4. 雇入契約の成立等の届出手続き

(1)雇入契約届出書

- ① 船舶番号、船名及び総トン数欄には「一括届出」と記載したうえ

まき網漁船の場合はまき網漁船、定期航路に就航する船舶の場合は航路名(2以上の航路が存する場合は包括航路又は全ての航路)、船内業務支援対象船舶の場合は船内業務支援船員派遣制度、労働条件等同等船の場合は労働条件等同等船、船員教育機関が使用する船舶の場合は船員教育教練船、それ以外の船舶の場合は基地となる港等の名称(2以上の港等を基地とする場合は全ての港等の名称)を記載させる。

雇入(雇止)届出書 (一括届出の場合)

第6号様式(第19条、第20条関係)

許可要件により、()内の記載内容は異なるので注意のこと

記入例

雇入(雇止)届出書

届出年月日	平成〇年〇月〇日			船舶番号、船名及び総トン数		<small>例</small> 一括届出 (まき網漁船) 一括届出 (函館航路) 一括届出 (室蘭港) 一括届出 (船内業務支援対象船舶) 一括届出 (労働条件等同等船) 一括届出 (船員教育教練船)				
届出者氏名	船長 (船舶所有者) 天神橋石油有限公司 代表取締役 菅原道夫			船舶の用途	航行区域又は従業制限及び従業区域					
船舶所有者の住所及び氏名又は名称				大阪市北区天神橋二丁目〇番〇号 天神橋石油有限公司		主機の種類				
						主機の出力				
氏名及び船員手帳番号	年齢	区別	雇入年月日及び雇入港	雇止年月日及び雇止港	職務	雇入期間	給料及び手当	その他の労働条件	備考	
△□第〇〇〇〇〇〇号 〇〇〇〇	〇歳	雇入	Hxx.x.x 四日市		船長 一等航海士 甲板員	不定	給料 ☆☆,000 手当 ◇◇,000	就業規則による	新規雇用	
第 号	歳						給料 手当			
第 号	歳						給料 手当			
第 号	歳						給料 手当			
第 号	歳						給料 手当			
第 号	歳						給料 手当			
第 号	歳						給料 手当			
第 号	歳						給料 手当			
雇入			雇止			合計				

記載心得:

- 一括届出の許可を受けている場合は、船舶番号、船名及び総トン数欄に「一括届出」と記載すること。
- 国際総トン数証書又は国際総トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあっては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 雇止の場合は、給料及び手当欄には記入をせず、その他の労働条件欄には雇止の事由を記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
 イ 雇入の場合は、「新規雇用」、「社内転船」、「予備船員の雇入」等の別及び船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第2項の指定を受けた職の船舶職員として乗り組む場合にあってはその旨、更に、船員職業紹介所が取り扱ったときは、その略名。
 ロ 雇止の場合は、「退職」、「解雇」、「社内転船」、「予備船員へ編入」等の別。更に、船員法施行規則第20条の規定により、海員名簿を提示しないで届出するときは、不提示の事由。
 5.その他の事項については、海員名簿の記載心得を参照すること。

海員名簿 (1) (2)

Form No.1 (related to Article 10) (JIS A4)
 第一号書式 (第十条関係) (日本工業規格A列4番)

記入例

(1)

海 員 名 簿
 List of Mariners

船 名
 Name of Ship
一括届出(労働条件等同等船)

(2)

船舶番号 Distinctive Number	/	
船籍港 Port of Registry		
総トン数 Gross Tonnage		
航行区域又は従業制限及び従業区域 Navigation area or Fishing restriction and Fishing area		
船舶の用途 Type of ship		
主機の種類及び箇数 Type of main propulsion machinery		
主機の出力 Power of main propulsion machinery		
船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner		大阪市北区天神橋二丁目〇番〇号 天神橋石油有限会社
主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地及び名称 Address and name of office for labor management of mariners		
船長の住所及び氏名 Address and name of master		

(3)

官 庁 記 事
 Note by Japanese government

天神橋石油有限会社 殿
 一括届出許可
 許可期間 平成 29 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
 許可年月日 平成 29 年 4 月 1 日 (許可番号 □□□ 第〇〇〇号)

近 畿 運 輸 局 長 局長印

許可船舶

船 名	船舶番号	総トン数	航 行 区 域	船舶の用途	航 路
天神橋丸	xxxxxxx	72	平水区域	油タンカー	大阪港～大阪湾
第二天神橋丸	xxxxyy	75	平水区域	油タンカー	大阪港～大阪湾
第一飛梅丸	xxxxzz	70	平水区域	油タンカー	大阪港～大阪湾

☆海員名簿「第三表」について

第三表は「官庁記事欄」に使用する頁であり、第二表の内容に変更があった場合や「居住環境改善船」、「ECDIS 搭載船」である旨等、必要な情報を記載することに用いられる。

例えば、自動操舵装置が設置されていない総トン数 200 トン未満の船舶で、運航労務監理官による「操舵席からの全周囲視界確認」が、海員名簿第三表に確認済みと記載がされている場合、自動操舵装置設置船と同様の乗組定員を適用できるので、記載事項には注意が必要である。

海員名簿を新調または再新調する際、第一表及び第二表の記載事項に誤りがないことの確認として、第三表に「船舶国籍証書、船舶検査証書等により照合済」や「旧海員名簿と照合済み」等を記載されることもある。

記事が記載される際は、二号官庁印が記事の末尾に押印される。

海員名簿 (3)

Form No.1 (related to Article 10) (JIS A4)
 第一号書式 (第十条関係) (日本工業規格 A 列 4 番)

官庁記事記入例

(3) 官 庁 記 事 Note by Japanese government	
	Seafarers Labor Office xx.xx.20xx 〇〇運輸局
船舶国籍証書により照合済	
本船は、居住環境改善船である。	Seafarers Labor Office xx.yy.20xx 〇〇運輸局
操舵席からの全周囲視界確認済み	
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	〇〇運輸局 運航労務監理官 ○○○○ (印)
ECDIS 搭載 : 有	Seafarers Labor Office xxy.xy.201x 〇〇運輸局

一括届出許可申請書（新規）

記入例

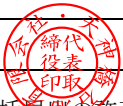
第九号書式（第二十二号関係）（日本工業規格 A 列 3 番）

一括届出許可申請書（新規）

平成〇年〇月〇日

近畿運輸局長 殿

主たる船員の労務管理を行う事務所		船舶所有者（本社）	
所在地 （電話）	大阪市北区天神橋二丁目〇番〇号 TEL：06-6123-XXXX	住所（所在地） （電話）	大阪市北区天神橋二丁目〇番〇号 TEL：06-6123-XXXX
名称	天神橋石油有限公司	氏名（名称） 天神橋石油有限公司	
責任者氏名	代表取締役 菅原道夫		



船員法施行規則第 22 条に規定する一括届出の許可を受けたいので、同条の規定により申請します。

1 一括届出を受けようとする船舶

船名	船舶番号	総トン数	航行区域又は 従業制限及び 従業区域	船舶の用途	主機の出力 キロワット	航路又は 漁業の種類	備考
天神橋丸	xxxxxxx	72	平水区域	油タンカー	250キロワット	大阪港～大阪湾	
第二天神橋丸	xxxxxyy	75	平水区域	油タンカー	300キロワット	大阪港～大阪湾	
第一飛梅丸	xxxxzzz	70	平水区域	油タンカー	280キロワット	大阪港～大阪湾	

- 許可に係る船舶に乗り組む船員の労働条件 就業規則による
- 許可を受けようとする事由 船員の業務繁閑の衡平を図るなど労務管理の適正化のため
- 許可を受けようとする期間 平成〇年〇月〇日～平成△年△月△日
- 許可に係る船舶相互の間において、船員を転船させる方法及び体制
船員は、各船舶の運航予定表に基づき、個々の資格・経験を勘案し、交替勤務割を作成の上、各人に事前に通知するなどの交代勤務体制を執り、基地港である大阪港にて交替する。
(クルーリスト及び交替勤務割を添付)
- 許可に係る船舶に乗り組む船員の労務管理体制
船員の労務管理は、本社に専従員を置き、船員台帳・運航日報・給与台帳・海員名簿を一括管理し、各人の労働時間が過剰にならぬよう配慮しつつ、月末には翌月の交替勤務割を全船員に事前周知する。
(作業時間割及び労務管理体制図を添付)

記載心得

- 船舶番号欄には、総トン数 20 トン未満の船舶にあつては、船舶番号のほかに船籍港も付記し、総トン数 20 トン未満の漁船にあつては、漁船登録番号を記載すること。
- 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 船舶の用途欄には、「旅客船」、「貨物船」、「漁船」等の別を記載すること。
- 航路又は漁業の種類欄には、船舶が 2 以上の航路に就航する場合は、そのすべての航路名を記載し、漁業の種類は、「まき網漁業」等と記載すること。
- 備考欄には、組をなして漁業に従事する漁船にあつては、主船（親船）、附属漁船、運搬船等の別を記載すること。

管轄運輸局により許可文の記載及び押印がなされるため、余白を設けておくこと。
(運輸局等によっては、別途許可書を交付する場合もある。)

一括届出許可申請書（更新）

記入例

第九号書式（第二十二号関係）（日本工業規格 A 列 3 番）

一括届出許可申請書（更新）

平成〇年〇月〇日

近畿運輸局長 殿

主たる船員の労務管理を行う事務所		船舶所有者（本社）	
所在地 （電話）	大阪市北区天神橋二丁目〇番〇号 TEL：06-6123-XXXX	住所（所在地） （電話）	大阪市北区天神橋二丁目〇番〇号 TEL：06-6123-XXXX
名称	天神橋石油有限公司	氏名（名称） 天神橋石油有限公司	
責任者氏名	代表取締役 菅原道夫		



船員法施行規則第 22 条に規定する一括届出の許可を受けたいので、同条の規定により申請します。

1 一括届出を受けようとする船舶

船名	船舶番号	総トン数	航行区域又は 従業制限及び 従業区域	船舶の用途	主機の出力 キロワット	航路又は 漁業の種類	備考
天神橋丸	xxxxxxx	72	平水区域	油タンカー	250 キロワット	大阪港～大阪湾	
第二天神橋丸	xxxxxyy	75	平水区域	油タンカー	300 キロワット	大阪港～大阪湾	
第一飛梅丸	xxxxzzz	70	平水区域	油タンカー	280 キロワット	大阪港～大阪湾	

- 許可に係る船舶に乗り組む船員の労働条件 就業規則による
- 許可の更新を受けようとする事由 期間満了に伴い、引き続き、船員の業務繁閑の衡平を図るなど労務管理の適正化のため
- 許可の更新を受けようとする期間 平成〇年〇月〇日～平成△年△月△日
- 許可に係る船舶相互の間において、船員を転船させる方法及び体制
船員は、各船舶の運航予定表に基づき、個々の資格・経験を勘案し、交替勤務割を作成の上、各人に事前に通知するなどの交代勤務体制を執り、基地港である大阪港にて交替する。
(クルーリスト及び交替勤務割を添付)
- 許可に係る船舶に乗り組む船員の労務管理体制
船員の労務管理は、本社に専従員を置き、船員台帳・運航日報・給与台帳・海員名簿を一括管理し、各人の労働時間が過剰にならぬよう配慮しつつ、月末には翌月の交替勤務割を全船員に事前周知する。
(作業時間割及び労務管理体制図を添付)

記載心得

- 船舶番号欄には、総トン数 20 トン未満の船舶にあつては、船舶番号のほかに船籍港も付記し、総トン数 20 トン未満の漁船にあつては、漁船登録番号を記載すること。
- 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 船舶の用途欄には、「旅客船」、「貨物船」、「漁船」等の別を記載すること。
- 航路又は漁業の種類欄には、船舶が 2 以上の航路に就航する場合は、そのすべての航路名を記載し、漁業の種類は、「まき網漁業」等と記載すること。
- 備考欄には、組をなして漁業に従事する漁船にあつては、主船（親船）、附属漁船、運搬船等の別を記載すること。

管轄運輸局により許可文の記載及び押印がなされるため、余白を設けておくこと。
(運輸局等によっては、別途許可書を交付する場合もある。)

一括届出変更許可申請書

(任意様式)

記入例

一括届出変更許可申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

近畿運輸局長 殿

船舶所有者の住所及び氏名又は名称

大阪市北区天神橋二丁目○番□号

天神橋石油有限会社

代表取締役 菅原道夫



一括届出の許可に係る事項のうち、下記の事項について変更の許可申請を致します。

記

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1. 変更事項 | 所有船舶の減少 |
| 2. 変更事由 | 所有船舶の売却 |
| 3. 変更期日 | 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日 |
| 4. 添付書類 | 交代勤務割当表
登録事項証明書 (写) |
| 5. 備考 | |

一括届出不要届出書

(任意様式)

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

船舶所有者の住所及び氏名又は名称

当社は、船員法施行規則第22条の規定により一括届出の許可を受けておりますが、今般、下記理由により現在の許可を必要としなくなりますのでその旨お届けします。

記

1. 現在の許可及び期間

一括届出許可 (〇〇〇〇第×××号 平成 〇 年 〇 月 〇 日付)

許可期間 平成XX年XX月XX日～平成XY年XX月XZ日

2. 必要としなくなる期日及びその理由

期日 平成 〇 年 〇 月 〇 日

理由 諸般の事情により就航航路が変更になり
これに伴い運航形態も変わるため

4. 船長の就退職等の証明（則 24 条）

- (1) 雇入契約のない船長(船主船長、会社の代表取締役等)は、船長としての就職または退職並びにその乗り組む船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域若しくは従業制限及び従業区域並びに用途又はこれらの変更について船員手帳に運輸局等の長の証明を受けることができる。
- (2) 申請
最寄りの運輸局等及び運輸支局等
- (3) 必要書類
 - ① 申請書（第 11 号書式）
 - ② 海員名簿
 - ③ 船員手帳
 - ④ 海技免状又は小型船舶操縦免許証
(就職又は船舶に関する事項の変更について証明を申請する場合に限る。)
 - ⑤ 必要に応じて、以下の書類が必要となる
 - ・ 漁船の従業する区域を証する書類
 - ・ 船舶国籍証書
 - ・ 船舶検査証書
 - ・ 船舶検査手帳
 - ・ 船舶に関する事項を証する書類

船長就退職等証明申請書

第十一号書式（第二十四条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

記入例

収入
印紙

船長就退職等証明申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

近畿運輸局長 殿

ふりがな すが わら みち お
申請者氏名 菅原道夫



現住所 大阪市北区天神橋二丁目○番□号

船員手帳番号	大阪 第○○○○号	申請者と船舶所有者との関係	代表取締役
船舶所有者の住所及び氏名	大阪市北区天神橋二丁目○番□号 天神橋石油有限会社		
船舶番号、船名、総トン数及び主機の出力	第 xxxxxx 号	航行区域又は従業制限及び従業区域	平水区域
	天神橋丸	船舶の用途	油タンカー
	70トン 250キロワット	海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号	六級海技士（航海） 第 6500xxxxxxxx3 号
就職年月日及び就職港	平成18年 4 月 1 日	大阪港	
変更年月日及びその内容	年 月 日	新	旧
退職年月日及び退職港	港		

※上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

船舶所有者氏名



記載心得

- 1 船舶所有者の住所及び氏名欄並びに※印欄は、申請者が船舶所有者であるときは、記載することを要しない。
- 2 就職について証明を申請するときは、変更及び退職に関する欄は、斜線を引くこと。
- 3 変更について証明を申請するときは、船舶番号、船名、総トン数及び主機の出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄並びに船舶の用途欄は、変更前のものを記載し、退職に関する欄は、斜線を引くこと。
- 4 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあっては、総トン数に国際トン数を付記すること。
- 5 退職について証明を申請するときは、変更に関する欄は、斜線を引くこと。
- 6 ※印の欄は、申請者が記載した事項に誤りがないことを確認した上船舶所有者が氏名を記載して押印し、又は署名すること。
- 7 その他の事項については、雇入（雇止）届出書及び雇入契約変更（更新）届出書の記載心得を参照すること。

船長就退職等証明申請書

第十一号書式（第二十四条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

記入例

収入
印紙

船長就退職等証明申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

近畿運輸局長 殿

ふりがな すが わら みち お
申請者氏名 菅 原 道 夫



現住所 大阪市北区天神橋二丁目○番□号

船員手帳番号	大阪 第○○○○号	申請者と船舶所有者との関係	代表取締役
船舶所有者の住所及び氏名	大阪市北区天神橋二丁目○番□号 天神橋石油有限会社		
船舶番号、船名、総トン数及び主機の出力	第 xxxxxx 号	航行区域又は従業制限及び従業区域	平水区域
	天神橋丸	船舶の用途	油タンカー
	70トン 250キロワット	海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号	六級海技士（航海） 第 6500xxxxxxxx4 号
就職年月日及び就職港	平成18年 4 月 1 日	大阪港	
変更年月日及びその内容	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	新 総トン数 72 トン	旧 総トン数 70 トン
退職年月日及び退職港	港		

※上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

船舶所有者氏名

印

記載心得

- 船舶所有者の住所及び氏名欄並びに※印欄は、申請者が船舶所有者であるときは、記載することを要しない。
- 就職について証明を申請するときは、変更及び退職に関する欄は、斜線を引くこと。
- 変更について証明を申請するときは、船舶番号、船名、総トン数及び主機の出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄並びに船舶の用途欄は、変更前のものを記載し、退職に関する欄は、斜線を引くこと。
- 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあっては、総トン数に国際トン数を付記すること。
- 退職について証明を申請するときは、変更に関する欄は、斜線を引くこと。
- ※印の欄は、申請者が記載した事項に誤りがないことを確認した上船舶所有者が氏名を記載して押印し、又は署名すること。
- その他の事項については、雇入（雇止）届出書及び雇入契約変更（更新）届出書の記載心得を参照すること。

船長就退職等証明申請書

第十一号書式（第二十四条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

記入例

収入
印紙

船長就退職等証明申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

近畿運輸局長 殿

ふりがな すが わら みち お
申請者氏名 菅 原 道 夫



現住所 大阪市北区天神橋二丁目○番□号

船員手帳番号	大阪 第○○○○号	申請者と船舶所有者との関係	代表取締役
船舶所有者の住所及び氏名	大阪市北区天神橋二丁目○番□号 天神橋石油有限会社		
船舶番号、船名、総トン数及び主機の出力	第 xxxxxx 号	航行区域又は従業制限及び従業区域	平水区域
	天神橋丸	船舶の用途	油タンカー
	72トン 250キロワット	海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号	六級海技士（航海） 第 6500xxxxxxxx4 号
就職年月日及び就職港	平成18年 4 月 1 日	大阪港	
変更年月日及びその内容	年 月 日	新	旧
退職年月日及び退職港	平成30年 3 月 3 日	大阪港	

※上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

大阪市北区天神橋二丁目○番□号
天神橋石油有限会社

船舶所有者氏名 代表取締役 菅原道夫



印

記載心得

- 船舶所有者の住所及び氏名欄並びに※印欄は、申請者が船舶所有者であるときは、記載することを要しない。
- 就職について証明を申請するときは、変更及び退職に関する欄は、斜線を引くこと。
- 変更について証明を申請するときは、船舶番号、船名、総トン数及び主機の出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄並びに船舶の用途欄は、変更前のものを記載し、退職に関する欄は、斜線を引くこと。
- 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあっては、総トン数に国際トン数を付記すること。
- 退職について証明を申請するときは、変更に関する欄は、斜線を引くこと。
- ※印の欄は、申請者が記載した事項に誤りがないことを確認した上船舶所有者が氏名を記載して押印し、又は署名すること。
- その他の事項については、雇入（雇止）届出書及び雇入契約変更（更新）届出書の記載心得を参照すること。

海員名簿 (4) 〈船長就退職の場合〉

Form No.1 (related to Article 10) (JIS A4)
 第一号書式 (第十条関係) (日本工業規格 A 列 4 番)

(4)

記入例

氏名 Name		菅原 道夫			本籍 Nationality		京都府京都市北野白梅町〇〇番地		
船員手帳番号 Mariner's pocket ledger No.		大阪 第〇〇〇〇号			生年月日 Date of birth		昭和 20 年 6 月 25 日		
資格 Certificate		六級海技士(航海) 6500XXXXXXXX3号			年齢 18 年に達する日 Date when age will reach 18 years old		年 月 日		
雇入・雇止・更新・変更 Employment, End of Employment, Change, Renewal		職務 Position	雇入期間 Period of the articles of agreement	給料 Wages	手当 Allowance	その他の労働条件 Other working conditions	本人認印 Mariner's seal or signature	官庁受理印 Official seal	
区分 Distinction	年月日 Date								場所 Port
就職	H18.4.1	大阪	船長 安全衛生担当者 消火作業指揮者	/	/	/	菅原	Seafarers Labor Office XXX.XX.2006	
退職	H30.3.30	大阪	船長 安全衛生担当者 消火作業指揮者	/	/	/	菅原	Seafarers Labor Office XXX.XX.2018 〇〇運輸局	
「就職」「退職」は、朱書きすること									



記載心得 Note:

- 本籍欄には、外国人にあっては、国籍を記載すること。
Write the nationality in the column "Nationality" in the case of a foreigner.
- 氏名欄、本籍欄、船員手帳番号欄又は資格欄の記載事項に変更があったときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。
When there is a change in the items indicated in the columns "Name", "Nationality", "Mariner's pocket ledger No." or "Certificate", cross out the item to be changed in such a way that the original item is still visible, make the change and indicate the date of change and affix a seal on the change.
- 職務欄には、一等航海士、操機手等と記載すること。なお、通信士については、無線電信又は無線電話の別を付記すること。また、衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨（救命艇手のうち限定救命艇手である者については、その旨）を記載すること。
Write "first mate", "engine operator", etc. in the column "Position". For radio operators, indicate whether it is radio telegraph or radio telephone. If the person is a health supervisor, lifeboat man, person in charge of safety, fire fighting leader or a person appointed by a health manager, ship cook, navigational watchkeeping staff, or person responsible for handling dangerous and other substances, etc., indicate as such (if the person is a restricted lifeboat man, indicate as such).
- 雇入期間欄には、雇入契約の期間が航海をもって定められたときは、その旨（「横浜ロンドン間航海、横浜帰着事務修了まで」等）を、期間の定めがないときは「不定」と記載すること。
Write "During a voyage between Yokohama and London", "Until the end of clerical work after arrival at Yokohama" and so on in the column of "Period of the articles of agreement" when the period of employment is fixed as a voyage. Write "Not fixed" if there is no fixed period employment.
- 給料欄には、月の給料額を記載し、月以外の期間により定めるときは、その期間及び給料額を記載すること。また、歩合制による場合は、雇入契約に定める一定額を記載
Write the amount of monthly wages in the column "Wages". If the wages are determined on a basis other than monthly, write that period and the corresponding wages. In the case of a commission system, write the amount agreed upon in the contract of engagement.
- 手当欄には、割増手当等の不特定な手当以外の手当の合計額を記載し、歩合制による場合は、持歩率をも記載すること。
Write the total amount of allowance, excluding extra allowance and other unspecified allowance in the column "Allowances". In the case of a commission system, also indicate the special commission rate.
- その他の労働条件欄には、労働時間（「8時間/日」、「40時間/週」等）、休日（「1日/週」等）、基準労働期間、有給休暇の日数その他の基本的な労働条件を記載すること。また、妊産婦の船員については、その旨（「妊娠中、何年何月何日出産」、「産後、何年何月何日出産」等）を記載し、船員の確認印を受けること。
In the column "Other working conditions", write the working hours ("8 hours/day", "40 hours/week", etc.), holidays ("1 day/week", etc.), standard working hours, the number of paid holidays and other basic working conditions. If the person is a pregnant mariner, write descriptions such as "Pregnant; reported on (date)" or "Postpartum; delivery on (date)", etc. and obtain the mariner's confirmation seal.
- 雇止のときは、その事由をその他の労働条件欄に記載すること。
In the case of the end of employment write the reason in the column "Other working conditions".

船員手帳 (6) (7) (船長就退職の場合)



(六) table6

記入例

雇入契約関係 The particulars for articles of agreement			
船名 Name of Ship	天神橋丸	総トン数 Gross tonnage	70トン
		主機の種類 Type of main propulsion machinery	ディーゼル機関
職務 Position	船長 安全衛生担当者 消火作業指揮者	主機の出力 Power of main propulsion machinery	250kw
		航行区域又は従業制限及び従業区域 Navigation area or fishing restriction and fishing area	平水区域
船舶所有者の住所 及び氏名又は名称 Address and Name of shipowner	大阪市北区天神橋 二丁目〇番〇号 天神橋石油有限会社	船舶の用途 Type of ship	油タンカー
		年齢 18年に達する日 Date when age will Reach 18 years old	
船長氏名 (印又は署名) Name of master (Seal or signature)		菅原 道夫 	
雇入期間 Period of the articles of agreement			(官庁受理印) (Official seal)
雇入年月日及び雇入港 Date when and port where the articles of agreement was entered into	平成18年4月1日 大阪港		 Seafarers Labor Office XXX.XX.2006 近畿運輸局
備考 Remarks	就職		

(七) table7

「就職」「退職」は、朱書きすること

更新・変更 (船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間) Renewal or change of the articles of agreement (name of ship, gross tonnage, type or power of main propulsion machinery, navigation area, fishing restriction, fishing area, type of ship, position, period of the articles of agreement)		
年月日及び新旧事項 Date and the particulars for renewal or change of the articles of agreement	平成〇年〇月〇日 於) 大阪港 総トン数変更 (新) 72トン (旧) 70トン	(官庁受理印) (Official seal)  Seafarers Labor Office XXX.XX.XXXX 近畿運輸局
雇止年月日及び雇止港 Date when and port where the articles of agreement was terminated	平成30年3月30日 大阪港	(官庁受理印) (Official seal)  Seafarers Labor Office XXX.XX.2018 近畿運輸局
備考 Remarks	退職	

第4章 航行に関する報告

法19条は、船長の義務として、海難その他、航行に関する報告が必要な事項を定めており、「航行報告」の他に「第19条報告」、「海難報告」とも呼称される。

自船のみならず他船の遭難についても報告義務があるため、仮に複数の船舶が当該他船の遭難を（無線電信以外の方法で）知り、自船以外が報告していたとしても、条文上は報告の義務は免除されてはいない。

自船の海難等の報告は、後日海上保険等の手続を行う際に必要な「航行報告証明書」の取得の前提となり、保険約款の内容によっては一定期間経過した報告（事故）は保険金請求できない場合もあるため、速やかな報告が望まれる。

1. 航行報告（法19条）

（1）報告を要する場合

- ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。
- ② 人命又は船舶の救助に従事したとき。
- ③ 無線電信によって知ったときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知ったとき。
- ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき。
- ⑤ 予定の航路を変更したとき。
- ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に関し著しい事故があったとき。

（2）報告義務者 船長

（3）事務取扱庁

運輸局等、運輸支局等及び指定市町村

ただし、政令で定められた指定市町村であっても航行報告ができないところがあるので注意が必要。

（4）必要書類

① 公用航海日誌（2号様式）

滅失その他やむを得ない事由があるときは、公用航海日誌の提示は要しない。

② 航行報告書（4号書式） 3通

（5）報告上の注意点

- ① 報告義務のない事項（浮遊物接触、損傷発見等）であっても、報告することは差し支えない。
- ② 報告書の名義は船長であること。ただし、船長の死亡等やむを得ない事由の時は、船舶所有者の名義でも差し支えない。
- ③ 報告のために出頭する者は、報告者（船長又は船舶所有者）であることを要しない。（委任状は不要）
- ④ 報告事項が機関に関する場合には、報告書の主機に関する欄及び機関長に関する欄に所定の事項が記載してあること。

- ⑤ 事実のてん末欄の末尾に、「船舶の用途」が記載してあること。
- ⑥ 報告書の記載事項については、航海日誌と報告書の読み合わせが行われる。
- ⑦ 航海日誌の提示がないときは、真にやむを得ない事由により提示できないものであり、かつ、その事由が事実のてん末欄に記載してあること。

2. 航行報告書の証明

(1) 事務取扱庁

運輸局等、運輸支局等及び指定市町村

ただし、政令で定められた指定市町村であっても取扱のない市町村もあるので注意が必要

(2) 必要書類

- ① 公用航海日誌（報告証明を受けているもの） ※新調の場合は海員名簿と照合
- ② 航行報告書（証明をうけようとする枚数）
- ③ 航行報告証明申請書（4号の2書式）
- ④ 手数料 ※指定市町村にあっては、条例により定めた額

(3) 証明申請書提出の注意点

- ① 申請者は、当該報告に係る船長又は船舶所有者であること。なお、申請者は、報告書の名義人と異なってもよい。
※証明を受けるため出頭する者は、申請者であることは要しない。
- ② 航海日誌の第五表の記事欄に、当該事件に関する報告を受理した旨の記載及び第2号官庁印の押なつがあること
- ③ やむを得ない事由により、航海日誌を提示できない場合において、運輸局等の長又は日本の領事官が証明した報告書の写しの提示があったとき、又は当該報告を受理した運輸局等の事務所に証明の申請があったとき（当該報告書が保存されているときに限る。）は、証明できる。
- ④ 報告事項が機関に関する場合には、報告書の主機に関する欄及び機関長に関する欄に所定の事項が記載してあること。
- ⑤ 事実のてん末欄の末尾に、「船舶の用途」が記載してあること。
- ⑥ 報告書の記載事項については、航海日誌と報告書の読み合わせが行われる。

☆「航海の成就」について～報告を要する場合「⑤予定の航路を変更したとき」～

法9条は、「船長は、航海の準備が終わったときは、遅滞なく発航し、且つ必要がある場合を除いて、予定の航路を変更しないで到達港まで航行しなければならない。」と規定している。本条文の見出しは「航海の成就」である。

同条は、船長の職務のひとつとして、航海の準備を終え「遅滞なく発航し」、必要がある場合を除き「予定の航路を変更しないで」到達港まで航行しなければならない旨を定めている。

一般的に成就とは「成し遂げること」の意味であるが、このように、船長の義務として「航海を成し遂げる」という極めて当然のことを敢えて規定しているのは、予定の期日、予定の航路にしたがって航海しなかった場合、船主や荷主に多大な迷惑が及ぶだけでなく、ともすれば食料や燃料の不足や荒天遭遇などにも繋がりがかねないため、それを回避するために船長義務に明文化しているのである。

(公用)航海日誌(1)(2)(船舶要目欄)

第二号様式(第十一条関係)(日本工業規格A列4番)

(一)

記入例

<p>航 海 日 誌</p> <hr/> <p>汽 船 鉄 腕 丸</p>

(二)

船 舶 番 号	第 〇〇〇〇〇〇 号
船 籍 港	大阪府大阪市
総 ト ン 数	699トン
航行区域又は従業制限及び従業区域	沿海区域
船 舶 の 用 途	貨物船
主 機 の 種 類 及 び 箇 数	ディーゼル機関 1 箇
主 機 の 出 力	1471キロワット
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	大阪府中央区大手前四丁目〇番△号 アンゼン海運株式会社
船 長 の 住 所 及 び 氏 名	三重県鳥羽市鳥羽△-〇-〇 船 野 理一郎 4N 64001*****2
同	

記載心得

- 1 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあっては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 2 船舶の用途欄には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の別及び漁船にあっては、従事する漁業の種類を記載すること。
- 3 主機の出力欄には、連続最大出力を記載すること。
- 4 本表に記載した事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。

(公用)航海日誌(5)(記事欄)

第二号様式(第十一条関係)(日本工業規格A列4番)

(五)

記入例

年 月 日	事 項	記 事
H.30.2.2	浮遊物接触	本船は、千葉県君津港において鋼材約1565トンを積載し、吃水船首3.30m、船尾4.65mにて平成30年2月1日09時05分頃同港を出港、大阪港に向かいました。
		翌2日03時05分頃、三重県三木崎灯台方位315°距離約10マイル付近を航行中、突然船尾船底付近に異常な衝撃を感じたため、直ちに船内外を調査しましたが、特に異状は認めず、付近の状況から恐らく流木等の水中浮遊物にでも接触したものと判断し、続航しました。
		当時の天候は曇り、西の風約7mで、視界は良好でした。
		同日15時00分頃、本船は大阪南港C7岸壁に着岸。
		15時30分頃より揚荷を開始し、18時45分頃、全量揚切りました。
		航行中、機関に若干の振動を感じましたが、航行に支障となるものではありませんでした。
		上記接触により、船底、推進翼、舵等に不測の損傷の生ぜしやもありません。
		人命その他には異状ありませんでした。
		以上、事実の顛末を報告します。(本船の用途：貨物船)

本記事を記入した年月日
※遅滞なく記入すること

記載心得

- 1 本表は、船員法施行規則第11条第2項各号に掲げる場合その他必要な場合に記入すること。
- 2 事項欄には、「遭難船舶救助」、「救命艇等操練」、「懲戒」等と記載すること。
- 3 記事欄には、当該事項の発生した場所(位置)及びその概要を記載すること。
- 4 船員法第14条ただし書の規定により、遭難船舶等の救助に赴かなかったときは、その理由も記載すること。
- 5 船員法施行規則第3条の4の規程による操練を行うことができなかったときは、その事情を記載すること。
- 6 懲戒したことを記載する場合には、取調べに立ち会った者に署名押印させること。

航行報告書（海難等の報告）

第四号書式（第十四条関係）（日本工業規格A列3番）

記入例

平成〇年〇月〇日
近畿運輸局長 殿

浮遊物接触 報告書

船長(氏名) 船 野 理 一 郎

船 名	船 質	船 舶 番 号	船 籍 港	総 ト ン 数	航 行 区 域 又 は 従 業 制 限 及 び 従 業 区 域	主 機 の 種 類、箇 数 及 び 出 力
鉄 腕 丸	鋼 船	第〇〇〇〇〇〇号	大阪府大阪市	699トン	沿海区域	ディーゼル機関 1471 キロワット
船舶所有者の住所及び氏名又は名称		大阪府中央区大手前四丁目〇番△号 アンゼン海運株式会社				
船 長 の 住 所 及 び 氏 名		三重県鳥羽市鳥羽△-〇-□ 船 野 理 一 郎				
機 関 長 の 住 所 及 び 氏 名						
海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号		船 長	四級海技士（航海）			第 640001*****2 号
		機 関 長	第 号			
発 航 港 及 び 到 達 港		発 航 港 君津港			到 達 港 大阪南港	
事 実 発 生 の 年 月 日 時 及 び 場 所		平成 30 年 2 月 2 日 03 時 05 分頃 三重県三木崎灯台方位 315° 距離約 10 マイル付近				
事 実 の て ん 末						
<p>本船は、千葉県君津港において鋼材約 1565 トンを積載し、吃水船首 3.30m、船尾 4.65m にて平成 30 年 2 月 1 日 09 時 05 分頃同港を出港、大阪港に向かいました。</p> <p>翌 2 日 03 時 05 分頃、三重県三木崎灯台方位 315° 距離約 10 マイル付近を航行中、突然船尾船底付近に異常な衝撃を感じたため、直ちに船内外を調査しましたが、特に異状は認めず、付近の状況から恐らく流木等の水中浮遊物にでも接触したものと判断し、続航しました。</p> <p>当時の天候は曇り、西の風約 7m で、視界は良好でした。</p> <p>同日 15 時 00 分頃、本船は大阪南港 C7 岸壁に着岸。</p> <p>15 時 30 分頃より揚荷を開始し、18 時 45 分頃、全量揚切りました。</p> <p>航行中、機関に若干の振動を感じましたが、航行に支障となるものではありませんでした。</p> <p>上記接触により、船底、推進翼、舵等に不測の損傷の生ぜしやも知れません。</p> <p>人命その他には異状ありませんでした。</p> <p>以上、事実の顛末を報告します。 （本船の用途：貨物船）</p>						

記載心得

1. (件名)には、「衝突」、「火災」、「遭難船舶救助」、「船員死亡」等報告する事実の件名を記載すること。
2. 主機に関する欄及び機関長に関する欄は、報告すべき事項が機関に関するものでないときは、記載することを要しない。
3. 事実のてん末は、なるべく詳細に記載すること。
4. 航行中他の船舶の遭難を知ったこと（無線電信によつて知ったときを除く。）の報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかつた理由をも記載すること。
5. 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の船舶の用途（漁船にあつては、従事する漁業の種類を含む。）を備考として事実の末尾に記載すること。
6. 船員法施行規則第 14 条ただし書の規定により航海日誌を提示しないときは、提示できない理由を備考として事実の末尾に記載すること。
7. 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたつて契印をすること。

航行報告証明申請書

第四号の二書式（第十五条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

記入例

収入
印紙

航行報告証明申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

近畿運輸局長 殿

鉄腕丸船長

申請者氏名 船野 理一郎

住 所 三重県鳥羽市鳥羽△-○-□

船員法第 19 条の規定により提出した航行に関する別紙報告の写に証明を受けたいので、船員法施行規則第 15 条の規定により申請します。

記

- 1. 報告先及び報告年月日 近畿運輸局
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
- 2. 証明書の通数 1 通
- 3. 証明書の用途 保険会社提出のため

記載心得

申請者氏名には、「船長」又は「船舶所有者」と肩書を附すること。

☆ 船員法適用外船舶の海難報告証明について

海難に遭遇することによって被る損害に対する保険金請求において、保険会社に対して航行報告証明の提出が必要となる。

船員法適用船舶では、則 15 条の規定により運輸局等の長または指定市町村長の証明を受けることができる」とされている。

船員法適用外船舶においても、過去には申請者の便宜のために証明を交付していた経緯があるが、「船員法適用外船舶の海難報告に対する証明について」（昭和 40 年 4 月 8 日員基第 69 号）により運輸局等または運輸支局等の事務所の船員法事務取扱窓口において、船員法適用外船舶の海難報告に対する証明はこれを一切行わないこととする。とされた。

同通達には、運輸局等または運輸支局等の事務所に申請があった場合の取り扱いとして、

1. 日本船舶であつて船員法第 1 条 2 項により船員法が適用されない船舶に対しては、船舶所有者の住所又は事故発生地在市町村長に申請するよう指導すること。
2. 船員法の適用されない外国船舶にあつては、当該国の領事館に申請させること。当該国の領事館が本邦に派遣されていない場合は、最寄りの領事館に申請するよう指導すること。

とある。

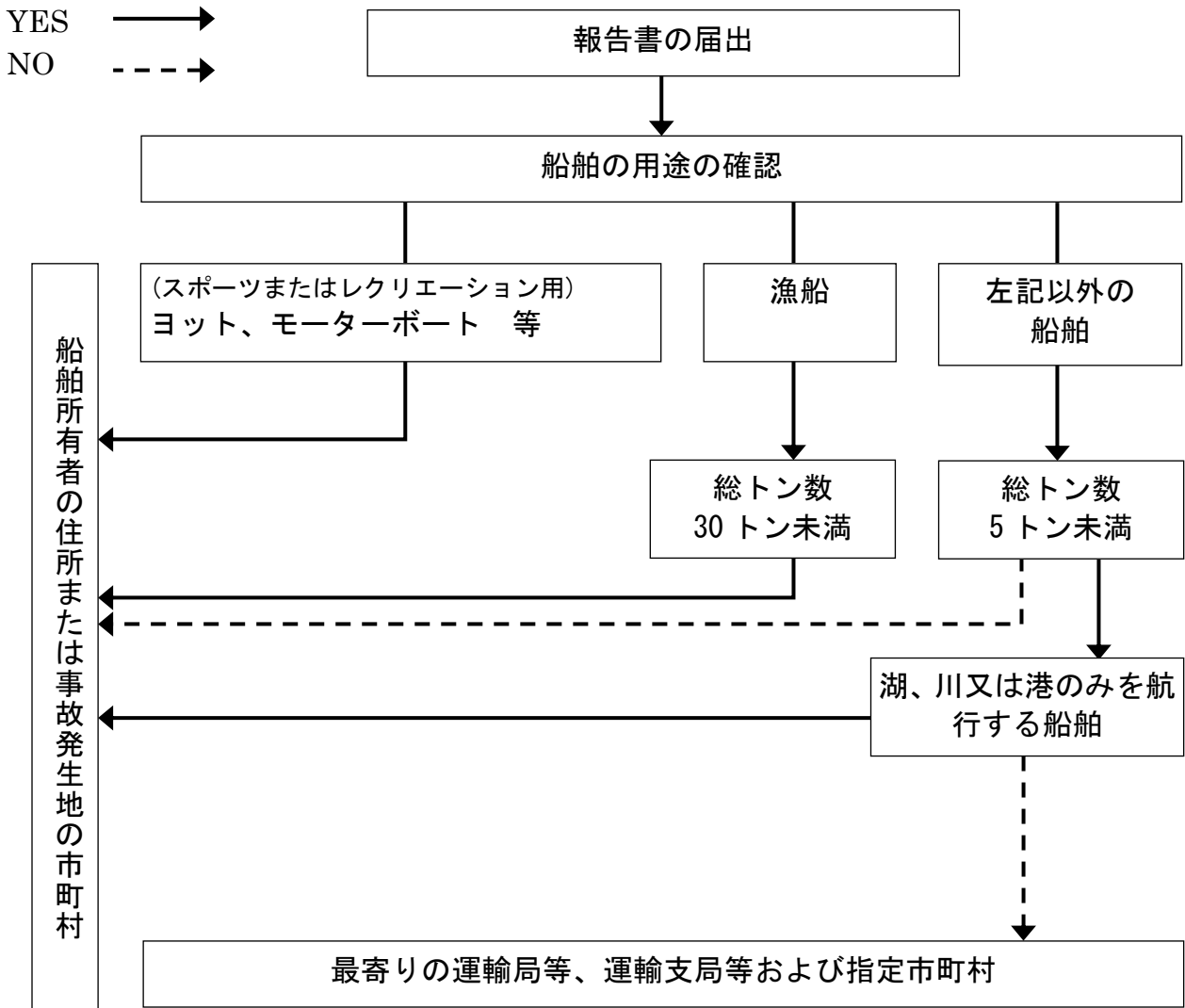
法的根拠として、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 2 条第 2 項（公共事務）「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」があり、手数料については、「地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項により条例で定めた金額を徴収することができる。」とされている。（昭和 44 年 6 月 18 日員基第 255 号）

また、海難審判法（昭和 22 年法律第 135 号）第 28 条第 2 項に基づき、「市町村長は海難が発生したことを知つたときは、直ちに管轄する海難審判所の理事官にその旨を通報しなければならない。」とある。

ちなみに、水難救護法（明治 32 年 3 月 29 日法律第 95 号）第 10 条には、

「船舶国籍証書の交付を申請することを要しない船舶または湖川港湾のみを航行する船舶以外の船舶の船長は、遭難後遅滞なく報告書を作成し市町村長に差出し、市町村長は報告書の事実を審査し相当と認めるときは船長の請求に依り認証を与える。」と規定されている。

船員法適用除外船舶の海難届出証明フロー図



船員法適用除外船舶（則 1 条）

- 総トン数 5 トン未満の船舶
- 湖、川又は港のみを航行する船舶
- 船員法第 1 条第 2 項第 3 号の漁船の範囲を定める政令に定めのある総トン数 30 トン未満の漁船
- 職員法第 2 条第 4 項に規定する小型船舶であって、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの

第5章 船員就業規則

船員就業規則とは、船員法に基づき、船員が就業する上で遵守しなければならない事項を規律し、保護されるべき労働条件を具体的に明示すべく、労使間の合意の下で作成された規則であり、船員の給料や労働時間などの労働条件に関すること、船内の規律などについて定めたものである。

労働に関するルールを定め、労使双方がそれを守ることで、船員は安心して職務に専念することができ、労使間の無用のトラブルも回避できるなど、船員就業規則の果たす役割は少なくない。

そのため、法律が求める最低限の記載事項である絶対的・必要記載事項だけでなく、会社の定める相対的・必要記載事項も就業規則に記載しておくことが望ましい。

1. 労働基準法との関係

労働基準法9条において、「労働者」とは、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と定められ、また、同法第89条において、「常時10人以上の労働者を使用する使用者は、法に定める事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。」と就業規則についての規定が設けられている。

しかし、同法第116条に「同法第1条から第11条まで、次項、第117条から第119条まで及び第121条の規定を除き、この法律は、船員法第1条第1項に規定する船員については、適用しない。」旨の適用除外規定が設けられている。

そのため、船員に関する就業規則については船員法第11章「就業規則」の章が適用されることとなる。

2. 就業規則の効力（法100条）

就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については無効となり、雇入契約は、その無効の部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなされる。

3. 就業規則の作成

(1) 届出者

法第97条には、常時10人以上の船員を使用する船舶所有者は、法に定めのある事項について就業規則を作成し、これを国土交通大臣に届け出なければならないとの定めがある。

同条第3項で、船舶所有者を構成員とする団体で法人たるものは、その構成員たる前段の船舶所有者について適用される就業規則を作成して、これを届け出ることができることとなっている。

「船員職業安定法第55条第1項の船員派遣事業の許可を受けた者については、法第97条第1項に基づく就業規則の作成又は変更を行う必要が生ずることとなる。なお、

常時使用する船員が 10 人未満の者であっても、就業規則を作成し、届け出ること。」とされている。

また、すでに海運事業者として船員を雇用している者であって就業規則を届け出ているものについては、派遣船員も当該就業規則の対象とする内容の就業規則の変更を指示されている。

なお、常時使用する船員が 10 人未満の船舶所有者が、就業規則を定めた場合であっても届出は受理される。届け出た場合は、法第 99 条の「監督」、第 100 条の「効力」は同じであるからことから、労使間の無用のトラブルを防ぐためにも、就業規則を作成し届出ることが望ましい。

☆「常時 10 人以上の船員を使用する」の意義

法第 97 条に常時 10 人以上の船員を使用するというのは、常態として 10 人以上の船員を使用しているとの意味であって、臨時雇いの船員であるか否かを問わないところであるし、季節的営業における船員についてもその営業期間中常態として 10 人以上の船員を使用していればここにいう常時 10 人以上の船員を使用する船舶所有者に該当するのである。（昭和 23・5・15 海員基第 54 号）

(2) 記載事項

法第97条1項に就業規則の絶対的の必要記載事項として、

- ① 給料その他の報酬
- ② 労働時間
- ③ 休日及び休暇
- ④ 定員 の4項目

会社で定めがある場合に記載しなければならない事項（相対的の必要記載事項）として

- ① 食料並びに安全及び衛生
- ② 被服及び日用品
- ③ 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設
- ④ 災害補償
- ⑤ 失業手当、雇止手当及び退職手当
- ⑥ 送還
- ⑦ 教育
- ⑧ 賞罰
- ⑨ その他の労働条件 の9項目が定められている。

則第 70 条には、絶対的記載事項には次の事項を含むことが求められている。

- ① 給料その他の報酬については、決定及び支払の方法、支払の時期並びに昇給の基準
- ② 労働時間については、基準労働期間、休息时间、当直割及び当直の交代方法並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制
- ③ 休日及び休暇については、時期、方法及び場所
- ④ 定員については、海員の職務及び員数並びに船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域又は従業区域、就航航路又は操業海域及び用途

☆ 定員の記載について（平成 4・12・24 海基第 246 号）

- ① 海員の「職務」とは、航海士、機関士、通信士、甲板部部員、機関部部員等職員・部員の職務の別とし、「員数」とは、各職務別の員数とする。
- ② 「総トン数」、「航行区域」及び「用途」とは、船舶検査証書に記載されているものとし、「主機の出力」とは、船舶検査手帳に記載されているものとする。
「従業区域」とは、船舶職員法（船舶職員および小型船舶操縦者法）施行令別表第 1 の通則 11、12 及び 13 に規定する丙区域、乙区域、甲区域をいう。
- ③ 「就航航路」とは、実際に船舶が就航する航路とし、就航する航路が定まっていない船舶については、主に就航する航路を記載することとする。
「操業海域」とは、漁船が操業を行う海域とする。

4. 就業規則の届出

就業規則を届け出ようとするときは、就業規則届出書と就業規則 2 通を、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する運輸局等の長（当該事務所が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長（船舶貸借の場合であって当該船舶の所有者の住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下この項において「住所地等」という。）が本邦内にあるとき（住所地等が 2 以上ある場合であって、これらが 2 以上の運輸局等の管轄区域にわたるときを除く。）にあっては、当該住所地等を管轄する運輸局等の長）に提出しなければならない。

ただし、法第 113 条により就業規則を船内及びその他の事業場内に掲示し、又は備え置かなければならないため、事業場及び所有船舶の隻数分の就業規則を準備して申請書に添付する。

☆ 「就業規則を作成したとき」の意味（昭和 23・7・23 海員基第 109 号）

法第 97 条第 2 項に就業規則を作成したときというのは、就業規則という文書を作成したときという意味ではなく、形式名称の如何を問わず労働条件に関して実質的規定をした場合のすべてをいうのである。従って就業規則、服務規程等の名称の下に従来定められていたもののうち実質的に労働条件に関して規定するもので今後適用して行こうとするものは、すべて就業規則として届け出るべきである。

就業規則の作成又は変更を届出しようとする船舶所有者や法 97 条 3 項に規定する団体は、その就業規則の適用される船舶所有者の使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならないとされているため、就業規則の届出には聴いた意見を記載した書面（意見書）を添付しなければならない。

☆ 就業規則の届出の受理について（昭和 41・12・26 員基第 1021 号）

法 97 条第 5 項の意見書の添付に関し、船員の過半数で組織する労働組合又は船員の過半数を代表する者が、正当な理由がないのに、意見を表明せず又は意見書に署名捺印しない場合には、意見を聴いたことが客観的に証明されている限り、意見書の添付がなくても届出を受理して差しつかえない。

（昭和 23・9・27 海員第 143 号）

※ 船員の意見とは、条文の示すとおり意見を聴けばよいのであり、相手側の同意を得ることまでは求められていない。

5. 就業規則等の掲示等

法第 113 条第 1 項の規定により、所轄運輸局等の長の届出受理証明のある有効な就業規則を船内及びその他の事業場内に掲示し、又は備え置かなければならない。

☆ 届出受理証明に関する事務手続

支局長又は出張所長（海事（運輸）事務所長）に対して就業規則の届出があったときは、記載事項、船員の意見書等について形式がととのっているかどうかを審査し、誤りがないと認めるときはこれを受理して 1 通を本局宛送付すること。（この場合、事前に実質的な内容についても指導することとされたい。）。本局においては実質的な審査を行い、内容が違法不当であれば支局長又は出張所長（海事（運輸）事務所長）を通じて是正するように指導し、また、内容が適正なものとして認めるときは、受理した支局長又は出張所長（海事（運輸）事務所長）に連絡し、支局長又は出張所長（海事（運輸）事務所長）は届出受理証明を行うこととされたい。（昭和 37・11・6 員基第 160 号）

（受理証明の例）

近運安員第〇〇〇号

本就業規則は、近畿運輸局の受理したものであることを証明する。

This working regulation was submitted in accordance with Article 97 of the Mariners Act

平成 29 年 12 月 1 日

Dec. 1, 2017

近畿運輸局長



Director-General, Kinki District Transport Bureau

☆ 育児休業・介護休業の取扱い

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」は、子育てや家族の介護を行い、または行うこととなる船員の業務と家庭生活を両立させるために事業主が講ずべき措置について、適切かつ有効に実施されることを目的としている。

船員就業規則の作成に際し、以上の趣旨を理解して必ず記載しなければならない絶対的記載事項（労働時間、休日及び休暇、給料その他の報酬等）である「休暇」に、育児・介護休業法による育児・介護休業、子の看護休暇及び介護休暇が該当するため、所与の定めが必要となる。

同様に労働時間、給料その他の報酬についても、十分な検討が必要となる。

船員就業規則届出書

(任意様式)

平成 年 月 日

船員就業規則届出書

運輸局等の長 殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称
(代表者)

印

この度、弊社船員就業規則を制定しましたので、船員法第97条の規定により、同法第98条に規定する意見書を添えてお届け致します。

記

- 1 主たる船員の労務管理を行う事務所の所在地及び名称
- 2 制定事由
- 3 制定年月日
- 4 添付書類
- 5 備考

船員意見書
船舶国籍証書(写)
船舶検査証書・船舶検査手帳(写)
船員就業規則 部
(提出用 1部、証明用 部)
商業登記事項証明書
組織図
船員就業規則届出状況資料 など
(窓口に確認のこと)

船員就業規則変更届出書

(任意様式)

平成 年 月 日

船員就業規則変更届出書

運輸局等の長 殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称
(代表者)

印

この度、弊社船員就業規則を変更しましたので、船員法第97条の規定により、同法第98条に規定する意見書を添えてお届け致します。

記

1 主たる船員の労務管理を行う事務所の所在地及び名称

2 変更事由

項目が多い場合は、別紙添付でも良い

3 変更事項

4 変更年月日 平成 年 月 日

5 添付書類

新旧対照表(必須)

船員意見書

改訂船員就業規則 部

(提出用 1部、証明用 部)

船員就業規則届出状況資料 など

(窓口を確認のこと)

6 備考

船員就業規則廃止届出書

(任意様式)

平成 年 月 日

船員就業規則廃止届出書

運輸局等の長 殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称
(代 表 者)

この度、弊社船員就業規則を廃止しましたので、船員法第97条の規定により、お届け致します。

記

- 1 主たる船員の労務管理を行う事務所の所在地及び名称
- 2 廃止事由
- 3 廃止年月日

船舶所有者住所及び船員の労務管理を行う事務所設定届出書

(任意様式)

平成 年 月 日

船舶所有者住所及び船員の労務管理を行う事務所設定届出書

運輸局等の長 殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称
(代 表 者)

今般、下記のとおり弊社の住所及び主たる船員の労務管理を行う事務所の所在地を設定しました
のでお届けします。

記

1 船舶所有者の住所及び氏名又は名称

住 所 :

氏名又は名称 :

2 主たる船員の労務管理を行う事務所の名称及び所在地等

名 称 :

所 在 地 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :

担 当 者 名 :

3 常時使用する船員数

労務管理を行う事務所の変更届出書

(任意様式)

平成 年 月 日

労務管理を行う事務所の変更届出書

運輸局等の長 殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称
(代 表 者)

今般、主たる船員の労務管理を行う事務所を、下記のとおり変更いたしましたので、お届けします。

記

1 変更事項

(新)

(旧)

2 変更年月日

第6章 労働時間の規制および労使協定書の届出

(法 60～70 条、則 42 条ノ 2～48 条ノ 2)

(1) 労働時間をめぐる規制

船員における労働時間等に係る規制は、船員法第 6 章「労働時間、休日及び定員」に規定されている。これら規制に関する基本的な知識について概説する。

(2) 労働時間

船員法における労働時間規制の対象となる船員は「船長」及び「海員」(法 2 条)である。この船員の 1 日の労働時間は 8 時間以内(法 60 条 1 号)、かつ、1 週間当たりの労働時間は基準労働期間について週平均 40 時間以内(法 60 条 2 号)と規制されている。なお、基準労働期間とは船舶の航行区域等により国土交通省令で定める期間をいう(則 42ノ 2)。

(3) 休日

船舶所有者が船員に与えるべき休日は、基準労働期間について 1 週間当たり平均 1 日以上(法 61 条)とされている。その付与は、原則として陸上休日又は停泊中の休日 でなければならないが、労働協約に特別の定めがある場合はこの限りでない(則 42 条ノ 3)。

(4) 補償休日

補償休日とは、船員の労働時間が 1 週間において労働時間が 40 時間を超える場合又は 1 週間において少なくとも 1 日の休日を与えることができない場合において、いわばその補償として与えられる休日であって、当該 1 週間に係る基準労働期間以内に付与されなければならない(法 62 条)。与えるべき補償休日の日数は超過時間の合計 8 時間当たり又は少なくとも 1 日の休日を与えられない 1 週間当たり 1 日を基準として、国土交通省令で定めるところにより算定される日数とし、その付与の単位は原則として 1 日である。

(5) 時間外及び補償休日の労働

船長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時的必要があるときは、労働時間規制における例外として、一定の制限(法 64 条 1 号、2 号)のもと、自ら作業に従事し若しくは海員を作業に従事させることができる。

また、船舶所有者が船員法の手続きに基づき、その使用する船員等との間で時間外労働、補償休日労働にかかる労使協定を締結して国土交通大臣に届け出た場合(法 64ノ 2、法 65 条)も同様である。

(6) 休息时间

船舶所有者は、休息時間を 1 日について 3 回以上に分割して船員に与えてはならない(法 65 条ノ 3)。船舶所有者は、この休息時間を 1 日について 2 回に分割して船員に与える場合においては、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を 6 時間以上としなければならない(法 65 条ノ 3・2 項) これらにかかわらず、船舶所有者が船員法の手続きに則り、その使用する船員等との間で休息時間分割にかかる労使協定を締結して国土交通大臣に届け出た場合、休息時間を、1 日について 3 回以上に分割して、又

は休憩時間のうち、いずれか長い方の休憩時間を6時間未満として、船員（海員にあっては法65条/3・3項に掲げる者）に与えることができる。

(7) 労働時間の限度

法の規定により労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させる場合であっても、船員の1日当たりの労働時間及び1週間当たりの労働時間は、それぞれ14時間及び72時間を限度とする（法65条/2）。

(2)の労働時間を超えて作業に従事させることができる場合は、下表のとおりである。

区 分	根 拠	備 考
船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があるとき	法64条 1項	・安全臨時労働である。 ・航海当直を行う船員は、航海当直基準により制約される。
船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要等があるとき	法64条 2項	・特別臨時労働である。 ・航海当直を行う船員は、航海当直基準により制約される。 ・船員法65条/2・1項及び船員法施行規則42条/9により労働時間の上限が制限される。
船舶所有者が船員法の手続きに則り、その使用する船員等との間で時間外労働労使協定を締結して国土交通大臣に届け出たとき	法64条 /2	・船員法65条/2・2項により労働時間の上限が制限される。
船舶所有者が船員法の手続きに則り、その使用する船員等との間で補償休日労働労使協定を締結して国土交通大臣に届け出たとき	法65条	・船員法施行規則42条/11により補償休日労働の日数は制限される。
船舶所有者が船員法の手続きに則り、その使用する船員等との間で休息时间分割にかかる労使協定を締結して国土交通大臣に届け出たとき	法65条 /3	・この協定は、休息时间規制の例外を可能とするものとされ、具体的には1日の休息时间を3回以上に分割可能とするものと、長い方の休息时间を6時間未満とするものに区分される。

(8) 労働時間の特例(法72条、則48条/2~48条/4)

船員法の1日の労働時間に関する規定は1日8時間としているところであるが、次に掲げる船舶については、1日当たりの労働時間について命令で別の定めができることとした。この別の定めによるためには、国土交通大臣の船舶ごとおよび船員ごとの指定を受けることによって採用することができる。

① 定期的に短距離の航路に就船するため入出港が頻繁である船舶のうち所轄運輸局等の長が指定するものに乗る組む船員

- ・1日の労働時間は12時間以内
- ・1週間の労働時間は1月(沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数700トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するものに乗る組む者については3月)以内の一定の期間について平均40時間以内

・休日は、1月(沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数700トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するものに乗組む者については3月)以内の一定の期間について1月当たり平均5日以上

- ② 旅客サービスの充実を図るため、食事・娯楽施設等を有し、サービス業務に相当数の船員が従事する旅客船のうち所轄運輸局等の長が指定するものに乗組むサービス部門の船員

※ 特例内容は①と同じ

- ③ 海底資源の掘削に従事する船舶のうち所轄運輸局等の長が指定するものに乗組む船員

- ・1日の労働時間は11時間以内
- ・休日は、6週間について連続14日以上

- ④ 船員の日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多い船舶のうち所轄運輸局等の長が指定するものに乗組む船員

- ・1日の労働時間は12時間以内
- ・1週間の労働時間は56時間以内 (労働日数が6日以下の場合には48時間以内)
- ・休日は、特例が適用された週の初日から起算して3月以内に15日以上、3月経過後も同様
- ・採用された当該1週間の開始する前に、船員の1週間の各日の労働時間を通知しなければならない。

※ 変形労働時間制を採用した場合でも基準労働期間内に週平均労働時間40時間以内、平均週1日以上以上の休日としなければならない。

(例) 基準労働期間が4/1から5/6までと仮定した場合

4/1	4/8	4/16	4/22	4/29	5/6
A	B	C	D	E	
労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	
56時間	36時間	38時間	40時間	30時	

(A [56] + B [36] + C [38] + D [40] + E [30]) ÷ 5 週間 = 40 時間 / 週以下

※ A、B、C、D、Eのそれぞれの期間が週56時間(1週間の労働日が6日以下の場合には48時間)以内であることに加え、A～Eの期間を通算して週平均40時間以内であることが必要

時間外労働協定届出書

第十六号の三の二書式（第四十二条の九の二関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

時間外労働協定届出書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務
管理を行う事務所
の所在地及び名称

時間外労働に関する協定を締結しましたので、船員法第 64 条の 2 第 1 項の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 使用する船員数 | 人 |
| 2 労働組合加入者数等 | 人 |
| 3 労働組合の名称等 | |

記載心得

- 労働組合加入者数等は、当該協定を締結した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において当該協定を締結した者が代表する船員の数を記載すること。
- 労働組合の名称等は、当該協定を締結した労働組合の名称又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員の過半数を代表する者の氏名及び住所並びに選出方法を記載すること。

時間外労働協定作成例

(作成例)

時間外労働に関する労使協定書

使用者： _____ と船員代表者： _____ は、船員法第 64 条の 2 に規定する時間外労働に関し、次のとおり協定する。

1. 時間外労働をさせる必要がある具体的事由
 - ・ 荒天による運航スケジュールの遅れ
 - ・ 運航スケジュールの変更
2. 対象となる船員の職務及び員数
丸（一般貨物船、総トン数 _____ G/T）
 - ・ 船長 1 名
 - ・ 機関長 1 名
 - ・ 甲板部職員 3 名、甲板部部員 2 名
 - ・ 機関部職員 1 名、機関部部員 1 名
3. 作業の種類
 - ・ 航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等通常の運航作業
 - ・ 船長にあっては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務
4. 労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度
 - ・ 期間は協定書の有効期間とする。
 - ・ 時間数の限度は 1 日 6 時間以内、4 週間あたり 56 時間を限度とする。
 - かつ、総労働時間が 1 日 14 時間、1 週間 72 時間の上限を超えないものとする。
5. 4 の期間及び時間数を遵守させるための措置
 - ・ 必要な乗組員を確保する。
 - ・ 労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
 - ・ 船内記録簿をもとに労働時間を減らすよう作業分担を見直す。
6. 協定書の有効期限
 - ・ 成立の日から 3 年とする。

協定の成立年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

使用者： _____ ⑩

船員代表者： _____ ⑩

委任状例

「時間外労働協定の締結の場合」

委 任 状		
.....を船員代表と定め下記の権限を委任します。		
委任事項	記	
1. 船舶所有者との間において、船員法第 64 条の規定に基づく時間外労働協定の締結に関する一切の権限。		
以上		
平成 年 月 日		
委任者	住所 氏名	Ⓜ
	住所 氏名	Ⓜ
	住所 氏名	Ⓜ

委任状には、委任者（連名でも個別でも可）、受任者と委任事項、委任年月日を明示する。

委任事項は下記の様に、授権する範囲を明確に記載する。

〈その他の例〉

- 補償休日労働協定の締結の場合
「船舶所有者との間において、船員法第 65 条の規定に基づく補償休日労働協定の締結に関する一切の権限。」
- 休息時間の分割に関する労使協定の締結の場合
「船舶所有者との間において、船員法第 65 条の 3 第 3 項の規定に基づく休息時間の分割に関する労使協定の締結に関する一切の権限。」

補償休日労働協定届出書

第十六号の四書式（第四十二条の十関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

補償休日労働協定届出書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務
管理を行う事務所
の所在地及び名称

補償休日の労働に関する協定を締結しましたので、船員法第 65 条の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 使用する船員数 | 人 |
| 2 労働組合加入者数等 | 人 |
| 3 労働組合の名称等 | |

記載心得

- 労働組合加入者数等は、当該協定を締結した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において当該協定を締結した者が代表する船員の数を記載すること。
- 労働組合の名称等は、当該協定を締結した労働組合の名称又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員の過半数を代表する者の氏名及び住所並びに選出方法を記載すること。

補償休日労働協定作成例

(作成例)

補償休日の労働に関する労使協定書

使用者： _____ と船員代表者： _____ は、船員法第 65 条に規定する補償休日の労働に関し、次のとおり協定する。

1. 補償休日の労働をさせる必要がある具体的事由
 - ・ 荒天による運航スケジュールの遅れ
 - ・ 運航スケジュールの変更
2. 対象となる船員の職務及び員数
丸（一般貨物船、総トン数 _____ G/T）
 - ・ 船長 1 名
 - ・ 機関長 1 名
 - ・ 甲板部職員 3 名、甲板部部員 2 名
 - ・ 機関部職員 1 名、機関部部員 1 名
3. 作業の種類
 - ・ 航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等通常の運航作業
 - ・ 船長にあっては、上記の他船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務
4. 労働をさせることができる補償休日の日数の限度
 - ・ 基準労働期間内について、1 週間において 1 日与えられる休日であって補償休日以外のもの日数及び補償休日の日数を合計した 3 分の 1 を限度とする。
5. 4 の期間及び時間数を遵守するための措置
 - ・ 必要な予備船員を確保する。
 - ・ 労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
6. 協定書の有効期限
 - ・ 成立の日から 3 年とする。

協定の成立年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

使用者： _____ ⑩

船員代表者： _____ ⑩

休息时间分割協定届出書

第十六号の四の二書式（第四十二条の十三関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

休息时间分割協定届出書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務
管理を行う事務所
の所在地及び名称

休息时间の分割に関する協定を締結しましたので、船員法第 65 条の 3 第 3 項の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。

記

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 協定の種類 | ・ 分割回数
・ 2 分割時の休息時間の長さ |
| 2 使用する船員数 | 人 |
| 3 労働組合加入者数等 | 人 |
| 4 労働組合の名称等 | |

記載心得

- 1 協定の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 労働組合加入者数等は、当該協定を締結した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において当該協定を締結した者が代表する船員の数を記載すること。
- 3 労働組合の名称等は、当該協定を締結した労働組合の名称又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員の過半数を代表する者の氏名及び住所並びに選出方法を記載すること。

休息時間の分割(回数増加)協定作成例

(作成例)

休息時間の分割（回数増加）に関する労使協定書 （船員法第65条の3第3項第1号の船舶及び船員の場合）

使用者： _____ と船員代表者： _____ は、船員法第65条の3の休息時間の分割
に関し、次のとおり協定する。

1. 特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由
 - ・狭水道通過時等に航海当直員数を増加するため
2. 対象となる船員の職務及び員数
丸（一般貨物船、総トン数 _____ G/T）
 - ・船長1名、
 - ・機関長1名
 - ・甲板部職員3名、甲板部部員2名
 - ・機関部職員1名、機関部部員1名
3. 作業の種類
 - ・航海当直作業、入出港作業
 - ・船長にあつては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務
4. 特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び1日についての分割回数の上限
 - ・期間は、協定書の有効期間で、連続する2日を超えないものとする。
 - ・1日について10時間以上の休息時間を確保するとともに、当該時間について3回を上限として分割する。
 - ・分割された休息時間の付与は、別添勤務表による最も長い休息時間は連続した6時間以上とし、残る2回の休息時間はいずれも1時間を下回らないものとする。
5. 4の限度を遵守させるための措置
 - ・必要な乗組員を確保する。
 - ・労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
 - ・船内記録簿をもとに適切に休息を与えるよう作業分担を見直す。
6. 協定書の有効期限
 - ・成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

使用者： _____ ⑩

船員代表者： _____ ⑩

休息時間の分割(回数増加)協定作成例

(作成例)

休息時間の分割（回数増加）に関する労使協定書 （船員法第65条の3第3項第2号の船舶及び船員の場合）

使用者： _____ と船員代表者： _____ は、船員法第65条の3の休息時間の分割
に関し、次のとおり協定する。

1. 特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由
 - ・ 入出港が頻繁に繰り返される定期的に短距離の航路に就航するため
2. 対象となる船員の職務及び員数
丸（一般貨物船、総トン数 _____ G/T）
 - ・ 船長1名
 - ・ 機関長1名
 - ・ 甲板部職員3名、甲板部部員2名
 - ・ 機関部職員1名、機関部部員1名
3. 作業の種類
 - ・ 航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業等通常の運航作業
 - ・ 船長にあつては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務
4. 特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び1日についての分割回数の上限
 - ・ 期間は、協定書の有効期間とする。
 - ・ 1日について10時間以上の休息時間を確保するとともに、当該時間について3回を上限として分割する。
5. 4の限度を遵守させるための措置
 - ・ 必要な乗組員を確保する。
 - ・ 労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
 - ・ 配乗ローテーション表に基づき適切に休息・休日を付与する。
6. 協定書の有効期限
 - ・ 成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

使用者： _____ ⑩

船員代表者： _____ ⑩

第7章 船員の労働条件等の検査等 ～ILO海上労働条約（MLC2006）～

国際労働機関(International Labour Organization: ILO)は、1919年の発足以来逐次採択されてきた海事労働に関する約60の条約を整理統合し、2006(平成18)年2月のILO第94回海事総会において、「2006年の海上の労働に関する条約(Maritime Labour Convention, 2006: MLC2006)」を採択し、発効要件である批准国30カ国に達したため、同条約は2013(平成25)年8月20日に発効した。

同条約は、船員等海上労働者の労働環境(雇用条件、居住設備、医療、福祉、社会保障等)に関する国際基準を確立することで、海上労働環境の向上に止まらず、公正な競争条件の確保も企図している。

我が国では、2013(平成25)年8月5日に批准(2014(平成14)年8月5日発効)しているが、発効前より同条約の内容を反映した船員法の改正を行っており、平成25年3月1日に改正船員法は施行されている。

また、同条約を受けた海上労働検査制度の創設のため、「船員の労働条件等の検査等に関する規則」(国土交通省令第32号)が同年5月1日に施行されている。

同条約は、「海事労働条約」と呼称されることもある。

本章では、同条約の要旨と海上労働証書の手続きについて概説する。

1. 海上労働条約のポイント

旗国による自国籍船の管轄権及び監督義務の明記、船上及び陸上における船員の苦情申立て手続きの整備、船主及び船長による船舶状況監督義務の明記、寄港国における検査などポートステートコントロール(Port State Control)(以下、「PSC」という。)の強化、条約未批准国の船舶が批准国の船舶より有利な取扱いを受けないことを求める規定などを通じ、全世界レベルで条約内容を実施していくための仕組みを措置している。

また、船員の労働条件証明書の仕組みを導入し、国際航海に従事するか、外国港間を運航する500総トン以上の船舶は「海上労働証書(Maritime Labour Certificate)」(以下、「MLC証書」という。)と、「海上労働遵守措置認定書(Declaration of Maritime Labour Compliance)」(以下、「DMLC」という。)を備え付けるよう規定している。

2. 検査制度の導入

(1) 旗国検査(海上労働検査) (平成25年5月1日施行)

日本籍国際航海船舶について、船員の労働条件等に関する検査を実施し、検査の結果、条約の要件に適合すると認められたときは、MLC証書が交付される。

(2) 寄港国検査(PSC)

海上労働条約の加盟国において、船員の労働条件等についてPSCが実施される。

日本籍国際航海船舶に対するPSCは、締約国に寄港した場合、当該国にて条約が発効した日以降、PSCを受けることとなる。

日本におけるPSCは、本邦に入港する外国船舶に対してPSCが実施され、。条約に批准していない国の船舶に対しても同様である。

① 旗国の義務

締約国政府は、旗国検査を実施し自国籍船舶が条約に定められた規定を遵守することを担保しなければならない。

② 寄港国の権利

寄港国当局は、入港した外国船舶に対し条約に適合しているか否かについてPSCを行う権利を有する。

3. 海上労働検査について（根拠法令：船員法・船員の労働条件等の検査等に関する規則）

(1) 対象船舶

総トン数 500 トン以上の日本船舶（漁船その他国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。以下、特定船舶という。）は、国際航海に従事しようとするときは、海上労働検査を受け、MLC証書の交付を受けなければならない。

上記特定船舶以外の船舶（国際総トン数 500 トン未満の日本籍国際航海船舶）は、義務ではないが任意に検査を受けることができる。

「その他国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人等が所有又は運航する非商業船をいう。

なお、非商業船については、申請により「非適用証明書」の交付を受けることができる。

(2) 検査申請者

法定検査に係る船舶所有者の規定は、船舶所有者のほか、船舶共有の場合には船舶管理人、船舶貸借の場合には船舶借入人に適用されるため、これらの船舶所有者が法定検査の申請を行うことになる。

マルシップ船の場合は、海外法人が申請者となる。

船舶管理契約が締結されている場合は、船舶管理会社が申請者となる。

(3) 検査の種類

① 定期検査 5年毎

② 中間検査 定期検査に合格後、2回目と3回目の検査基準日の間

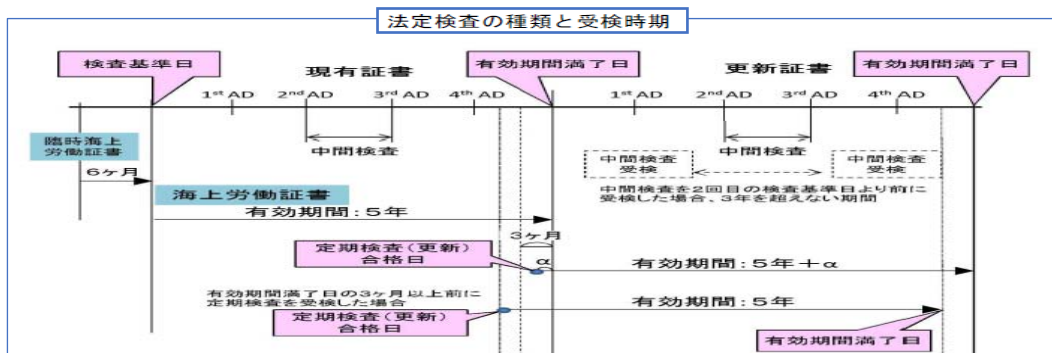
③ 臨時航行検査

i 特定船舶について船舶所有者の変更があったとき

ii 日本船舶以外の船舶が特定船舶になったとき

iii 新たに建造された特定船舶その他海上労働証書を受有しないものを臨時に国際航海に従事させようとするとき

<定期検査の種類と受検時期>



(4) その他

① 検査実施機関

国（運輸局等、運輸支局等または登録検査機関（NK等））

※ 検査機関の選択に関しての制限はないため、任意の検査機関を選択できるが、いずれの検査を受検した場合においても、検査に合格した際には国（運輸局等、運輸支局等）により海上労働証書（臨時海上労働証書）が交付される。

② 法定検査の受検申請

海上労働検査受検申請書及び必要書類を、船上検査実施予定日の1月前（船上検査の場所が海外である場合は2月前）までに検査実施機関に提出する。

③ 船上検査の準備

提出書類である「海上労働遵守措置（法第100条の3第1項第1号から第31号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法）を記載した書類」の記載内容が法令に適合していることの確認する

※ この「海上労働遵守措置を記載した書類」が、海上労働証書交付時の『海上労働遵守措置 第Ⅱ部』となる

④ 船上検査日の調整

登録検査機関による検査を受ける場合、海上労働証書の速やかな交付のため、確定した検査実施日を国（運輸局等、運輸支局等）に連絡し、証書の交付スケジュールの確認が肝要。

⑤ 船上検査の実施

関係書類の確認、船員へのインタビュー及び船内点検により、船上において船舶所有者等による法令遵守措置が適正に実施されていることを確認する

4. 海上労働証書（MLC証書）について

(1) 証書の交付手続 原則：証書は即日交付

① 国（運輸局等、運輸支局等）による検査受検の場合

検査合格後に改めて海上労働証書（臨時海上労働証書）の交付申請を提出する必要はない。

② 登録検査機関による検査受検の場合

船員法事務担当課あてに海上労働証書（臨時海上労働証書）の交付申請が必要となる。

<添付書類>

- ・ 登録検査機関により確認された海上労働遵守措置を記載した書類
 - ※ 国（運輸局等、運輸支局等）が交付する際に、海上労働遵守措置認定書第Ⅱ部となるもの
- ・ 登録検査機関が交付した検査に合格した旨を証する書類（法第100条の3第1項第1号から第31号に掲げる全ての要件に適合することを証する書類）
- ・ 手数料納付書
- ・ 委任状（申請を代理人等に委任している場合）
- ・ 海上労働証書の写し又は臨時海上労働証書の写し（海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けている場合に限る。）

※ 中間検査においては、登録検査機関が中間検査に合格した旨の裏書を行うため、国（運輸局等、運輸支局等）への手続は不要

※ 原則即日交付とされているが、各窓口の事務処理状況等を勘案し、事前に十分な打合せ等を行うことで、円滑な処理が期待できる。

（２）海上労働証書等の構成

海上労働証書等は、以下の３部構成となっている。

- a) 海上労働証書
- b) 海上労働遵守措置認定書 第Ⅰ部
- c) 海上労働遵守措置認定書 第Ⅱ部

（３）海上労働証書の有効期間及び更新

- ① 海上労働証書の有効期間 交付日から５年間
有効期間満了日前３か月以内に更新のための定期検査に合格すれば、原証書の有効期間終了日の翌日から更に５年間が有効期間となる
- ② 臨時海上労働証書の有効期間 ６か月
臨時海上労働証書の更新又は繰り返しの取得は認められない。
有効期間を超えて引き続き当該特定船舶を国際航海に従事させる場合は、当該証書の有効期間内に定期検査を受検し、海上労働証書の交付を受けなければならない

（４）海上労働証書等の再交付又は書換え

き損・滅失等の事由により海上労働証書（臨時海上労働証書）の再交付又は書換えが必要となった場合は、船員法事務担当課に再交付又は書換申請をすることができる。

（５）海上労働証書等の失効等の事由

海上労働証書及び臨時海上労働証書は、以下の場合に失効、効力の停止又は証書の返納命令となる。

- ① 失効
 - i 有効期間が満了したとき
 - ii 船舶所有者が変更になったとき
 - iii 船舶の国籍が変更になったとき
- ② 効力の停止
中間検査の不合格
- ③ 返納命令
法令に規定される要件に不適合
※ 居住設備・娯楽設備に係る実質的変更を行った場合は、船舶検査に合格していることをもって適合状態であると判断される。

（６）海上労働証書又は臨時海上労働証書の返納

海上労働証書（臨時海上労働証書）の交付を受けた船舶の所有者は、以下の場合には、遅滞なく受有している証書を所轄運輸局等の長に返納しなければならない。

- ・ 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき
- ・ 船舶が日本船舶でなくなったとき
- ・ 証書の有効期間が満了したとき

- ・ 証書を滅失したことにより証書の再交付を受けた後、滅失した証書を発見したとき
- ・ 上記の他、船舶が証書を受有することを要しなくなったとき

海上労働臨時航行検査申請書

第三号様式（第四条関係）

海上労働臨時航行検査申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

船員の労働条件等に関する検査等に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

船名	
船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
船舶管理会社の名称及び住所	
船籍港	
総トン数	
国際海事機関船舶識別番号	
臨時航行検査を受けようとする事由	
臨時航行検査を受けようとする時期	
臨時航行検査を受けようとする場所	
備考	

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 総トン数の欄には、国際総トン数を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

臨時海上労働証書交付申請書

第七号様式（第十五条関係）

臨時海上労働証書交付申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

船員の労働条件等の検査等に関する規則第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	
船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
船舶管理会社の名称及び住所	
船籍港	
総トン数	
国際海事機関船舶識別番号	
備考	

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 総トン数の欄には、国際総トン数を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海上労働検査申請書

第二号様式（第四条関係）

海上労働検査申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

船員の労働条件等に関する検査等に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	
船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
船舶管理会社の名称及び住所	
船籍港	
総トン数	
国際海事機関船舶識別番号	
受けようとする検査の種類	
検査を受けようとする時期	
検査を受けようとする場所	
備考	

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 総トン数の欄には、国際総トン数を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海上労働検査引継申請書

第一号様式（第三条関係）

検査引継申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

船員の労働条件等に関する検査等に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

船名	
船舶番号又は信号符字	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
船舶管理会社の名称及び住所	
船籍港	
総トン数	
国際海事機関船舶識別番号	
引継ぎを受けようとする理由	
引継ぎ後検査を受けようとする場所	
備考	

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 総トン数の欄には、国際総トン数を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海上労働証書交付申請書

第五号様式（第十二条関係）

海上労働証書交付申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

船員の労働条件等の検査等に関する規則第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	
船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
船舶管理会社の名称及び住所	
船籍港	
総トン数	
国際海事機関船舶識別番号	
備考	

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 総トン数の欄には、国際総トン数を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海上労働証書等書換申請書

第十号書式（第十九条関係）

海上労働証書等書換申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

船員の労働条件等の検査等に関する規則第19条の規定により、次のとおり申請します。

船名	
船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
船舶管理会社の名称及び住所	
船籍港	
総トン数	
国際海事機関船舶識別番号	
証書の種類（海上労働証書又は臨時海上労働証書）	
海上労働証書又は臨時海上労働証書の番号	
書換えを受けようとする事項	新
	旧
備考	

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 総トン数の欄には、国際総トン数を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海上労働証書等再交付申請書

第九号様式（第十八条関係）

海上労働証書等再交付申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

船員の労働条件等の検査等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	
船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
船舶管理会社の名称及び住所	
船籍港	
総トン数	
国際海事機関船舶識別番号	
海上労働証書又は臨時海上労働証書の番号	
海上労働証書又は臨時海上労働証書の有効期間	
海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付年月日	
海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備考	

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 総トン数の欄には、国際総トン数を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第8章 資格の認定・証明及び教育訓練

船内において一定の職務に従事する者には、海技免状・小型船舶操縦免許証以外にも、海上交通の安全確保や船内作業による危険の防止及び船内衛生の保持に必要な資格が定められており、それら資格取得のための要件や教育訓練などについても規定されている。本章では、資格ごとに対象船舶や基準、取得要件等につき概説する。

第1節 航海当直部員の資格認定

1. 航海当直部員の乗組み基準（則77条）

航海当直は、船舶職員の職務であるが、要件を満たした部員が、申請により船員手帳に証印を受け、航海当直要件確認者となることで航海当直業務に就くことができる。

2. 航海当直部員を乗組ますべき船舶（法117条ノ2、則76条）

航海当直部員を乗組ますべき船舶は、次の対象外船舶を除く船舶と、平水区域を航行区域とする総トン数700トン以上の船舶である。

航海当直をする者は、いずれか1名は当該部の海技免許を受有する者でなければならない。

船舶職員以外で当直をする部員は「航海当直要件」を有し、かつ船員手帳にその旨の証印があり、職務に「当直部員」が明記されている必要がある。

○ 下記の船舶は航海当直編成・航海当直実施措置対象外（則3条ノ5）

- i 平水区域を航行区域とする総トン数700トン未満の船舶
- ii 専ら平水区域において従業する漁船
- iii 「船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令（昭和38年政令第54号）」別表の海面において従業する漁船

3. 航海当直部員の乗組みに関する基準

- (1) 航海当直部員として部員を乗組ませる場合には、それぞれ下表に掲げる航海当直部員の資格の認定を受けている者を乗組ませなければならない。（則77条、77条ノ2、77条の2ノ2）

甲板部	認定	甲板部航海当直部員
	職務	船舶の位置、針路及び速力の測定、見張り、気象及び水象に関する情報の収集及び解析、船舶の操縦、航海機器の作動状態の点検、係船索及びいかりの取扱い、船内の巡回、船外との通信連絡、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成

	認定要件	1 年齢 16 年以上であること。 2 法 83 条の健康証明書を受有していること。 ※ 健康証明が合格となっても、視力や色覚の合格基準に達していない場合に当直部員として乗り組むことができない場合がある。 3 次のいずれかに適合すること。 (1) 甲板部の航海当直又はこれに準ずる業務に 6 月以上従事した経験を有すること。 (2) 船内における業務に 2 月以上に従事した経験を有し、かつ、甲板部の航海当直に従事するための教育を修めたこと。
機 関 部	認定	機関部航海当直部員
	職務	機関の作動状態の監視及び点検、機関の操作、機関区域内の巡回、機関の故障その他の機関に係る異常な事態の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成
	認定要件	1 年齢 16 年以上であること。 2 法 83 条の健康証明書を受有していること。 3 次のいずれかに適合すること。 (1) 機関部の航海当直又はこれに準ずる業務に 6 月以上従事した経験を有すること。 (2) 船内における業務に 2 月以上従事した経験を有し、かつ、機関部の航海当直に従事するための教育を修めたこと。

※ 甲板部員で 1 人当直に立つ場合は、航海当直部員の認定だけでなく、六級海技士（航海）以上の海技免状受有者でなければ当直業務が出来ない。（平水区域は除く）。

2 人当直の場合は、いずれかが六級海技士（航海）以上の免状を受有している必要がある。

なお、六級海技士（航海）免状受有者と同等の能力を有すると認定された者は航海当直において海技免状受有者と同様の当直業務が行うことができる。

(2) 近代化船に乗組む「甲板部及び機関部の両部の航海当直をすべき職務を有する部員」又は「乗組み基準外運航士」にあつては、次に掲げる航海当直部員の資格の認定を受けた者を乗組ませなければならない。（則 77 条ノ 2）

i 甲種甲板・機関部航海当直部員

ii 乙種甲板・機関部航海当直部員

※ 部員の過半数は、「甲種甲板・機関部航海当直部員」の資格の認定をした旨の証印を受けている者とする事

iii 職務については上表に準ずる。

iv 認定適合要件については、則 8 号表による。

4. 船舶技士について

近代化船において、甲板部及び機関部の両部の航海当直を正規の職務とする部員をいう。近代化船とは、職員法施行規則第 2 条ノ 2・2 項～5 項までに規定する基準に適合する船舶をいう。

現在、甲板・機関部航海当直部員の乗り組みが必要な近代化船（混乗近代化船を含む）の認定を受けた船舶は 1 隻もない状況であるが、船舶職員及び小型船舶操縦者法において近代化船の枠組みがあることから、甲板・機関部航海当直部員の認定業務は引き続き行うこととされている。

5. 航海当直部員資格認定申請（則 77 条ノ 2ノ 3）（航海当直部員資格認定事務取扱要領）
航海当直部員資格認定申請手続きは、次のとおりである。

(1) 事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

(2) 認定の必要な船員（法 117 条ノ 2，則 77 条ノ 2、則 77 条ノ 2ノ 3）

沿海区域以上の船舶または平水区域で 700 トン以上の船舶に部員として乗船する者
で、当直業務を行う者

(3) 航海当直部員の認定要件

（則 8 号表） 3.（1）の認定要件を参照

(4) 必要書類

① 航海当直部員資格認定申請書

② 船員手帳

③ 認定要件を満たしていることを確認出来る書類で以下のいずれか

i 船員手帳又は船員手帳記載事項証明書

・ 該当部の航海当直又はこれに準ずる業務に 6 ヶ月以上従事した乗船履歴

・ 船員手帳等の提出又は提示出来ない場合は、船舶所有者又は船長の乗船履歴
証明書

ii 登録船舶職員養成施設の課程を修了したことを証する書類（卒業証明書等）

iii 海技士（航海又は機関）の海技免状

※ 五級以上の「登録船舶職員養成施設」の卒業者は、甲板部及び機関部の航海当
直部員の認定を受けることが可能

※ 漁業協同組合等が行っている講習を受講した場合は、申請する窓口にお問い合わせ
すること

6. 六級海技士（航海）同等業務認定

次の表に該当する者には六級海技士（航海）免状受有者と同等の能力を有すると認定
され、甲板部員であっても 1 人当直に立つことができる。

(1) 六級海技士（航海）同等認定の要件

	卒業又は修了課程	当直部員の認定
海上技術学校 本科卒業生	海員学校 ※平成4年度以降の卒業者に限る本科	乗船実習科や海上技術コー スに進まなかった者 ※ 卒業者は甲板部、機関 部、甲板・機関部（乙種） の認定
	独立行政法人海員学校 本科 独立行政法人海技教育機構 本科 （海技士教育科海技課程）	
六級海技士(航海) 第1種養成施設 修了者	※海技教育機構 海技士教育科 海技専攻課程海技士コース（六級航 海専修）を指定 講習期間：3.5ヶ月	修了者は、 甲板部航海当直部員の認定

(2) 同等業務認定に必要となる書類

- ① 既に甲板部航海当直部員の資格認定を受けている場合
 - i 卒業証書の写し (又は卒業証明書)
 - ii 修了証明書の写し (又は修了証明書)
 - iii 船員手帳
- ② 甲板部航海当直部員資格認定申請と同時に行う場合
 - i 卒業証書の写し (又は卒業証明書)
 - ii 修了証明書の写し (又は修了証明書)
 - iii 船員手帳
 - iv 航海当直部員資格認定申請書

(3) 同等業務認定者の証明記事等

- ① 同等業務認定を受けると船員手帳の第五表(官庁記事欄)に次のとおり記載される。
- ② クルーリストの「受有している資格証明書欄」には(六級(航海)同等認定)と記載する。

☆ 航海当直基準について

この告示は、1995年に改正された、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の規定に準拠して、航行中の当直及び停泊中の当直を実施するときに遵守すべき基本原則を定めたものである。

- 1. 航海当直の実施に当たっての配慮として、総則に求めている事項は次のとおりである。
 - ① 状況に応じて適切に航海当直を実施することができる当直体制をとること。
 - ② 航海当直中の者の能力が疲労により損なわれないこと。
 - ③ 航海当直をすべき者が十分に休養し、かつ、適切に業務を遂行できる状態の確保。
 - ④ 航海当直をすべき者が、酒気を帯びていないこと
 - ⑤ 船長は、航海当直予定表を定め、船員室その他の適当な場所に掲示すること。
 - ⑥ 船長は、各部の長が航海に必要な物品を決定するに際し、その協議に応ずること。
 - ⑦ 航海当直中の者に当直以外の業務に従事させることにより航海当直に支障が生じないようにすること。
- 2. 航行中の遵守すべき基本原則は部門ごとに以下の項目により定められている。

甲板部における当直基準	機関部における当直基準	無線部における当直基準
<ul style="list-style-type: none">・ 一般原則・ 見張りに関する原則・ 当直の引継ぎに関する原則・ 当直の維持に関する船長の注意義務	<ul style="list-style-type: none">・ 一般原則・ 当直の引継ぎに関する原則・ 当直の維持に関する機関長の注意義務	<ul style="list-style-type: none">・ 当直の維持に関する無線部職員の注意義務

- 3. 停泊中の遵守すべき基本原則は以下の項目により定められている。
 - ・ 船長による常時当直体制の確保
 - ・ 危険物等を運送している船舶の船長の注意義務
 - ・ 甲板部における当直基準

六級海技士(航海)同等認定 (船員手帳(五)欄)

(五)

官庁記事 Note by Japanese government
船橋航海当直について、六級海技士(航海)免状受有者と同等の能力を有する者と認める。
有効期間：平成〇年〇月〇日まで。ただし、有効期間内であっても六級海技士(航海)免許を取得
した場合は、その時点で失効する。
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> Seafarers Labor Office xxx.xx.20xx 中部運輸局 </div>

乗船履歴証明書

乗船履歴証明書
Service record on board

氏名(Name) : _____

国籍(Nationality) : _____

生年月日(Date of birth) : _____

乗船順位	船名	総トン数	航行区域	船籍国	船舶所有者名	職務	乗船年月日	下船年月日	乗船期間 年/月/日
No.	Name of Ship	Gross tonnage	Navigation area	Flag of ship	Name of shipowner	Position (navigational watch/engineer-room)	Date of embarkation	Date of disembarkation	Year/Month/Day
乗船期間の合計(Total duration of embarkation)									

上記のとおり証明します。
It proves as abovementioned.

年月日(Date) : _____

船長/船舶所有者名
(Name of master/shipowner) : _____

印又は署名(Seal or signature)

船員手帳記載事項証明書

第十六号の二様式（第三十九条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

(二)

記入例

船員手帳記載事項証明書

氏名 島田 勝彦 昭和60年10月16日生
 本籍 和歌山県有田市箕島○番地

船員手帳の番号及び交付年月日 勝浦 第〇〇〇〇号 平成18年 1 月 7 日
 勝浦 第〇〇〇〇-2号 平成27年12月13日

区別	年月日	船名	総トン数	主機の種類及び出力	航行区域又は従業制限及び従業区域	船舶の用途	職務
雇入	H26.9.14	第一虎伏丸	126 トン	ディーゼル機関 400 キロワット	第2種乙区域	漁船	甲板員
変更	H26.11.2			キロワット	第3種乙区域		三等航海士
雇止	H27.1.9			キロワット			
雇入	H27.1.15	浦島丸	83 トン	ディーゼル機関 600 キロワット	平水区域	旅客船	船長
変更	H28.6.20	豊橋丸		キロワット			
雇止	H28.9.21			キロワット			
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			

以下余白
 船員手帳と照合し上記のとおり相違ない
 ことを証明する。
 平成〇年〇月〇日
 近畿運輸局長



記載心得

- 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。
- 証明を受けようとする事項について、日付順に記載すること。
- 区別欄には、雇入（就職）、雇止（退職）または変更の別を記載すること。
- 船名、総トン数、主機の種類及び出力、航行区域又は従業制限及び従業区域、船舶の用途、職務に変更があるときは、必ず、当該欄に変更後の事項を記載し、変更にならない事項の欄に斜線を引くこと。
- 雇止（退職）の記載をするときは、船名欄、総トン数欄、主機の種類及び出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、船舶の用途欄、職務欄は、斜線を引くこと。
- 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数欄に国際トン数を付記すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

航海当直部員資格認定申請書


第二十二号書式 (第七十七条の二の三関係) (日本工業規格 A 列 4 番)
Form No.22(Reference to Article 77-2-3)(Japanese Industrial Standards A series Formats, size 4)

記入例

航海当直部員資格認定申請書
Application for certificate of rating forming part of watch

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
dd / mm / yyyy (Date of application)

近畿運輸局長 殿
to

申請者氏名 ふりがな 浅海 凧 助 
Name of applicant
住 所 大阪市港区築港四丁目○番○号
Address

航海当直部員の資格の認定を受けたいので、船員法施行規則第 77 条の 2 の 3 第 2 項の規定により申請します。

As I would like to hold certificate of rating forming part of watch, I will apply in accordance with paragraph 2 of Article 77-2-3 of the Regulations for the Enforcement of the Mariners Law.

船員手帳番号 No. of Mariner's Pocket Ledger	大阪 第 ○○○○○ 号
認定を受けようとする資格の区分 Category of certificate to apply	<input checked="" type="radio"/> 甲板部、 <input type="radio"/> 機関部、 <input type="radio"/> 甲種甲板・機関部、 <input type="radio"/> 乙種甲板・機関部 deck, engine, Koshu-deck / engine, Otsushu-deck / engine
乗船履歴 Term of seagoing service	第一アンゼン丸 甲板員 H. 30. 3. 30~H. 30. X. X ○月△日 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">乗船履歴による場合、6ヶ月以上の履歴が必要。(船員手帳の提示)</div>
その他 Others	(六級海技士(航海) 第 6xxxxxxxxxx0 号) (教育機関の卒業証書 (教育機関の名称、卒業年月日等))
*	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">海技免状の提示による場合、</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">登録教育機関の証明書 + 乗船履歴 2ヶ月以上</div>

記載心得

- 1 認定を受けようとする資格の区分の欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 2 乗船履歴の欄には、認定に必要な業務等に従事した期間の総計を記載すること。
- 3 その他の欄には、認定に必要な教育を行った機関及び当該教育の期間、その他必要な事項を記載すること。
- 4 *欄には記載しないこと。

How to enter

- 1 In "Category of certificate to apply", it shall circle category of certificate o apply.
- 2 In "Term of seagoing service", total term of required seagoing service to certificate shall be entered.
- 3 In "Others", name of institute carried out attended training to be required to certificate, and term of that training shall be entered.
- 4 In "*", to do not enter.

航海当直部員の証印（船員手帳(五)欄）

甲板部航海当直部員

(五)

記入例

官 庁 記 事 Note by Japanese government	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Licence No. <u>CB02/1200101</u></p> <p>Data <u>Aug.1.2017</u></p> <p>CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming part of a navigational watch / an engine-room watch</p> <p>甲・乙・丙種甲板部</p> <p>機関部 航海当直部員</p> <p>甲・乙甲板部・機関部</p> <p>Rating in accordance with regulation II / 4 of STCW convention, as amended</p> <p>MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN</p> </div>	

(スタンプのうえ、必要事項が記入される。)

機関部航海当直部員

(五)

記入例

官 庁 記 事 Note by Japanese government	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Licence No. <u>CB02/1200101</u></p> <p>Data <u>Aug.1.2017</u></p> <p>CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming part of a navigational watch / an engine-room watch</p> <p>甲・乙・丙種甲板部</p> <p>機関部 航海当直部員</p> <p>甲・乙甲板部・機関部</p> <p>Rating in accordance with regulation III / 4 of STCW convention, as amended</p> <p>MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN</p> </div>	

(スタンプのうえ、必要事項が記入される。)

航海当直部員の証印（船員手帳(五)欄）

乙種甲板・機関部航海当直部員

(五)

記入例

官 庁 記 事 Note by Japanese government	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Licence No. <u>CB02/1200101</u></p> <p>Data <u>Aug.1.2017</u></p> <p>CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming part of a navigational watch ≠ an engine-room watch</p> <p>甲・乙・丙種甲板部</p> <p>機関部 航海当直部員</p> <p>甲・乙甲板部・機関部</p> <p>Rating in accordance with regulation II / 4, III / 4 of STCW convention, as amended</p> <p>MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN</p> </div>	

(スタンプのうえ、必要事項が記入される。)

※2 つ以上の資格の証印を同時に受ける場合

甲板部航海当直部員と機関部航海当直部員

(五)

記入例

官 庁 記 事 Note by Japanese government	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Licence No. <u>CB02/1200101</u></p> <p>Data <u>Aug.1.2017</u></p> <p>CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating forming part of a navigational watch ≠ an engine-room watch</p> <p>甲・乙・丙種甲板部</p> <p>機関部 航海当直部員</p> <p>甲・乙甲板部・機関部</p> <p>Rating in accordance with regulation II / 4, III / 4 of STCW convention, as amended</p> <p>MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN</p> </div>	

(スタンプのうえ、必要事項が記入される。)

第2節 危険物等取扱責任者の認定

1. 危険物等取扱責任者（法117条ノ3）

船舶所有者は、国土交通省令で定めるタンカーまたは液化天然ガス等燃料船には、その職務に応じた必要な危険物等取扱責任者の資格を認定され、船員手帳に証印を受けた者を乗り組ませなければならない。

上記資格の認定を受けるためには、所定の講習の受講や教育訓練、乗船履歴等が必要であり、条件を満たした者は、申請により船員手帳に証印を受けることができる。

なお、同資格認定には有効期間の定めがあり、期間内に更新しなければ、新たに認定を申請する必要がある。

- (1) 危険物等取扱責任者とは、「危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者」をいう。（法117条ノ3・1項）
- (2) 国土交通大臣は、危険物または有害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定した旨の証印をする。（法117条ノ3・2項）

2. 危険物等取扱責任者を乗り組ませるべき船舶（法117条ノ3・1項）

国土交通省令で定めるタンカーとは、国土交通大臣の定める危険物または有害物^{※1}であるばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶であって下表1.に掲げる船舶を指し、国土交通省令で定める液化天然ガス等燃料^{※2}船とは、下表2.に掲げる船舶をいう。

危険物等取扱責任者を乗り組ませるべき船舶
1. タンカー（則77条ノ3・1項） ① 平水区域を航行区域とするタンカー以外の石油タンカー （ばら積の石油及び石油製品を輸送するために使用するタンカーをいう。） ② 平水区域を航行区域とするタンカー以外の液体化学薬品タンカー （ばら積の液体化学薬品を輸送するために使用するタンカーをいう。） ③ 平水区域を航行区域とするタンカー以外の液化ガスタンカー （ばら積の液化ガスを輸送するために使用するタンカーをいう） 《沿海区域以上を航行する、「石油タンカー」、「液体化学薬品タンカー」、「液化ガスタンカー」には危険物等取扱責任者を乗り組ませなければならない。》
2. 液化天然ガス等燃料船（則77条ノ3・2項） 平水区域を航行区域とする液化天然ガス等燃料船以外の低引火点燃料船 ただし、貨物を燃料とする液化ガスタンカーを除く。

※1 国土交通大臣の定める危険物又は有害物

- ① 「船員法第117条の3の国土交通大臣の定める危険物又は有害物を定める件」（平成29年国土交通省告示第878号）に掲げる石油及び石油製品
・原油、ナフサ、揮発油、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト

- ② 「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」(昭和 54 年運輸省告示第 549 号) 別表 8 / 3 の品名欄に掲げる液体化学薬品
(ただし、同欄で「その他の液体化学薬品 (P 混合物を除く。)」とされるものを除く。)
- ③ 「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」(昭和 54 年運輸省告示第 549 号) 別表 8 / 2 の品名欄に掲げる液化ガス物質
(ただし、④に掲げる液化天然ガス及び同欄が「その他の液化ガス物質」のものを除く。)
- ④ 液化天然ガス等燃料船にあっては、液化天然ガス

※2 低引火点燃料とは、引火点が摂氏 60 度以下の燃料をいう。

3. 甲種危険物等取扱責任者(石油・液体化学薬品・液化ガス・低引火点燃料)の乗組み基準(則 77 条 / 3)

船舶所有者は、国土交通省令に定めるタンカー又は液化天然ガス等燃料船に、その種別及び甲板部・機関部の履歴に応じ、下表記載の該当する講習を受講し資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならない。

		遠洋区域		近海区域		沿海区域	
		学科(座学) (※1)	消防実習 (※2)	学科 (座学)	消 防	学科 (座学)	消 防
甲板部の履歴	船 長	○	○	○	○	いずれか 1 名 ○	○
	一 等 航 海 士	○	○	○	○		○
	運航士(4号)	○	○	○	○		○
	甲板部責任者		○		○		○
機関部の履歴	機 関 長		○		○		○
	一 等 機 関 士		○		○		○
	運航士(5号)		○		○		○
	機関部責任者		○		○		○

- ※ 1. 「座学」とは、則 9 号表 1 号 2 (2) の「登録学科講習」をいう。
- 2. 「消防実習」とは、則 9 号表 1 号 2 (1) の「登録消防講習」をいう。

4. 乙種危険物等取扱責任者の乗組み基準

上表の船長・一航士・機関長・一機士、運航士以外で、危険物の取扱いに責任を有する者が海員として乗り組む場合は、甲種または乙種危険物等取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている必要がある。

5. 危険物等取扱責任者の職務(則 77 条 / 5)

- ① 船長、一等航海士又は運航士(四号職務)、機関長及び一等機関士又は運航士(五号職務)
(タンカーの場合)

危険物または有害物であるばら積みの液体貨物の積込み及び取卸しの作業に関する計画の立案、当該作業の指揮監督、当該作業に関し必要な船外との通信連絡、当該

貨物に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する記録の作成

〈液化天然ガス等燃料船の場合〉

危険物または有害物である燃料を供給する作業に関する計画の立案、当該作業の指揮監督、当該作業に関し必要な船外との通信連絡、当該燃料に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する記録の作成

②上記以外の海員

〈タンカーの場合〉

危険物または有害物であるばら積みの液体貨物の積込み及び取卸しの作業に関する現場における指揮監督、当該貨物に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する記録の作成

〈液化天然ガス等燃料船の場合〉

危険物または有害物である燃料を供給する作業に関する現場における指揮監督、当該燃料に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する記録の作成

6. 危険物等取扱責任者資格認定申請（則 77 条ノ 6）（危険物等取扱責任者資格認定事務取扱要領）
危険物等取扱責任者資格認定申請手続きは、次のとおりである。

(1) 事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

(2) 認定の必要な船員（法 117 条ノ 3、則 77 条ノ 3、4）

① 船長

② 一等航海士又は運航士（四号職務）

③ 機関長及び一等機関士又は運航士（五号職務）

④ 当該タンカーに積載される危険物又は有害物の取扱いに関し責任を有する者

(3) 危険物等取扱責任者の認定要件（則 9 号表）

① 甲種危険物等取扱責任者（則 77 条ノ 4・1 号～3 号）

(a) i-1 または i-2、かつ ii の要件を全て満たすこと。(※)

(b) 締約国資格証明書を受有する者の場合は、(a) の要件にて認定を受ける方法以外に、締約国資格証明書と国内海事法令講習修了証明書により認定を受けることができる。(則 77 条ノ 6・1 項)

(※) 甲種危険物等取扱責任者の要件

i-1 乗船履歴で認定を受ける場合

申請日以前5年以内に、タンカーの種別毎（「石油タンカー」、「液体化学薬品タンカー」、「液化ガスタンカー」）及び甲板部又は機関部毎に、船長又は職員若しくは部員であって作業全般に関し責任を有する職務に（タンカー危険物等取扱責任者、甲板長又は操機長等）3月以上従事した経験を有すること。
※ 平水区域航行船舶又は外国船舶の履歴でも認定は可能である。

i-2 1月の教育訓練で認定を受ける場合

則第9号表1号1、2号1及び3号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定

める基準（平成 23 年 12 月 14 日国土交通省告示第 1278 号）に適合していることの証明を有していること。証明は以下の内容をいずれも充足すること。

(1) 教育訓練を実施する船舶に乗り組む際の雇入届出において、定員外の乗船者であることが明確にわかる職務名（例：危険物等取扱研修員（航海）、訓練員（機関）、員外航海士等）で届出が行われていること。

(2) 積荷及び揚荷作業の実施日時及び場所，平成 23 年 12 月 14 日国土交通省告示第 1278 号（3 号イからへまで）に規定された項目ごとの教育訓練実施日時及び実施状況を記録した書類により、告示に掲げる教育訓練が証明されていること。同書類の様式は問わないが、教育訓練を実施した者により記入され、船長による確認の署名押印がされていること。（様式例：P147 参照）

ii 申請日以前 5 年以内に、則 77 条ノ 6ノ 2 又は則 77 条ノ 6ノ 17 の規定により国土交通大臣の登録を受けた下記 (1) 又は(1)及び (2) の講習の課程を修了していること。

(1) 「登録消防講習」(則 77 条ノ 6ノ 2)

(2) 「登録学科講習」(則 77 条ノ 6ノ 17)

※ 遠洋区域、近海区域を航行する船舶の甲板部の船長・一等航海士・運航士（4 号職務）は、「登録学科講習」を修了していなければ職務に就くことはできない。

※ 消防実習コースのみを受講した場合、証印に「消防実習のみ修了」の限定が付くため、乗船する船舶の航行区域・職務に応じて学科講習を受講する必要がある。（H16. 11. 5 国海働第 133 号）(P145 参照)

教育訓練実施証明書

様式記載例（平成 23 年 12 月 2 日付国海運第 116 号の 1 別紙）

教育訓練実施証明書

（日付）

以下の者について、「船員法施行規則第 9 号表第 1 号 1、第 2 号 1 及び第 3 号 1 の告示で定める基準」（平成 23 年国土交通省告示第 1278 号）に定める教育を実施したことを証明します。

- 1. 教育を受けた者 国土 太郎 （訓練員（機関））
- 2. 教育を実施した船舶 ○○丸
- 3. 積荷及び揚荷作業の実施日時及び場所
 - 1 回目 積荷 ○年△月×日 □□□□港 揚荷 ○年△月×日 □□□□港
 - 2 回目 積荷 ○年△月×日 □□□□港 揚荷 ○年△月×日 □□□□港
 - 3 回目 積荷 ○年△月×日 □□□□港 揚荷 ○年△月×日 □□□□港
- 4. 告示に定める訓練の実施について
 - イ タンカーの構造及び設備
 - （実施日） ○年△月×日
 - （実施状況）
 - ロ 貨物の性状
 - （実施日） ○年△月×日
 - （実施状況）
 - ハ トリム及び復原性
 - （実施日） ○年△月×日
 - （実施状況）
 - ニ 荷役及び運送方法
 - （実施日） ○年△月×日
 - （実施状況）
 - ホ 検知器具及び保護具並びに消火器その他の消防設備の使用方法
 - （実施日） ○年△月×日
 - （実施状況）
 - ヘ 災害及び海洋汚染防止対策
 - （実施日） ○年△月×日
 - （実施状況）

教育訓練を行った者

有資格者であること

船長による確認

（役職） ○○ ○○ 印

船長 ○○ ○○ 印

② 乙種危険物等取扱責任者（則 77 条ノ 4・4 号）

(a) 下記の i または ii のいずれかの要件を満たすこと。(※)

(b) 締約国資格証明書を受有する者の場合は、上記 (a) の要件による方法以外のほか、締約国資格証明書と国内海事法令講習修了証明書により認定を受ける方法がある。(P155 参照) (則 77 条ノ 6・1 項)

i 消火に関する訓練の修了かつ乗船履歴等（則 9 号表 4 号 1 または 5 号ノ 1）

(※) 乙種危険物等取扱責任者の要件

ア. 消火に関する訓練を修了していること。

※ 消火訓練については、海上災害防止センターで実施している消火訓練を含むほか、各船社又は安全協会が実施しているものでも差し支えなく、訓練を実施した機関又は船社の修了証明書により確認すること。(H8. 8. 28 海基第 226 号)

※ 外国の修了証でも可能 (H24. 1. 23, Q&A 集)

イ. 申請日前 5 年以内に、則第 77 条の 3 に定めるタンカーの乗船履歴

船長、一等航海士、運航士（4 号職務）、機関長、一等機関士、運航士（5 号職務）の監督の下に危険物若しくは有害物の取扱いに関する作業を 3 月以上行った経験を有すること。

ウ. 平成 23 年 12 月 14 日国土交通省告示第 1279 号に定める基準を満たすことを船長が証明していること。

当該証明は船員手帳の（六）雇人契約関係の備考欄または別途書面に、同告示で定める基準を満たした旨が船長により記入され、又は証明書が発行されていること。

(例 1) 船員手帳への記載例

〇〇〇〇は、国土交通省告示第 1279 号に定める基準を満たすことを証明する。
平成〇〇年〇月〇日 〇〇株式会社 〇〇丸船長 〇〇〇〇 ㊟

(例 2) 別途証明書を作成する場合の書式例

告示に定める能力基準を満たすことの証明書

平成 年 月 日

以下の者について、「船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）第九号表第四号 1（2）及び第五号 1（2）の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準」（平成 23 年国土交通省告示第 1279 号）に定める基準を満たすことを証明します。

1 氏名 〇〇 〇〇

2 雇入職名 〇〇〇〇〇〇

3 乗船期間 ・ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

船名：〇〇丸（〇〇〇〇G/T） 船種：〇〇タンカー

船長氏名...（署名）.....

ii 告示で定める基準適合する講習の修了（則 9 号表 4 号 1（2）または 5 号ノ 1（2））

「船員法施行規則第 77 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 9 号表第 4 号の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件」（平成 13 年 10 月 10 日国土交通省告示第 1500 号）に基づき、申請日前 5 年以内に、上記告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。

※告示に定める教育の内容

- a. タンカーの構造及び設備
- b. 石油及び石油製品、液体化学薬品又は液化ガスの性状
- c. 荷役及び運送方法
- d. 検知器具及び保護具並びに消火器その他の消火設備の使用方法
- e. 災害及び海洋汚染防止対策
- f. 関係法令の知識

(4) 必要書類

- ① 危険物等取扱責任者資格認定申請書（則 22 号ノ 3 書式）
 - ② 船員手帳
 - ③ 訓練機関の修了証等、修了を証する書類
 - ④ 船員手帳を滅失した等の事由により、船員手帳で乗船履歴の証明を行うことができない者にあつては船舶所有者又は船長の証明
- ※ 締約国資格証明書を受有する者の場合は（6）を参照

(5) 確認事項

- ① 乗船履歴について
 - ・ 甲種の乗船履歴：タンカーの種別毎及び甲板部・機関部別の乗船履歴
 - ・ 船員手帳の記載事項の船舶の用途の欄に、単に「タンカー」とのみ記載又は液体化学薬品ばら積船兼油タンカー等のことを「兼用タンカー」と記載されている場合には、船舶所有者の証明等（船舶検査証書の写し等の関係書類）により種別を明確にすること。（H12. 8. 25 海基第 171 号）
 - ・ 乙種の乗船履歴：タンカーの乗船履歴
- ② 修了証等については、船員手帳の氏名、生年月日と照合して誤りの有無
- ③ 認定に必要な講習の修了、業務経験等、則 9 号表に掲げる要件の適合
- ④ 乙種危険物等取扱責任者の認定申請を行う者にあつては、甲種危険物等取扱責任者認定の有無

危険物等取扱責任者資格認定申請書


第二十二号の三書式（第七十七条の六関係）（日本工業規格 A 列 4 番）
 Form No.22-3 (Reference to Article 77-6) (Japanese Industrial Standards A series formats, size 4)

記入例

危険物等取扱責任者資格認定申請書
 Application for certificate of person assigned responsibilities for handling
 dangerous and other substances for tanker

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
 dd / mm / yyyy (Date of application)

近畿運輸局長 殿
 to

申請者氏名 浅海 風助 
 Name of applicant

住 所 大阪市港区築港四丁目○番○号
 Address

危険物等取扱責任者の資格の認定を受けたいので、船員法施行規則第 77 条の 6 第 2 項（第 77 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

As I would like to hold certificate of person assigned responsibilities for handling dangerous and other substances for tanker, I will apply in accordance with paragraph 2 or 3 of Article 77-6 of the Regulations for the Enforcement of the Mariners Law.

船員手帳番号 No. of Mariner's Pocket Ledger	大阪 第 ○○○○○ 号
認定を受けようとする資格の区分 Category of certificate to apply	甲種（石油）、甲種（液体化学薬品）、甲種（液化ガス）、甲種（低引火点燃料） 乙種（石油・液体化学薬品）、乙種（液化ガス）、乙種（低引火点燃料） Koshu(Oil), Koshu(Chemical), Koshu(Liquefied gas), Koshu(Low-flashpoint fuels) Otsushu(Oil・Chemical), Otsushu(Liquefied gas), Otsushu(Low-flashpoint fuels)
乗船履歴 Term of seagoing service	船 名 第一アンゼン丸 乗船期間 H.30.3.30~H.30.9.X 職 務 甲板員 タンカー種類 (石油・液体化学薬品・液化ガス)
講習課程の名称等 Name of course, etc.	講習課程の名称：危険物等取扱責任者標準講習 講習機関：海上災害防止センター 修了年月日：H.30.8.X No.xxxx
*	修了証書記載のとおりに入ります。

記載心得

- 1 認定を受けようとする資格の区分の欄には、該当するものを○で囲む。
- 2 乗船履歴の欄には、認定に必要な乗船履歴及び従事した職名を記載すること。
甲種危険物等取扱責任者の認定を申請する者にあつては、職名の次にタンカーの種類を記載すること。
- 3 講習課程の名称等の欄には、認定に必要な修了した講習課程の名称及び修了年月日を記載すること。
- 4 * 欄には記載しないこと。

How to enter

- 1 In "Category of certificate to apply", it shall circle category of certificate to apply.
- 2 In "Term of seagoing service", total term of required seagoing service to certificate and assigned position shall be entered. If it apply category of certificate for Koshu, type of tanker to be served also shall be entered.
- 3 In "Name of course, etc.", name of institute of attended training to be required to certificate, and date of completion of that training shall be entered.
- 4 In "*", to do not enter.

危険物取扱責任者の証印（船員手帳(五)欄）

甲種危険物等取扱責任者（石油）

(五)

記入例

官 庁 記 事 Note by Japanese government	
Licence No.	CB01 / 1700***
Certified on	Oct.6.2017
Valid until	Oct.5.2022
CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances 甲種危険物等取扱責任者（石油、 液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料 ） 乙種危険物等取扱責任者（石油、液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料） Seafarer qualified in accordance with paragraph 4 of regulation V/1-1 and paragraph of regulation and paragraph of regulation of STCW convention, as amended, as to the duties on oil, chemical, liquefied gas tankers, ships subject to the IGF Code MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> Seafarers Labor Office Oct.6.2017 中部運輸局 </div>	

(シールに必要事項を記入の上、2号官庁印で契印される。)

甲種危険物等取扱責任者（液体化学薬品）

(五)

記入例

官 庁 記 事 Note by Japanese government	
Licence No.	CB01 / 1700***
Certified on	Oct.6.2017
Valid until	Oct.5.2022
CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances 甲種危険物等取扱責任者（石油、 液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料 ） 乙種危険物等取扱責任者（石油、液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料） Seafarer qualified in accordance with paragraph 6 of regulation V/1-1 and paragraph of regulation and paragraph of regulation of STCW convention, as amended, as to the duties on oil, chemical, liquefied gas tankers, ships subject to the IGF Code MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> Seafarers Labor Office Oct.6.2017 中部運輸局 </div>	

(シールに必要事項を記入の上、2号官庁印で契印される。)

危険物取扱責任者の証印（船員手帳(五)欄）

甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）

(五)

記入例

官 庁 記 事 Note by Japanese government	
Licence No.	CB01 / 1700***
Certified on	Oct.6.2017
Valid until	Oct.5.2022
CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances 甲種危険物等取扱責任者（石油、液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料） 乙種危険物等取扱責任者（石油、液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料） Seafarer qualified in accordance with paragraph of regulation and paragraph 4 of regulation V/1-2 and paragraph of regulation of STCW convention, as amended, as to the duties on oil, chemical, liquefied gas tankers, ships subject to the IGF Code MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN	
	Seafarers Labor Office
	Oct.6.2017
	中部運輸局

(シールに必要事項を記入の上、2号官庁印で契印される。)

甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料のみ）

(五)

記入例

官 庁 記 事 Note by Japanese government	
Licence No.	CB01 / 1700***
Certified on	Oct.6.2017
Valid until	Oct.5.2022
CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances 甲種危険物等取扱責任者（石油、液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料） 乙種危険物等取扱責任者（石油、液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料） Seafarer qualified in accordance with paragraph 6 of regulation and paragraph 7 of regulation V/3 and paragraph of regulation of STCW convention, as amended, as to the duties on oil, chemical, liquefied gas tankers, ships subject to the IGF Code MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN	
	Seafarers Labor Office
	Oct.6.2017
	中部運輸局

(シールに必要事項を記入の上、2号官庁印で契印される。)

危険物取扱責任者の証印（船員手帳(五)欄）

甲種危険物等取扱責任者（石油・液体化学薬品）

(五)

記入例

官 庁 記 事 Note by Japanese government	
Licence No.	CB01/1700***
Certified on	Oct.6.2017
Valid until	Oct.5.2022
CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances 甲種危険物等取扱責任者（石油、液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料） 乙種危険物等取扱責任者（石油、液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料） Seafarer qualified in accordance with paragraph 2 of regulation V/1-1 and paragraph of regulation and paragraph of regulation of STCW convention, as amended, as to the duties on oil, chemical, liquefied gas tankers, ships subject to the IGF Code MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN	
Seafarers Labor Office Oct.6.2017 中部運輸局	

(シールに必要事項を記入の上、2号官庁印で契印される。)

甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）

(五)

記入例

官 庁 記 事 Note by Japanese government	
Licence No.	CB01/1700***
Certified on	Oct.6.2017
Valid until	Oct.5.2022
CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances 甲種危険物等取扱責任者（石油、液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料） 乙種危険物等取扱責任者（石油、液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料） Seafarer qualified in accordance with paragraph of regulation and paragraph 2 of regulation V/1-2 and paragraph of regulation of STCW convention, as amended, as to the duties on oil, chemical, liquefied gas tankers, ships subject to the IGF Code MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN	
Seafarers Labor Office Oct.6.2017 中部運輸局	

(シールに必要事項を記入の上、2号官庁印で契印される。)

危険物取扱責任者の証印（船員手帳(五)欄）

甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）

(五)

記入例

官庁記事 Note by Japanese government	
Licence No.	CB01/1700***
Certified on	Oct.6.2017
Valid until	Oct.5.2022
CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances	
甲種危険物等取扱責任者（石油、液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料）	
乙種危険物等取扱責任者（石油、液体化学薬品、液化ガス、低引火点燃料）	
Seafarer qualified in accordance with paragraph of regulation and paragraph 4 of regulation V/3 and paragraph of regulation of STCW convention, as amended, as to the duties on oil, chemical, liquefied gas tankers, ships subject to the IGF Code	
MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> Seafarers Labor Office Oct.6.2017 中部運輸局 </div>	

(シールに必要事項を記入の上、2号官庁印で契印される。)

危険物等取扱責任者資格別条約コード対応表

資格種別		対応コード
甲種	石油	paragraph 4 of regulation V/1-1 of STCW
	液体化学薬品	paragraph 6 of regulation V/1-1 of STCW
	液化ガス	paragraph 4 of regulation V/1-2 of STCW
	低引火点燃料	paragraph 7 of regulation V/3 of STCW
乙種	石油・液体化学薬品	paragraph 2 of regulation V/1-1 of STCW
	液化ガス	paragraph 2 of regulation V/1-2 of STCW
	低引火点燃料	paragraph 4 of regulation V/3 of STCW

(6) 締約国資格証明書を受有する船員の危険物等取扱責任者資格認定申請

締約国資格証明書を受有する船員が危険物等取扱責任者資格認定を受ける際に、締約国資格証明書及び国内海事法令講習修了書をもって資格認定を行う場合には、危険物等取扱責任者資格承認証が発給される。(則 77 条ノ 6・1 項)

ただし、締約国資格証明書によらず、告示で定める基準適合する講習を受講し、乗船履歴を満足して申請に及んだ場合は、資格承認証は発給されない。

締約国資格証明書を受有する船員の危険物等取扱責任者資格認定申請手続きは、次のとおりである。

① 事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

② 申請に必要な書類

- i 危険物等取扱責任者資格認定申請書 (則 22 号ノ 3 様式)
- ii 船員手帳 (オレンジブック)
- iii 国内海事法令講習の修了証 (申請日から起算して 5 年以内に修了したもの)
- iv 締約国資格証明書 (則 77 条ノ 6 に定める締約国資格証明書)
 - ※ 締約国資格証明書については、氏名、発給国 (条約締約国であること) 及び有効期限に注意する事。
- v 写真票 (様式 2) (写真サイズ 3 cm × 3 cm) (④による申請の場合のみ)
 - ※ 写真票は、資格承認証の作成に用いられる。
 - ※ 写真票は、職員法規則 17 号様式でも差し支えない。
 - ※ 写真票に代えて、写真の持参と承認証への本人によるサインでも差し支えない。

※締約国資格証明書かつ国内海事法令講習の受講で
もって資格認定を行う場合に提出する写真表
様式 2

(署名) Signature		Photograph (写真) (30 mm × 30 mm) 次のような写真を貼付けること 1.申請日前 6 月以内 2.無帽、正面上半身
(署名) Signature		
承認船員写真表		

☆ 危険物等取扱責任者資格承認証（危険物等取扱責任者資格認定事務取扱要領（平成23年12月2日 国海運第121号）第2, 2(4)）とは？

船舶の運航に従事する船員は、適切な能力をもとに定められた資格（海技免状その他の各種資格証明）を有することが必要であるが、当該資格の国際基準を定めた条約が、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約）である。

同条約第6条に基づき、一定の証明書については、船長及び職員は旗国により発給された裏書を要することが必要であるが、船長及び職員が受有する締約国の証明書が旗国のものでない場合は、締約国の証明書及び旗国の裏書が必要となる。

「資格承認証」はここでいう裏書に該当する。

なお、同条約は2010年に附属書に関する2回目の包括的な改正（いわゆるマニラ改正）が行われたところ、危険物等取扱責任者に係る資格証明について、他のSTCW締約国資格証明書を承認する場合は船舶職員と同様の手続きに従い承認すること、として明確に規定されることとなった（STCW, Reg. 1/2, Para7）。

危険物等取扱責任者資格承認証の（LIMITATIONS APPLYING（IF ANY））欄の早見表

本欄は、危険物等取扱責任者資格で許可されている職務を記載する欄であり

「○○○○only」というかたちで記入されている。

つまり、

- (a) 甲板部の履歴で承認された場合、「船長及び甲板部限定」となるため、
 - ・甲種の場合「Master and Deck department only」
 - ・乙種の場合「Deck department only」
- (b) 機関部の履歴で承認された場合、「機関部限定」となるため、
 - ・甲種・乙種ともに「Engine department only」
- (c) 両方の履歴で承認された場合、当該欄には記入されず、斜線にて消除される。
※乙種の場合、外国の資格を承認する場合（締約国資格証明書受有者）のみ。



JAPAN
 ENDORSEMENT ATTESTING THE RECOGNITION OF A CERTIFICATE
 UNDER THE PROVISIONS OF THE INTERNATIONAL CONVENTION
 STANDARDS OF TRAINING, CERTIFICATION AND WATCHKEEPING
 FOR SEAFARERS, 1978, AS AMENDED

The Government of JAPAN certifies that certificate No. _____
 issued to _____
 by or on behalf of the Government of _____
 _____ is duly recognized in accordance with the
 provisions of regulation 1/10 of the above Convention, as amended, until
 _____.

Note: If the above mentioned certificate issued by the Party expires, this endorsement shall also
 expire in spite of the available period of it.

The lawful holder of this endorsement may serve in the following capacity or capacities
 specified in the applicable safe manning requirements of the Administration:

CAPACITY	LIMITATIONS APPLYING (IF ANY)

Endorsement No. _____ issued on _____



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and
 Tourism

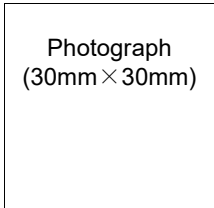


The original of this endorsement must be kept available in accordance with regulation
 1/2, paragraph 11 of the Convention while its holder is serving on a ship.

Date of birth of the holder of the certificate : _____

Signature of the holder of the holder of this certificate :

(Signature) _____



8. 危険物等取扱責任者資格認定の更新（則 77 条ノ 7・2 項）

危険物等取扱責任者資格認定の更新申請手続きは、次のとおりである。

（1）事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

（2）更新申請期間は下記のいずれかである。

① 当該有効期間が満了する日前 6 月以内（則 77 条ノ 7・2 項前段）

※ 失効前 6 月以前の申請も可能であるが、更新後の有効期間は認定日から 5 年間となる。（平成 23 年 12 月 2 日国海運 114 号ノ 1・2 (1) 二・一）

② 更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在すること、その他のやむを得ない事由により当該期間前に申請することができる（則 77 条ノ 7・2 項後段）。

（3）更新に必要な要件は下記のいずれかである。（則 77 条ノ 7・3 項）

① 失効前 5 年以内に、認定された資格に該当する船舶での乗船履歴が 3 ヶ月以上

② 失効前 5 年以内に、認定された資格に必要な講習課程の修了

※ 講習を修了すれば乗船履歴がなくても更新は可能である。

（4）必要書類

① 危険物等取扱責任者資格認定更新申請書（則 22 号ノ 5 様式）

② 船員手帳

③ 訓練機関の修了証等、修了を証する書類

④ 船員手帳を滅失した等の事由により、船員手帳で乗船履歴の証明を行う事ができない者にあつては、「船舶所有者又は船長の証明」

（5）注意事項

① 認定に必要な講習の修了、業務経験等、則 9 号表に掲げる要件に適合していること。

② 上記（2）②の場合を除き、有効期間を経過していないこと。

※ 更新手続き未了のまま有効期間を経過すると資格は失効し、改めて新規の認定を受けなければならないため、特に注意すること。
--

危険物等取扱責任者資格認定更新申請書

第二十二号の五書式(第七十七条の七関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

記入例

Form No.22-5(Reference to Article 77-7) (Japanese Industrial Standards A series formats, size 4)

危険物等取扱責任者資格認定更新申請書

Application for revalidation of certificate of person assigned responsibilities for handling dangerous and other substances for tanker

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
dd / mm / yyyy (Date of application)

近畿運輸局長 殿
to

申請者氏名 薩 摩 次 郎 (薩摩印)

Name of applicant

住 所 鹿児島市谷山港二丁目○番△号

Address

危険物等取扱責任者の資格の認定の更新を受けたいので、船員法施行規則第77条の7第2項(第7条の7第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請します。

As I would like to revalidate certificate of person assigned responsibilities for handling dangerous and other substances for tanker, I will apply in accordance with paragraph 2 or 3 of Article 77-7 of the Regulations for the Enforcement of the Mariners Law.

船員手帳番号 No. of Mariner's Pocket Ledger	鹿児島 第 ○○○○ - 4 号	
認定の更新を受けようとする資格の区分及び証印番号 Category and No. of certificate to revalidate	甲種(石油) Koshu(Oil) 甲種(液体化学薬品) Koshu(Chemical) 甲種(液化ガス) Koshu(Liquefied gas) 乙種(石油・液体化学薬品) Otsushu(Oil・Chemical) 乙種(液化ガス) Otsushu(Liquefied gas) 乙種(低引火点燃料) Otsushu(Low-flashpoint fuels)	No.KK01/10・・・77 No. No. No. No. No.
乗船履歴 Term of seagoing service	船 名 第 17 愛宕丸 乗船期間 H. 2.2.7.18~H.26.8.12 職 務 一等機関士 タンカー種類 (石油)・液体化学薬品・液化ガス	
講習課程の名称等 Name of course, etc.	更新講習課程の名称： 講習機関： 修了年月日：	
*		

履歴による場合、期限以前5年以内で3ヶ月以上が必要。

講習による場合、期限以前5年以内に修了した講習名を、修了証書記載のとおりに入力する。

記載心得

- 1 認定の更新を受けようとする資格の区分及び証印番号の欄には、該当するものを○で囲み、証印番号を記載すること。
- 2 乗船履歴の欄には、認定に必要な乗船履歴及び従事した職名を記載すること。
- 3 講習課程等の欄には、更新に必要な修了した講習の課程の名称、修了年月日を記載すること。
- 4 *欄には記載しないこと。

How to enter

- 1 In "Category and No. of certificate to revalidate", it shall circle category of certificate to revalidate and enter No. of certificate.
- 2 In "Term of seagoing service", total term of required seagoing service to certificate and assigned position shall be entered.
- 3 In "Name of course, etc.", name of institute of attended training to be required to revalidate of certificate, and date of completion of that training shall be entered.
- 4 In "*", to do not enter.

第3節 旅客船教育訓練修了者の要件確認

一定の旅客船に乗り組む船員は、所要の教育訓練を受けていることが必要とされている。対象船舶により、要件と手続きが異なるので、以下を参照いただきたい。

1. 教育訓練を終了した船員を乗組ますべき旅客船（法118条ノ2、則77条ノ8）

- ① 平水区域を航行区域とする旅客船以外の旅客船
- ② 平水区域を航行区域とするものであって、国土交通大臣が指定する航路に就航する旅客船

2. 乗組員の基準

船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を終了した者以外の者を乗組員として乗組ませてはならない。（法118条ノ2）

3. 船員の教育訓練（則77条ノ9）

船舶所有者は、当該船舶の乗組員に対し、5年以内ごとに訓練を実施しなければならない。

船舶の区分	訓練事項
ロールオン・ロールオフ旅客船	① 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項 ② 荷役に関する事項 ③ 水密の保持に関する事項
上記以外の旅客船	上記①の事項

4. 教育訓練修了者の要件確認

(1) ロールオン・ロールオフ旅客船

船舶所有者は、国際航海に従事するロールオン・ロールオフ旅客船に職員又は部員を乗り組ませようとする場合は、船員手帳にロールオン・ロールオフ旅客船教育訓練修了者の要件確認を受けている者、即ち船員手帳に教育訓練修了者の証印を有する者を乗り組ませなければならない。

ロールオン・ロールオフ旅客船教育訓練修了者の要件確認は、5年ごとに手続きが必要である。

(2) 旅客船

船舶所有者は、国際航海に従事する旅客船（ロールオン・ロールオフ旅客船を除く）に職員又は部員を乗り組ませようとする場合は、船員手帳に旅客船教育訓練修了者の要件確認を受けている者、即ち船員手帳に教育訓練修了者の証印を有する者を乗り組ませなければならない。

旅客船教育訓練修了者の要件確認は、5年ごとに手続きが必要である。

5. 旅客船教育訓練修了者要件確認申請

旅客船教育訓練修了者要件確認申請手続きは、次のとおりである。

(1) 事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

(2) 必要書類

- ① ロールオン・ロールオフ旅客船教育訓練修了者要件確認申請書
または旅客船教育訓練修了者要件確認申請書
- ② 訓練機関の修了証又は修了を証する書類
- ③ 船員手帳
- ④ 船舶検査証書の写し、雇用証明書等の国際航海に従事するロールオン・ロール
オフ旅客船または旅客船に乗り組む船員であることを証する書類

<RO-RO 旅客船教育訓練修了者の証印の船員手帳への記載例>

(五)官庁記事 Note by Japanese government

Licence No
Certified on
Valid until
CERTIFICATE OF PROFICIENCY
RO-RO 旅客船教育訓練修了者
Seafarer completed training of paragraph 4,5,6 and 7 of regulation V/2 of STCW convention, as amended
○MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, ○TRANSPORT AND TOURISM JAPAN

<RO-RO 旅客船以外の旅客船教育訓練修了者の証印の船員手帳への記載例>

(五)官庁記事 Note by Japanese government

Licence No.
Certified on
Valid until
○○ CERTIFICATE OF PROFICIENCY
○○○○ 旅客船教育訓練修了者
Seafarer completed training of paragraph 4,5 and 6 of regulation V/2 of STCW convention, as amended
○○MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, ○○TRANSPORT AND TOURISM JAPAN

RO-RO旅客船教育訓練修了者要件確認申請書

第1号様式（第七十七条の九関係）（日本工業規格A列4番）

ロールオン・ロールオフ旅客船教育訓練修了者要件確認申請書
(旅客船教育訓練修了者要件確認申請書)

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

申請者^{ふりがな}氏名
住 所

船員法施行規則第77条の9に規定する教育訓練を修了したことについて確認を受けたいので申請します。

船 員 手 帳 番 号	
教育訓練課程の名称等	
航 路 名	
*	

記載心得

1. 教育訓練課程の名称等の欄には、確認に必要な修了した教育訓練課程の名称及び修了年月日を記載すること。
2. *欄には記載しないこと。

第4節 特定高速船教育訓練修了者の要件確認

1. 教育訓練を修了した船員を乗組ますべき高速船（法118条ノ3、則78条）

- ① 特定高速船
- ② 水中翼船及びエアクッション艇（特定高速船を除く）

2. 乗組員の基準

船舶所有者は、国土交通大臣の定めるところにより船舶の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗組ませてはならない。（法118条ノ3）

3. 船員の教育訓練

① 特定高速船（則78条ノ2）

- (i) 船舶所有者は、当該特定高速船の乗組員に対し、2年以内ごとに教育訓練を実施しなければならない。
- (ii) 特定高速船の船舶所有者は、その実施する教育訓練の内容を記載した書類を提出して、当該教育訓練が、下表の事項を内容とする教育訓練であって、国土交通大臣が高速船コードに従って告示で定める基準に適合していることについて、所轄運輸局等の長の承認を受けなければならない。

職務の区分	訓練事項
船長及び甲板部の職員	① 船舶の特性及び航行上の条件に応じた操船方法に関する事項 ② 操舵設備その他の船舶の航行のために必要な設備（機関を除く。）の操作に関する事項 ③ 脱出設備、排水設備、救命設備及び消防設備の操作に関する事項 ④ 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項 ⑤ 船舶の復原性を確保するために必要な事項
機関部の職員	① 機関の操作に関する事項 ② 上記③から⑤までに掲げる事項
上記以外の者	上記③から⑤までに掲げる事項

② 水中翼船及びエアクッション艇（特定高速船を除く）（則78条ノ2ノ2）

船舶所有者は、当該高速船の乗組員に対し、下表の事項を内容とする教育訓練であって、国土交通大臣が告示で定める基準に適合している教育訓練を、2年以内ごとに実施しなければならない。

職務の区分	訓練事項
船長及び甲板部の職員	① 船舶の特性及び航行上の条件に応じた操船方法に関する事項 ② 操舵設備その他の船舶の航行のために必要な設備（機関を除く。）の操作に関する事項 ③ 船舶の復原性を確保するために必要な事項

機関部の職員	① 機関の操作に関する事項 ② 上記③に掲げる事項
上記以外の者	上記③に掲げる事項

4. 特定高速船教育訓練修了者要件確認申請

特定高速船教育訓練修了者要件確認申請手続きは、次のとおりである。

(1) 事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

(2) 必要書類

- ① 特定高速船教育訓練修了者要件確認申請書
- ② 訓練機関の修了証又は修了を証する書類
- ③ 船員手帳
- ④ 船舶検査証書の写し、雇用証明書等の特定高速船に乗り組む船員であることを証する書類

特定高速船教育訓練修了者の証印（船員手帳(五)欄）

特定高速船教育訓練修了者

(五)

官庁記事 Note by Japanese government	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN</p> <p>No.</p> <p>Certified on</p> <p>Valid until</p> <p style="text-align: center;">高速船教育訓練修了者</p> <p>Seafarer completed training Of High Speed Craft Code</p> </div>	

(スタンプのうえ、必要事項が記入される。)

特定高速船教育訓練修了者要件確認申請書

第1号様式（第七十八条の二関係）（日本工業規格A列4番）

特定高速船教育訓練修了者要件確認申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

ふりがな
申請者氏名 印
住 所

船員法施行規則第78条の2に規定する教育訓練を修了したことについて確認を受けたいので申請します。

船員手帳番号			
船名			
乗組員の職務の別		船長、甲板部職員	機関部職員 その他の乗組員
教育訓練の概要	船舶所有者の名称等		
	教育訓練期間等	教育訓練を受けた期間 修了年月日	
*			

記載心得

- 乗組員の職務の別の欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 船舶所有者の名称等の欄には、教育訓練を実施した船舶所有者名、修了した教育訓練の名称その他の必要な事項を記載すること。
- 教育訓練期間等の欄には、教育訓練を受けた期間及び修了の年月日を記載すること。
- *欄には記載しないこと。

第5節 救命艇手・限定救命艇手の資格認定及び適任証書

救命艇手は、船舶の危急時に救命艇等に海員や旅客の誘導及び乗艇並びに救命艇等の運航に関する業務を行う。

1. 救命艇手を選任すべき船舶（法 118 条、救命艇手規則 1 条）

船舶所有者は、平水区域を航行区域とする船舶以外の下記の船舶には、乗組員の中から国土交通省令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

- ① 旅客船
- ② 旅客船以外の最大とう乗人員 100 人以上の船舶

2. 救命艇手の選任及び員数（法 118 条 2 項・救命艇手規則 2 条）

(1) 船舶所有者は、救命艇手適任証書を受有する乗組員の中から国土交通省令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

上記 1. に掲げる船舶で、国内各港間を航行する船舶に搭載する「膨張式救命いかだ」には、限定救命艇手適任証書を受有するものを割り当てることが出来る。

(2) 当該船舶に搭載するすべての救命艇、端艇、救命いかだに以下の員数を割り当てる。
(沿海区域を航行区域とする船舶は 1 人)

①	定員 40 人以下の救命艇	2 人
②	定員 41 人以上 61 人以下の救命艇	3 人
③	定員 62 人以上 85 人以下の救命艇	4 人
④	定員 86 人以上の救命艇	5 人
⑤	端艇および救命いかだ	1 人

3. 救命艇手適任証書の交付（法 118 条 2 項）

以下の者には救命艇手適任証書が交付される。

- ① 国土交通大臣が行う試験に合格した者（救命艇手規則 3 条）
- ② 国土交通大臣が上記①に掲げる者と同等以上の能力を有するとし認定した者（救命艇手規則 7 条）

4. 救命艇手資格の認定申請（救命艇手規則 7 条及び 8 条）

救命艇手資格認定申請手続きは、次のとおりである。

(1) 事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

(2) 資格要件

次の要件に適合する者であって、救命艇手としての業務を遂行する能力を有すると認められる者

- ① 年齢 18 年以上

- ② 法 83 条の健康証明書を受有(船員手帳 14 表及び 15 表の健康証明書)
- ③ 船舶に 6 月以上乗り組んだ者
- ④ 次のいずれかに該当すること
 - イ 海技免状の受有者
(海技士(航海)、海技士(機関)、海技士(通信)、海技士(電子通信))
 - ロ 大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程において、救命艇の操作に関する教科課程を修めて卒業した者
 - ハ 海技大学校、(独)海技大学校、海員学校、(独)海員学校、(独)海技教育機構、海上保安大学校、海上保安学校、水産大学校、(独)水産大学校の卒業者
 - ニ イ～ハマまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
 - ホ 登録講習を修了した者(限定救命艇手に限る)

(3) 必要書類

- ① 救命艇手資格認定申請書
限定救命艇手資格認定申請書 (限定救命艇手の資格認定の場合)
- ② 上記要件に該当することを証する書類
船員手帳
※船員手帳を提示できないときは
 - ・ 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
 - ・ 上記②、③の要件に適合することを証する書類(乗船履歴証明書等)
 - ・ 上記イ～ホの要件に適合することを証する書類
- ③ 手数料

5. 救命艇手適任証書の再交付申請(救命艇手規則 10 条)

救命艇手適任証書を受有する者は、適任証書の記載事項(氏名又は本籍)に変更があったとき、又は紛失、き損した場合は、救命艇手適任証書再交付申請を行わなければならない。救命艇手適任証書再交付申請手続きは、次のとおりである。

(1) 事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

(2) 必要書類

- ① 救命艇手適任証書再交付申請書
(または限定救命艇手適任証書再交付申請書)
- ② 変更を証する書類(船員手帳、戸籍謄本、抄本、記載事項証明書)
- ③ 現有する救命艇手適任証書または限定救命艇手適任証書
(紛失による再交付申請の場合を除く)
- ④ 手数料

6. 救命艇手適任証書の引替申請(平成 23 年 9 月 30 日以前の適任証書が対象)

平成 23 年 9 月 30 日までに救命艇手適任証書の交付を受けた者は、申請により平成 23 年 10 月 1 日以降の新様式に引き替えることができる。

なお、救命艇手適任証書には有効期限がないため、旧様式のものであっても有効で

ある。

救命艇手適任証書引替申請手続きは、次のとおりである。

(1) 事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

(2) 必要書類

① 救命艇手適任証書引替申請書

② 現有の救命艇手適任証書(平成 23 年 9 月 30 日以前に交付されたもの)

※手数料は無料

※記載事項に変更がある場合、紛失等の場合は、再交付申請が必要

7. 救命艇手の減員許可申請 (救命艇手規則第 2 条、同条 3~4 項)

最大搭載人員より著しく少ない人員を搭載して航行する場合、膨張式救命いかだの運航等に関し安全確保のための特別の措置が講じられている船舶については、船舶の運航管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する運輸局等の長の許可を受けて、当該船舶に搭載する膨張式救命いかだに割り当てるべき員数を減ずることができる。

※許可の基準等の取扱いについては、運輸局等に相談すること。

☆ 救命艇手及び限定救命艇手減員許可

① 船舶の運航管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する運輸局等の長の許可を受け、最大搭載人員より著しく少ない人員を搭載して航海を行う場合、救命艇の員数を減ずることができる。

② 膨張式救命いかだへの海員及び旅客の誘導及び乗艇並びに膨張式救命いかだの運航に関し安全確保のための特別の措置が講じられているものについては、当該船舶に搭載する膨張式救命いかだに割り当てるべき員数を減ずることができる。

許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書 2 通を運輸局等の長に提出する。

1. 船舶の名称、総トン数、用途、航行区域又は従業制限及び最大搭載人員
2. 就航航路
3. 搭載する救命艇等の種類及び数
4. 当該許可に係る航海において搭載する人員 (①の場合)
5. 膨張式救命いかだへの海員及び旅客の誘導及び乗艇並びに膨張式救命いかだの運航に関し安全確保のため講じられた特別の措置の概要 (②の場合)
6. 減じようとする救命艇手の員数
7. 許可を受けようとする航海の期間 (①の場合)

8. 救命艇手適任証書受有者に対する能力維持に係る証明

2010 年 STCW 条約改正に伴い船舶所有者は、救命艇手適任証書受有者が業務の実施に必要なとされる能力基準を維持していることを 5 年ごとに証明しなければいけないことが規定された。

(1) 定期的な知識及び技能が維持されていることの確認及び証明

① 船舶所有者は、救命艇手適任証書を受有している乗組員について、当該適任証書

の取得後5年毎に当該者の乗船履歴等の業務経験等を鑑みて、当該資格の取得において求められている知識及び技能が維持されていることについての確認を行い、当該知識及び技能が維持されていることの証明書を発給しなければならない。

その他、能力維持のために訓練等の実施記録簿の作成及び証明書交付記録簿の作成並びに運輸局等への報告等の義務がある

- ② STCW条約の他の締約国等が発給した当該証明書を受有している者にあつては、当該知識及び技能が維持されていることが確認されたものとみなし、当該証明書を発給することは要しない。

(2) 旧様式の適任証書を受有している場合の確認

平成23年9月30日以前に交付された救命艇手適任証書（STCW条約の他の締約国等が発給した当該証明書を含む。）を受有している場合は、条約発効後既に5年が経過していることから当該知識及び技能が維持されていることの証明書の発給を確認すること。（他の締約国等により既に当該証明書が発給されている場合を除く。）

<STCW条約に基づく救命艇手に関する能力維持の証明書例>

(第一号書式)

発給年月日 Issued on dd / mm / yyyy
改正 STCW コード A - VI/2 節 5 及び 11 に基づき救命艇手に関する能力維持の証明書 Certificate for maintaining of competence in survival craft and rescue boat (including fast rescue boat) in accordance with paragraph 5 and 11 of section A-VI/2 of STCW Code, as amended
氏名 Name of the holder of the certificate :
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy 本籍地の都道府県又は国籍 Nationality :
上記の者は、改正された船員の訓練及び資格証明並びに当直コード A - VI / 2 節の 5 及び 1 1 に基づき救命艇手に関する能力を維持していることを証明する。 It is certified that the above mentioned person has been maintained of competence in survival craft and rescue boat (including fast rescue boat) in accordance with paragraph 5 and 11 of section A-VI/2 of STCW Code, as amended.
船舶所有者等の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner : 住所 Address : 氏名又は名称 (印) Name (Stamp) :
この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This Certificate is approved by Japanese Government.

※内航船にあつては、英文を併記しなくても差し支えない。

救命艇手資格認定申請書

記入例

第3号様式 (第8条関係)


(日本工業規格A列4番)

収入
印紙

救命艇手資格認定申請書

平成〇年〇月〇日

近畿運輸局長 殿

申請者氏名 ふりがな 薩 摩 次 郎 さつ ま じ ろう 

昭和42年10月1日生

本 籍 鹿児島県鹿児島市泉町18番地

現 住 所 鹿児島市谷山港二丁目〇番△号

救命艇手の資格の認定を受けたいので、救命艇手規則第8条の規定により申請します。

記

- 1 上記省令第7条第3号に該当する経験（船舶の名称、航行区域又は従業区域、総トン数、職務及び乗り組み期間）

船舶の名称 第七星龍丸
航行区域 近海区域
総トン数 1422トン
職 務 三等航海士
乗組み期間 平成20年11月5日～平成22年5月1日

- 2 上記省令第7条第4号イからニまでのいずれかに該当する事項（資格を証する書類の名称、発行者、発行番号及び発行年月日その他必要な事項）

海技免状の種類 五級海技士（航海）
海技免状番号 第550008*****0号
免許年月日 平成20年10月15日

- 3 船員手帳番号（船員手帳を提示する場合に限る。）

鹿児島 第〇〇〇〇-4号

船員手帳の提示、又はコピーの提出が必要。
(健康証明の確認のため)

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

限定救命艇手資格認定申請書

第4号様式 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

収 入
印 紙

限定救命艇手資格認定申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

ふりがな
申請者氏名 ⑩

年 月 日生

本 籍
現 住 所

限定救命艇手の資格の認定を受けたいので、救命艇手規則第8条の規定により申請します。

記

- 1 上記省令第7条第3号に該当する経験（船舶の名称、航行区域又は従業区域、総トン数、職務及び乗り組み期間）
- 2 上記省令第7条第4号イからホまでのいずれかに該当する事項（資格を証する書類の名称、発行者、発行番号及び発行年月日又は修了した講習の開催地及び開催年月日その他必要な事項）
- 3 船員手帳番号（船員手帳を提示する場合に限る。）

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

救命艇手適任証書再交付申請書

(第10条関係)

(日本工業規格A列4番)

収入
印紙

救命艇手適任証書再交付申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

ふりがな
申請者氏名

印

年 月 日生

本 籍
現 住 所

救命艇手適任証書の再交付を受けたいので、救命艇手規則第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 原救命艇手適任証書の番号
- 2 再交付を必要とする理由
- 3 証書の記載事項の変更

新

旧

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

限定救命艇手適任証書再交付申請書

(第10条関係)

(日本工業規格A列4番)

収入
印紙

限定救命艇手適任証書再交付申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

ふりがな
申請者氏名

印

年 月 日生

本 籍
現 住 所

限定救命艇手適任証書の再交付を受けたいので、救命艇手規則第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 原限定救命艇手適任証書の番号
- 2 再交付を必要とする理由
- 3 証書の記載事項の変更

新

旧

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

救命艇手適任証書引替申請書

(任意様式)

救命艇手適任証書引替申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

ふりがな
申請者氏名

印

年 月 日生

本 籍
現 住 所

救命艇手適任証書の引替を受けたいので、旧様式の救命艇手適任証書を添え下記のとおり申請
します。

記

- 1 原救命艇手適任証書の番号

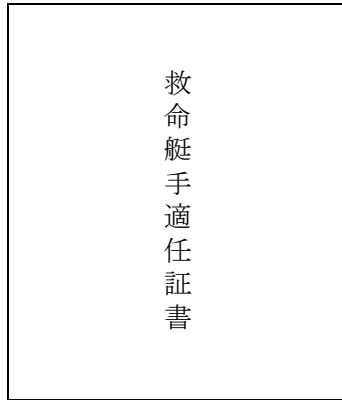
(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

救命艇手適任証書

第 5 号様式 (第 9 条関係) (日本工業規格 A 列 6 番)

記入例

(表 紙)



(第 1 頁)

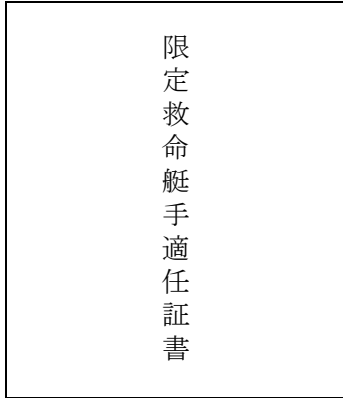
(第 2 頁)

<p style="text-align: center;">KK 番****号 平成〇年〇月〇日</p> <p>本籍地の都道府県名 鹿児島県 氏名 薩摩次郎</p> <p style="text-align: center;">昭和 42 年 10 月 1 日生</p> <p>船員法 (昭和 22 年法律第 100 号) 第 118 条の規定により救命艇手たる資格を有するものであることを証明する。 救命艇手は、改正された 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 6 章第 2 規則の基準に適合する者である。</p> <p style="text-align: center;">近畿運輸局長 □□□□ 印</p>	<p style="text-align: center;">契印</p> <p style="text-align: center;">Certificate No. <u>KK****</u> Issued on <u>〇.〇.〇</u></p> <p style="text-align: center;">Certificate of Proficiency for Lifeboatman</p> <p>Name: <u>Jiro Satsuma</u> Date of Birth: <u>Oct. 1, 1967</u></p> <p>Under the Provision of Article 118 of Mariners Law, 1947, it is certified that the above mentioned person has been qualified for a lifeboatman. Lifeboatman in accordance with Regulation VI/2 of STCW convention, as amended.</p> <p style="text-align: center;">Director-General of the KINKI District Transport Bureau JAPAN</p>
--	--

限定救命艇手適任証書

第 6 号様式 (第 9 条関係) (日本工業規格 A 列 6 番)

(表 紙)



(第 1 頁)

(第 2 頁)

<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>本籍地の都道府県名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>船員法 (昭和 22 年法律第 100 号) 第 118 条の規定により限定救命艇手たる資格を有するものであることを証明する。</p> <p>限定救命艇手は、改正された 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 6 章第 2 規則の基準に適合する者である。(膨張式救命いかだの取扱いに限る。)</p> <p style="text-align: right;">地方運輸局長 (氏名) 印</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: 30px; margin: 0 auto; margin-bottom: 5px;">契 印</div> <p>Certificate No. Issued on</p> <p style="text-align: center;">Certificate of Proficiency for Person with Designated Inflatable Liferaft Operation</p> <p>Name: Date of Birth:</p> <p>Under the Provision of Article 118 of Mariners Law, 1947, it is certified that the above mentioned person has been qualified for Person with designated inflatable liferaft operation</p> <p>Person with designated inflatable liferaft operation in accordance with regulation VI/2(inflatable liferaft operation only) of STCW convention, as amended.</p> <p style="text-align: center;">Director-General of the District Transport Bureau JAPAN</p>
---	---

第6節 安全担当者の選任

前節までは運航の安全に係る資格について概説してきたが、本節以降は船内作業による危険の防止及び船内衛生の保持に関する資格について概説する。

法及び船員労働安全衛生規則（労安則）は、船舶に乗り組む船員の中から、各種担当者等を選任しなければならないと規定している。

以下にそれぞれの担当者の選任等に関する手続き等を紹介するので、参考にさせていただきたい。

1. 安全担当者の選任（法 81 条、労安則 2 条）

① 船舶所有者は、船長の意見を聞いて、甲板部、機関部、無線部、事務部その他の各部について、当該部の海員の中からそれぞれ安全担当者を選任しなければならない。

船内における各部の構成上やむを得ない場合は、一の部の安全担当者を他の部の安全担当者に兼任することができる。（労安則 2 条 2 項）

② 船長を安全担当者を選任できる特例（労安則 4 条）

船舶所有者は、以下の i 又は ii の船舶については、船長を安全担当者を選任することができる。

（i）海員が常時 20 人以下である漁船

（ii）漁船以外で、海員が常時 10 人以下の船舶

ただし、「引火性液体類等を常時運送する船舶」の船長を安全担当者を選任する場合は、以下のいずれかの者でなければならない。

（ア）国土交通大臣の登録を受けた「登録安全担当者講習」を修了した者であること。

（イ）STCW 条約の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する「資格証明書」を受有しており、かつ「国内海事法令講習」を修了していること。

2. 安全担当者の資格（労安則 3 条）

（1）当該部の業務に 2 年以上従事した経験を有する者であって、当該部の業務に精通するものでなければならない。

ただし、他の部の安全担当者を兼任する場合における兼任する部の業務については、この限りでない。

（2）「引火性液体類等を常時運送する船舶」の甲板部の安全担当者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。

① 国土交通大臣の登録を受けた「登録安全担当者講習」を修了した者であること。

② STCW 条約の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する「資格証明書」を受有しており、かつ「国内海事法令講習」を修了していること。

「STCW 条約締約国資格証明書受有者を、同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が告示で定める基準」（平成 11 年運輸省告示 第 438 号）

第7節 消火作業指揮者の選任及び適任証書

1. 消火作業指揮者の選任（法81条，労安則6条ノ2）

船舶所有者は、船長の意見を聴いて、次のいずれかに適合する安全担当者の中から、選任しなければならない（総トン数20トン未満の小型船を除く）。

① 海技免状の受有者（※小型船舶操縦免許証の受有者は除く）

② 職員法23条1項の承認を受けた者

STCW条約の締約国が発給した「資格証明書」を受有し、国土交通大臣の承認を受けて船舶職員になれる者

③ 登録海技免許講習実施機関が実施する「消火講習」を修了している者
消火作業指揮者適任証書を受有している者

2. 消火作業指揮者適任証書受有者に対する能力維持に係る証明

2010年STCW条約改正に伴い船舶所有者は、消火作業指揮者適任証書受有者が業務の実施に必要とされる能力基準を維持していることを5年ごとに証明しなければならないことが規定された。

(1) 定期的な知識及び技能が維持されていることの確認及び証明

① 船舶所有者は、消火作業指揮者適任証書を受有している乗組員について、当該適任証書の取得後5年毎に、当該者の乗船履歴等の業務経験等を鑑みて、当該資格の取得において求められている知識及び技能が維持されていることについての確認を行い、当該知識及び技能が維持されていることの証明書を発給しなければならない。

その他、能力維持のために訓練等の実施記録簿の作成及び証明書交付記録簿の作成並びに運輸局等への報告等の義務がある

② STCW条約の他の締約国等が発給した当該証明書を受有している者にあつては、当該知識及び技能が維持されていることが確認されたものとみなし、当該証明書を発給することは要しない。（平成11年運輸省告示第438号）

(2) 旧様式の適任証書を受有している場合の確認

平成23年9月30日以前に交付された消火作業指揮者適任証書（STCW条約の他の締約国等が発給した当該証明書を含む。）を受有している場合は、条約発効後既に5年が経過していることから当該知識及び技能が維持されていることの証明書の発給を確認すること。（他の締約国等により既に当該証明書が発給されている場合を除く。）

STCW 条約に基づく消火作業指揮者に関する能力維持の証明書

(第二号書式)

平成 年 月 日
Issued on dd / mm / yyyy

改正 STCW コード A - VI/3 節 5 に基づき消火作業指揮者に関する能力維持の証明書
Certificate for maintaining of competence in advanced firefighting in accordance with
paragraph 5 of section A-VI/3 of STCW Code, as amended

氏名 Name of the holder of the certificate :

.....

生年月日 Date of birth of the holder of the certificate :

dd / mm / yyyy.....

本籍地の都道府県又は国籍 Nationality :

上記の者は、改正された船員の訓練及び資格証明並びに当直コード A-VI/3 節の 5 に基づき、
消火作業指揮者に関する能力を維持していることを証明する。

It is certified that the above mentioned person has been maintained of competence in
advanced firefighting in accordance with paragraph 5 of section A-VI/3 of STCW Code, as amended.

船舶所有者等の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner :

住所 Address :

氏名又は名称 (印) Name (Stamp) :

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This Certificate is approved by Japanese Government.

※内航船にあつては、英文を併記しなくても差し支えない。

第8節 衛生担当者の選任

1. 衛生担当者の選任（法81条、労安則7条）

船舶所有者は、船長の意見を聴いて、次のいずれかに適合する海員の中から、選任しなければならない。

① 海技免状の受有者

② 職員法23条1項の承認を受けた者

STCW条約の締約国が発給した「資格証明書」を受有し、国土交通大臣の承認を受けて船舶職員になれる者

③ 登録海技免許講習実施機関が実施する「救命講習」又は「機関救命講習」を修了している者

④ 衛生担当者適任証書の受有者

※ 総トン数20トン未満の「小型船」の衛生担当者は、上記①～③に適合する必要はなく、船内の衛生管理に関する知識を有する海員の中から選任すればよい。

2. 選任の例外

医師が乗り組み又は衛生管理者が選任されている場合は、衛生担当者を選任する必要はない。（労安則7条但書）

3. 船長を衛生担当者に選任できる特例（労安則7条2項により4条1項準用）

船舶所有者は、以下のi又はiiの船舶であれば、船長を衛生担当者に選任することができる。

① 海員が常時20人以下である漁船

② 漁船以外で、海員が常時10人以下の船舶

☆ 船員労働安全衛生規則（昭和39年7月31日運輸省令第53号）とは

船員労働安全衛生規則は、法81条及び85条2項を主たる根拠として設けられた省令である。

船員の労働安全及び衛生基準に関しては、労働基準法がそうであったように、かつては船員法及び同法施行規則に規定が設けられていたが、海上における労働災害が陸上のそれと比較して極めて高いことから、海上労働における安全衛生に係る強化・拡充を目的として別途、省令という形式で制定された。

船員労働安全衛生規則の内容は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する一般規定と、安全基準・衛生基準・個別作業基準・特殊危害防止基準等の要件及び年少船員・女子船員の就業制限に係る諸規定を定めている。

消火作業指揮者適任証書の交付にかかる事務取扱については「消火作業指揮者適任証書交付事務取扱要領」（平成24年3月5日国海運第162号（最終改正））によること。

衛生担当者適任証書の交付に係る事務取扱については「衛生担当者適任証書交付事務取扱要領」（平成24年3月5日国海運第161号（最終改正））によること。

第9節 船舶料理士資格証明書

船内における食料の支給については、船舶により船舶料理士を乗り組ませたり、船員に船内調理教育を受けさせなければならないこととされている。

自らの食事であっても「調理」に該当する行為をするためには、「船内調理教育」を受け、当該証明書を受有していなければならないことに注意が必要である。

本節では船舶料理士の資格について概説する。

1. 船内における食料の支給を行う者の乗組み（船内における食料の支給を行う者に関する省令（以下、本節では「省令」という。）1条）

船舶所有者は、その大きさ、航行区域及び航海の態様を勘案して国土交通省令で定める船舶には、船内における食料の支給を適切に行う能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に該当する者を乗り組ませなければならない。

船 舶	基 準
下記以外の船舶であって、その航海中に船員に支給される食料の調理が船内で行われるもの イ 平水区域を航行区域とする船舶 ロ 専ら平水区域又は船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令（昭和38年政令第54号）別表の海面において従事する漁船	イ 18歳以上であること （漁船に乗り組む者は、15歳に達した日以後の3月31日が終了していること。） ロ 船内における調理に関する業務についての基礎的な知識を有していること。
遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶又は第3種の従業制限を有する漁船であって、総トン数1000トン以上のもののうち、その航海中に船員に支給される食料の調理が船内において行われるもの	イ 18歳以上であること。（漁船に乗り組む者にあつては、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していること。） ロ 船内における調理に関する業務についての基礎的な知識を有していること。 ハ 船舶料理士資格証明書を受有していること。（船内における調理に関する業務を管理する地位に就く場合に限る。）

2. 船舶料理士の資格（省令2条）

船舶料理士は、次の①～③の要件を備える者でなければならない。

- ① 20才以上であること。
- ② 船舶に乗り組んで1年以上専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること。
 ただし、調理師、栄養士、iiiのロの者、又はiiiのロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者は、3月以上専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること。
- ③ 次のいずれかに適合すること。（省令2条1項3号）
 - イ. 船舶料理士試験であつて、国土交通大臣の登録を受けた者が行う試験に合格した者
 - ロ. 独立行政法人海員学校の司ちゅう科・事務科を卒業した者
 - ハ. 調理師・栄養士（※1）その他上記イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有

すると認められる者（※2）

※1. 調理師免許証又は栄養士免許証の受有者であること。

※2. 海上保安学校本科主計課程又は本科船舶運航システム課程主計コースの卒業者。

3. 船舶料理士資格証明書交付申請（省令3条）

船舶料理士資格証明書交付申請手続きは、次のとおりである。

(1) 事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

(2) 船舶料理士としての要件は、上記2. の船舶料理士の資格を参照

(3) 必要書類

① 船舶料理士資格証明書交付申請書（省令1号書式）

② 船員手帳

船員手帳のない者は戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書、本籍の記載のある住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に基づく特別永住者証明書、氏名・国籍及び生年月日を証する書類であって権限のある機関が発行したもののいずれか。

③ 省令2条1項3号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する以下のいずれかの書類

イ	① 国土交通大臣の登録を受けた船舶料理士に関する登録試験の合格証明書 ② 船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令（平成15年6月13日国土交通省第74号）附則2条の規定により、省令2条1項3号イの試験であって国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者とみなされる者にあつては、船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令による改正前の省令2条1項4号イの国土交通大臣が認定する船舶料理士試験の合格証明書の添付
ロ	ロに掲げる学校の卒業證書の提示又は卒業証明書（添付）
ハ	① 調理師、栄養士にあつては免許証（提示） ② イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者にあつては、以下のいずれかの書類（添付） a. 省令2条1項3号ハに規定する同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者を養成する講習に関する基準（平成23年5月16日国海運第22号）に基づき認定された同等議定講習実施機関の修了証明書 b. 海上保安学校本科主計課程又は本科船舶運航システム課程主計コースの卒業者については、同課程の卒業證書の提示又は卒業証明書 ③ 船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令附則3条の規定により、省令2条1項3号ハに該当する者とみなされる者にあつては、船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令による改正前の省令2条1項4号ハに定める国土交通大臣が認定する船舶料理士養成課程修了証明書 ④ 省令2条2項に定める国土交通大臣が告示で定める基準に適合する者については、平成23年8月1日国海運第59号に定める船内において1月以上教育を受けたことを証する書類（船内教育実施証明書）等

4. 船舶料理士資格証明書再交付申請（省令6条）

資格証明書の記載事項(氏名又は本籍)に変更があったとき、又は紛失、き損した場合に申請する。

(1) 事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

(2) 必要書類

① 船舶料理士資格証明書再交付申請書

② 変更を証する書類

船員手帳(船員手帳を提示できないとき又は船員手帳により確認ができないときは、戸籍謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍(外国人にあっては国籍等)記載のある住民票の写し、旅券、在留カード、特別永住者証明書、領事館等証明)

③ 現有の船舶料理士資格証明書(紛失による再交付申請の場合を除く)

④ 手数料

5. 船舶料理士資格証明書引替申請(平成26年8月4日以前の資格証明書が対象)

平成26年8月4日以前に船舶料理士資格証明書の交付を受けた者は、申請により平成26年8月5日以降の新様式に引き替えることができる。

なお、船舶料理士資格証明書に有効期限がないため、旧様式のものであっても有効である。

(1) 事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

(2) 必要書類

① 船舶料理士資格証明書引替申請書

② 現有の船舶料理士資格証明書(平成26年8月4日以前に交付されたもの)

※ 手数料は無料。

※ 記載事項に変更がある場合、紛失等の場合は、再交付申請が必要。

船内教育実施証明書

(任意様式)

船内教育実施証明書

平成 年 月 日

以下の者について、「船舶料理士に関する省令第2条第2項の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準」（平成23年国土交通省告示第818号）に定める教育を実施したことを証明します。

- 1 教育を受けた者 氏名 (雇入職名)
- 2 教育を実施した船舶 丸
- 3 教育を実施した期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

告示第一号に規定する事項に関する教育の監督を行った者

船長 _____ (印)

告示第二号に規定する事項に関する教育の監督を行った者

船舶料理士資格受有者 _____ (適任証書第 _____ 号) (印)

船舶料理士資格証明書交付申請書

第1号様式（第4条関係）（日本工業規格A列4番）

収入
印紙

船舶料理士資格証明書交付申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

ふりがな
申請者氏名 ㊟

年 月 日生

本 籍
現 住 所

船舶料理士資格証明書の交付を受けたいので、船内における食料の支給を行う者に関する省令第4条の規定により申請します。

記

- 1 上記省令第2条第1項第2号に該当する経験（乗組み船舶の名称及び専ら調理に関する業務に従事した期間）又は同条第2項の規定に該当する者である旨
- 2 船舶料理士試験に合格した者にあつては、その試験の受験地及び合格年月日
- 3 上記省令第2条第1項第3号ロ又はハに該当する者にあつては、その資格並びに当該資格を証する書類の名称、発行者、発行番号及び発行年月日
- 4 船員手帳番号（船員手帳を提示する場合に限る。）

船舶料理士資格証明書再交付申請書

第3号様式（第6条関係）（日本工業規格A列4番）

収 入
印 紙

船舶料理士資格証明書再交付申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

ふりがな
申請者氏名 ⑩

年 月 日生

本 籍
現 住 所

船舶料理士資格証明書の再交付を受けたいので、船内における食料の支給を行う者に関する省令第6条の規定により申請します。

記

- 1 船舶料理士資格証明書の番号
- 2 再交付を受けようとする理由
- 3 訂正を受けようとする場合は、その事項

新

旧

船舶料理士資格証明書引替申請書

(第8号様式) (日本工業規格A列4番)

船舶料理士資格証明書引替申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者氏名 ふりがな ⑩

年 月 日生

本 籍
現 住 所

船舶料理士資格証明書の引替を受けたいので、旧様式の船舶料理士資格証明書を添え
下記のとおり申請します。

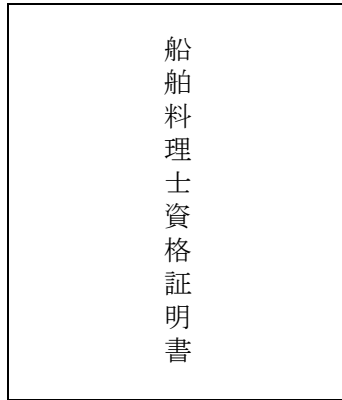
記

- 1 船舶料理士資格証明書の番号

船舶料理士資格証明書

第 2 号様式 (第 5 条関係) (日本工業規格 A 列 6 番)

(表 紙)



(第 2 頁)

(第 1 頁)

<p style="text-align: right;">Licence No. Date</p> <p style="text-align: center;">Certificate of Qualification for Ship's Cook</p> <p>Name:</p> <p><u>Date of Birth:</u></p> <p>Under the Provision of Article 3 of Regulation concerning persons assigned for catering on board ships, 1975, it is certified that the above mentioned person has been qualified for a ship's Cook. Ship's Cook in accordance with paragraph 3 of regulation 3.2 of Maritime Labour Convention, 2006.</p> <p style="text-align: center;">Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism JAPAN</p>	<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>本籍地の都道府県名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>船内における食料の支給を行う者に関する省令 (昭和 50 年運輸省令第 7 号) 第 3 条の規定により船舶料理士たる資格を有する者であることを証明する。 船舶料理士は、2006 年の海上の労働に関する条約第 3.2 規則 3 の基準に適合する者である。</p> <p style="text-align: right;">国土交通大臣 (氏名) 印</p>
---	--

第 10 節 調理教育修了等証明書

航行中に船員に支給する食料の調理を船内において行う者は、船内における調理に関する業務についての基本的な知識を有しなければならない、調理教育修了等証明書を受有しなければならない。

1. 対象船舶（法 80 条 4 項、船内における食料の支給を行う者に関する省令）

- ① 沿海区域以遠を航行区域とする船舶
- ② 漁船(平水区域又は法 1 条 2 項 3 号の漁船の範囲を定める政令別表の海面において従業する船舶を除く)

※ 船内で調理を行う者について、必要な教育を施す等の措置を行う必要がある点は他の船舶と同様であるが、漁船については、船員に調理教育修了等証明書を受有させる必要はないこととする。(平成 25 年 2 月 28 日国海運第 157 号)

2. 対象者

1. に掲げる船舶に乗り組む者（18 歳以上（漁船の場合は 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了した者））であって、航海中に船員に支給する食料の調理を船内において行う者。

3. 調理教育修了等証明書受有の対象の判定事例

原則として、船内において、船舶所有者の負担で恒常的に食事を調理している（自己の食事のみを調理する場合を含む）者は、対象者となる。また、持ち回りで調理を行う場合は、調理を行う者全員が受有の対象となる。

事 例	判 定
司厨部で調理を行う者（船舶料理士以外）	受有の対象となる
司厨部以外で船内で調理を行う者	受有の対象となる
司厨部員（ボーイ等の調理をしない者）	受有の対象とならない
調理をしない者	受有の対象とならない
自己の食事のため、調理に該当しない食事を作る者 （夜食にカップ麺を作る場合など）	受有の対象とならない
一時的に調理に従事する場合（緊急時で調理を行う者がいない場合に、代わりに調理に従事する場合など）	受有の対象とならない
船舶料理士	受有の対象とならない

(注) 調理を行う者として乗船していても、船舶料理士の取得に必要な乗船履歴とはならない。
この場合は、もっぱら調理を行う者(司厨員(調理担当等))として乗り組む必要がある。

4. 調理教育修了等証明書交付申請

調理教育修了等証明書交付申請は、様式 1 の交付申請書及び様式 2 の証明書に必要事項を記載し事務取扱庁に提出する。

(1) 事務取扱庁

運輸局等及び運輸支局等

(2) 必要書類

① 調理教育修了等証明書交付申請書（様式1）

② 調理教育修了等証明書（様式2）

(3) 注意事項

① 申請書の「教育等の内容」欄には、社内教育の場合は使用したテキスト名を、外部機関による講習を受講した場合は修了した講習名を、資格の保有ないし課程の修了の場合は、資格等の名称が記載すること。

② 申請書の「修了者の署名」欄には、教育を受けた者が署名すること。
押印は不可。

③ その他の記載については、調理教育修了等証明事務取扱要領を参照すること。

(4) 証明書の交付

証明書番号、発行日及び証明書を発行する運輸局等の長名が記入され、末尾に運輸局等の長の印（船員手帳に押印するものと同じ）が押印されたものが交付される。なお、調理教育修了等証明書に有効期間はない。

紛失を防止するために船員手帳に添付しておくことが望ましい。

(参考)

証明書番号は運輸局等または運輸支局等及び年度ごとの継続番号となる。

具体的には（事業所コード）＋（発行年度の下2桁）＋（5桁の継続番号）の順となる。

実例：近畿運輸局（本局）の2015年度の第12号の場合は「KK01/1500012」

(5) 指定テキスト、指定講習及び資格課程等の一覧

（平成26年10月18日現在）

区分	内容
テキストによる社内教育（※）	「船内の食事管理（2006年の海上の労働に関する条約準拠）」船員災害防止協会発行
外部機関による講習	・独立行政法人海技教育機構「司厨部員調理実習」 ・一般財団法人尾道海技学院「船内調理教育講習」 ・一般財団法人全日本海員福祉センター「船内調理研修」 ・一般財団法人全日本海員福祉センター「船舶料理士講習」
資格の保有又は課程の修了	・船舶料理士試験の合格 ・調理師・栄養士の資格受有者 ・独立行政法人海員学校の司ちゅう・事務科卒業（海員学校の本科司ちゅう科、司ちゅう科又は司ちゅう・事務科） ・海上保安学校本科主計課程の卒業 ・海上保安学校本科船舶運航システム課程主計コースの卒業

（※）社内教育について、講師の基準や講義時間の指定はなく、使用するテキストのみ指定されている。

なお、教育を実施した後で、必要に応じて参照できるように、船内にテキストを備えておくことが望ましい。

☆ 「和英対訳 船内の食事管理（2006年の海上の労働に関する条約準拠）」
船員災害防止協会発行における目次は、以下のとおりである。

1. 調理の心構え
2. 一般的な食中毒の種類と特徴
3. 食品に対する衛生
4. 調理の方法
5. 調理と栄養
6. 献立作成

調理教育修了等証明書交付申請書

様式1（申請書）（日本工業規格A列4番）

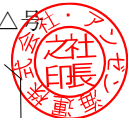
記入例

調理教育修了等証明書交付申請書

平成〇年〇月〇日

近畿運輸局長 殿

住 所 大阪市中央区大手前四丁目〇番△号
名 称 アンゼン海運株式会社
代表者氏名 代表取締役 安 全 大 一



次の者について、船内における食料の支給を行う者に関する省令第1条の表中第1号及び第2号の下欄に規定する知識を有する者であるため、調理教育修了等証明書の交付について申請します。

氏 名 (生年月日)	本 籍	修了日	教育等の内容	修了者 の署名	※番号
船 野 理一郎 (昭和48年10月14日)	三重県	H30.3.28	<input checked="" type="checkbox"/> 社内教育 <input type="checkbox"/> 外部講習 <input type="checkbox"/> 資格・課程 (「船内の食事管理」船災防発行)	船 野	
瀬 戸 晴 男 (昭和54年7月20日)	兵庫県	H30.3.28	<input checked="" type="checkbox"/> 社内教育 <input type="checkbox"/> 外部講習 <input type="checkbox"/> 資格・課程 (「船内の食事管理」船災防発行)	瀬 戸	
海 原 航 二 (平成7年3月20日)	神奈川県	H30.3.28	<input checked="" type="checkbox"/> 社内教育 <input type="checkbox"/> 外部講習 <input type="checkbox"/> 資格・課程 (「船内の食事管理」船災防発行)	海 原	
関 本 機 一 (昭和60年10月16日)	奈良県	H30.3.28	<input checked="" type="checkbox"/> 社内教育 <input type="checkbox"/> 外部講習 <input type="checkbox"/> 資格・課程 (「船内の食事管理」船災防発行)	関 本	
薩 摩 次 郎 (昭和42年10月1日)	鹿児島県	H30.3.28	<input checked="" type="checkbox"/> 社内教育 <input type="checkbox"/> 外部講習 <input type="checkbox"/> 資格・課程 (「船内の食事管理」船災防発行)		交付を受けようとする者 の署名 (自署のみ。押印不可)
浅 海 風 助 (平成14年6月1日)	東京都	H30.3.28	<input checked="" type="checkbox"/> 社内教育 <input type="checkbox"/> 外部講習 <input type="checkbox"/> 資格・課程 (「船内の食事管理」船災防発行)		
()			<input type="checkbox"/> 社内教育 <input type="checkbox"/> 外部講習 <input type="checkbox"/> 資格・課程 ()		
()			<input type="checkbox"/> 社内教育 <input type="checkbox"/> 外部講習 <input type="checkbox"/> 資格・課程 ()		
()			<input type="checkbox"/> 社内教育 <input type="checkbox"/> 外部講習 <input type="checkbox"/> 資格・課程 ()		

教育終了日を記入。
資格受有者の場合は、
資格取得年月日

該当する項目にチェック。
()内には、次のいずれかを記入
ア 社内教育・・・使用した指定テキストの名称
イ 外部講習・・・講習の名称
ウ 資格取得・課程修了・・・当該資格等の名称

※欄には記入しないこと。

担当者の氏名 総務部長 安 全 進
担当者の連絡先 総務部 06-1234-××〇〇

担当者の氏名・連絡先

調理教育修了等証明書

記入例

調理教育修了等証明書
Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name : 船野 理一郎

生年月日 Date of Birth : 昭和48年10月14日

本籍又は国籍 Nationality : 三重県

証明書番号 Certificate No : _____

発行日 Issued on : _____

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明する。
It is certified that the above mentioned person has completed training for persons engaged in cooking in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour Convention,2006.

Director-General of
District Transport Bureau,JAPAN

調理教育修了等証明書
Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name : 薩摩 次郎 Jiro Satsuma

生年月日 Date of Birth : 昭和 42 年 10 月 1 日 Oct.1, 1967

本籍又は国籍 Nationality : 鹿児島県 kagoshima

証明書番号 Certificate No : _____

発行日 Issued on : _____

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明する。
It is certified that the above mentioned person has completed training for persons engaged in cooking in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour Convention,2006.

Director-General of
District Transport Bureau,JAPAN

調理教育修了等証明書
Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name : Kiichi Sekimoto

生年月日 Date of Birth : Oct.1, 1985

本籍又は国籍 Nationality : Nara

証明書番号 Certificate No : _____

発行日 Issued on : _____

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明する。
It is certified that the above mentioned person has completed training for persons engaged in cooking in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour Convention,2006.

Director-General of
District Transport Bureau,JAPAN

調理教育修了等証明書
Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

記入上の注意

- ・内航船の場合、和文のみで可。
- ・外航船の場合は、和英併記若しくは英文のみのいずれかを選択可。

○証明を受ける者の氏名、生年月日、本籍又は国籍を記入する。(本籍は、都道府県名)

※生年月日の英文表記は、「月・日・年」の順で記載のこと。
例: Apr. 1. 2018 (平成 30 年 4 月 1 日)

1 月	Jan.	5 月	May.	9 月	Sep.
2 月	Feb.	6 月	Jun.	10 月	Oct.
3 月	Mar.	7 月	Jul.	11 月	Nov.
4 月	Apr.	8 月	Aug.	12 月	Dec.

Director-General of
District Transport Bureau,JAPAN

調理教育修了等証明書再交付申請書

様式3(再交付申請書)

調理教育修了等証明書再交付申請書

平成 年 月 日

運輸局等の長 殿

申請者氏名 ⑩
本 籍
現 住 所

調理教育修了等証明書の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 原証明書の番号
2. 原証明書の発行日
3. 再交付を必要とする理由

第 11 節 衛生管理者の選任及び適任証書

船舶によっては、医師や衛生管理者を乗り組ませる必要がある。

該当する船舶や、衛生管理者の要件、選任手続きについては、以下を参照されたい。

1. 「衛生管理者」の選任（法 82 条ノ 2・1 項、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（以下本節では「省令」という。））

船舶所有者は、「国内各港間を航海する船舶」又は「国土交通省令の定める区域のみ（※1）を航海する船舶」を除く以下の船舶については乗組員の中から「衛生管理者」を選任しなければならない。

① 遠洋区域又は近海区域を航行する船舶であって、総トン数 3000 トン以上の船舶

② 国土交通省令で定める漁船（省令 5 条）

（i）母船式漁業に従事する母船

（ii）総トン数 3000 トン以上の漁船

（iii）国土交通大臣が指定する漁業（※2）に従事する漁船

※1. 適用除外区域（省令第 2 条）東経 150 度、北緯 21 度及び北緯 46 度の線及びアジア大陸の沿岸により囲まれた区域

※2. 国土交通大臣が指定する漁業（母船式漁業以外）は、漁業法第 52 条の許可に係る以下の漁業をいう。

・遠洋かつお・まぐろ漁業（総トン数 150 トン未満を除く）。

・遠洋底びき網漁業であって、オッタートロール又はビームトロールを使用して営むもの。

* 「船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令 5 条 3 号の規定に基づき国土交通大臣の指定する漁業を定める告示」（昭和 39 年 3 月 31 日運輸省告示第 113 号）

2. 衛生管理者の要件（法 82 条ノ 2・2 項）

衛生管理者は「衛生管理者適任証書」を受有する者でなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

船舶所有者が、この許可を受けようとするときは船舶所有者の住所地を管轄する運輸局等の長に申請書を提出しなければならない。（法 82 条ノ 2・2 項但書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令 7 条より第 4 条準用）

3. 衛生管理者適任証書の交付（法 82 条の 2・3 項）

国土交通大臣は、以下に掲げる者に「衛生管理者適任証書」を交付する。

なお、衛生管理者適任証書の交付に関する国土交通大臣の権限は、運輸局等の長に委任されている。

① 国土交通大臣が行う衛生管理者試験に合格した者

② 国土交通大臣が上記①に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

4. 衛生管理者資格の認定（省令 12 条）

国土交通大臣は、以下の要件に適合する者であって衛生管理者としての業務を遂行する能力を有すると認められる者について、衛生管理者資格の認定を行う。

- ① 医師
- ② 歯科医師、薬剤師又は獣医師
- ③ 保健師、助産師、看護師又は准看護師
- ④ 医学士、歯学士、薬学士又は衛生看護学士
- ⑤ 旧専門学校卒業者（医学、歯学その他の保健衛生に関する旧専門学校令に基づくもの）
- ⑥ 外国で医師免許を得たもの
- ⑦ 労働安全衛生法の規定による衛生管理者の資格を有する者で、船舶に乗り組んで2年以上船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有する者
- ⑧ 国土交通省大臣の登録を受けた講習機関が実施する「登録講習」を修了した者
- ⑨ その他、上記①～⑧に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

5. 衛生管理者適任証書交付申請

衛生管理者適任証書交付申請手続きは、次のとおりである。

- (1) 事務取扱庁
運輸局等及び運輸支局等
- (2) 必要書類
 - ① 衛生管理者適任証書交付申請書（省令 1 号書式）
 - ② 上記 4. ①～⑨に該当することを証する書類の提示
 - ③ 戸籍謄本、抄本、記載事項証明書（申請日前 1 年以内に作成されたもの）
（住民票の写しは不可）
 - ④ 手数料

6. 衛生管理者適任証書の再交付申請（省令 15 条）

適任証書の記載事項（氏名又は本籍）に変更があったとき、又は紛失、き損した場合に申請する。

- (1) 事務取扱庁 地方運輸局及び運輸支局等
- (2) 必要書類
 - ① 衛生管理者適任証書再交付申請書
 - ② 変更を証する書類（戸籍謄本、抄本若しくは記載事項証明書等）
 - ③ 現有の衛生管理者適任証書（紛失による再交付申請の場合を除く）
 - ④ 紛失の場合、紛失した衛生管理者適任証書のコピーがあれば、当該コピー
 - ⑤ 手数料

7. 衛生管理者適任証書の引替申請（平成 23 年 12 月 31 日以前の適任証書が対象）

平成 23 年 12 月 31 日までに衛生管理者適任証書の交付を受けた者は、申請により平成 24 年 1 月 1 日以降の新様式に引き替えることができる。

なお、衛生管理者適任証書に有効期限がないため、旧様式のものであっても有効である。

(1) 事務取扱庁 地方運輸局及び運輸支局等

(2) 必要書類

① 衛生管理者適任証書引替申請書

② 現有の衛生管理者適任証書(平成 23 年 12 月 31 日以前に交付されたもの)

※手数料は無料。

※記載事項に変更がある場合、紛失等の場合は、再交付申請が必要。

衛生管理者資格認定申請書

第 1 号様式 (日本工業規格 A 列 4 番) [第 13 条]

収 入 印 紙	<h3>衛生管理者資格認定申請書</h3>	平成 年 月 日
国土交通大臣 殿		
ふりがな 申請者氏名 ⑩		
年 月 日生		
本 籍 現 住 所		
衛生管理者の資格の認定を受けたいので、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令 第 13 条の規定により申請します。		
記		
1 上記省令第 12 条各号の 1 に該当する資格及び経験 (乗組み船舶の名称及び衛生管理業務 従事期間)		
2 上記資格を証する書類の名称、発行者、発行番号及び発行年月日		

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

衛生管理者適任証書再交付申請書

第 10 号様式 (日本工業規格 A 列 4 番)

収 入
印 紙

衛生管理者適任証書再交付申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

ふりがな
申請者氏名

印

年 月 日生

本 籍
現 住 所

衛生管理者適任証書の再交付を受けたいので、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第 15 条の規定により申請します。

記

1 原適任証書の番号

2 再交付を受けようとする理由

衛生管理者適任証書引替申請書

第 14 号書式 (日本工業規格 A 列 4 番)

収 入
印 紙

衛生管理者適任証書引替申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

ふりがな
申請者氏名 ⑩

年 月 日生

本 籍
現 住 所

衛生管理者適任証書の引替を受けたいので、旧様式の衛生管理者適任証書を添え下記のとおり申請します。

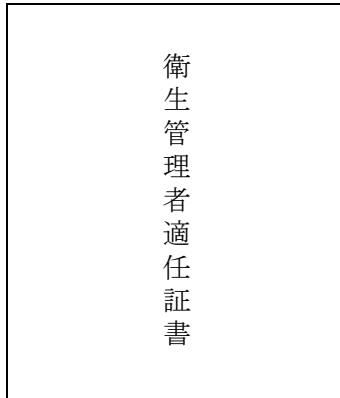
記

1 原適任証書の番号

衛生管理者適任証書

第 2 号様式 (第 14 条関係) (日本工業規格 A 列 6 番)

(表 紙)



(第 2 頁)

(第 1 頁)

<p style="text-align: right;">Licence No. Date</p> <p style="text-align: center;">Certificate of proficiency for Health Supervisor</p> <p>Name: Date of Birth:</p> <p>Under the Provision of Article 82-(2) of Mariners Law, 1975, it is certified that the above mentioned person has been qualified for a Health Supervisor. Health Supervisor in accordance with regulation VI/4 of STCW convention, as amended.</p> <p>Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism JAPAN</p>	<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>本籍地の都道府県名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>船員法 (昭和 22 年法律第 100 号) 第 82 条 の 2 の規定により衛生管理者たる資格を有す るものであることを証明する。 衛生管理者は、改正された 1978 年の船員 の訓練及び資格証明並びに当直の基準に關す る国際条約附属書第 6 章第 4 規則の基準に適 合する者である。</p> <p style="text-align: right;">国土交通大臣 (氏名) 印</p>
---	--

第 12 節 医師の選任

1. 医師の選任（法 82 条）

船舶所有者は、以下の船舶については、医師を乗り組ませなければならない。

- ① 遠洋区域又は近海区域を航行する、総トン数 3000 トン以上の船舶であって最大搭載人員が 100 人以上の船舶
- ② 上記①に掲げる船舶以外の遠洋区域を航行区域とする国土交通省令の定める船舶で国土交通省大臣の指定する航路に就航する船舶（※1）
- ③ 国土交通省令で定める母船式漁業に従事する漁船（※2）

ただし、以下の船舶は除く。

- ・ 国内各港間を航海するとき
- ・ 国土交通省令の定める区域のみを航海するとき（※3）
- ・ 又は国土交通省令の定める短期間の航海を行う場合（※4）
- ・ やむを得ない事由がある場合において国土交通大臣の許可を受けたとき（※5）

（※1）船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令 1 条 1 項による以下の船舶

- ・ 海上運送法に規定する定期航路事業に従事する船舶
- ・ その他一定の航路に常時就航する船舶

当該船舶に関し国土交通大臣の定めるところにより疾病予防並びに疾病及び傷害の治療のための有効な措置を講じ、かつ、衛生管理者適任証書を受有する者 2 名を衛生管理者として選任している船舶を除く。

（※2）母船式漁業に従事する漁船〔船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第 1 条第 3 項〕最大搭載人員 100 人以上又は総トン数 3000 トン以上の母船。

（※3）東経 150 度、北緯 21 度及び北緯 46 度の線並びにアジア大陸の沿岸により囲まれた区域（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令 2 条）

（※4）専ら上記※3 の区域内において航海している船舶が、臨時的に同条の区域外にわたり行なう航海であって、その区域外における期間が 3 週間以内のもの（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令 3 条）。

（※5）「船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令 4 条」に基づく許可をいう。

＜船員法・船員労働安全衛生規則に係る資格の一覧＞

資格	適用対象職種・船舶要件	資格要件	準拠法令	根拠条約	更新の有無	取消の有無
危険物等取扱責任者	平水区域を航行区域とするタンカー及び液化ガスタンカー(則77条/3)	則9号表	法117条/3、 則77条/3～77 条/7	STCW条約 V/1規則	5年ごと 5年以内に3 か月以上の 経験、又は5 年以内に講 習の終了	あり (法117条 /3・3項)
	甲種石油	申請日以前5年以内に 石油タンカーにおいて甲板部又は機関 部の 部員が行う作業全般に責任を 有する職務に従事した経験を有し、 甲種の講習を修了した者				
	甲種液体化学薬品	申請日以前5年以内に 液体化学薬品タンカーにおいて甲板部 又は機関部の部員が行う作業全般に 責任を有する職務に従事した経験を 有し、 甲種の講習を修了した者				
	甲種液化ガス	申請日以前5年以内に 液化ガスタンカーにおいて甲板部又は 機関部の部員が行う作業全般に 責任を有する職務に従事した経験を 有し、 甲種の講習を修了した者				
	乙種石油・液体化学 薬品 乙種液化ガス	消火に関する訓練を終了し、かつ船種の 区分ごとのタンカーにおいて船長、一 航、運航士(第四号)、機関長、一機、運 航士(第五号)の監督の下に危険物又は 有害物の取扱いに関する作業を3ヶ月以 上行った経験を有すること、 又は申請日以前5年以内に乙種の講習を 修了した者				
航海当直部員	1.平水区域を航行区域とする船舶であって総ト ン数700トン未満の船舶 2.専ら平水区域又は漁船の範囲を定める政令別 表の海面において従業する漁船 3.上記1.2.以外の船舶 (則77条、同条/2及び2/2)	則8号表	法117条/2 則76条～77条/ の2/3 8号表。	STCW条約 II/4規 則、III/4 規則 2006年の 海上の労 働に關す	なし	あり (法117条 /2・4項)

救命艇手	<p>甲種甲板・機関部航海当直部員(いわゆる船舶技師)</p> <p>乙種甲板・機関部航海当直部員(いわゆる船舶技師)</p> <p>旅客船、旅客船以外の船舶 (救命艇手規則1条)</p>	<p>※健康証明が合格となつていても、視力や色覚の合格基準に達していない場合、甲板部員として乗務に当直部員として乗務し、又は船内における業務に2月以上に従事した経験の有し、かつ、甲板部の航海当直に従事するための教育を修めたこと。</p> <p>1. 年齢16年以上</p> <p>2. 法83条の健康証明書を受有すること。</p> <p>3. 機関部の航海当直又はこれに準ずる業務に6月以上従事した経験の有し、かつ、機関部に6月以上従事した経験の有し、かつ、機関部上従事した経験の有し、かつ、機関部の航海当直に従事するための教育を修めたこと。</p> <p>上記1.及び2.の要件に加え、海技大学校、海員学校の所定の課程修了し、必要な勤務に従事し、詳細は、則8号表</p>	<p>1. 年齢16年以上</p> <p>2. 法83条の健康証明書を受有すること。</p> <p>3. 機関部の航海当直又はこれに準ずる業務に6月以上従事した経験の有し、かつ、機関部に6月以上従事した経験の有し、かつ、機関部上従事した経験の有し、かつ、機関部の航海当直に従事するための教育を修めたこと。</p> <p>上記1.及び2.の要件に加え、海技大学校、海員学校の所定の課程修了し、必要な勤務に従事し、詳細は、則8号表</p>	<p>法118条 救命艇手規則</p>	<p>改正STCW 条約A- VI/2節5 及び11 SOLAS第 III章-10</p>	<p>あり 1. 船舶所有者の能力に関する証明書 2. 締結国発給の証明書の</p>	<p>あり 118条 (法118 5項)</p>
救命艇手	<p>最大搭載人員100人以上の船舶 (救命艇手規則1条)</p> <p>救命艇手</p> <p>限定救命艇手(膨張式救命筏に割り当てられる者のみ)</p>	<p>近代化船舶員の過半数が認定を受けていること</p> <p>近代化船舶</p>	<p>救命艇手規則3条、4条及び7条</p> <p>18歳以上で健康証明書を受有している者で6カ月以上乗組員に該当する者</p> <p>1. (限定)救命艇手試験に合格した者</p> <p>2. 海技免状の受有者</p> <p>3. 所定の学校において救命艇の操作に関する過程を修めて卒業した者</p> <p>4. 1～3の者と同等以上の能力を有するもの</p> <p>5. 登録講習を修了した者(限定救命艇手)</p>	<p>救命艇手規則3条、4条及び7条</p>	<p>救命艇手規則3条、4条及び7条</p>	<p>あり 1. 船舶所有者の能力に関する証明書 2. 締結国発給の証明書の</p>	<p>あり 118条 (法118 5項)</p>

旅客船の乗組員	旅客船 平水区域を航行区域とするものであっては、国土交通大臣が指定する航路に就航する旅客船 (法 118 条 / 2)	則 77 条 / 9	法 118 条 / 2 則 77 条 / 8 及び 9	STC 条約 V/2 規則	5 年以内ごと の教育訓練	なし
	ローレルオン・ロー ルフ旅客船	国土交通大臣が告示で定めるローレル オン・ロールフ旅客船の教育訓練を修了 した者 (社内講習)		STC 条約 V/3 規則		
高速船の乗組員	ローレルオン・ロー ルフ旅客船以外の旅 客船	国土交通大臣が告示で定めるローレル オン・ロールフ旅客船以外の教育訓練を 修了した者 (社内講習)				
	高速船(最大速度が国土交通大臣の定める速力以 上の船舶)(法 118 条 / 3)	則 78 条 / 2 及び 78 条 / 2 / 2		SOLAS 条 約第 X 章 高速船コ ード	2 年以内ごと の教育訓練	なし
衛生管理者	特定高速船	国土交通大臣が適合する教育訓練を修了 した者(社内講習)	法 118 条 / 3 則 78 条 / 2 / 2			
	水中翼船及びエアク ッション船	国土交通大臣が定める基準に適合する 教育訓練を修了した者(社内講習)		STC 条約 VI/4 規則 パラ 2 条 約は具体 的な対象 船舶の定 めなし	なし	なし
衛生 担当者	遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン 数 3000 トン以上の船舶 省令で定める漁船 (法 82 条 / 2・1 項、船舶に乗り組む医師及び衛生 管理者に関する省令第 5 条)	衛生管理者試験に合格、又は、医師、看 護婦等衛生管理者としての業務を遂行 する能力を有すると認定を受けた者 (法 82 条 / 2・3 項、船舶に乗り組む医師 及び衛生管理者に関する省令 10 条、12 条)	法 82 条 / 2 船舶に乗り組む 医師及び衛生管 理者に関する規 則			
	全ての船舶 要件を満たせば船長を選任することができる 兼務可 医師又は衛生管理者が乗組んでいる場合は選任 の必要はない	海技免状を受有又は登録海技免許講習 実施機関が実施する救命講習又は機関 救命講習を修了した者	労安則 7 条及び 8 条		STC 条約 VI/4 規則 パラ 1	なし
安全 担当者	全ての船舶 要件を満たせば船長を選任することができる 兼務可	労安則 3 条	労安則 2 条～5 条	なし	なし	なし

安全担当者	甲板部、機関部、無線部、事務部その他の各部それぞれについて、当該部の海員の中から選任	当該部の業務に2年以上従事した者であって当該部の業務に精通した者	STCW 条約 VI/3 規則	あり 適任証受有者は5年毎に能力維持に関する証明書	なし
	危険物船安全担当者	上記経験を有し、講習(危険物等取扱責任者の講習と同じ)を修了した者			
消防作業指揮者	引火性液体類等を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者	海技免状を受有又は登録海技講習を修了し実施機関が実施する消火講習を受了した者又は、消火作業指揮者適任証書を受有している者	労安則 6条/2~4	なし	なし
	総トン数 20 トン未満の船舶以外の全ての船舶安全担当者の中から 1 名	当該作業を所掌する部の業務に3ヶ月以上従事した経験、当該作業についての講習を受了し又は当該作業を所掌する部の海技免状を受有若しくは国土交通大臣認定資格を保有	労安則 28 条	なし	なし
船舶料理士	船員労働安全衛生規則第 28 条各項に定める各作業	20 歳以上、船舶に乗り組んで 1 年(下記の 2. 3 の者は 3 カ月)以上の調理業務経験を有する者で、 1. 船舶料理士試験に合格した者 2. (独)海員学校の司厨・事務科を卒業した者 3. 調理師、栄養士又は上記 2. の者と同等以上の能力を有すると認められる者	2006 年の労働に関する条約第 3. 2 規則の基準	なし	なし
	遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶又は第三種の従業制限を有する漁船であって総トン数 1000 トン以上のものうち、その航海中に船員に支給される食料の調理が船内において行われるもの (船内における調理に関する業務を管理する地位に就く場合に限る。)	航海中に調理業務を有する者	法 80 条 4 項 船内における食料の支給を行う者に関する省令 2 条、3 条	2006 年の労働に関する条約第 3. 2 規則	なし
船内における食料の支給を行う者	平水区域を航行区域とする船舶又は専ら平水区域又は法 1 条 2 項 3 号の漁船の範囲を定める政令(昭和 38 年政令第 54 号)別表の海面において従事する漁船以外の船舶であって、その航海中に船員に支給される食料の調理が船内で行われるもの	航海中に船員に支給する食料の調理を等船内において行う者は、調理教育修了等証明書を受有しなければならぬ。漁船については、船員に受有させる必要はないこととする	2006 年の労働に関する条約第 3. 2 規則	なし	なし
	漁船以外の船舶	18 歳以上 調理教育修了等証明書受有者	2006 年の労働に関する条約第 3. 2 規則	なし	なし
	漁船	船内における調理に関する業務についての基礎的な知識を有する者	15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が修了した者 調理教育修了等証明書の受有は必要なし	2006 年の労働に関する条約第 3. 2 規則	なし

第9章 非常配置表及び操練

(法14条ノ3、則3条ノ3、4)

非常時の海員の配置、役割、作業、分担用具等を記したものを「非常配置表」といい、火災時に対処する「防火部署」、浸水時に対処する「防水部署」、全員が船を放棄して船外に退避する際に対処する「総員退船部署」、舵の機能が失われたときに対処する「非常操舵部署」、落水者等を救助する際に対処する「救助艇部署」等がある。

非常配置表に沿った訓練は、「操練」といい、防火操練、防水操練、救命艇等操練、非常操舵操練、救助艇操練、密閉区画における救助操練等の種類別に実施間隔が法により規定されている。

例えば防火操練は、国内を航行する旅客船では月1回、外航旅客船では週1回実施することとされ、旅客を含む避難の操練は、外航船では出航後24時間を超えて船内にいることが予定されている旅客が乗船するものにおいては、当該旅客の乗船後最初の出港前または出港直後に実施することとされているが、内航船においても、「STCW条約附属書第6章第1規則に定める基本訓練の的確な実施についての補足」(平成29年1月18日 国海員第308号の2)において、乗組員による救命艇や救命筏を扱う救命艇等操練は、内航船でも定期的に行われている。

1. 対象船舶 (則3条ノ3)

- ① 旅客船(平水区域を航行区域とするものにあつては、国土交通大臣の指定する航路に就航するものに限る。)
- ② 旅客船以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶
- ③ 特定高速船
- ④ 専ら沿海区域において従業する漁船以外の漁船

2. 非常配置表 (則3条ノ3・2～7項)

(1) 非常配置表には、次に掲げる非常の場合における作業について海員の配置を定める。

- ① 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の閉鎖、排水その他の防水作業
- ② 防火戸の閉鎖、通風の遮断、消火設備の操作その他の消火作業
- ③ 食料、航海用具その他の物品の救命艇、端艇、救命いかだ(以下、「救命艇等」という。)及び救助艇への積込み、救命艇等及び救助艇の降下並びに救命艇等及び救助艇の操縦
- ④ 救命索発射器、救命浮環その他の救命設備の操作
- ⑤ 旅客の招集及び誘導、旅客の救命胴衣の着用の確認その他旅客の安全を確保するための作業

⑥ 船倉、タンクその他の密閉された区画（密閉区画）における救助作業
(2) 上記(1)の海員の配置は、次に掲げる海員の配置を含むものでなければならない。

- ① 上記(1)①、②、⑥の作業現場における指揮者及びその代行者
- ② 救命艇等及び救助艇ごとの指揮者及び副指揮者（端艇、救命いかだ、救助艇及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする旅客船に搭載する救命艇は、指揮者）
- ③ 内燃機関、無線設備又は探照灯を有する救命艇等及び救助艇は、当該救命艇等及び救助艇ごとにこれらの設備を操作することができる者

(3) 救命艇手規則1条の船舶に搭載する救命艇等は、救命艇手適任証書(国内各港間を航行する船舶に搭載する膨張式いかだにあっては限定救命艇手適任証書でも可)を受有した者を、当該救命艇に定められた員数の救命艇手を充てなければならない。ただし、救命艇手減員許可(限定救命艇手減員許可を含む)を受けて救命艇手の員数を減じた場合における当該減じた員数に等しい数の救命艇等については、この限りでない。

(4) 非常配置表には、上記(1)に定めるもののほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

- ① 非常の場合において海員をその配置につかせるための信号
- ② 非常の場合において旅客を招集するための信号
- ③ 前号の信号が出された場合に海員及び旅客がとるべき措置
- ④ 船体放棄の命令を表す信号
- ⑤ 非常の場合において旅客の乗り込むべき救命艇等
- ⑥ 非常の場合において救命艇等及び救助艇に積み込むべき物品の名称及び数量
- ⑦ 救命設備及び消火設備の点検及び整備を担当する職員

(5) 上記(4)②の信号は、汽笛又はサイレンによる連続した7回以上の短声とこれに続く1回の長声としなければならない。

(6) 国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船の非常配置表の様式は、当該船舶の運航管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する運輸局等の長の承認を受けたものでなければならない

3. 操練の実施（法14条ノ3・2項、則3条ノ4）

船長は、海員及び旅客について、防火操練、救命艇操練その他非常の場合のために必要な操練を実施しなければならない。

非常の場合のために必要な海員に対する操練は、非常配置表に定めるところにより海員をその配置につかせるほか、船舶の種類、航行区域別に定められた内容及び回数を実施しなければならない。

詳細については、「操練の実施一覧表」を参照。

＜操練の実施一覧表＞

船舶の種類	船舶の種類		旅客船		旅客船以外の船舶 (遠洋・近海) (※1)		漁船		左記以外の船舶 (専ら沿海)
	国内各港 間航海	国際航海 (※1)	国内各港 間航海	国際航海 (※1)	国内各港 間航海	国際航海	外洋大型 漁船 (※1)	左記以外 の漁船	
防火 操練	1月1回	1週1回	1月1回	1週1回	1月1回	1月1回	1月1回	1月1回	
	1週を超えない間隔		1週を超えない間隔		1月を超えない間隔				
救命艇等 操練	1月1回	1週1回	1月1回	1週1回	1月1回	1月1回	1月1回	1月1回	
	1週を超えない間隔		1週を超えない間隔		1月を超えない間隔				
	1年1回	3月1回	1年1回	3月1回	1年1回	3月1回	1年1回	1年1回	
	1週を超えない間隔		1週を超えない間隔		1月を超えない間隔				
救助 操練	1年1回	3月1回	1年1回	3月1回	1年1回	3月1回	1年1回	1年1回	
	1週を超えない間隔		1週を超えない間隔		1月を超えない間隔				

船舶の種類		旅客船				旅客船以外の船舶(遠洋・近海) (※1)		漁船		左記以外の船舶(専ら沿海)
		国内各港間航海	国際航海(※1)	国内各港間航海	国際航海	国内各港間航海	国際航海	外洋大型漁船(※1)	左記以外の漁船	
操練の種類	防水操練	1月1回	1週1回	1月1回	1月1回	1月1回	1月1回	1月1回		
	舵・非常操練	1週を超えない間隔	1週を超えない間隔	1週を超えない間隔	1月を超えない間隔	1月を超えない間隔	1月を超えない間隔	1月を超えない間隔		
救助操練	密閉区画における				3月1回					
旅客の避難操練	招集、避難要領等の周知・海員の配置				2月1回					

(※1) 漁船以外の船舶(国内各港間のみを航海する旅客船を除く。)及び外洋大型漁船においては、乗組員の交代などで前回の操練に乗組員の1/4以上が参加しなかった場合は、出港後24時間以内に操練を実施しなければならない。

(※2) 国内航海船等以外の船舶(国内各港間のみを航海する特定高速船を除く。)であつて、出港後24時間を超えて船内にいることが予定される旅客が乗船するもの。ただし、荒天その他の事由により実施することが著しく困難である場合はこの限りでない。

第10章 船内苦情処理手順書

(法118条/4、112条)

(則78条/2/3・1号から6号、則78条/2/4)

法第112条において、船員法及び関係法令に関する違反について運航労務監理官等に申告する権利が認められているが、船内での自発的な苦情解決の促進のための手続きの整備義務を船舶所有者に課す規定は存在していなかった。

「2006年の海上労働に関する条約（MLC2006）」が採択され、平成25年8月20日に条約批准国において条約が発効した。

これに先立ち日本においては、平成24年9月12日に「船員法の一部を改正する法律」（平成24年法律第87号）が公布、平成25年3月1日より施行された。

これに伴い、海上労働条件A5.1.5の基準に基づき、船員法、労働基準法、船員法に基づく命令に規定する事項のほか、船員の居住設備や福利厚生について、船舶所有者に船内苦情処理手続きを定めるとともに、船員からの苦情処理について当該手続きに則り処理することが義務付けされた。

あわせて、船内苦情処理手続きの内容について記載した書面の船員への交付、苦情を申し出た船員に対する不利益な取扱いの禁止についても規定された。

項目	根拠	内容
船舶所有者の義務	法118条/4	<ul style="list-style-type: none"> 船内苦情処理手続の制定 船員への船内苦情処理手続を記載した書面の交付 航海中に苦情の申出を受けた場合の船内苦情処理の実施 苦情を申し出た船員に対する不利益な取扱いの禁止
船員の権利	法112条	<ul style="list-style-type: none"> 船内における苦情の申出（船内苦情処理手続の利用） 会社、船長又は権限のある機関への直接の苦情の申出
船内苦情処理手続を記載した書面に含まなければならない事項	則78条/2/3・1号から6号	<ul style="list-style-type: none"> 苦情の申出方法（口頭又は文書） 苦情処理の体制及び方法（船内又は陸上の事務所の担当者選任、苦情処理委員会の設置） 苦情処理結果の伝達方法 苦情処理結果に不服がある場合の申立方法 苦情処理手続に関する記録の作成及び保存の方法 苦情を申し出た船員に対する相談、助言その他の援助に関する体制

<船内苦情処理手順書（作成例）>

船内苦情処理に関する手順書

2006年の海上労働条約及び船員法その他関係法令に則り、雇用する船員による苦情の申出に関する処理手続を次のとおり定める。

1. 総論

- ① 会社は、あらかじめ船員の労働条件及び生活条件に関する船内苦情処理に関する手順書（以下、「手順書」という。）を作成し、船員と雇入契約を締結するとき、手順書の写しを交付する。また、船内において、船長が手順書1部を保管するとともに、船員が容易に利用できるよう船内（食堂）に手順書1部を備え置くものとする。
- ② 会社又は船長は、船員から苦情の申出を受けた場合、できるだけ速やかに、手順書に基づき苦情を処理する。
- ③ 会社及び船長は、苦情を申し出た船員その他関係する者の秘密を守る。
- ④ 会社及び船長は、苦情の申出をしたことを理由として、船員に対し解雇その他の不利益な取扱をしてはならない。
- ⑤ 船員が申出を行うことができる苦情の範囲は、船員法その他関係法令に定める労働条件及び生活条件に関する事項に限る。
- ⑥ 船員は、本手順書の利用の有無に限らず、苦情を船長若しくは会社、又は、権限のある機関に直接申し出ることができるものとする。

2. 苦情処理の体制

会社における苦情処理の体制は次のとおりとする。

- ① 会社は、本社（又は〇〇運航管理会社）船員配乗グループの△△（役職名）を陸上における苦情処理担当者として指名し、本船内で申出があった苦情に関する事項について管理させる。
- ② 船長は、船員の苦情を受理する者（苦情受理者）を次のとおり指名する。
 - ・甲板部及び事務部：一等航海士
 - ・機関部：一等機関士
- ③ 会社は、苦情を申し出る船員を支援する者として、XX（役職名）を指名する。
- ④ 船長は、苦情の申出があった場合、船内において当該苦情を調査し、改善策を協議する会議（苦情処理会議）を設置する。なお、苦情処理会議は、次の者で構成する。
 - ・船長、機関長、苦情受理者、組合船内委員（長）
- ⑤ 会社は、①から③において指名された者の役職又は氏名（連絡方法を含む）リストを手順書に添付するものとする。

3. 苦情の申出

船員は、船内において自己の労働条件又は生活条件が法令又は労使協定若しくは雇入契約書等に違反している場合、苦情受理者に苦情の申出を行うことができる。

苦情の申出は、口頭又は文書で行うものとする。

4. 苦情に関する調査

苦情の申出があった場合、船長は次のとおり事実関係を調査する。

- ① 苦情の申出を受けた苦情受理者は、当該船員に苦情の事実関係の概略を確認し、速やかに船長に報告する。

- ② 船長は、詳細な調査が必要と判断した場合は、苦情受理者に事実関係について調査を行わせる。
- ③ 船長は、苦情の申出があった日から1週間以内に苦情処理会議を開催し、申出のあった苦情が労働条件又は生活条件が法令又は労使協定若しくは雇入契約等に違反しているかどうかを判断する。

5. 是正策の検討

苦情処理会議は、申出のあった苦情が法令又は労使協定若しくは雇入契約に違反している場合は、是正すべき事項を決定する。なお、是正すべき事項の決定に当たっては、苦情を申し出た船員の意見を十分に聴取し、当該船員が希望する場合は、苦情処理会議に参加し意見を述べるができるものとする。

6. 是正策の実施

船長は、苦情の内容及び是正すべき事項を苦情処理担当者に報告する。
 苦情処理担当者は、是正すべき事項が正当である場合、速やかに是正措置を実施する、又は、船長に命じる。苦情処理担当者が是正すべき事項が正当でないと判断した場合、船長は苦情処理会議において是正すべき事項について再協議を行う。

7. 苦情処理結果の伝達

苦情処理受理者は、苦情処理結果を当該船員に伝達する。

8. 苦情処理結果に対する不服の申出

苦情を申し出た船員は、苦情処理結果に不服がある場合、その旨を苦情処理受理者に口頭又は文書で通知する。船長は、上記4以降の手順に従って処理手続を行う。

9. 苦情処理の記録及び保管

苦情処理受理者は、苦情処理に関する記録をとりまとめて船長に提出する。
 船長は、苦情処理に関する記録の本紙を本船に保管するとともに、写し1部を苦情処理担当者に送付する。記録の保存期間は〇年とする。

10. 関係者連絡先

	氏名、役職（及び所属）	連絡先（電話、電子メール）
苦情処理担当者	〇〇 〇〇 本社・船員グループ長	Phone:+81-3-XXXX-XXXX Fax :+81-3-XXXX-YYYY Taro_Kaiji@koline.co.jp
苦情受理者		
甲板部・事務部	一等航海士	—
機関部	一等機関士	—
船員を支援する者	(組合職場委員など)	—
権限のある機関		
旗国海事当局	国土交通省〇〇運輸局 海上安全環境部 船員労務官	Phone:+81-XX-XXX-XXXX Fax :+81-XX-XXX-YYYY
船員居住国 海事当局	Philippines Overseas Employment Administration (POEA)	Phone:+63-X-XXX-XXXX Fax :+63-X-XXX-YYYY
	Directorate General of Shipping	Phone:+91-XX-XXXX-XXXX Fax :+91-XX-XXXX-YYYY

参考（船員法第112条「船員の申告」関係）

※地方運輸局等（船員労務官）連絡先一覧

Contact points of District Transport Bureau [Mariners' Labour Inspector]

地方運輸局（船員労務官） District Transport Bureau [Mariners' Labour Inspector]	Telephone (international call)	Facsimile (International call)
北海道運輸局 Hokkaido District Transport Bureau	011-290-2773 (+81-11-290-2773)	011-290-1031 (+81-11-290-1031)
東北運輸局 Tohoku District Transport Bureau	022-299-7511 (+81-22-299-7511)	022-299-8884 (+81-22-299-8884)
関東運輸局 Kanto District Transport Bureau	045-201-7230 (+81-45-201-7230)	045-201-8794 (+81-45-201-8794)
北陸信越運輸局 Hokuriku-Shin'etsu District Transport Bureau	025-285-9160 (+81-25-285-9160)	025-285-9176 (+81-25-285-9176)
中部運輸局 Chubu District Transport Bureau	052-952-8012 (+81-52-952-8012)	052-952-8083 (+81-52-952-8083)
近畿運輸局 Kinki District Transport Bureau	06-6949-6415 (+81-6-6949-6415)	06-6949-6429 (+81-6-6949-6429)
神戸運輸監理部 Kobe District Transport Bureau	078-321-7058 (+81-78-321-7058)	078-321-7028 (+81-78-321-7028)
中国運輸局 Chugoku District Transport Bureau	082-228-8708 (+81-82-228-8708)	082-228-3468 (+81-82-228-3468)
四国運輸局 Shikoku District Transport Bureau	087-821-1197 (+81-87-821-1197)	087-821-5732 (+81-87-821-5732)
九州運輸局 Kyushu District Transport Bureau	092-472-3181 (+81-92-472-3181)	092-472-3304 (+81-92-472-3304)
沖縄総合事務局 Okinawa General Bureau	098-860-1839 (+81-98-860-1839)	098-860-2236 (+81-98-860-2236)

第11章 罰則等 (法122条～135条)

違反者に対する処罰規定を設けることで、法令の遵守が図られている。

1. 法令等違反、不当な就業規則の変更命令

法99条1項に「国土交通大臣は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができる。」と定められているとおり、労働基準法及び船員法等の法令又は労働協約に違反する就業規則に対して変更が命ぜられることがある。

同条2項では、就業規則が不当であると認められるときは、交通政策審議会等に諮られて変更が命ぜられるとの規定がある。

同項でいう「不当」とは法令又は労働協約に違反しないが、他の船舶における労働条件や他産業における労働条件と比較して均衡を逸している労働条件が定められている場合をいう。船員の意見書に不同意と記載されている場合には十分な注意が必要である。

労働協約とは、労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号）14条に定めがあり、労働組合と使用者またはその団体と結ばれた労働条件などに関することを取り決めた書面で、両当事者が署名等をするることによってその効力を生じる。
労使協定とはその適用範囲等を異にするものである。

2. 法令等の違反に対する措置命令

法38条は、「国土交通大臣は雇入契約の成立等の届出があつたときは、その雇入契約が航海の安全又は船員の労働関係に関する法令の規定に違反するようなことがないかどうか及び当事者の合意が充分であつたかどうかを確認するものとする。」と定め、また、「必要があると認めるときは、法第101条第1項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。」と規定しており、法第101条第1項は、「国土交通大臣は、この法律、労働基準法（船員の労働関係について適用される部分に限る。）又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。」と定めている。

3. 船舶航行停止命令、差止め

法第101条第2項は、「国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、船舶所有者又は船員がその命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その船舶の入港すべき港を指定することができる。」と定めている。

また、法第108条/2には、「船員労務官は、法第101条2項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。」と、緊急時の船舶航行停止命令等について定めがある。

船員法でいう「航海の安全」は、海上汚染事故を含めた事故を引き起こすことなく、無事に発航港から到着港までの航海を成就することである。

したがって、船員法違反の事実があり、これに対する行政官庁の是正命令が出されたにもかかわらず船舶所有者又は船員がこれに従わない場合において、海洋汚染事故が生ずるおそれがあるため、航海の安全を確保することができないと認められるときは、船員法第 101 条の規定に基づき航行差止め等の処分を行うことができるものである。

(昭和 57・6・15 海上保安庁に対する回答)

法第 101 条 2 項の規定による船舶の航行停止命令や航行の差し止め処分を受けた船舶について、同条 1 項に規定する事実がなくなると認められるときは、国土交通大臣は直ちにその処分を取り消さなければならない。

第 12 章 船員法における船内備え置き書類

本章では、船員法を中心に船内に備え置くべき書類等を一覧表にまとめて紹介するとともに、特に必要と思われる下記の書類について書式や一部記載例を掲載したので、船内事務の一助とされたい。

< 船内備置義務書類一覧 >

書 類	法的根拠	補 足	
船舶国籍証書 または国土交通省令の定める証書	法 18 条	国土交通省令の定める証書 仮船舶国籍証書 小型船舶の登録等に関する法律の適用を受ける船にあっては国籍証明書、一部事項証明書または全部事項証明書	則 9 条 船舶法 13 条 律 25 条第 1 項 律 29 条 1～2 号
海員名簿 (クルーリスト含む)		船員の雇入契約成立から死亡または雇入契約の終了日から 3 年を経過するまで船内に備え置く	則 10 条
(公用)航海日誌 発航前検査等記録簿		発航前検査等記録簿(公用航海日誌第五表別紙 別紙様式参照)含む 最後の記載をした日から 3 年を経過する日まで船内に備え置く	則 11 条
旅客名簿		次に掲げる船舶は、旅客名簿を備え置くことを要しない ・旅客船以外の船舶 ・沿海区域のみを航行する船舶 ・離島航路を航行する船舶(告示で定める航路を除く) ・国内各港間を航海する船舶であって、運航管理の事務を行う事務所に必要事項が記載された書類が備え置かれ、船舶と事務所間に通信設備があり、連絡のための当直体制がとられている	則 12 条 3 項
積荷に関する書類		積荷目録 積港又は陸揚港が外国にある物品運送を行なう船舶以外の船舶は備え置くことを要しない	則 13 条
海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 23 条第 3 項に規定する証明書		国土交通大臣は、航海が災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自発的に当該航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずる 当該命令により航海に従事する船舶である旨の証明書を当該船舶の船長に交付する	海上運送法 26 条
非常配置表	法 14 条 ノ 3	船員室その他適当な場所に掲示 ・旅客船(平水区域を航行区域とするものにあつては、国土交通大臣の指定する航路に就航するものに限る) ・旅客船以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶 ・特定高速船 ・専ら沿海区域において従業する漁船以外の漁船	則 3 条ノ 3

書 類	法的根拠	補 足	
救命設備の使用方法、海上における生存方法及び火災に対する安全の確保に関する手引書	則 3 条 / 13	食堂、休憩室その他適当な場所に備え置く	
航海に関する記録	則 3 条 / 20	国際航海に従事する国際総トン数 150 トン以上の船舶（推進機関を有しない船舶及び自ら漁ろうに従事する漁船を除く）	
雇入契約書の写し	法 36 条 / 3 項	書面は 2 通作成し 1 通を船員に、他の 1 通を船員の死亡又は雇入契約の終了の日から 3 年を経過する日までの間、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置く（写しを船内に保管 個人情報保護の観点から厳重に管理する）	則 16 条 / 4
通常配置表	法 66 条 / 2	船員室その他適当な場所に掲示 別紙様式参照 ・船員の職名、作業の種類及び作業に従事する時間 ・船員の 1 日当たりの労働時間の限度及び 1 週間当たりの労働時間の限度	則 44 条 / 2
船内記録簿	法 67 条	船員の労働時間、補償休日、休息时间、割増手当に関する事項を記載 船長は、船員の求めに応じて、求められた事項について、帳簿の写しを交付する 別紙様式参照	則 45 条
※報酬支払簿 ※休日付与簿 (主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に保管)	法 58 条 / 2 法 67 条 / 3 項	第 16 号の 3 書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとするができる 別紙様式参照 最後の記載をした日から 3 年を経過する日まで、なお備え置かなければならない 別紙様式参照	則 42 条 則 42 条 2 項 則 45 条 / 2
食料表	法 80 条 / 3 項	遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数 700 トン以上のもの又は国土交通省令で定める漁船に乗り組む船員に支給する場合	則 51 条
医療報告書	法 81 条	船員に傷病者が発生した場合、当該傷病に関する情報（外傷・疾病等に関する情報、既往症に関する情報、当該傷病者に対して行われた検査、投薬、注射等の内容に関する情報その他船内及び陸上における医療措置に必要な情報）を記録し、その後の医療措置に利用できるようにする 個人情報保護の観点から船長、衛生管理者、衛生担当者以外の者が閲覧・利用できないように厳重に管理する 別紙様式参照	労安則 13 条 5 項
国土交通省監修 ・日本船舶医療便覧 ・小型船医療便覧		平水区域を航行区域とする船舶及びまき網漁業に従事する漁船の附属漁船で運搬船以外の総トン数 20 トン未満のものを除く	則 54 条
安全担当者記録簿		船員が常時 5 人以上の船舶は船内安全衛生委員会の設置し、委員会の記録を記入 事務所、船内に 3 年間の保管義務 5 人未満の船舶は、船員の意見を聞くための措置を講じる。または安全衛生委員会の設置	労安則 5 条、6 条、12 条、13 条

書 類	法的根拠	補 足	
衛生担当者記録簿		船員の居室および共有スペース、調理室内・供食設備・調理器具、食料貯蔵室、飲料水の量と衛生管理の定期的検査の実施(月1回)	労安則 8 条 / 6、29 条、37 条
水質検査合格証明書		飲用水のタンクに積み込まれた飲用水につき、少なくとも 1 年に 1 回、地方公共団体等の行う水質検査を受ける 最後に水質検査を受けた日から 1 年を経過した日に、航海中であり、又は外国の港にある場合は、国内の港に到着した後遅滞なく受ける 1 月に 1 回、飲用水に含まれる遊離残留塩素の含有率についての検査を行い、遊離残留塩素の含有率が 0.1/100 万未満の時は、速やかに改善措置を講じる	労安則 40 条 / 2
船員災害防止実施計画	船災防 法 11 条、 16 条、 18 条	①国が策定する実施計画を参考に船内の労働環境及び衛生環境の確保向上に努める ②①の計画を参考に各船の実情に応じた計画書を作成し、船内の労働環境及び衛生環境の確保向上に努める 安全衛生委員会の設置 ③計画の遵守 ④船内労働安全衛生マネジメントシステムの活用	2006 年の海上労働条約 労安則 14 条
化学品等安全データシート SDS	労安則 24 条 / 2	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 2 号に定める油を運送する場合、燃料油を搭載する場合に、当該油の成分、物理的・化学的性質、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意等船内作業による危害を防止するために必要な事項が記載された文書（SDS）	2006 年の海上労働条約
海上労働証書または臨時海上労働証書	法 100 条 / 7	総トン数 5 0 0 トン以上の国際航海に従事する船舶（特定船舶） 特定船舶以外の国際航海に従事する船舶は任意	法 100 条 / 2
航海当直記録簿(甲板部) 航海当直記録簿(機関部)	則 77 条 / 2 / 2 同 2 項	航海当直部員の職務に関する記録の作成	
船内廃棄物処理 船舶発生廃棄物記録簿	則 11 条 2 項 / 18	総トン数 100 トン以上の船舶及び最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員）15 人以上の船舶 総トン数 400 トン以上の船舶及び最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員）15 人以上の船舶 ※船舶発生廃棄物記録簿を備え付ける義務のない 400 トン未満の船舶においては海洋汚染防止法施行規則第 12 条の 3 の 6 の表第 4 号上欄に掲げる作業を行ったときは航海日誌に記載すること	
船員法、船員法に基づく命令 労働基準法 就業規則	法 113 条	船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置く 船員法、労働基準法その他関係法令が記載された書籍等でよい 所轄運輸局等の長の届出受理証明のある有効なものを船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置く	法 97 条 法 34 条 2 項

書 類	法的根拠	補 足	
(つづき) 預貯金管理協定の写し 時間外労働協定の写し 補償休日労働協定の写し 休息时间分割協定の写し 2006年の海上労働条約を記載した書類 海上労働証書又は臨時海上労働証書の写し	2 項 3 項	船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置く 船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示する 法 64 条 / 2・1 項 法 65 条 法 65 条 / 3・3 項	
船内苦情処理手順書	法118条 /4 法 112 条	船舶所有者の義務 ・船内苦情処理手続の整備 ・船員への船内苦情処理手続の交付 ・船内苦情処理の実施に関する会社の責任 ・苦情を申し出た船員に対する不利益取扱の禁止 船員の権利 ・船内における苦情の申出(船内苦情処理手続の利用) ・会社、船長又は権限のある機関への直接の苦情の申出 船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものでなければならない 権限のある機関の連絡先の明記 (旗国又は船員が居住する国の船員労働を所管する当局) ○船内苦情処理手続の対象となる労働条件及び生活条件に関する苦情の範囲並びに船舶の居住設備に関する事項	
管系、電路系統の表示	労安則 23条	船内の管系及び電路の系統の種別を告示で定める識別標準により表示しなければならない	
安全標識	労安則 24条	①危険物又は国土交通大臣の指定する常用危険物を積載する場所の見やすい箇所に、日本工業規格 Z 9104「安全標識」に定める防火標識、禁止標識又は警告標識を施す ②火薬庫については、安全標識に定める第三種標識 ③消火器具置場、墜落の危険のある開口、高圧電路のろ出箇所、担架置場等船内の必要な箇所に、安全標識に定める防火標識、禁止標識、警告標識、安全状態標識又は指示標識を適宜施すよう努める ④夜光塗料を用いて方向標識又は指示標識を施す 非常照明装置が設けられている箇所については、夜光塗料を用いなくてもよい 次 2 項の箇所のうち必要と認めるもの ・非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口 ・消火器具置場	

発航前点検記録簿

発航前点検記録簿 (公用航海日誌 第五表 別紙)

年月日	操舵設備の点検			救命設備の点検 (毎月1回)	非常操舵操練 (3ヵ月に1回)	密閉区画の 救助操練 (2ヵ月に1回)	備考
	操舵装置の能力に 応じ舵が十分に作動 するかどうかの検査	操舵装置及び その連絡装置 の目視検査	船橋と操舵機室 との間の連絡装 置の作動検査				

注 1. 点検等を実施したら○印をつける。不良箇所等があればその概要を記載する。
 2. 操舵装置の点検は当該発航の前12時間以内に当該検査を実施していれば当該検査を行わないことができる。

通常配置表

通常配置表 (〇〇丸)

作成例

職務	作業の種類				
	時間	航海中	時間	停泊中	
甲板部	一等航海士	04-08 16-20	船橋当直	08-12 13-17	事務処理
	二等航海士	00-04 12-16	船橋当直	08-12 13-17	航海計画
	三等航海士	08-12 20-24	船橋当直	08-12 13-17	保守点検
	甲板長	08-12 20-24	船橋当直	08-12 20-24	整備作業 船内巡視
	甲板員 A	04-08 16-20	船橋当直	04-08 16-20	整備作業 船内巡視
	甲板員 B	00-04 12-16	船橋当直	00-04 12-16	整備作業 船内巡視
機関部	機関長	適宜	機関室作業	適宜	事務処理
	一等機関士	08-12 13-17	機関室作業	08-12 13-17	保守整備
	二等機関士	08-12 13-17	機関室作業	08-12 13-17	保守整備
	三等機関士	08-12 13-17	機関室作業	08-12 13-17	保守整備
	機関員 A	08-12 13-17	機関室作業	08-12 13-17	保守整備
事務部等	司厨長	07-09 11-14 18-21	調理業務		
	司厨員 A	07-09 11-14 18-21	調理業務		
	事務員 A	09-13 14-18	販売業務		

～その他各種作業配置体制～

荷役作業配置	
甲板上	一等航海士・甲板長・甲板員 B
船倉内	二等航海士・三等航海士・甲板員 A

出入港作業配置	
船橋	三等航海士・甲板員 B
船首	一等航海士・甲板長
船尾	二等航海士・甲板員 A
機関	一等・二等・三等機関士・機関員 A

〈最大労働時間〉
 船員法では、海員の1日当たりの労働時間及び1週間当たりの労働時間の限度は、それぞれ14時間及び72時間とされています。(ただし、船舶の航海の安全を確保するために臨時的必要がある場合の労働時間を除きます。)

船内記録簿

記入例

平成 年 月 分

職名		氏名																											
基準労働期間		ヶ月		基準労働期間の起算日及び末日																		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日							
日	労働時間																							時間外労働・補償休日労働			休息时间		
	労働時間の記録																							時間数	時間外労働時間数	補償休日労働時間数	休日は○ 補償休日はホ	時間数	(分割の場合の時間数)
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22						
1日	①		③										時間外①		その日の労働時間を記入する。		12	4			12	7							
2日	①		①										時間外②		その日の時間外労働時間を記入する。		14	6			10	6							
3日	①												②		補償休日労働が発生した場合に労働時間を記入する。		8		8	ホ	16	10							
4日	時間外・補償休日労働時間と種類を記入する																												
5日	その日の時間外労働時間を記入する。																												
6日	補償休日労働が発生した場合に労働時間を記入する。																												
7日	休日の場合は「○」、補償休日の場合は「ホ」と記入する。																												
8日	一日の休息時間を記入する。																												
9日	休息時間を分割した場合は、長いほうの休息時間を記入する。																												
10日																													
11日																													
12日																													
13日																													
14日																													
15日																													
16日																													
17日																													
18日																													
19日																													
20日																													
21日																													
22日																													
23日																													
24日																													
25日																													
26日																													
27日																													
28日	その月の時間外・補償休日に相当する手当額を記入する。																												
29日	必ず受領印を押印のこと。																												
30日	支払った割増手当の額と日付を記入する。																												
31日																													

作業の種類：①当直 ②荷役 ③入出港 ④...

補償休日の付与の延期			
月	日	理由：	
月	日	理由：	
月	日	理由：	

当月割増手当額	〇〇〇〇〇円	割増手当支払受領印	印
割増手当支払額	〇〇〇〇〇円		
割増手当支払年月日	〇月〇日		

報酬支払簿

第十六号の三書式(第四十二条関係)

報 酬 支 払 簿

氏名													
計 算 期 間	船 名	職 名	報 酬 額				控 除 額			現 金 支 給 額	家 族 渡 額	支 払 月 日	領 収 印
			給 料	割 増 手 当	その他の 報酬	合 計	租 税 船 員保 険料 その他	立 替 金	合 計				

記載心得

- 1 給料は、歩合制によるときは、船員法第58条第1項の雇入契約に定める一定額を記載すること。
- 2 領収印は、これを得られないときは、領収書をもって代えることができる。

休日付与簿

第十六号の五書式(第四十二条関係)

休 日 付 与 簿

氏名		基準労働期間												
基準労働期間 の起算 日及び 末日	乗組み関係			船舶に乗り組んで いる期間内に 付与した休日		船舶に乗り組んで いる期間以外において 付与すべき補償休日 の日数	陸上休日		補償休日手当			補償休日の労働		備考
	船名	期間	職務	日数	年月日		日数	年月日	日数	年月日	受領印	日数	年月日	
自 至														

記載心得

- 1 船舶に乗り組んでいる期間以外において付与すべき補償休日の日数は、基準労働期間ごとの合計も併せ記入すること。
- 2 補償休日の付与の延期があったときは、備考欄に記載すること。
- 3 補償休日手当の受領印は、受領証をもって代えることができる。

医療報告書

医療報告書 (Medical Report)

報告日 Date

- 1.氏名 Name of Patient : _____
- 2.国籍 Country : _____ 3.性別 Sex : _____
- 4.年齢 Age : _____ 5.生年月日 Born at : _____
- 6.船名 Name of Ship : _____ 7.役職 Name of Position : _____
- 8.患者の状態 Condition of Patient :

(1)主な症状 Chief Complain (該当の項目を○で囲むこと)

subject	present status			
内科系 internal medicine	発熱 fever	頭痛 haedache	血圧降下 shock	体重減 loss of weight
呼吸器 respiratory	咳 cough	呼吸困難 dyspnea	喀血 hemoptysis	血痰 bloody sputum
循環器 circulatory	胸痛 chest pain	動悸 dyspnea	不整脈 arrhythmia	高血圧 hypertension
消化器 digestive	腹痛 chest pain	嘔吐 vomiting	吐血 hematemesis	下痢 diarrhea
脳神経科系 nervous	意識障害 abdominal pain	マヒ palsy	精神異常 neuropathy	狂暴 violent
外科・整形外科系 surgical, orthopedic	骨折 fracture	外傷 injury	脱臼 dislocation	腰痛 lumbago
皮膚・泌尿器科系 dermatological, urongenital	発疹 rash	かゆみ itching	排尿痛 pain on miction	排尿困難 dysuria
眼科系 ophthalmological	異物 foreign body	視力低下 loss of vision	充血 hyperemia	外傷 injury
耳鼻咽喉科系 oto-rhino-laryngological	鼻出血 epistaxis	耳漏 otorrhea	嗄声 husky	外傷 injury
歯科 Dental	歯痛 toothache	歯肉腫脹 swollen gum	義歯破損 damage of false tooth	外傷 injury
その他 Others	浮腫 edema	黄疸 jaundice	膿瘍 abscess	

(2)兆候と経過と処置内容 Onset , Course and Injection :

(3)使用薬品 Medication : _____

(4)既往症 Past History : _____

第13章 関連法および規則、省令等

船員法には関係規則・省令が数多く設けられており、適用除外とされている漁船の一部に船員法が適用される場合があるなど、複雑に関連している。

本章では、主な事項、関係規則・省令等を紹介する。

1. 漁船に対する船員法の適用

(1) 総トン数30トン未満の漁船については、船員法第1条第2項第3号において適用除外となっているが「船員法第1条第2項第3号の漁船の適用範囲を定める政令」(昭和38年3月25日政令第54号)により、総トン数30トン未満であっても漁業の種類によって船員法が適用される場合がある。

(2) 労働時間および休日

指定漁船に乗組む海員の労働時間および休日に関する省令(昭和43年10月1日運輸省令第49号)により労働時間、休息时间、休日、時間外労働についても適用される。なお、時間外労働および休日の付与についての協定を結んだ場合は所轄運輸局等に届け出なければならない。

<協定届出書> (指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令)

別記様式(第八条の二関係)(日本工業規格A列4番)

協 定 届 出 書		平成	年	月	日
地方運輸局長 運輸監理部長 殿	船舶所有者の住所 及び氏名又は名称				
	主たる船員の労務 管理を行う事務所 の所在地及び名称				
指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令第八条の二第一項の協定を締結したので、別紙協定書を添え、届け出ます。					
記					
1 使用する船員数					人
2 労働組合加入者数等					人
3 労働組合の名称等					

記載心得

- 労働組合加入者数等は、当該協定を締結した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において当該協定を締結した者が代表する船員の数に記載すること。
- 労働組合の名称等は、当該協定を締結した労働組合の名称又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員の過半数を代表する者の氏名及び住所並びに選出方法を記載すること。

(3) 有給休暇

指定漁船に乗組む船員の有給休暇に関する省令（平成7年1月20日運輸省令第4号）により、船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において1年間連続して勤務（船舶のぎ装又は修繕中の勤務を含む。）に従事したときは、その1年の経過後1年以内にその船員に規定による日数の有給休暇を与えなければならない。

ただし、船舶が航海の途中にあるとき、又は船舶の工事のため特に必要がある場合において運輸局等の長の許可を受けたときは、当該航海又は工事に必要な期間（工事の場合にあつては、3箇月以内に限る。）、有給休暇を与えることを延期することができる。

2. 年少船員の就業制限（法85条、86条）

① 船舶所有者は、年齢16年未満の者（漁船にあつては、年齢15年に達した日以後の最初の3月31日が終了した者を除く。）を船員として使用してはならない。

ただし、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。

② 船舶所有者は、年齢18年未満の船員を法81条2項の国土交通省令で定める危険な船内作業又は国土交通省令で定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事させてはならない。

③ 船舶所有者は、年齢18年未満の船員を午後8時から翌日の午前5時までの間において作業に従事させてはならない。

ただし、国土交通省令の定める場合において午前0時から午前5時までの間を含む連続した9時間の休息をさせるときは、この限りでない。

④ 船舶所有者は、年齢18年未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に国土交通大臣の認証を受けなければならない。（則57条ノ2）

この場合、法定代理人の許可を受けなければならない。（法84条）

※ 雇入届の際、船員手帳の「年齢18年に達する期日」欄に年月日を朱書きし、提示する。

3. 女子船員の就業制限（法87条、88条、88条ノ2～8）

① 船舶所有者は妊娠中の女子を船内で使用してはならない。

ただし、次の場合、または同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。

(i) 国土交通省令で定める範囲の航海に関し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、医師が、母性保護上支障がないと認めるとき。

(ii) 女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。なお、その場合において、その女子の申し出があつた場合は軽易な作業に従事させなければならない。

② 船舶所有者は、出産後8週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。

ただし、出産後 6 週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、医師が、母性保護上支障がないと認めたときはこの限りでない。

③ 船舶所有者は、妊産婦（妊娠中又は出産後 1 年以内の女子）の船員を国土交通省令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。

④ 妊産婦の船員については、時間外労働、補償休日労働および 3 回以上の休息時間の分割を適用しない。また、1 日 8 時間、1 週 40 時間の労働時間の制限を超えて作業に従事させてはならない。

ただし、出産後 8 週間を経過した妊産婦の船員が、航行の安全を図るため、または臨時労働のために、労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき（その者の母性保護上支障がないと医師が認めた場合に限る。）はこの限りではない。

⑤ 船舶所有者は、妊産婦の船員に 1 週間について少なくとも 1 日の休日（法 62 条第 1 項の規定により与えられる補償休日を除く。）を与えなければならない。

ただし、出産後 8 週間を経過した妊産婦の船員が申出をした場合において、医師が、母性保護上支障がないと認めたときは、この限りではない。

⑥ 船舶所有者は、妊産婦の船員を午後 8 時から翌日の午前 5 時までの間において作業に従事させてはならない。

ただし、国土交通省令で定める場合において、これと異なる時刻の間において午前 0 時前後にわたり連続して 9 時間休息させるときは、この限りでない。

また、出産後 8 週間を経過した妊産婦の船員が上記の時刻の間において作業に従事すること又は休息時間を短縮することを申し出た場合において、医師が、母性保護上支障がないと認めたときは、これを適用しない。

⑦ 船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を法第 88 条に規定する作業のうち国土交通省令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

⑧ 船舶所有者は、生理日における就業が著しく困難な女子の船員の請求があったときは、生理日において作業に従事させてはならない。

4. 家族船等の取扱い

「家族船（事業主（船主船長）と同居の親族のみを使用する船舶）」については、法 6 条及び労働基準法 116 条 2 項の規定に基づき、船員の労働関係に関する規定は適用されないこととなっている。

ただし、「内航船乗組み制度検討会」の最終報告において「家族船の運用の厳格化」が指摘されたことを受けて家族船の定義等について明確化され、同居の親族以外の者が乗り組む場合には、同居の家族船員（当該同居の親族以外の労働者と同様の就労実態を有し、賃金もこれに応じて支払われている等一定の要件を満たす場合）も含め、すべての乗り組む者に対して船員法が全面的に適用される。

なお、航海当直基準（平成 8 年 12 月 24 日運輸省告示第 704 号）は適用となるため、航海当直をすべき職務を有する者が十分に休養し、かつ、適切に業務を遂行する出来る状態を確保するための定められた休息時間を与えなければならない。

家族船の乗組員に対しては雇用関係がないことから、海員名簿第五表への記載とするが、この根拠として、個人船主の場合は住民票等、法人の場合は登記事項証明書を海員名簿と一緒に保管することが望ましい。

☆ 航海当直基準（平成8年12月24日運輸省告示第704号）

（最終改正平成25年3月1日国土交通省告示第158号）

航海当直をすべき職務を有する者が十分に休養し、かつ、適切に業務を遂行することができる状態とするために、次に掲げる事項を確保すること。I.2.(3)

1. 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業、防火操練、救命艇操練等その他これらに類似する作業その他の船舶の航海の安全を確保するための作業に従事する場合を除いて、船員（法65条ノ3・3項2号に規定する船舶に乗り組む船員を除く。）に与える休息时间（以下単に「休息时间」という。）は、24時間について10時間以上とし、1週間について77時間以上としなければならない。
2. 休息時間は、14時間を超えない間隔で与えなければならない。
3. 休息時間は、24時間について3回以上に分割して与えてはならない。
4. 休息時間を24時間について2回に分割して与える場合にあっては、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を6時間以上としなければならない。
5. 3の規定にかかわらず、休息時間は、1週間のうち2日を限度として、24時間について3回に分割して与えることができる。この場合において、最も長い休息時間は6時間以上とし、残る2回の休息時間は、いずれも1時間以上としなければならない。
6. 1の規定にかかわらず、休息時間は、連続した2週間を限度として、1週間について70時間以上77時未満とすることができる。この場合において、休息時間を1週間について70時間以上77時間未満とした期間が終了する翌日から起算して当該期間の2倍の期間が経過する日までの間は、休息時間を1週間について77時間以上としなければならない。

住民票について

(例1) 船舶所有者と家族船員が同一世帯(同居)の場合

乗組員		住民票の続柄
船長	太平 太助 (船舶所有者)	世帯主
一等航海士	大西 洋子 (娘)	子
機関長	大西 航一 (娘婿)	子の夫

※1 通の住民票で、住所、親族関係が確認できる。

(例2) 船舶所有者と家族船員が別の世帯の場合

乗組員		住民票の続柄
船長	太平 太助 (船舶所有者)	世帯主
一等航海士	太平 波子 (妻)	妻
機関長	太平 洋 (船長の弟)	世帯主

※船長と機関長は世帯が違うため、それぞれの住民票が必要である。

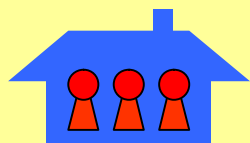
なお、船長と機関長が兄弟であることの確認のため、2人の続柄を明らかにする戸籍謄(抄)本が必要となる。

注意：住民票を請求するときには、必ず、「続柄」の記入を申請する。

家族船等の船員法適用関係

同居の親族のみを使用する船舶(以下「家族船」という。)については、船員法第6条及び労働基準法第116条第2項に基づき船員の労働関係に関する規定は適用されません。家族船及び家族船以外の注意すべき形態の船員法の適用関係は、以下のとおりです。

同居の親族とは？



同居

船舶所有者と居住及び生計を一とする。

+

親族

6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族

家族船



同居の親族のみを使用する船舶

留意事項

- ・船舶所有者から報酬を受けている同居の親族のみが乗り組んでいる船舶が家族船です。
- ・船舶所有者の法人格の有無にかかわらず、同居の親族のみであれば、家族船となります。
- ・同じ敷地内で親族が別々の家に住んでいる場合でも光熱水料の支払いが同じであれば、家族船となります。

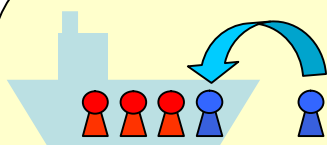
船員法の適用関係

船員の労働関係に関する規定は適用されませんがそれ以外は適用されます。

適用部分

第2章、第3章、第12章、
第13(このうち、第113条、第117条の2～第120条の2、
第121条～第121条の4)
第14章
海員名簿、航海日誌等の船員法第18条で求められる書類は船内備置の必要があります。
航海当直基準、船員法第111条の報告は適用となります。

家族船以外の注意すべき形態

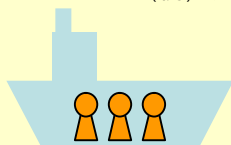


同居の親族以外の者が乗組む場合

(例) 父(船主船長)と子と叔父が乗り組んでいる船舶であって、父と子は同居しているが、叔父が同居していない場合

船員法の適用関係

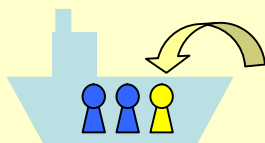
同居の家族船員も含め、すべての乗組む者に全面的に適用されます。



雇用関係のない家族船員のみの場合

船員法第2条(労働の対償として、給料その他の報酬が支払われている)の海員に当たらないため

適用されません。(ただし、法第2章及び第3章の規定は適用されます。)



会社の役員が乗り組んでいる場合

役員についても船員法が適用される場合があります。

会社の役員であれ、船舶に乗り組み一等航海士等の船員としての職務を遂行する以上、名目上「役員報酬」の支払いを受けていても、会社に対して労務を提供し、それに対して給料等の支払いを受けていることとなり、船員法第2条の海員に当たります。(但し、役員のうち代表者は除く。)

5. 最低賃金制度（法 59 条、最低賃金法）

船員に関する最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、それを下回る賃金の支払いを許さないとする趣旨に立脚し、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を船員に支払わなければならないという制度である。

また、最低賃金額を下回る賃金を労使合意の上で定めても、その部分は法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

最低賃金額に達しない賃金を定める労働協約又は就業規則は、法に反する当該部分のみが無効となる。

なお、所定労働時間が特に短い等の理由により運輸局等の長の最低賃金の減額の特例許可を受けた場合、許可を受けた範囲での適用が認められる。（最低賃金法 35 条 3 項、船員の最低賃金に関する省令 2 条）

<船員最低賃金の一覧>（全国）

平成 30 年 3 月 31 日現在

業 種 別		最低賃金額（効力発生日）	
内航鋼船運航業 及び木船運航業	職 員	月 額 247,150 円（H30.1.7）	
	職 員	船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者 230,700 円（H30.1.7）	
	月 額 ・ はしけ長	運輸局等の長の決定により適用	
	部 員	月 額 ・ 海上経験 3 年以上	188,550 円（H30.1.7）
		月 額 ・ 海上経験 3 年未満	179,250 円（H30.1.7）
海上旅客運送業	月 額 ・ 職 員	244,050 円（H30.1.7）	
	月 額 ・ 事務部職員	189,950 円（H30.1.7）	
	月 額 ・ 部 員	182,600 円（H30.1.7）	
漁 業	遠洋まぐろ	月 額 ・ 一 人 歩 船 員 199,300 円（H26.12.20）	
	大型いかつり		203,300 円（H26.12.20）
	沖合底びき網 大中型まき網	月 額 ・ 一 人 歩 船 員 運輸局等の長の決定により適用	

（注）船員の最低賃金は月額で定められている。

最低賃金額は必要があると認められるときは、改正される。

<最低賃金に参入しない賃金一覧>

区 分	具 体 例
通常の労働日以外の日 の労働及び通常労働時間 を超えた時間の労働に対し 支払われるもの	割増手当 (休日手当、時間外手当、 夜間割増手当等)
臨時的に行う通常の労働 以外の労働に対し支払 われるもの	作業手当、荷役手当、 欠員手当等
支給事由の発生が不確定 なもの	退職手当、結婚手当、 災害時の一時金等
1 か月を超える期間毎に 支払われるもの	夏期手当、年末手当、 賞与等
実費弁償として支払われ るもの	通勤手当、交通費、旅費 等

6. 船員法関係手数料

船員法の手続きにかかる手数料は、運輸局等及び運輸支局等においては、「船員法関係手数料令」または「則 79 条」等に定める額を「収入印紙」により納付しなければならない。

また、指定市町村においては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める額（下記一覧表の 2. 3.）の手数料を、指定市町村が定める方法（現金、収入証紙等）により納付する。

なお、「10. 航行に関する報告書の証明」、「11. 船長の就退職等の証明」、「12. 船員手帳の記載事項の証明」に係る手数料については、各指定市町村が条例で定めたときは、その額を条例に定めた方法により納付しなければならない。

<船員法関係手数料一覧表>

平成 30 年 3 月 31 日現在

申 請 種 別		手数料額
1	船員手帳の交付・再交付・書換え	1,950 円
2	船員手帳の訂正	430 円
3	衛生管理者試験の受験	5,400 円
4	衛生管理者の資格の認定	2,600 円
5	衛生管理者適任証書の再交付	2,250 円
6	救命艇手試験の受験	5,000 円
7	救命艇手資格の認定	2,500 円
8	救命艇手適任証書の再交付	2,150 円
9	遺留品目録の証明	1,850 円
10	航行に関する報告書の証明	1 通につき 2,600 円
11	船長の就退職等の証明	870 円
12	船員手帳の記載事項の証明	870 円
13	船舶料理士資格証明書の交付	2,750 円

申請種別		手数料額
14	船舶料理士資格証明書の再交付	2,350 円
15	船舶料理士試験の受験	23,700 円
16	海上労働証書 定期検査	61,700 円
	上記検査を本邦外において受検	52,800 円 に、国家公務員等の旅費に関する法律に規定する旅費の額 2 人分を加算
17	海上労働証書 中間検査	50,600 円
	上記検査を本邦外において受検	41,600 円 に、国家公務員等の旅費に関する法律に規定する旅費の額 2 人分を加算
18	臨時海上労働証書	54,700 円
	上記検査を本邦外において受検	45,800 円 に、国家公務員等の旅費に関する法律に規定する旅費の額 2 人分を加算
19	海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付 (登録機関において受検した時)	8,600 円
20	海上労働証書又は臨時海上労働証書の再交付 又は書換え	8,600 円

7. 押印、記載の注意点（船員法事務取扱要領など）

(1) 申請者の押印又は署名等

- ① 記名押印又は署名の選択制になっている各種申請書等に訂正、削除又は挿入した箇所があるときは、記名押印の場合はその箇所に申請者の訂正印または署名が必要。
- ② 押印の不要な申請書等は、訂正、削除または挿入した箇所があっても、訂正印又は署名の必要はない。
- ③ 押印が不要な申請書等に、押印または署名があっても差し支えない。

<押印が不要な申請書等>

1	航行に関する報告書	則 4 号書式
2	航行報告証明申請書	則 4 号の 2 書式
3	雇人（雇止）届出書	則 6 号書式
4	雇人契約変更（更新）届出書	則 8 号書式
5	船長就退職等証明申請書	則 11 号書式 ※申請者印のみ不要
6	時間外労働協定届出書	則 16 号の 3 の 2 書式
7	補償休日労働協定届出書	則 16 号の 4 書式
8	航海当直部員資格認定申請書	則 22 号書式
9	危険物等取扱責任者資格認定申請書	則 22 号の 3 書式

10	危険物等取扱責任者資格認定更新申請書	則 22 号の 5 書式
11	ロールオン・ロールオフ旅客船教育訓練修了者要件確認申請書	1 号様式
12	旅客船教育訓練修了者要件確認申請書	1 号様式
13	特定高速船教育訓練修了者要件確認申請書	1 号様式
14	救命艇手試験受験申請書	救命艇手規則 1 号様式
15	限定救命艇手試験受験申請書	救命艇手規則 2 号様式
16	救命艇手資格認定申請書	救命艇手規則 3 号様式
17	限定救命艇手資格認定申請書	救命艇手規則 4 号様式
18	船舶料理士資格証明書交付申請書	船舶料理士に関する省令 1 号様式

<記名押印又は署名の選択制の申請書等>

1	船員手帳交付申請書	則 12 号書式
2	船員手帳訂正申請書	則 13 号書式
3	船員手帳再交付（書換え）申請書	則 14 号書式
4	船員手帳記載事項証明申請書	則 16 号の 2 書式
5	船長就退職等証明申請書	則 11 号書式 ※船舶所有者印のみ選択制

（海基第 325 号（H9.12.18 付）「船員法等関係手続の押印の廃止について」※抜粋）

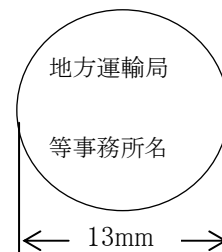
（2）訂正印（事務取要領七-2）

書類の文字の訂正、削除、または挿入するときは、もとの文字が読み得るように抹消し、かつ、訂正、削除、又は挿入した箇所に第 1 号官庁印が押される。

また、各種の申請に際して提出又は提示された航海日誌、海員名簿、船員手帳その他の書類で申請者に還付されるものに、または、申請者があらかじめ記載すべき事項に訂正、削除、又は挿入した箇所があるときは、その箇所に第 1 号官庁印が押される。

ただし、船員手帳記載事項証明においては、証明印（運輸局等の長の印、運輸支局等の長の印、または指定市町村長印（以下、「地方運輸局長等印」という。）で訂正される。

※「第 1 号官庁印」の様式・印影 第 1 号様式
朱色を用いて押印

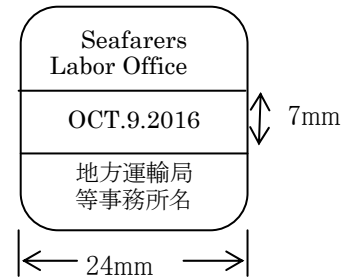


(3) 受理印（事務取要領七-3）

各種の申請書、届出書又は報告書を受理したときは、適当な位置に第2号官庁印が押される。

※「第2号官庁印」の様式・印影

朱色を用いて押印



(4) 消印（事務取要領七-4）

手数料を納付したときは、黒肉等を用いて鮮明に消印されるため、収入印紙の金額に過不足がないように注意すること。

(5) 船員手帳番号（事務取要領七-5）

海員名簿、各種の申請書その他の書類に記載する「船員手帳番号」は、船員手帳を交付した運輸局等、運輸支局等又は指定市町村の事務所の略号を冠付したものが記載される。

(6) 船舶番号（事務取要領七-6）

海員名簿、航海日誌、船員手帳、各種の申請書その他の書類に記載する「船舶番号」は、総トン数20トン未満の漁船については漁船登録番号が記載される。

(7) 船舶管理人、船舶借入人等（事務取要領七-7）

船舶管理人、船舶借入人等が船舶所有者として手続をするときは、海員名簿、航海日誌、船員手帳、各種の申請書その他の書類に記載する「船舶所有者」とある箇所に、その旨が付記される。

※ 船舶管理人、船舶借入人の確認については、船舶検査証書の船舶所有者欄の記載が確認される。

8. 船員法受付窓口について

(1) 法104条1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令

(昭和28年8月31日政令第260号)

- ① 船員法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令の定める基準により国土交通大臣の指定する市町村長が行うことができる。(法104条1項)
- ② 指定市町村長も行うことができる事務処理は下記に掲げるものとする。
 - i) 航行に関する報告の受理に関すること (法19条)
 - ii) 雇入契約の成立等の届出の受理及び雇入契約の確認に関すること
(法37、38条)
 - iii) 船員手帳（外国人に係るものを除く。）の交付、再交付、訂正、書換え、写真のはり換え及び返還に関すること (法50条4項)
 - iv) 年少船員の認証 (法85条3項)

9. 船員の健康証明書制度の概要

法 83 条の規定により、船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師（以下、「指定医」という。）が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませることはならないこととなっており、船員は、所定の健康検査（則 55 条）を受け、当該検査の結果に基づき、健康検査合格標準表（則 2 号表）に合格した旨の指定医による判定（検査を受けてから 3 月以内のものに限る。）を受けなければ、船員として就労することができない。

健康検査証明書の有効期限は、原則として色覚の検査については 6 年、その他の検査については 1 年である。

ただし、検査結果の判定中であり、かつ、備考欄に「就業可」の記載がある場合には就労することは可能であり雇入れの届出はできるが、受診日より 3 月以内に判定を受ける必要がある。

(1) 健康項目と合格標準

船員の健康証明書の検査項目は、以下のとおりである。

① 毎回実施するもの

1	感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査
2	運動機能、視力、色覚、聴力及び握力の検査
3	身長、体重、腹囲、肺活量及び血圧の検査
4	胸部エックス線検査（※1）（※2）
5	かくたん検査
6	検便（虫卵の有無の検査）（※3）（※4）
7	検尿（蛋白及び糖の有無の検査）

（※1）直接撮影又はミラーカメラを用いて行う間接撮影によること。

（※2）検査時前 6 月以内に労安則 32 条 2 項による検査（国土交通大臣の指定する衛生上有害な物を常時運送する船舶に乗り組んでいる者の 6 月毎に行う検査）を受けている場合は、検査しなくてもよい。

（※3）調理作業に従事する者に限ること。

（※4）調理作業に従事する者とは専ら調理を行うために雇入れられた者をいうが、直接、調理作業に従事する者以外の司ちゅう員等の供食関係者についても、できるだけ受けさせること。

② 35 歳以上の者に対し毎回実施するもの

1	検便（ヘモグロビンの有無の検査）
2	血糖検査
3	心電図検査
4	血中脂質検査（LDL コレステロール、中性脂肪、HDL コレステロール）
5	肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）

③医師が必要がないと認める場合に省略できるもの

1	身長（25歳以上の者に限る。）（※1）
2	かくたん検査
3	検便（虫卵の有無の検査）（調理作業に従事する者以外の者）

（※1）省略した場合であっても船員手帳の再交付及び書換えを受けた後の最初の検査の際は、必ず前回の記録を転記すること

（2）健康検査合格標準表

次の健康検査合格標準表の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

① 法 81 条 3 項 1 号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 3 項第 6 号に規定する鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、サル痘、ジカウイルス感染症、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、テング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兎病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、同法第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

② 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

③ 上記第 1 号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、船内労働に適さないと認められる者

各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそく、その他の疾患

④ 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者

（ア）視力（万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。）

- ・船長、甲板部の職員及び甲板部航海当直部員 両眼共に 0.5 号
- ・無線部の職員 両眼共に 0.4 号
- ・その他の者 両眼で 0.4 号 を明視しうることを。

ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。

(イ) 聴力

両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。

ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができる者と認められる者は、この限りでない。

(ウ) 握力

男子の握力 左右共に 25 キログラム以上であること

女子の握力 左右共に 17 キログラム以上であること

ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができる者と認められる者は、この限りでない。

⑤ 色覚に異常を有する船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海 当直部員、無線部の職員並びに救命艇手

⑥ 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、運動機能の障害により作業を適正に行うことができないと認められる者

⑦ 病後の衰弱により一定期間内の船内労働に適さないと認められる者

(3) 国土交通大臣が指定する医師（指定医）

国土交通大臣が指定する医師は、則 57 条の規定により次の医師とされている。

① 船員である医師

② 一般社団法人日本海員掖済会の病院または診療所の医師

③ 一般財団法人船員保険会の病院または診療所の医師

④ その他地方運輸局長が指定した医師

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000009.html

ページは随時更新されるため、最新情報は各地方運輸局等へ確認すること。

その他病院に関する情報は、各病院へ確認すること。



船員法（昭和 22 年 9 月 1 日法律第 100 号）

第 1 章 総則

（船員）

第 1 条 この法律において「船員」とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

2 前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない。

①総トン数 5 トン未満の船舶

②湖、川又は港のみを航行する船舶

③政令の定める総トン数 30 トン未満の漁船

④前 3 号に掲げるもののほか、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）第 2 条第 4 項に規定する小型船舶であつて、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの

3 前項第 2 号の港の区域は、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

第 2 条 この法律において「海員」とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。

2 この法律において「予備船員」とは、前条第 1 項に規定する船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう。

第 3 条 この法律において「職員」とは、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び国土交通省令で定めるその他の海員をいう。

2 この法律において「部員」とは、職員以外の海員をいう。

（給料及び労働時間）

第 4 条 この法律において「給料」とは、船舶所有者が船員に対し一定の金額により定期に支払う報酬のうち基本となるべき固定給をいう。

2 この法律において「労働時間」とは、船員が職務上必要な作業に従事する時間（海員にあつては、上長の職務上の命令により作業に従事する時間に限る。）をいう。

（船舶所有者に関する規定の適用）

第 5 条 この法律の規定（第 11 章の 2、第 113 条第 3 項、第 130 条の 2、第 130 条の 3、第 131 条（第 4 号の 2 に係る部分に限る。）及び第 135 条第 1 項（第 130 条の 2、第 130 条又は第 131 条第 4 号の 2 の違反行為に係る部分に限る。）を除く。）及びこの法律に基づく命令の規定（第 11 章の 2 の規定に基づく命令の規定を除く。）のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者にこれを適用する。

2 第 11 章の 2、第 113 条第 3 項、第 130 条の 2、第 130 条の 3、第 131 条（第 4 号の 2 に係る部分に限る。）及び第 135 条第 1 項（第 130 条の 2、第 130 条の 3 又は第 131 条第 4 号の 2 の違反行為に係る部分に限る。）の規定並びに第 11 章の 2 の規定に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適用する。

（労働基準法の適用）

第 6 条 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 1 条から第 11 条まで、第 116 条第 2 項、第 117 条から第 119 条まで及び第 121 条の規定は、船員の労働関係についても適用があるものとする。

第 2 章 船長の職務及び権限

（指揮命令権）

第 7 条 船長は、海員を指揮監督し、且つ、船内にある者に対して自己の職務を行うのに必要な命令をすることができる。

（発航前の検査）

第 8 条 船長は、国土交通省令の定めるところにより、発航前に船舶が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整っているかいないかを検査しなければならない。

(航海の成就)

第9条 船長は、航海の準備が終ったときは、遅滞なく発航し、且つ、必要がある場合を除いて、予定の航路を変更しないで到達港まで航行しなければならない。

(甲板上の指揮)

第10条 船長は、船舶が港を出入するとき、船舶が狭い水路を通過するときその他船舶に危険の虞があるときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(在船義務)

第11条 船長は、やむを得ない場合を除いて、自己に代わって船舶を指揮すべき者にその職務を委任した後でなければ、荷物の船積及び旅客の乗込の時から荷物の陸揚及び旅客の上陸の時まで、自己の指揮する船舶を去ってはならない。

(船舶に危険がある場合における処置)

第12条 船長は、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

(船舶が衝突した場合における処置)

第13条 船長は、船舶が衝突したときは、互に人命及び船舶の救助に必要な手段を尽し、且つ船舶の名称、所有者、船籍港、発航港及び到達港を告げなければならない。但し、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、この限りでない。

(遭難船舶等の救助)

第14条 船長は、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、人命の救助に必要な手段を尽さなければならない。但し、自己の指揮する船舶に急迫した危険がある場合及び国土交通省令の定める場合は、この限りでない。

(異常気象等)

第14条の2 国土交通省令の定める船舶の船長は、暴風雨、流氷その他の異常な気象、海象若しくは地象又は漂流物若しくは沈没物であって、船舶の航行に危険を及ぼすおそれのあるものに遭遇したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を附近にある船舶及び海上保安機関その他の関係機関に通報しなければならない。

(非常配置表及び操練)

第14条の3 国土交通省令の定める船舶の船長は、第12条乃至第14条に規定する場合その他非常の場合における海員の作業に関し、国土交通省令の定めるところにより、非常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示して置かななければならない。

2 国土交通省令の定める船舶の船長は、国土交通省令の定めるところにより、海員及び旅客について、防火操練、救命艇操練その他非常の場合のために必要な操練を実施しなければならない。

(航海の安全の確保)

第14条の4 第8条から前条までに規定するもののほか、航海当直の実施、船舶の火災の予防、水密の保持その他航海の安全に関し船長の遵守すべき事項は、国土交通省令でこれを定める。

(水葬)

第15条 船長は、船舶の航行中船内にある者が死亡したときは、国土交通省令の定めるところにより、これを水葬に付することができる。

(遺留品の処置)

第16条 船長は、船内にある者が死亡し、又は行方不明となったときは、法令に特別の定がある場合を除いて、船内にある遺留品について、国土交通省令の定めるところにより、保管その他の必要な処置をしなければならない。

(在外国民の送還)

第17条 船長は、外国に駐在する日本の領事官が、法令の定めるところにより、日本国民の送還を命じたときは、正当の事由がなければ、これを拒むことができない。

(書類の備置)

第18条 船長は、国土交通省令の定める場合を除いて、次の書類を船内に備え置かななければならない。

①船舶国籍証書又は国土交通省令の定める証書

②海員名簿

③航海日誌

④旅客名簿

⑤積荷に関する書類

⑥海上運送法(昭和24年法律第187号)第26条第3項に規定する証明書

2 海員名簿、航海日誌及び旅客名簿に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(航行に関する報告)

第 19 条 船長は、左の各号の 1 に該当する場合には、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

- ①船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。
- ②人命又は船舶の救助に従事したとき。
- ③無線電信によって知ったときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知ったとき。
- ④船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき。
- ⑤予定の航路を変更したとき。
- ⑥船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に関し著しい事故があったとき。

(船長の職務の代行)

第 20 条 船長が死亡したとき、船舶を去ったとき、又はこれを指揮することができない場合において他人を選任しないときは、運航に従事する海員は、その職掌の順位に従って船長の職務を行う。

第 3 章 紀律

(船内秩序)

第 21 条 海員は、次の事項を守らなければならない。

- ①上長の職務上の命令に従うこと。
- ②職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げないこと。
- ③船長の指定する時までには船舶に乗り込むこと。
- ④船長の許可なく船舶を去らないこと。
- ⑤船長の許可なく救命艇その他の重要な属具を使用しないこと。
- ⑥船内の食料又は淡水を濫費しないこと。
- ⑦船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと。
- ⑧船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から持ち出さないこと。
- ⑨船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと。
- ⑩その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと。

(懲戒)

第 22 条 船長は、海員が前条の事項を守らないときは、これを懲戒することができる。

第 23 条 懲戒は、上陸禁止及び戒告の 2 種とし、上陸禁止の期間は、初日を含めて 10 日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。

第 24 条 船長は、海員を懲戒しようとするときは、3 人以上の海員を立ち合わせて本人及び関係人を取り調べた上、立会人の意見を聴かなければならない。

(危険に対する処置)

第 25 条 船長は、海員が凶器、爆発又は発火しやすい物、劇薬その他の危険物を所持するときは、その物につき保管、放棄その他の処置をすることができる。

第 26 条 船長は、船内にある者の生命若しくは身体又は船舶に危害を及ぼすような行為をしようとする海員に対し、その危害を避けるのに必要な処置をすることができる。

第 27 条 船長は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に対しても、前 2 条に規定する処置をすることができる。

(強制下船)

第 28 条 船長は、雇入契約の終了の届出をした後当該届出に係る海員が船舶を去らないときは、その海員を強制して船舶から去らせることができる。

(行政庁に対する援助の請求)

第 29 条 船長は、海員その他船内にある者の行為が人命又は船舶に危害を及ぼしその他船内の秩序を著しくみだす場合において、必要があると認めるときは、行政庁に援助を請求することができる。

(争議行為の制限)

第 30 条 労働関係に関する争議行為は、船舶が外国の港にあるとき、又はその争議行為に因り人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、これをしてはならない。

第 4 章 雇用契約等

(この法律に違反する契約)

第 31 条 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約（予備船員については、雇用契約。以

下この条、次条、第33条、第34条、第58条、第84条及び第100条において同じ。)は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、この法律で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

(雇入契約の締結前の書面の交付等)

第32条 船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該雇入契約の相手方となる者とする者(次項において「相手方」という。)に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

①船舶所有者の名称又は氏名及び住所

②給料、労働時間その他の労働条件に関する事項であつて、雇入契約の内容とすることが必要なものとして国土交通省令で定めるもの

2 前項の場合において、当該雇入契約に係る航海が海上運送法第26条第1項の規定による命令によるものであるときは、船舶所有者は、あらかじめ、相手方に対し、その旨を書面を交付して説明しなければならない。

3 船舶所有者は、雇入契約の内容(第1項第2号に掲げる事項に限る。)を変更しようとするときは、あらかじめ、船員に対し、当該変更の内容について書面を交付して説明しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(募集受託者又は船員職業紹介事業者を利用した船員の雇入れの制限)

第32条の2 船舶所有者は、次に掲げる者を船員として雇い入れてはならない。

①当該船舶所有者が、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第44条第1項の許可を受けずに日本国内において募集受託者(同条第2項に規定する募集受託者をいう。第3号において同じ。)に行かせた船員の募集(同法第6条第7項に規定する船員の募集をいう。同号において同じ。)に応じた者

②船員職業安定法第34条第1項の許可を受けて、又は同法第40条第1項の規定による届出をして船員職業紹介事業(同法第6条第3項に規定する船員職業紹介事業をいう。第4号において同じ。)を行う者以外の者(日本政府及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和52年法律第96号)第7条第2項に規定する船員雇用促進センターを除く。)が日本国内において当該船舶所有者に紹介した求職者

③当該船舶所有者が、外国において、当該外国における船員の募集を適確に実施することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合しない募集受託者に行かせた船員の募集に応じた者

④外国において、当該外国における船員職業紹介事業を適確に実施することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合しない者が当該船舶所有者に紹介した求職者

(賠償予定の禁止)

第33条 船舶所有者は、雇入契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(貯蓄金の管理等)

第34条 船舶所有者は、雇入契約に附随して、貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

2 船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとする場合においては、国土交通省令の定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

3 船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金の管理をする場合において、貯蓄金の管理が預金の受入れであるときは、利子をつけなければならない。この場合において、その利率が金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して国土交通省令の定める利率を下るときは、その国土交通省令の定める利率による利子をつけることとしたものとみなす。

4 船員は、船舶所有者に管理を委託した貯蓄金については、いつでも、返還を請求することができる。

(相殺の制限)

第35条 船舶所有者は、船員に対する債権と給料の支払の債務とを相殺してはならない。但し、相殺の額が給料の額の3分の1を超えないとき及び船員の犯罪行為に因る損害賠償の請求権を以てするときは、この限りでない。

(雇入契約の成立時の書面の交付等)

第36条 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を船員に交付しなければならない。

①第32条第1項各号に掲げる事項

②当該雇入契約を締結した船員の氏名、住所及び生年月日

③当該雇入契約を締結した場所及び年月日

- 2 船舶所有者は、雇入契約の内容（第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる事項に限る。）を変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その変更の内容並びに当該変更について船員と合意した場所及び年月日を記載した書面を船員に交付しなければならない。
- 3 船舶所有者は、前 2 項の書面の写しを船内に備え置かなければならない。

（雇入契約の成立等の届出）

- 第 37 条 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更（以下「雇入契約の成立等」という。）があったときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 2 前項の場合において船長が届け出ることができないときは、船舶所有者は、船長に代わって届け出なければならない。
- 第 38 条 国土交通大臣は、雇入契約の成立等の届出があったときは、その雇入契約が航海の安全又は船員の労働関係に関する法令の規定に違反するようないかなうか及び当事者の合意が充分であったかどうかを確認するものとする。この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第 101 条第 1 項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

（沈没等に因る雇入契約の終了）

- 第 39 条 船舶が左の各号の 1 に該当する場合には、雇入契約は、終了する。
- ①沈没又は滅失したとき。
 - ②全く運航に堪えなくなったとき。
- 2 船舶の存否が 1 箇月間分らないときは、船舶は、滅失したものと推定する。
 - 3 第 1 項の規定により雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなければならない。
 - 4 前項の規定により応急救助の作業に従事する場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その作業が終了するまでは、雇入契約は、なお存続する。船員がその作業の終了後引き続き遺留品の保全、船員の送還その他必要な残務の処理に従事する場合において、その処理が終了するまでの間についても、同様とする。
 - 5 前項後段の規定により雇入契約が存続する間においては、船舶所有者又は船員は、いつでも、当該雇入契約を解除することができる。

（雇入契約の解除）

- 第 40 条 船舶所有者は、左の各号の 1 に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

- ①船員が著しく職務に不適任であるとき。
- ②船員が著しく職務を怠ったとき、又は職務に関し船員に重大な過失のあったとき。
- ③海員が船長の指定する時まで船舶に乗り込まないとき。
- ④海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。
- ⑤船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
- ⑥前各号の場合を除いて、やむを得ない事由のあるとき。

- 第 41 条 船員は、左の各号の 1 に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

- ①船舶が雇入契約の成立の時における国籍を失ったとき。
- ②雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。
- ③船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
- ④船員が国土交通省令の定めるところにより教育を受けようとするとき。

- 2 船舶が外国の港からの航海を終了した場合において、その船舶に乗り組む船員が、24 時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に、その者の雇入契約は、終了する。

- 3 海員は、船長の適当と認める自己の後任者を提供したときは、雇入契約を解除することができる。

- 第 42 条 期間の定めない雇入契約は、船舶所有者又は船員が 24 時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。

（船舶所有者の変更等に因る雇入契約の終了）

- 第 43 条 相続その他の包括承継の場合を除いて、船舶所有者の変更があったときは、雇入契約は、終了する。
- 2 前項の場合には、雇入契約の終了の時から、船員と新所有者との間に従前と同一条件の雇入契約が存するものとみなす。この場合には、船員は、前条の規定に準じて雇入契約を解除することができる。

（雇入契約の延長）

- 第 44 条 雇入契約が終了した時に船舶が航行中の場合には、次の港に入港してその港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約が終了した時に船舶が停泊中の場合には、その港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、その雇入契約は、存続するものとみなす。
- 2 船舶所有者は、雇入契約が適当な船員を補充することのできる港において終了する場合には、適当な船員を補充することのできる港に到着して荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約を

存続させることができる。但し、第 41 条第 1 項第 1 号乃至第 3 号の場合は、この限りでない。

(解雇制限)

第 44 条の 2 船舶所有者は、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後 30 日間並びに女子の船員が第 87 条第 1 項又は第 2 項の規定によって作業に従事しない期間及びその後 30 日間は、解雇してはならない。ただし、療養のため作業に従事しない期間が 3 年を超えた場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

2 前項但書の天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、その事由について国土交通大臣の認定を受けなければならない。

(解雇の予告)

第 44 条の 3 船舶所有者は、予備船員を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない船舶所有者は、1 箇月分の給料の額と同額の予告手当を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は予備船員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1 日について、国土交通省令の定めるところにより算定する給料の額と同額の予告手当を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 第 1 項但書の場合においては、その事由について国土交通大臣の認定を受けなければならない。

(失業手当)

第 45 条 船舶所有者は、第 39 条の規定により雇入契約が終了したときは、その翌日（行方不明となった船員については、その生存が知れた日）から 2 箇月（その行方不明について行方不明手当の支払を受くべき船員については、2 箇月から行方不明中の期間を控除した期間）の範囲内において、船員の失業期間中毎月 1 回その失業日数に応じ給料の額と同額の失業手当を支払わなければならない。

(雇止手当)

第 46 条 船舶所有者（第 4 号の場合には旧所有者）は、左の各号の 1 に該当する場合には、遅滞なく、船員に 1 箇月分の給料の額と同額の雇止手当を支払わなければならない。

①第 40 条第 6 号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

②第 41 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

③第 42 条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

④第 43 条第 1 項の規定により雇入契約が終了したとき。

⑤船員が第 83 条の健康証明書を受けることができなため雇入契約が解除されたとき。

(送還)

第 47 条 船舶所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港又は雇入港までの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地（雇入れのため雇入港に招致した船員及び未成年者の船員にあっては、雇入港若しくは雇入契約の成立の時ににおける船員の居住地又はこれらのいずれかまでの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地。次項において「雇入港等」という。）まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

①第 39 条の規定により雇入契約が終了したとき。

②第 40 条第 1 号又は第 6 号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

③第 40 条第 5 号又は第 41 条第 1 項第 3 号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。ただし、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

④第 41 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

⑤第 42 条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

⑥第 43 条第 2 項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

⑦雇入契約が期間の満了により船員の本国以外の地で終了したとき。

⑧船員が第 83 条の健康証明書を受けることができなため雇入契約が解除されたとき。

2 船舶所有者は、第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定により雇入契約を解除した場合又は同条第 5 号の規定により雇入契約を解除した場合（船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のある場合に限る。）において、船員が自己の負担においてその希望する雇入港等まで移動することができないときは、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港等まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

3 前 2 項の規定により船員を送還する場合における輸送手段は、正当な理由がある場合を除き、船員の希望に応じたものでなければならない。

4 船舶所有者は、第 2 項の規定により、その費用で船員を送還したとき、又は送還に代えてその費用

を支払ったときは、船員に対し、当該費用の償還を請求することができる。

(送還の費用)

第 48 条 船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の運送賃、宿泊費及び食費並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの宿泊費及び食費とする。

(送還手当)

第 49 条 船舶所有者は、第 47 条第 1 項の規定により船員を送還する場合には、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と同額の送還手当を支払わなければならない。同項ただし書の規定により送還に代えてその費用を支払うときも同様とする。

2 前項の送還手当は、船舶所有者が送還するときは、毎月 1 回、送還に代えてその費用を支払うときは、その際これを支払わなければならない。

(船員手帳)

第 50 条 船員は、船員手帳を受有しなければならない。

2 船長は、海員の乗船中その船員手帳を保管しなければならない。

3 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなければならない。

4 船員手帳の交付、再交付、訂正、書換え及び返還に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(勤務成績証明書)

第 51 条 海員は、船長に対し勤務の成績に関する証明書の交付を請求することができる。

第 5 章 給料その他の報酬

(給料その他の報酬の定め方)

第 52 条 船員の給料その他の報酬は、船員労働の特殊性に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。

(給料その他の報酬の支払方法)

第 53 条 給料その他の報酬は、その全額を通貨で、第 56 条の規定による場合を除き直接船員に支払わなければならない。ただし、法令又は労働協約に別段の定めがある場合においては給料その他の報酬の一部を控除して支払い、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は給料その他の報酬で国土交通省令で定めるものについて確実な支払の方法で国土交通省令で定めるものによる場合においては通貨以外のもので支払うことができる。

2 国土交通省令の定める報酬を除いて、給料その他の報酬は、これを毎月 1 回以上一定の期日に支払わなければならない。

3 船舶所有者は、船員に給料その他の報酬を支払う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。

第 54 条 船舶所有者は、左の場合には、支払期日前でも遅滞なく、船員が職務に従事した日数に応じ、前条第 2 項に規定する給料その他の報酬を支払わなければならない。

①船員が解雇され、又は退職したとき。

②船員、その同居の親族又は船員の収入によって生計を維持する者が結婚、葬祭、出産、療養又は不慮の災害の復旧に要する費用に充てようとする場合において、船員から請求のあったとき。

第 55 条 船長は、海員の給料その他の報酬が船内において支払われるときは、直接海員にこれを手渡さなければならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、他の職員に手渡させることができる。

第 56 条 船舶所有者は、船員から請求があったときは、船員に支払わなければならない。船員がその同居の親族又は船員の収入によって生計を維持する者に渡さなければならない。

(傷病中の給料請求権)

第 57 条 船員は、負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても、雇入契約存続中給料及び国土交通省令の定める手当を請求することができる。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

(歩合による報酬)

第 58 条 船員の報酬が歩合によって支払われる場合においては、その歩合による毎月の額が雇入契約に定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下ってはならない。

2 第 35 条及び前条の規定の適用については、前項に規定する一定額の報酬は、これを給料とみなす。

3 船員の報酬が歩合によって支払われるときは、第 44 条の 3、第 45 条、第 46 条、第 49 条及び第 78 条の規定の適用については、雇入契約に定める額を以て 1 箇月分の給料の額とみなす。

4 前項の額は、第 1 項の一定額以下であってはならない。

(報酬支払簿)

第 58 条の 2 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、報酬支払簿を備え置いて、船員に対する給料その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならない。

(最低報酬)

第 59 条 給料その他の報酬の最低基準に関しては、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）の定めるところによる。

第 6 章 労働時間、休日及び定員

(労働時間)

第 60 条 船員の 1 日当たりの労働時間は、8 時間以内とする。

2 船員の 1 週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均 40 時間以内とする。

3 前項の基準労働期間とは、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に係る事項を勘案して国土交通省令で定める船舶の区分に応じて 1 年以下の範囲内において国土交通省令で定める期間（船舶所有者が就業規則その他これに準ずるものにより当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合又は労働協約により 1 年以下の範囲内においてこれらと異なる期間が定められた場合には、それぞれその定められた期間）をいう。

4 国土交通大臣は、前項の国土交通省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会の議を経なければならない。

(休日)

第 61 条 船舶所有者が船員に与えるべき休日は、前条第 2 項の基準労働期間について 1 週間当たり平均 1 日以上とする。

(補償休日)

第 62 条 船舶所有者は、船員の労働時間（第 66 条（第 88 条の 2 の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 88 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける時間を除く。）が 1 週間において 40 時間を超える場合又は船員に 1 週間において少なくとも 1 日の休日を与えることができない場合には、その超える時間（当該 1 週間において少なくとも 1 日の休日を与えられない場合にあっては、その超える時間が 8 時間を超える時間。次項において「超過時間」という。）において作業に従事すること又はその休日を与えられないことに対する補償としての休日（以下「補償休日」という。）を、当該 1 週間に係る第 60 条第 2 項の基準労働期間以内にその者に与えなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由のあるときは、その事由の存する期間、補償休日を与えることを延期することができる。

2 前項の規定により与えるべき補償休日の日数は、超過時間の合計 8 時間当たり又は少なくとも 1 日の休日を与えられない 1 週間当たり 1 日を基準として、第 60 条第 2 項及び前条の規定を遵守するために必要な日数として国土交通省令で定めるところにより算定される日数とし、その付与の単位は、1 日（国土交通省令で定める場合は、国土交通省令で定める 1 日未満の単位）とする。

3 第 1 項の規定により与えられた補償休日を含む 1 週間に係る同項の規定の適用については、当該補償休日はそれを与えられた船員が作業に従事した日であって休日以外のものとみなし、その労働時間は 8 時間（当該補償休日の前項の国土交通省令の規定による 1 日未満の単位で与えられたものである場合には、国土交通省令で定める時間）とみなす。

4 前 3 項に定めるもののほか、補償休日の付与に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

第 63 条 船舶所有者は、前条第 1 項の規定により補償休日を与えるべき船員が当該補償休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与えるべき補償休日の日数に応じ、国土交通省令で定める補償休日手当を支払わなければならない。

(時間外、補償休日及び休息時間の労働)

第 64 条 船長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があるときは、第 60 条第 1 項の規定若しくは第 72 条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて、自ら作業に従事し、若しくは海員を作業に従事させ、又は第 62 条第 1 項若しくは第 65 条の 3 の規定にかかわらず、補償休日若しくは休息時間において、自ら作業に従事し、若しくは海員を作業に従事させることができる。

2 船長は、前項に規定する場合のほか、船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要がある場合その他の国土交通省令で定める特別の必要がある場合においては、国土交通省令で定める時間を限度として、第 60 条第 1 項の規定又は第 72 条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて、自ら作業に従事し、又は海員を作業に従事させることができる。

3 船長は、第 1 項の規定により、補償休日又は休息時間において、自ら作業に従事し、又は海員を作業

業に従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できる限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。

第 64 条の 2 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、第 60 条第 1 項の規定又は第 72 条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させることができる。

2 国土交通大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度その他の必要な事項について、船員の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。

3 第 1 項の協定をする船舶所有者及び労働組合又は船員の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものとなるようにしなければならない。

4 国土交通大臣は、第 2 項の基準に関し、第 1 項の協定をする船舶所有者及び労働組合又は船員の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第 65 条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、第 62 条第 1 項の規定にかかわらず、その協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める補償休日の日数を限度として、補償休日において船員を作業に従事させることができる。

(労働時間の限度)

第 65 条の 2 第 64 条第 2 項の規定により第 60 条第 1 項の規定又は第 72 条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させる場合であっても、船員の 1 日当たりの労働時間及び 1 週間当たりの労働時間は、第 60 条第 1 項の規定及び第 72 条の国土交通省令の規定による労働時間並びに海員にあつては次項の規定による作業に従事する労働時間を含め、それぞれ 14 時間及び 72 時間を限度とする。

2 第 64 条の 2 第 1 項の規定により第 60 条第 1 項の規定又は第 72 条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる場合であっても、海員の 1 日当たりの労働時間及び 1 週間当たりの労働時間は、第 60 条第 1 項の規定及び第 72 条の国土交通省令の規定による労働時間並びに前項の規定による作業に従事する労働時間を含め、それぞれ 14 時間及び 72 時間を限度とする。

3 船舶所有者は、船員を前 2 項に規定する労働時間の限度を超えて作業に従事させてはならない。

4 第 64 条第 1 項の規定により船員が作業に従事した労働時間は、第 1 項及び第 2 項に規定する労働時間には算入しないものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、海底の掘削に従事する船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員がこれらの規定によることが著しく不適當な職務に従事することとなると認められる船舶として国土交通省令で定めるものについては、適用しない。

(休息时间)

第 65 条の 3 船舶所有者は、休息時間を 1 日について 3 回以上に分割して船員に与えてはならない。

2 船舶所有者は、前項に規定する休息時間を 1 日について 2 回に分割して船員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を 6 時間以上としなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、休息時間を、1 日について 3 回以上に分割して、又は前項に規定する場合において休息時間のうちいずれか長い方の休息時間を 6 時間未満として、船員（海員にあつては、次に掲げる者に限る。）に与えることができる。

①船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要がある場合その他の国土交通省令で定める特別の安全上の必要がある場合において作業に従事する海員

②定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員が前 2 項の規定によることが著しく不適當な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに乗組む海員

(割増手当)

第 66 条 船舶所有者は、第 64 条から第 65 条までの規定により、船員が、第 60 条第 1 項の規定若しくは第 72 条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事したときは、国土交通省令で定める割増手当を支払わなければならない。

(通常配置表)

第 66 条の 2 船長は、第 12 条から第 14 条までに規定する場合その他非常の場合以外の通常の場合における船員の船内作業の時間帯及び作業内容に関し、国土交通省令で定めるところにより、通常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておかなければならない。

(記録簿の備置き等)

第 67 条 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内に帳簿を備え置いて、船員の労働時間、補償休日、休息时间及び第 66 条(第 88 条の 2 の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 88 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。)の割増手当に関する事項を記載しなければならない。

2 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、前項の帳簿の写しを交付しなければならない。

3 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、休日付与簿を備え置いて、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければならない。

(例外規定)

第 68 条 第 60 条から前条までの規定及び第 72 条の国土交通省令の規定は、船員が次に掲げる作業に従事する場合(海員にあっては、船長の命令によりこれらの作業に従事する場合に限る。)には、これを適用しない。

①人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業

②防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業

③航海当直の通常の交代のために必要な作業

2 船長は、補償休日又は休息时间において、前項各号に掲げる作業に自ら従事し、又は海員に従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できる限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。

(定員)

第 69 条 船舶所有者は、国土交通省令で定める場合を除いて、第 60 条第 1 項の規定又は第 72 条の国土交通省令の規定を遵守するために必要な海員の定員を定めて、その員数の海員を乗り組ませなければならない。

2 船舶所有者は、航海中海員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。

第 70 条 船舶所有者は、前条の規定によるほか、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませなければならない。

(適用範囲等)

第 71 条 第 60 条から第 69 条までの規定は、次に掲げる船舶については、これを適用しない。

①漁船

②船員が断続的作業に従事する船舶で船舶所有者が国土交通大臣の許可を受けたもの

2 前項各号の船舶に係る前条の規定の適用については、同条中「前条の規定によるほか、航海当直」とあるのは、「航海当直」とする。

(特例)

第 72 条 定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員が第 60 条第 1 項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに関しては、当該船舶の航海の態様及び当該船員の職務に応じ、国土交通省令で定める一定の期間を平均した 1 日当たりの労働時間が 8 時間を超えず、かつ、1 日当たりの労働時間が 14 時間を超えない範囲内において、船員の 1 日当たりの労働時間について国土交通省令で別段の定めをすることができる。

第 73 条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、第 60 条から第 69 条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し必要な国土交通省令を発することができる。

第 7 章 有給休暇

(有給休暇の付与)

第 74 条 船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて 6 箇月間連続して勤務(船舶のぎ装又は修繕中の勤務を含む。以下同じ。)に従事したときは、その 6 箇月の経過後 1 年以内にその船員に次条第 1 項又は第 2 項の規定による日数の有給休暇を与えなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるとき、又は船舶の工事のため特に必要がある場合において国土交通大臣の許可を受

けたときは、当該航海又は工事に必要な期間（工事の場合にあつては、3箇月以内に限る。）、有給休暇を与えることを延期することができる。

- 2 船舶所有者は、船員が前項の規定により与えられた有給休暇に係る連続した勤務の後に当該同一の事業に属する船舶において1年間連続して勤務に従事したときは、その1年の経過後1年以内にその船員に次条第3項又は第4項の規定による日数の有給休暇を与えなければならない。
- 3 第1項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。
- 4 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に規定する介護休業（同法第61条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。）をした期間及び女子の船員が第87条第1項又は第2項の規定によって勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。
- 5 船舶における勤務が中断した場合において、その中断の事由が船員の故意又は過失によるものでなく、かつ、その中断の期間の合計が1年当たり6週間を超えないときは、その中断の期間は、船員が当該期間の前後の勤務と連続して勤務に従事した期間とみなす。

（有給休暇の日数）

- 第75条 前条第1項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務6箇月について15日とし、連続した勤務3箇月を増すごとに5日を加える。ただし、同項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間1箇月を増すごとに2日を加える。
- 2 沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗組む船員に前条第1項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務6箇月について10日とし、連続した勤務3箇月を増すごとに3日（同項ただし書に規定する期間については、1箇月を増すごとに1日）を加える。
 - 3 前条第2項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務1年について25日とし、連続した勤務3箇月を増すごとに5日を加える。ただし、同条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間1箇月を増すごとに2日を加える。
 - 4 第2項に規定する船員に前条第2項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務1年について15日とし、連続した勤務3箇月を増すごとに3日（同項ただし書に規定する期間については、1箇月を増すごとに1日）を加える。

第76条 船舶所有者が船員に週休日、祝祭日の休日、慣習による休日又はこれらに代わるべき休日を与えているときは、その休日の日数は、これを前条の有給休暇の日数に算入しないものとする。負傷又は疾病に因り勤務に従事しない日数も同様とする。

（有給休暇の与え方）

第77条 有給休暇を与うべき時期及び場所については、船舶所有者と船員との協議による。

- 2 有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて、これを与えることができる。

（有給休暇中の報酬）

第78条 船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及び食費を支払わなければならない。

- 2 船舶所有者は、有給休暇を請求することができる船員が有給休暇を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与うべき有給休暇の日数に応じ前項の給料、手当及び食費を支払わなければならない。

（適用範囲等）

第79条 この章の規定は、左の船舶については、これを適用しない。

①漁船

②船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶

第79条の2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、漁船に乗組む船員の有給休暇に関し必要な国土交通省令を発することができる。

第8章 食料並びに安全及び衛生

（食料の支給）

第80条 船舶所有者は、船員の乗船中、これに食料を支給しなければならない。

- 2 前項の規定による食料の支給は、船員が職務に従事する期間又は船員が負傷若しくは疾病のため職務に従事しない期間においては、船舶所有者の費用で行わなければならない。
- 3 第1項の規定による食料の支給は、遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数700トン以上のもの又は国土交通省令で定める漁船に乗り組む船員に支給する場合にあっては、国土交通大臣の定める食料表に基づいて行わなければならない。
- 4 船舶所有者は、その大きさ、航行区域及び航海の態様を勘案して国土交通省令で定める船舶には、第1項の規定による船内における食料の支給を適切に行う能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に該当する者を乗り組ませなければならない。

(安全及び衛生)

- 第81条 船舶所有者は、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。
- 2 船舶所有者は、国土交通省令で定める危険な船内作業については、国土交通省令で定める経験又は技能を有しない船員に従事させてはならない。
 - 3 船舶所有者は、次に掲げる船員を作業に従事させてはならない。
 - ① 伝染病にかかった船員
 - ② 心身の障害により作業を適正に行うことができない船員として国土交通省令で定めるもの
 - ③ 前2号に掲げるもののほか、労働に従事することによって病勢の増悪するおそれのある疾病として国土交通省令で定めるものにかかった船員
 - 4 船員は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

(医師)

- 第82条 船舶所有者は、左の船舶には、医師を乗り組ませなければならない。但し、国内各港間を航海するとき、国土交通省令の定める区域のみを航海するとき、又は国土交通省令の定める短期間の航海を行なう場合若しくはやむを得ない事由がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
- ① 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数3000トン以上の船舶で最大とう載人員100人以上のもの
 - ② 前号に掲げる船舶以外の遠洋区域を航行区域とする国土交通省令の定める船舶で国土交通大臣の指定する航路に就航するもの
 - ③ 国土交通省令の定める母船式漁業に従事する漁船

(衛生管理者)

- 第82条の2 船舶所有者は、左の船舶（前条各号に掲げるものを除く。）については、乗組員の中から衛生管理者を選任しなければならない。但し、国内各港間を航海する場合又は国土交通省令の定める区域のみを航海する場合は、この限りでない。
- ① 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数3000トン以上の船舶
 - ② 国土交通省令の定める漁船
- 2 衛生管理者は、衛生管理者適任証書を受有する者でなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
 - 3 国土交通大臣は、左に掲げる者に衛生管理者適任証書を交付する。
 - ① 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者
 - ② 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者
 - 4 衛生管理者は、国土交通省令の定めるところにより、船内の衛生管理に必要な業務に従事しなければならない。その業務については、衛生管理者は、必要に応じ、医師の指導を受けるように努めなければならない。
 - 5 前各項に定めるものの外、衛生管理者及び衛生管理者適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(健康証明書)

- 第83条 船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませなければならない。
- 2 健康証明書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

第9章 年少船員

(未成年者の行為能力)

第84条 未成年者が船員となるには、法定代理人の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、雇入契約に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

(年少船員の就業制限)

第85条 船舶所有者は、年齢16年未満の者（漁船にあっては、年齢15年に達した日以後の最初の3月31日が終了した者を除く。）を船員として使用してはならない。ただし、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。

2 船舶所有者は、年齢18年未満の船員を第81条第2項の国土交通省令で定める危険な船内作業又は国土交通省令で定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事させてはならない。

3 船舶所有者は、年齢18年未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に国土交通大臣の認証を受けなければならない。

4 前項の認証に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(年少船員の夜間労働の禁止)

第86条 船舶所有者は、年齢18年未満の船員を午後8時から翌日の午前5時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令の定める場合において午前0時から午前5時までの間を含む連続した9時間の休息をさせるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第68条第1項第1号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

3 第1項の規定は、漁船及び船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第9章の2 女子船員

(妊産婦の就業制限)

第87条 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。ただし、次の各号の1に掲げる場合は、この限りでない。

①国土交通省令で定める範囲の航海に関し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたとき。

②女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。

2 船舶所有者は、出産後8週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。ただし、出産後6週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

3 船舶所有者は、第1項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女子を船内で作業に従事させる場合において、その女子の申出があったときは、その者を軽易な作業に従事させなければならない。

第88条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、妊娠中又は出産後1年以内の女子（以下「妊産婦」という。）の船員を国土交通省令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。

(妊産婦の労働時間及び休日の特例)

第88条の2 第61条、第64条から第65条の2まで、第65条の3第3項、第66条、第68条第1項及び第71条から第73条までの規定は、妊産婦の船員については、これを適用しない。

第88条の2の2 船舶所有者は、妊産婦の船員を第60条第1項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事させてはならない。

2 船舶所有者は、出産後8週間を経過した妊産婦の船員が、第64条第1項に規定する場合において、第60条第1項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき（その者の母性保護上支障がないと医師が認めた場合に限る。）は、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定による労働時間の制限を超えて当該妊産婦の船員を作業に従事させることができる。

3 船舶所有者は、出産後8週間を経過した妊産婦の船員が、第64条第2項に規定する場合において、第60条第1項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき（その者の母性保護上支障がないと医師が認めた場合に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、第64条第2項の国土交通省令で定める時間を限度として、第60条第1項の規定による労働時間の制限を超えて当該妊産婦の船員を作業に従事させることができる。

4 第64条第3項及び第66条の規定は、第2項の規定により妊産婦の船員が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において、第66条中「第60条第1項の規定若しく

は第 72 条の国土交通省令の規定」とあるのは、「第 60 条第 1 項の規定」と読み替えるものとする。

5 第 65 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 66 条の規定は、第 3 項の規定により妊産婦の船員が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において、第 65 条の 2 第 1 項中「第 60 条第 1 項の規定又は第 72 条の国土交通省令の規定」とあるのは「第 60 条第 1 項の規定」と、「第 60 条第 1 項の規定及び第 72 条の国土交通省令の規定による労働時間並びに海員にあっては次項の規定による作業に従事する」とあるのは「同項の規定による」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 88 条の 2 の 2 第 5 項において準用する第 1 項」と、同条第 4 項中「第 64 条第 1 項」とあるのは「第 88 条の 2 の 2 第 2 項」と、「第 1 項及び第 2 項」とあるのは「同条第 5 項において準用する第 1 項」と、第 66 条中「第 60 条第 1 項の規定若しくは第 72 条の国土交通省令の規定」とあるのは「第 60 条第 1 項の規定」と読み替えるものとする。

6 第 65 条の 3 第 3 項の規定は、出産後 8 週間を経過した妊産婦の船員（海員にあっては、同項各号に掲げる者に限る。）がその休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て、その者の母性保護上支障がないと医師が認めた場合について準用する。

第 88 条の 3 船舶所有者は、妊産婦の船員に 1 週間について少なくとも 1 日の休日（第 62 条第 1 項の規定により与えられる補償休日を除く。）を与えなければならない。

2 妊産婦の船員に係る第 62 条の規定の適用については、同条第 1 項中「1 週間において 40 時間を超える場合又は船員に 1 週間において少なくとも 1 日の休日を与えることができない場合」とあるのは「1 週間において 40 時間を超える場合」と、「当該 1 週間において少なくとも 1 日の休日を与えられない場合」にあっては、その超える時間が 8 時間を超える時間。次項において」とあるのは「次項において」と、「作業に従事すること又はその休日を与えられないこと」とあるのは「作業に従事すること」と、同条第 2 項中「超過時間の合計 8 時間当たり又は少なくとも 1 日の休日を与えられない 1 週間当たり 1 日を基準として、第 60 条第 2 項及び前条」とあるのは「超過時間の合計 8 時間当たり 1 日を基準として、第 60 条第 2 項」とする。

3 船舶所有者は、出産後 8 週間を経過した妊産婦の船員が次に掲げる申出をした場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、第 1 項及び前項の規定により読み替えて適用する第 62 条第 1 項の規定にかかわらず、当該妊産婦の船員を休日において作業に従事させることができる。

①第 64 条第 1 項に規定する場合において、休日において作業に従事することの申出

②第 65 条に規定する場合において、同条の協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める日数を超えない範囲内で、休日において作業に従事することの申出

4 第 66 条の規定は、前項の規定により妊産婦の船員が休日において作業に従事した場合について準用する。

（妊産婦の夜間労働の制限）

第 88 条の 4 船舶所有者は、妊産婦の船員を午後 8 時から翌日の午前 5 時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令で定める場合において、これと異なる時刻の間において午前 0 時前後にわたり連続して 9 時間休息させるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、出産後 8 週間を経過した妊産婦の船員が同項本文の時刻の間において作業に従事すること又は同項ただし書の規定による休息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、これを適用しない。

（例外規定）

第 88 条の 5 第 60 条、第 62 条、第 63 条、第 65 条の 3 第 1 項及び第 2 項、第 66 条の 2、第 67 条並びに前 3 条の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第 68 条第 1 項第 1 号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

（妊産婦以外の女子船員の就業制限）

第 88 条の 6 船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を第 88 条に規定する作業のうち国土交通省令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

（生理日における就業制限）

第 88 条の 7 船舶所有者は、生理日における就業が著しく困難な女子の船員の請求があったときは、その者を生理日において作業に従事させてはならない。

（適用範囲）

第 88 条の 8 この章の規定は、船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第10章 災害補償

(療養補償)

- 第89条 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。
- 2 船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、3箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。
- 第90条 前条の療養は、次の各号のものとする。

- ①診察
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③処置、手術その他の治療
- ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥治療に必要な自宅以外の場所への収容（食料の支給を含む。）
- ⑦移送

(傷病手当及び予後手当)

- 第91条 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、4箇月の範囲内においてその負傷又は疾病がなおるまで毎月1回、国土交通省令の定める報酬（以下標準報酬という。）の月額に相当する額の傷病手当を支払い、その4箇月が経過してもその負傷又は疾病がなおらないときは、そのなおるまで毎月1回、標準報酬の月額の100分の60に相当する額の傷病手当を支払わなければならない。
- 2 船舶所有者は、前項の負傷又は疾病がなおった後遅滞なく、標準報酬の月額の100分の60に相当する額の予後手当を支払わなければならない。
- 3 前2項の規定は、負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、これを適用しない。

(障害手当)

- 第92条 船員の職務上の負傷又は疾病がなおった場合において、なおその船員の身体に障害が存するときは、船舶所有者は、なおった後遅滞なく、標準報酬の月額に障害の程度に応じ別表に定める月数を乗じて得た額の障害手当を支払わなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

(行方不明手当)

- 第92条の2 船舶所有者は、船員が職務上行方不明となったときは、3箇月の範囲内において、行方不明期間中毎月1回、国土交通省令の定める被扶養者に標準報酬の月額に相当する額の手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が1箇月に満たない場合は、この限りでない。

(遺族手当)

- 第93条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族に標準報酬の月額の36箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

(葬祭料)

- 第94条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族で葬祭を行う者に標準報酬の月額の2箇月分に相当する額の葬祭料を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

(他の給付との関係)

- 第95条 第89条から前条までの規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払（以下災害補償と総称する。）を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由により労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）若しくは船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基づいて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。

(審査及び仲裁)

- 第96条 職務上の負傷、疾病、行方不明又は死亡の認定、療養の方法、災害補償の金額の決定その他災害補償の実施に関して異議のある者は、国土交通大臣に対して審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。
- 2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。
- 3 国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁に際し船長その他の関係人の意見を聴かななければならない。
- 4 国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁のため必要があると認めるときは、医師に診断又は検案をさせることができる。
- 5 第1項の規定による審査又は事件の仲裁の申立て及び第2項の規定による審査又は事件の仲裁の開

始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第 11 章 就業規則

(就業規則の作成及び届出)

第 97 条 常時 10 人以上の船員を使用する船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、次の事項について就業規則を作成し、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- ①給料その他の報酬
- ②労働時間
- ③休日及び休暇
- ④定員

2 前項の船舶所有者は、次の事項について就業規則を作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- ①食料並びに安全及び衛生
- ②被服及び日用品
- ③陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設
- ④災害補償
- ⑤失業手当、雇止手当及び退職手当
- ⑥送還
- ⑦教育
- ⑧賞罰
- ⑨その他の労働条件

3 船舶所有者を構成員とする団体で法人たるものは、その構成員たる第 1 項の船舶所有者について適用される就業規則を作成して、これを届け出ることができる。その変更についても同様とする。

4 前項の規定による届出があったときは、同項に規定する船舶所有者は、当該就業規則の作成及びその作成又は変更の届出をしなくてもよい。

5 第 1 項乃至第 3 項の規定による届出には、第 98 条の規定により聴いた意見を記載した書面を添付しなければならない。

(就業規則の作成の手続)

第 98 条 船舶所有者又は前条第 3 項に規定する団体は、就業規則を作成し、又は変更するには、その就業規則の適用される船舶所有者の使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聴かななければならない。

(就業規則の監督)

第 99 条 国土交通大臣は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、就業規則が不当であると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の議を経て、その変更を命ずることができる。

(就業規則の効力)

第 100 条 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

第 11 章の 2 船員の労働条件等の検査等

(定期検査)

第 100 条の 2 総トン数 500 トン以上の日本船舶(漁船その他国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。以下「特定船舶」という。)の船舶所有者は、当該特定船舶を初めて本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海(以下「国際航海」という。)に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び療養補償(以下「労働条件等」という。)について、国土交通大臣又は第 100 条の 12 の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)の行う定期検査を受けなければならない。次条第 1 項の海上労働証書又は第 100 条の 6 第 3 項の臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶をその有効期間満了後も国際航海に従事させようとするときも、同様とする。

2 前項の検査は、特定船舶以外の日本船舶(漁船その他同項の国土交通省令で定める特別の用途に供

される船舶を除く。)であって、国際航海に従事させようとするものについても、船舶所有者の申請により実施することができる。

(海上労働証書)

第 100 条の 3 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第 1 項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなければならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めたときも、同様とする。

- ①第 32 条第 1 項及び第 3 項の規定により、船員にこれらの規定に規定する書面が交付されていること。
- ②第 32 条の 2 各号に掲げる者が船員として雇い入れられていないこと。
- ③第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定により、船員にこれらの規定に規定する書面が交付されていること。
- ④第 36 条第 3 項の規定により、同項に規定する書面の写しが船内に備え置かれていること。
- ⑤第 50 条第 3 項の規定により、船員の勤務に関する事項が船員手帳に記載されていること。
- ⑥第 53 条第 1 項及び第 2 項並びに第 56 条の規定により、船員に給料その他の報酬が支払われていること。
- ⑦第 53 条第 3 項の規定により、船員に同項に規定する書面が交付されていること。
- ⑧船員の労働時間及び休日、第 60 条第 1 項及び第 2 項、第 61 条、第 62 条、第 64 条第 1 項及び第 2 項、第 64 条の 2 第 1 項、第 65 条、第 65 条の 2 第 1 項（第 88 条の 2 の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項、第 65 条の 2 第 3 項及び第 4 項（これらの規定を第 88 条の 2 の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）並びに第 5 項、第 65 条の 3 第 1 項及び第 2 項、同条第 3 項（第 88 条の 2 の 2 第 6 項において準用する場合を含む。）、第 68 条第 1 項、第 71 条、第 72 条、第 88 条の 2、第 88 条の 2 の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 88 条の 3 第 1 項から第 3 項まで並びに第 88 条の 5 の規定による基準に適合しているものであること。
- ⑨第 66 条の 2 の規定により、通常配置表が定められ、及びこれが掲示されていること。
- ⑩第 67 条第 1 項の規定により同項に規定する事項が記載された帳簿が備え置かれており、かつ、同条第 2 項の規定によりその写しが船員に交付されていること。
- ⑪第 70 条の規定により、必要な員数の海員が乗り組んでいること。
- ⑫第 80 条第 1 項から第 3 項までの規定により、船員に食料が支給されていること。
- ⑬第 80 条第 4 項の国土交通省令で定める船舶にあつては、同項の国土交通省令で定める基準に該当する者が乗り組んでいること。
- ⑭船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し第 81 条第 1 項の国土交通省令で定める事項が遵守されていること。
- ⑮第 81 条第 2 項の国土交通省令で定める危険な船内作業に、同項の国土交通省令で定める経験又は技能を有しない船員が従事していないこと。
- ⑯第 81 条第 3 項各号に掲げる船員が作業に従事していないこと。
- ⑰第 82 条第 1 号及び第 2 号に掲げる船舶にあつては、同条の規定により、医師が乗り組んでいること。
- ⑱第 82 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる船舶にあつては、同項及び同条第 2 項の規定により、衛生管理者が選任されていること。
- ⑲第 83 条第 1 項の健康証明書を持たない者が船舶に乗り組んでいないこと。
- ⑳年齢 15 年未満の者が船員として使用されていないこと。
- ㉑年齢 18 年未満の船員が第 81 条第 2 項の国土交通省令で定める危険な船内作業又は第 85 条第 2 項の国土交通省令で定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事していないこと。
- ㉒年齢 18 年未満の船員が第 86 条の規定により作業に従事させてはならない時刻の間において作業に従事していないこと。
- ㉓第 89 条の規定により、船員が負傷し、又は疾病にかかったとき（第 95 条に規定する場合を除く。）において、船舶所有者がその費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担していること。
- ㉔第 113 条第 1 項の規定により、同項に規定する書類が船内の見やすい場所に掲示され、又は備え置かれていること。
- ㉕第 117 条の 2 第 1 項の国土交通省令で定める船舶にあつては、同項の規定により、同項に規定する航海当直部員が乗り組んでいること。
- ㉖第 118 条の 4 第 1 項の規定により、同項に規定する船内苦情処理手続が定められていること。
- ㉗第 118 条の 4 第 2 項の規定により、船員に同項に規定する書面が交付されていること。

- ㊸第 118 条の 4 第 3 項の規定により、同条第 1 項の苦情が処理されていること。
- ㊹第 118 条の 4 第 1 項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対して不利益な取扱いがされていないこと。
- ㊺有効な船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 9 条第 1 項の船舶検査証書又は同条第 2 項の臨時航行許可証の交付を受けていること。
- ㊻船舶職員及び小型船舶操縦者法第 2 条第 1 項に規定する船舶（同条第 4 項に規定する小型船舶を除く。）にあつては、同法第 18 条、第 19 条第 1 項及び第 23 条第 5 項の規定により、同法第 2 条第 2 項に規定する船舶職員が乗り組んでいること。
- ㊼国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が前各号に掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められており、かつ、これらが適確に実施されていること。

- 2 前項の海上労働証書（以下「海上労働証書」という。）の有効期間は、5 年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者の変更があつたときは、当該船舶に交付された海上労働証書の有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。
- 4 従前の海上労働証書の有効期間が満了する日前 3 月以内に受けた前条第 1 項後段の検査に係る海上労働証書の交付を受けた場合における当該海上労働証書の有効期間は、第 2 項の規定にかかわらず、従前の海上労働証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して 5 年を経過する日が経過するまでの期間とする。

（中間検査）

第 100 条の 4 海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者は、当該海上労働証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該船舶に係る船員の労働条件等について国土交通大臣又は登録検査機関の行う中間検査を受けなければならない。

（海上労働証書の効力の停止）

第 100 条の 5 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条の検査の結果当該船舶が第 100 条の 3 第 1 項各号に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めたときは、当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、当該船舶に交付された海上労働証書の効力を停止するものとする。

（臨時海上労働証書）

第 100 条の 6 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶について船舶所有者の変更があつたことその他の国土交通省令で定める事由により有効な海上労働証書の交付を受けていない当該特定船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件等について、国土交通大臣又は登録検査機関の行う検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査は、特定船舶以外の日本船舶（漁船その他第 100 条の 2 第 1 項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。）であつて、前項の国土交通省令で定める事由により有効な海上労働証書の交付を受けていないものを臨時に国際航海に従事させようとするものについても、船舶所有者の申請により実施することができる。
- 3 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が第 1 項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、臨時海上労働証書を交付しなければならない。

- ①第 100 条の 3 第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 9 号、第 11 号、第 13 号、第 17 号から第 20 号まで、第 24 号から第 27 号まで、第 30 号及び第 31 号の要件に適合していること。
- ②船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し第 81 条第 1 項の国土交通省令で定める事項のうち、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け並びに船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備に関するものとして国土交通省令で定める事項が遵守されていること。
- ③国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が第 100 条の 3 第 1 項第 1 号から第 31 号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められていること。

- 4 前項の臨時海上労働証書（以下「臨時海上労働証書」という。）の有効期間は、6 箇月とする。ただし、その有効期間は、当該船舶の船舶所有者が当該船舶について海上労働証書の交付を受けたときは、満了したものとみなす。

- 5 第 100 条の 3 第 3 項の規定は、臨時海上労働証書について準用する。

（特定船舶の航行）

第 100 条の 7 特定船舶は、有効な海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

(海上労働証書等の備置き)

第 100 条の 8 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶内に、国土交通省令で定めるところにより、これらの証書を備え置かなければならない。

(再検査)

第 100 条の 9 第 100 条の 2 第 1 項、第 100 条の 4 又は第 100 条の 6 第 1 項の検査（以下「法定検査」という。）の結果に不服がある者は、その結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

- 2 法定検査又は前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。
- 3 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係する帳簿書類その他の物件の現状を変更してはならない。
- 4 法定検査の結果に不服がある者は、第 1 項及び第 2 項の規定によることによつてのみこれを争うことができる。

(証書の返納命令)

第 100 条の 10 国土交通大臣は、海上労働証書の交付を受けた船舶が、第 100 条の 3 第 1 項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書の返納を命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、臨時海上労働証書の交付を受けた船舶が、第 100 条の 6 第 3 項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、臨時海上労働証書の返納を命ずることができる。

(国土交通省令への委任)

第 100 条の 11 法定検査の申請書の様式、法定検査の実施方法その他法定検査に関し必要な事項並びに海上労働証書及び臨時海上労働証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これらの証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第 1 1 章の 3 登録検査機関

(登録)

第 100 条の 12 第 100 条の 2 第 1 項の規定による登録（以下単に「登録」という。）は、法定検査を行おうとする者の申請により行う。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

①次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者（第 100 条の 17 において「検査員」という。）が検査を実施すること。

イ 船員の労働条件等の検査について 3 年以上の実務の経験を有すること。

ロ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第 2 条第 2 項に規定する船舶職員として 5 年以上の乗船経験を有すること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

②登録申請者が、船舶所有者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、船舶所有者がその親法人（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 1 項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検査に係る業務（以下「検査業務」という。）を行おうとする者である場合にあっては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める船舶所有者の役員又は職員（過去 2 年間に当該船舶所有者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、船舶所有者の役員又は職員（過去 2 年間に当該船舶所有者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

- 3 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

①この法律、船舶安全法、船員職業安定法若しくは船舶職員及び小型船舶操縦者法又はこれらの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

②第 100 条の 26 第 1 項又は第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者

- ③法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 登録は、登録検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- ①登録年月日及び登録番号
 - ②登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ③登録を受けた者が検査を行う事業所の所在地
 - ④前3号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第100条の13 登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(検査の義務)

第100条の14 登録検査機関は、検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならない。

- 2 登録検査機関は、公正に、かつ、第100条の12第2項第1号に掲げる要件に適合する方法により検査を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第100条の15 登録検査機関は、第100条の12第4項第2号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(検査業務規程)

第100条の16 登録検査機関は、検査業務の開始前に、検査業務の実施に関する規程（以下この章において「検査業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をした検査業務規程が検査業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、登録検査機関（外国にある事務所において検査業務を行う登録検査機関（以下「外国登録検査機関」という。）を除く。）に対し、その検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 検査業務規程には、検査業務の実施方法、専任の管理責任者の選任その他の検査業務の信頼性を確保するための措置、検査に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかななければならない。

(検査員)

第100条の17 登録検査機関は、検査員を選任したときは、その日から15日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは前条第1項の規定により認可を受けた検査業務規程に違反する行為をしたとき、又は検査業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、検査員の解任を命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令により検査員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、検査員となることができない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第100条の18 登録検査機関の役員及び職員で検査業務に従事するものは、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第100条の19 登録検査機関は、毎事業年度経過後3月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第100条の26第2項第4号及び第133条の2において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、5年間事務所に備えて置かななければならない。

- 2 船舶所有者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。
- ①財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - ②前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - ③財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - ④前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提

供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(業務の休廃止)

第 100 条の 20 登録検査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(適合命令)

第 100 条の 21 国土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第 100 条の 12 第 2 項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第 100 条の 22 国土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第 100 条の 14 の規定に違反していると認めるときは、その登録検査機関に対し、同条の規定による検査業務を行うべきこと又は検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(準用)

第 100 条の 23 第 100 条の 16 第 2 項、第 100 条の 17 第 2 項及び前 2 条の規定は、外国登録検査機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第 100 条の 24 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第 100 条の 25 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し等)

第 100 条の 26 国土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

①第 100 条の 12 第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。

②第 100 条の 15、第 200 条の 17 第 1 項、第 100 条の 19 第 1 項、第 100 条の 20 又は次条の規定に違反したとき。

③第 100 条の 16 第 1 項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた検査業務規程によらないで検査を行ったとき。

④第 100 条の 16 第 2 項、第 100 条の 17 第 2 項、第 100 条の 21 又は第 100 条の 22 の規定による命令に違反したとき。

⑤正当な理由がないのに第 100 条の 19 第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。

⑥不正の手段により登録を受けたとき。

2 国土交通大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

①前項第 1 号、第 2 号（第 100 条の 19 第 1 項に係る部分を除く。）、第 3 号又は第 6 号のいずれかに該当するとき。

②第 100 条の 23 の規定により読み替えて準用する第 100 条の 16 第 2 項、第 100 条の 27 第 2 項、第 100 条の 21 又は第 100 条の 22 の規定による請求に応じなかったとき。

③国土交通大臣が、外国登録検査機関が前 2 号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて検査業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

④第 100 条の 19 第 1 項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。

⑤国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録検査機関に対しその業務又は経理の状況に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

⑥国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させようとした場

合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

⑦次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第6号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。

（帳簿の記載）

第100条の27 登録検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（公示）

第100条の28 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

①登録をしたとき。

②第100条の15の規定による届出があったとき。

③第100条の20の規定による許可をしたとき。

④第100条の26第1項の規定により登録を取り消し、又は検査業務の停止を命じたとき。

⑤第100条の26第2項の規定により登録を取り消したとき。

第12章 監督

（監督命令等）

第101条 国土交通大臣は、この法律、労働基準法（船員の労働関係について適用される部分に限る。以下同じ。）又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、船舶所有者又は船員がその命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その船舶の入港すべき港を指定することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による処分に係る船舶について、第1項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその処分を取り消さなければならない。

第102条 国土交通大臣は、船舶所有者及び船員の間が生じた労働関係に関する紛争（労働関係調整法第6条の労働争議及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第4条第1項の個別労働関係紛争であつて同法第21条第1項の規定により読み替えられた同法第5条第1項の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が指名するあっせん員があつせんを委任されたものを除く。）の解決について、あっせんすることができる。

（外国における国土交通大臣の事務）

第103条 この法律によって国土交通大臣の行うべき事務は、外国にあつては、国土交通省令の定めるところにより、日本の領事官がこれを行う。

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

（市町村が処理する事務）

第104条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令の定める基準により国土交通大臣の指定する市町村長が行うこととすることができる。

2 市町村長のした前項の事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であるものに限る。）に係る処分についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。

3 市町村長の行う第1項の事務（地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であるものに限る。）に係る処分の不作為についての審査請求は、市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣のいずれかに対してするものとする。

（船員労務官）

第105条 国土交通大臣は、所部の職員の中から船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

第106条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告をすることができる。

第107条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

- 2 船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。
- 3 前2項の場合には、船員労務官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 5 船員労務官の服制は、国土交通省令でこれを定める。

第108条 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

第108条の2 船員労務官は、第101条第2項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

第109条 船員労務官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。船員労務官を退職した後においても同様とする。

(交通政策審議会等の権限)

第110条 交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

- 2 交通政策審議会等は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。

(報告事項)

第111条 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、左の事項について、国土交通大臣に報告をしなければならない。

- ①使用船員の数
- ②給料その他の報酬の支払状況
- ③災害補償の実施状況
- ④その他国土交通省令の定める事項

(船員の申告)

第112条 この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があるときは、船員は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は船員労務官にその事実を申告することができる。

- 2 船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員を解雇しその他船員に対して不利益な取扱を与えてはならない。

第13章 雑則

(就業規則等の掲示等)

第113条 船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基づく命令、労働協約、就業規則並びに第34条第2項、第64条の2第1項、第65条及び第65条の3第3項の協定を記載した書類を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。

- 2 船舶所有者(漁船その他第100条の2第1項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶の船舶所有者を除く。)は、2006年の海上の労働に関する条約を記載した書類を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。

- 3 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、これらの証書の写しを船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(報酬、補償及び手当の調整)

第114条 船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当のうち、その2以上をともに支払うべき期間については、いずれか1の多額のもの支払うを以て足りる。

- 2 船舶所有者は、給料その他の報酬を支払うべき場合において雇止手当又は予後手当を支払うべきときは、給料その他の報酬を支払うべき限度において、雇止手当又は予後手当の支払の義務を免れる。

(譲渡又は差押の禁止)

第115条 失業手当、雇止手当、送還の費用、送還手当又は災害補償を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。給料その他の報酬及び前条に規定する手当をともに支払うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利(これらの手当の額に相当する部分に関するものに限る。)についても同様とする。

(付加金の支払)

第116条 船舶所有者は、第44条の3から第46条まで、第47条第1項、第49条、第63条、第66条(第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。)又は第78

条の規定に違反したときは、これらの規定により船舶所有者が支払うべき金額（第 47 条第 1 項の規定に違反したときは、送還の費用）についての次項の規定による請求の時における未払金額に相当する額の付加金を船員に支払わなければならない。

- 2 船員は、裁判所に対する訴えによってのみ前項の付加金の支払を請求することができる。ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあった時から 2 年以内にこれをしなければならない。

（時効の特則）

第 117 条 船員の船舶所有者に対する債権は、2 年間（退職手当の債権にあつては、5 年間）これを行わないときは、時効によって消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

（航海当直部員）

第 117 条の 2 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶に航海当直をすべき職務を有する部員（第 5 項において「航海当直部員」という。）として部員を乗り組ませようとする場合には、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

- 2 国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより航海当直をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。
- 3 国土交通大臣は、次項の規定により証印を抹消され、その日から 1 年を経過しない者に対しては、前項の証印をしないことができる。
- 4 国土交通大臣は、第 2 項の規定により証印を受けている者が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その者に対し船員手帳の提出を命じ、その証印を抹消することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、航海当直部員及び第 2 項の規定による証印に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

（危険物等取扱責任者）

第 117 条の 3 船舶所有者は、国土交通省令の定めるタンカー（国土交通大臣の定める危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶をいう。）には、危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者（第 3 項において「危険物等取扱責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令の定めるところにより乗り組ませなければならない。

- 2 国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。
- 3 前条第 3 項から第 5 項までの規定は、危険物等取扱責任者及び前項に規定する証印について準用する。

（救命艇手）

第 118 条 船舶所有者は、国土交通省令の定める船舶については、乗組員の中から国土交通省令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

- 2 救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならない。
- 3 国土交通大臣は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。
 - ①国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者
 - ②国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者
- 4 国土交通大臣は、次項の規定により救命艇手適任証書の返納を命ぜられ、その日から 1 年を経過しない者に対しては、救命艇手適任証書の交付を行わないことができる。
- 5 国土交通大臣は、救命艇手が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その救命艇手適任証書の返納を命ずることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、救命艇手及び救命艇手適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

（旅客船の乗組員）

第 118 条の 2 船舶所有者は、国土交通省令の定める旅客船には、国土交通省令の定めるところにより旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませるはならない。

（高速船の乗組員）

第 118 条の 3 船舶所有者は、国土交通省令の定める高速船（最大速力が国土交通大臣の定める速力以上の船舶をいう。）には、国土交通省令の定めるところにより船舶の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませるはならない。

(船内苦情処理手続)

第 118 条の 4 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船内苦情処理手続（船員が航海中に船舶所有者に申出をしたこの法律、労働基準法及びこの法律に基づく命令に規定する事項並びに船員の労働条件等に関し国土交通省令で定める事項に関する苦情を処理する手続をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、船内苦情処理手続を記載した書面を船員に交付しなければならない。
- 3 船舶所有者は、船員から航海中に第 1 項の苦情の申出を受けた場合にあっては、船内苦情処理手続に定めるところにより、苦情を処理しなければならない。
- 4 船舶所有者は、第 1 項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(戸籍証明)

第 119 条 船員、船員になろうとする者、船舶所有者又は船長は、船員又は船員になろうとする者の戸籍について、戸籍事務を管掌する者又はその代理者に対し無償で証明を請求することができる。

(経過措置)

第 119 条の 2 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（年金制度、健康保険制度、雇用保険制度その他の社会保障制度及びこれらに関する政府の特別会計、労働関係調整制度その他の労働関係制度並びに罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(国及び公共団体に対する適用)

第 120 条 この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令は、国、都道府県、市町村その他これに準ずるものについても適用があるものとする。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部の適用除外)

第 120 条の 2 船舶職員及び小型船舶操縦者法第 3 章第 5 節の規定は、船長については、適用しない。

(外国船舶の監督等)

第 120 条の 3 国土交通大臣は、その職員に、日本船舶以外の船舶（第 1 条第 1 項の国土交通省令で定める船舶及び同条第 2 項各号に定める船舶を除く。以下この条において「外国船舶」という。）で国土交通省令で定めるものが国内の港にある間、当該外国船舶に立ち入り、当該外国船舶の乗組員の労働条件等が 2006 年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合しているかどうか及び当該外国船舶の乗組員が次に掲げる要件の全てに適合しているかどうかについて検査を行わせることができる。

- ① 1978 年の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に定める航海当直の基準に従った航海当直を実施していること。
- ② 操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関し国土交通省令で定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。
- 2 国土交通大臣は、前項の検査を行う場合において必要があると認めるときは、その必要と認める限度において、当該外国船舶の帳簿書類その他の物件を検査し、当該外国船舶の乗組員に質問し、又は当該外国船舶の乗組員が同項第 2 号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うことができる。
- 3 国土交通大臣は、第 1 項の規定による検査の結果、当該外国船舶の乗組員の労働条件等が 2006 年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していないと認めるとき、又は当該外国船舶の乗組員が同項各号に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めるときは、当該外国船舶の船長に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを文書により通告するものとする。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、なお当該通告に係る措置がとられていない場合において、当該外国船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航海を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該外国船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。
- 5 国土交通大臣があらかじめ指定するその職員は、前項に規定する場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止し、又は海洋環境の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。
- 6 第 101 条第 3 項の規定は第 4 項の場合について、第 107 条第 3 項及び第 4 項の規定は第 1 項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、第 101 条第 3 項中「前項」とあるのは「第 120 条の 3 第 4 項」と、「第 1 項に規定する事実がなくなった」とあるのは「2006 年の海上の労働に関する条約に定める要件及び同条第 1 項各号に定める要件に適合するために必要な措置がとられた」と、第

107 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 120 条の 3 第 1 項」と、「船員労務官」とあるのは「同条第 1 項の規定により立入検査をする職員」と、同条第 4 項中「第 1 項又は第 2 項」とあるのは「第 120 条の 3 第 1 項」と読み替えるものとする。

7 第 112 条の規定は、外国船舶の乗組員について準用する。この場合において、同条第 1 項中「この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「2006 年の海上の労働に関する条約」と、「船員労務官」とあるのは「国土交通大臣があらかじめ指定するその職員」と読み替えるものとする。

(命令の制定)

第 121 条 この法律に基いて発する命令は、その草案について公聴会を開いて、船員及び船舶所有者のそれぞれを代表する者並びに公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定するものとする。

(手数料の納付)

第 121 条の 2 次に掲げる者(第 104 条第 1 項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

- ①船員手帳の交付、再交付、訂正又は書換えを受けようとする者
- ②第 82 条の 2 第 2 項の衛生管理者適任証書又は第 118 条第 2 項の救命艇手適任証書の再交付を受けようとする者
- ③第 82 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 118 条第 3 項第 1 号の試験を受けようとする者
- ④第 82 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 118 条第 3 項第 2 号の規定による認定を受けようとする者
- ⑤法定検査(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者
- ⑥海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けようとする者(登録検査機関が検査を行つた船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。)
- ⑦海上労働証書又は臨時海上労働証書の再交付又は書換えを受けようとする者

(事務の区分)

第 121 条の 3 第 104 条第 3 項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第 121 条の 4 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令の定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令の定めるところにより、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができる。

第 14 章 罰則

第 122 条 船長がその職権を濫用して、船内にある者に対し義務のない事を行わせ、又は行うべき権利を妨害したときは、2 年以下の懲役に処する。

第 123 条 船長が第 12 条の規定に違反したときは、5 年以下の懲役に処する。

第 124 条 船長が第 13 条の規定に違反して人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなかったときは、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 125 条 船長が次の各号の 1 に該当する場合には、2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- ①第 14 条の規定に違反したとき。
- ②船舶を遺棄したとき。
- ③外国において海員を遺棄したとき。

第 126 条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、30 万円以下の罰金に処する。

- ①第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 14 条の 3 第 1 項、第 16 条、第 17 条、第 50 条第 2 項、第 55 条、第 66 条の 2 又は第 67 条第 2 項の規定に違反したとき。
- ②第 9 条の規定に違反して予定の航路を変更したとき。
- ③第 13 条の規定に違反して告げなかったとき。
- ④第 15 条の規定に基づく国土交通省令に違反して水葬に付したとき。
- ⑤第 18 条の規定による書類を備え置かず、又は同条第 1 項第 2 号から第 4 号までの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- ⑥第 19 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑦第 50 条第 3 項の規定に違反して、船員手帳に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- ⑧第 67 条第 1 項の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しく

は虚偽の記載をしたとき。

第 127 条 海員が上長に対し暴行又は脅迫をしたときは、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 128 条 海員が左の各号の 1 に該当する場合には、1 年以下の懲役に処する。

①削除

②第 12 条乃至第 14 条に規定する場合において、船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当り、上長の命令に服従しなかったとき。

③第 39 条第 3 項に規定する場合において、人命、船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなかったとき。

④外国において脱船したとき。

第 128 条の 2 船員が第 81 条第 4 項の規定に違反したときは、30 万円以下の罰金に処する。

第 129 条 船舶所有者が第 85 条第 1 項若しくは第 2 項、第 88 条又は第 88 条の 6 の規定に違反したときは、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 130 条 船舶所有者が第 33 条、第 34 条第 1 項、第 35 条、第 44 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 44 条の 3 第 1 項若しくは第 3 項、第 45 条、第 46 条、第 47 条第 1 項若しくは第 2 項、第 49 条、第 62 条、第 63 条、第 65 条の 2 第 3 項（第 88 条の 2 の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）、第 66 条（第 88 条の 2 の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 88 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 69 条、第 74 条、第 78 条、第 80 条、第 81 条第 1 項から第 3 項まで、第 82 条、第 86 条第 1 項、第 87 条第 1 項若しくは第 2 項、第 88 条の 2 の 2 第 1 項、第 88 条の 3 第 1 項、第 88 条の 4 第 1 項、第 89 条、第 91 条から第 94 条まで、第 120 条第 2 項、第 117 条の 2 第 1 項、第 117 条の 3 第 1 項、第 118 条第 1 項、第 118 条の 2、第 118 条の 3 若しくは第 118 条の 4 第 4 項の規定に違反し、又は第 73 条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 130 条の 2 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、200 万円以下の罰金に処する。

①偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付、再交付又は書換えを受けたとき。

②第 100 条の 4 の規定による検査を受けないで、海上労働証書の交付を受けた船舶を国際航海に従事させたとき。

③第 100 条の 7 の規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させたとき。

第 130 条の 3 船舶所有者が第 100 条の 10 第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したときは、50 万円以下の罰金に処する。

第 131 条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、30 万円以下の罰金に処する。

①第 34 条第 2 項、第 36 条第 3 項、第 53 条第 1 項若しくは第 2 項、第 54 条、第 56 条、第 58 条第 1 項、第 82 条の 2 第 1 項、第 83 条第 1 項、第 85 条第 3 項、第 88 条の 7 又は第 113 条の規定に違反したとき。

②第 32 条第 1 項、第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）若しくは第 3 項、第 36 条第 1 項若しくは第 2 項、第 53 条第 3 項又は第 118 条の 4 第 2 項の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき。

③第 34 条第 4 項の規定による船員の請求にかかわらず、貯蓄金を返還しなかったとき。

④第 58 条の 2 又は第 67 条第 3 項の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

④の 2 第 100 条の 8 の規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させたとき。

⑤第 111 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第 131 条の 2 第 100 条の 26 第 1 項の規定による検査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 131 条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

①第 100 条の 20 の規定による許可を受けないで検査業務の全部を廃止したとき。

②第 100 条の 24 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第 132 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

①第 101 条第 2 項の規定による処分に違反した者

②第 120 条の 3 第 4 項の規定による処分に違反した者

第 133 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

①第 37 条の規定に違反して雇入契約の成立等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

②自己の船員手帳を棄損した者

- ③第 50 条第 4 項の規定に基づく国土交通省令に違反した者
- ④偽りその他不正の行為により船員手帳の交付、再交付、訂正又は書換えを受けた者
- ⑤他人の船員手帳を行使した者
- ⑥第 97 条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ⑦第 98 条の規定に違反した者
- ⑧第 99 条の規定による命令に違反した者
- ⑨第 100 条の 25 の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- ⑩第 101 条第 1 項の規定による命令に違反した者
- ⑪第 107 条第 1 項の規定による出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- ⑫第 109 条の規定に違反した者
- ⑬第 112 条第 1 項に定める場合において、虚偽の申告をした者
- ⑭第 120 条の 3 第 1 項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者
- ⑮第 120 条の 3 第 2 項の規定による検査若しくは審査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 133 条の 2 第 100 条の 19 第 1 項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第 2 項各号の規定による請求を拒んだ者（外国登録検査機関を除く。）は、20 万円以下の過料に処する。

第 134 条 この章のうち船長に適用すべき規定は、船長に代わってその職務を行う者にこれを適用する。

第 135 条 船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に関し第 129 条から第 131 条まで、第 132 条第 1 号又は第 133 条第 1 号、第 6 号から第 8 号まで、第 10 号若しくは第 11 号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

2 第 97 条第 3 項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務に関し第 133 条第 6 号から第 8 号まで又は第 11 号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対して、同条の刑を科する。

(附則省略)

船員法施行規則（昭和22年9月1日運輸省令第23号）

第1章 総則

（適用船舶の範囲）

第1条 船員法（以下「法」という。）第1条第1項の国土交通省令で定める船舶は、日本船舶以外の次の各号に掲げる船舶とする。

- ①船舶法（明治32年法律第46号）第1条第3号及び第4号に掲げる法人以外の日本法人が所有する船舶
- ②日本船舶を所有することができる者及び前号に掲げる者が借り入れ、又は国内の港から外国の港まで回航を請け負った船舶
- ③日本政府が乗組員の配乗を行なっている船舶
- ④国内各港間のみを航海する船舶

（適用除外小型船舶）

第1条の2 法第1条第2項第4号の国土交通省令の定めるものは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット又はモーターボートとする。

（職員の範囲）

第2条 法第3条第1項の国土交通省令で定めるその他の海員は、次に掲げる海員とする。

- ①運航士
- ②事務長及び事務員
- ③医師
- ④その他航海士、機関士又は通信士と同等の待遇を受ける者

第2章 船長の職務及び権限

（発航前の検査）

第2条の2 船長は、法第8条の規定により、発航前に次に掲げる事項を検査しなければならない。ただし、当該発航の前12時間以内に第1号に掲げる事項のうち操舵設備に係る事項について発航前の検査をしたとき並びに当該発航の前24時間以内に第1号（操舵設備に係る事項を除く。）、第4号及び第5号に掲げる事項について発航前の検査をしたときは、当該事項については、検査を行わないことができる。

- ①船体、機関及び排水設備、操舵設備、係船設備、揚錨設備、救命設備、無線設備その他の設備が整備されていること。
- ②積載物の積付けが船舶の安定性をそこなう状況にないこと。
- ③喫水の状況から判断して船舶の安全性が保たれていること。
- ④燃料、食料、清水、医薬品、船用品その他の航海に必要な物品が積み込まれていること。
- ⑤水路図誌その他の航海に必要な図誌が整備されていること。
- ⑥気象通報、水路通報その他の航海に必要な情報が収集されており、それらの情報から判断して航海に支障がないこと。
- ⑦航海に必要な員数の乗組員が乗り組んでおり、かつ、それらの乗組員の健康状態が良好であること。
- ⑧前各号に掲げるもののほか、航海を支障なく成就するため必要な準備が整っていること。

（遭難船舶等の救助義務の免除）

第3条 法第14条ただし書の国土交通省令の定める場合は、次のとおりとする。

- ①遭難者の所在に到着した他の船舶から救助の必要のない旨の通報があったとき。
- ②遭難船舶の船長又は遭難航空機の機長が、遭難信号に応答した船舶中適当と認める船舶に救助を求めた場合において、当該救助を求められた船舶のすべてが救助に赴いていることを知ったとき。
- ③やむを得ない事由で救助に赴くことができないとき、又は特殊の事情によって救助に赴くことが適当でないか若しくは必要でないとして認められるとき。

2 前項第3号の場合においては、その旨を附近にある船舶に通報し、かつ、他の船舶が救助に赴いていることが明らかでないときは、遭難船舶の位置その他救助のために必要な事項を海上保安機関又は救難機関（日本近海にあっては、海上保安庁）に通報しなければならない。

（異常気象等の通報）

第3条の2 法第14条の2の国土交通省令の定める船舶は、無線電信又は無線電話の設備を有する船舶とする。

2 船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、

当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあっては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）第 25 条、航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）第 7 条、水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 20 条、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 7 条第 2 項又は海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）第 33 条第 1 項の規定による報告を行なったときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。

異常な現象の種類	通報すべき事項
1 熱帯性暴風雨又はその他のビューフォート風力階級 10 以上（風速毎秒 24.5 メートル以上）の風を伴う暴風雨	イ 日時（協定世界時による。以下本表において同じ。）及び位置 ロ 気圧（補正の有無を明らかにすること。）及び前 3 時間中の気圧の変化の状況 ハ 風向（真方位による。以下本表において同じ。）及び風力（ビューフォート風力階級による。以下本表において同じ。）又は風速 ニ うねりの進行方向（真方位による。）及び周期又は波長その他の海面の状態 ホ 船舶の針路（真方位による。）及び速力
2 構造物上にはげしく着氷を生ぜしめる強風	イ 日時及び位置 ロ 気温 ハ 表面水温 ニ 風向及び風力又は風速
3 漂流物又は通常の漂流海域外における流氷若しくは冰山	イ 日時及び位置 ロ 形状、漂流方向（真方位による。）及び漂流速度
4 沈没物	イ 日時及び位置 ロ 形状及び深度
5 その他船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象	イ 日時及び位置 ロ 概要

3 法第 14 条の 2 の規定による通報は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条第 3 号に定める安全通信により行なわなければならない。

（非常配置表）

第 3 条の 3 法第 14 条の 3 第 1 項の国土交通省令の定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- ①旅客船（平水区域を航行区域とするものにあつては、国土交通大臣の指定する航路に就航するものに限る。）
 - ②旅客船以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶
 - ③船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 1 条第 14 項に規定する管海官庁が 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第 10 章第 1 規則に規定する高速船コード（以下「高速船コード」という。）に従って指示するところにより当該船舶が船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項に掲げる事項を施設し、かつ、同法第 3 条の規定による満載喫水線の標示をしている旨及び当該船舶に係る航行上の条件が、船舶安全法施行規則第 13 条の 5 第 2 項の規定により記入された船舶検査証書を受有する船舶（以下「特定高速船」という。）
 - ④専ら沿海区域において従業する漁船以外の漁船
- 2 非常配置表には、次に掲げる非常の場合における作業について海員の配置を定めなければならない。
- ①水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の閉鎖、排水その他の防水作業
 - ②防火戸の閉鎖、通風の遮断、消火設備の操作その他の消火作業
 - ③食料、航海用具その他の物品の救命艇、端艇及び救命いかだ（以下「救命艇等」という。）並びに救助艇への積込み、救命艇等及び救助艇の降下並びに救命艇等及び救助艇の操縦
 - ④救命索発射器、救命浮環その他の救命設備の操作
 - ⑤旅客の招集及び誘導、旅客の救命胴衣の着用の確認その他旅客の安全を確保するための作業
 - ⑥船倉、タンクその他の密閉された区画（次条において「密閉区画」という。）における救助作業
- 3 前項の規定により定める海員の配置は、次に掲げる海員の配置を含むものでなければならない。
- ①前項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる作業の現場における指揮者及びその代行者
 - ②救命艇等及び救助艇ごとの指揮者及び副指揮者（端艇、救命いかだ、救助艇及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする旅客船に搭載する救命艇にあっては、指揮者）

- ③内燃機関、無線設備又は探照灯を有する救命艇等及び救助艇にあつては、当該救命艇等及び救助艇ごとにこれらの設備を操作することができる者
- 4 前項の場合において、救命艇手規則（昭和37年運輸省令第47号）第1条の船舶に搭載する救命艇等にあつては、同項第2号に掲げる者は、法第118条の救命艇手をもって充てなければならない。ただし、同令第2条第4項の許可を受けて救命艇手の員数を減じた場合における当該減じた員数に等しい数の救命艇等については、この限りでない。
- 5 非常配置表には、第2項に定めるもののほか、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - ①非常の場合において海員をその配置につかせるための信号
 - ②非常の場合において旅客を招集するための信号
 - ③前号の信号が出された場合に海員及び旅客がとるべき措置
 - ④船体放棄の命令を表す信号
 - ⑤非常の場合において旅客の乗り込むべき救命艇等
 - ⑥非常の場合において救命艇等及び救助艇に積み込むべき物品の名称及び数量
 - ⑦救命設備及び消火設備の点検及び整備を担当する職員
- 6 前項第2号の信号は、汽笛又はサイレンによる連続した7回以上の短声とこれに続く1回の長声としなければならない。
- 7 国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船の非常配置表の様式は、当該船舶の運航管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の承認を受けたものでなければならない。

（操練）

第3条の4 前条第1項各号に掲げる船舶における法第14条の3第2項の非常の場合のために必要な海員に対する操練は、非常配置表に定めるところにより海員をその配置につかせるほか、次に掲げるところにより実施しなければならない。

- ①防火操練 防火戸の閉鎖、通風の遮断及び消火設備の操作を行うこと。
- ②救命艇等操練 救命艇等の振出し又は降下及びその附属品の確認、救命艇の内燃機関の始動及び操作並びに救命艇の進水及び操船を行い、かつ、進水装置用の照明装置を使用すること。
- ③救助艇操練 救助艇の進水及び操船並びにその附属品の確認を行うこと。
- ④防水操練 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の操作を行うこと。
- ⑤非常操舵操練 操舵機室からの操舵設備の直接の制御、船橋と操舵機室との連絡その他操舵設備の非常の場合における操舵を行うこと。
- ⑥密閉区画における救助操練 保護具、船内通信装置及び救助器具を使用し、並びに救急措置の指導を行うこと。
- ⑦特定高速船にあつては、前各号に掲げるところによるほか、次の表に定めるところにより実施すること。

防火操練	火災探知装置、船内通信装置及び警報装置の操作並びに旅客の避難の誘導を行うこと。
救命艇等操練	非常照明装置及び救命艇等に附属する救命設備の操作並びに海上における生存方法の指導を行うこと。
防水操練	ビルジ排水装置の操作及び旅客の避難の誘導を行うこと。

- 2 前項の船舶のうち、旅客船（国内各港間のみを航海する旅客船及び特定高速船を除く。）においては少なくとも毎週1回、旅客船である特定高速船においては1週間を超えない間隔で、旅客船以外の船舶である特定高速船においては1箇月を超えない間隔で、これら以外の船舶においては少なくとも毎月1回、海員に対する操練（膨脹式救命いかだの振出し及び降下並びにその附属品の確認、救命艇の進水及び操船、救助艇操練、非常操舵操練並びに密閉区画における救助操練を除く。第6項において同じ。）を実施しなければならない。
- 3 海員に対する操練のうち、膨脹式救命いかだの振出し又は降下及びその附属品の確認は、少なくとも1年に1回（乙区域又は甲区域（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）別表第1の配乗表の適用に関する通則12又は13の乙区域又は甲区域をいう。）において従業する総トン数500トン以上の漁船（次項及び第6項において「外洋大型漁船」という。）以外の漁船においては、少なくとも2年に1回）実施しなければならない。
- 4 海員に対する操練のうち、救命艇の進水及び操船は搭載する全ての救命艇について少なくとも3箇月に1回（国内各港間のみを航海する船舶（特定高速船及び漁船を除く。）及び外洋大型漁船以外の漁船（以下この項及び第7項並びに第3条の9第2項第2号及び第3号において「国内航海船等」という。）においては、少なくとも1年に1回）、救助艇操練及び非常操舵操練は少なくとも3箇月に1回

(国内航海船等の救助艇操練にあつては、少なくとも1年に1回)、それぞれ実施しなければならない。

- 5 海員に対する操練のうち、密閉区画における救助操練は、少なくとも2箇月に1回実施しなければならない。
- 6 第1項の船舶のうち、漁船以外の船舶(国内各港間のみを航海する旅客船を除く。)及び外洋大型漁船においては、発航の直前に行われた海員に対する操練に海員の4分の1以上が参加していない場合は、発航後24時間以内にこれを実施しなければならない。
- 7 第1項の船舶のうち国内航海船等以外の船舶(国内各港間のみを航海する特定高速船を除く。)であつて、出港後24時間を超えて船内にいることが予定される旅客が乗船するものにおいては、当該旅客に対する避難のための操練を当該旅客の乗船後最初の出港の前又は当該出港の後直ちに実施しなければならない。ただし、荒天その他の事由により実施することが著しく困難である場合は、この限りでない。
- 8 第1項の船舶以外の船舶においては、海員に対する操練のうち、第1項第5号に掲げる操練は少なくとも3箇月に1回、同項第6号に掲げる操練は少なくとも2箇月に1回、それぞれ実施しなければならない。

(航海当直の実施)

第3条の5 次の各号に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直の編成及び航海当直を担当する者がとるべき措置について国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならない。

- ①平水区域を航行区域とする船舶
- ②専ら平水区域又は船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令(昭和38年政令第54号)別表の海面において従業する漁船

(巡視制度)

第3条の6 第3条の3第1項第1号に掲げる船舶の船長は、船舶の火災の予防のための巡視制度を設けなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の船舶のうち船舶設備規程(昭和9年通信省令第6号)第2条第4項のロールオン・ロールオフ旅客船の船長は、船舶防火構造規則(昭和55年運輸省令第11号)第2条第17号の2のロールオン・ロールオフ貨物区域若しくは同条第18号の車両区域における貨物の移動又は当該区域への関係者以外の者の立入りを監視するための巡視制度を設けなければならない。ただし、当該区域について船舶設備規程第146条の46第1項の規定による監視装置を備えている場合又は同項ただし書の規定により当該監視装置を備えることを要しないこととされている場合は、この限りでない。

(水密の保持)

第3条の7 船長は、次に掲げるところにより、船舶の水密を保持するとともに、海員がこれを遵守するよう監督しなければならない。

- ①甲板間における貨物倉を区画する水密隔壁に取り付けた水密戸及び甲板間における貨物倉を区画する甲板に取り付けたランプは、発航前に水密に閉じ、航行中は、これを開放しないこと。
- ②機関室内の水密隔壁にある取外しの可能な板戸は、発航前に水密を保つよう取り付け、航行中は、緊急の必要がある場合を除き、これを取り外さないこと。
- ③船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)第50条第1項の工事用の出入口に設ける水密すべり戸は、発航前に水密に閉じ、航行中は、緊急の必要がある場合を除き、これを開放しないこと。
- ④船舶区画規程第102条の11第1項第1号の水密戸及び昇降口の水密閉鎖装置は、発航前に水密に閉じ、航行中は、通行のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。
- ⑤船舶区画規程第54条の水密すべり戸は、航行中は、旅客の通行その他船舶の運航のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。旅客の通行その他船舶の運航のため開放したときは、直ちに閉じ得るよう準備しておくこと。
- ⑥前5号以外の水密隔壁に取り付けた水密戸及び漁船の最上層の全通甲板下の船側の開口であつて、船内の閉固された場所に通じるもの(舷窓を除く。)は、発航前に水密に閉じ、航行中は、作業又は通行のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。作業又は通行のため開放したときは、直ちに閉じ得るよう準備しておくこと。
- ⑦貨物を積載する場所にある舷窓その他航行中に近寄ることが困難な場所にある舷窓及びそのふたは、発航前に水密に閉じ、かつ、錠前その他の開くことを防止するための装置(以下「錠前等」という。)を付すべきものにあつては、施錠し、航行中は、これを開放しないこと。
- ⑧船舶区画規程第58条第2項の舷窓の下縁が発航前の喫水線の上方1.4メートル(満載喫水線規則(昭和43年運輸省令第33号)別表第1の熱帯域又は熱帯季節期間における季節熱帯区域に船舶があるときは、1.1メートル)に船舶の幅の1000分の25を加えた距離に最低点を有する隔壁

甲板に平行な線より下方にあるときは、当該舷窓のある甲板間のすべての舷窓を発航前に水密に閉じ、かつ、施錠し、航行中は、これを開放しないこと。

⑨外板の開口で垂直方向の損傷範囲を制限する甲板より下方にあるもの（第7号及び前号の舷窓を除く。）は、発航前に水密に閉じ、かつ、錠前等を付すべきものにあつては、施錠し、航行中は、当該開口の開放が船舶の安全性を損なう状況にない場合であつて、船舶の運航のため必要があるときを除き、これを開放しないこと。

⑩載貨扉は、発航前に水密に閉じ、かつ、安全装置を作動させ、航行中は、これを開放しないこと（次に掲げる場合を除く。）。

イ 船舶が離着岸する場合であつて、当該載貨扉が船舶の接岸中操作するに適しない構造のものであるために、当該載貨扉を開放する必要があるとき。

ロ 船舶が安全に錨泊し、かつ、当該載貨扉の開放が船舶の安全性を損なう状況にない場合であつて、旅客の乗降その他船舶の運航のために、当該載貨扉を開放する必要があるとき。

⑪舷門、載貨門その他の開口で隔壁甲板より下方にあるものは、発航前に水密に閉じ、航行中は、これを開放しないこと。

⑫灰棄て筒、ちり棄て筒等の船内の開口で隔壁甲板より下方にあるものは、使用した後直ちにそのふた及び自動不還弁を確実に閉じること。

2 次の各号に掲げる船舶については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

①船舶区画規程第2編の適用を受ける船舶（第3号において「特定旅客船」という。）以外の船舶前項第3号、第5号及び第10号

②船舶区画規程第3編、第4編又は第5編の適用を受ける船舶（次号において「特定貨物船等」という。）以外の船舶前項第4号

③特定旅客船又は特定貨物船等である船舶以外の船舶前項第8号、第9号、第11号及び第12号

3 第1項第7号及び第8号の舷窓並びに同項第9号の開口のかぎ又は暗証番号その他の解錠に必要な情報は、船長が保管又は管理しなければならない。

第3条の8 旅客船の船長は、国内各港間のみを航海を行なう場合を除き、水密戸、水密戸に附属する表示器その他の装置、区画室の水密を保つための弁及び損傷制御用クロス連結管の操作作用弁を毎週1回点検し、かつ、主横置隔壁にある動力式水密戸を毎日作動しなければならない。

（非常通路及び救命設備の点検整備）

第3条の9 船長は、非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口並びに救命設備を少なくとも毎月1回点検し、かつ、整備しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、船長は、次の各号に掲げる救命設備については、それぞれ当該各号に定めるところにより少なくとも毎週1回点検しなければならない。

①救命艇等及び救助艇並びにそれらの進水装置（第3号に掲げるものを除く。） 目視により点検すること。

②救命艇等及び救助艇（国内航海船等に備え付けられているものを除く。）の内燃機関 始動及び前後進操作を行うことにより点検すること。

③旅客船及び漁船以外の船舶（国内航海船等を除く。）に備え付けられている救命艇（船尾からつり索を用いることなく進水するものを除く。）及びその進水装置 当該救命艇を格納位置から移動することにより点検すること。

④第3条の3第5項第2号の信号を発する装置 使用することにより点検すること。

（旅客に対する避難の要領等の周知）

第3条の10 船長は、避難の要領並びに救命胴衣の格納場所及び着用方法について、旅客の見やすい場所に掲示するほか、旅客に対して周知の徹底を図るため必要な措置を講じなければならない。

（船上教育）

第3条の11 第3条の3第1項各号に掲げる船舶の船長は、海員が当該船舶に乗り組んでから2週間以内に当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法に関する教育を施さなければならない。

2 前項の船舶の船長は、海員に対し、当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法及び海上における生存方法に関する教育を少なくとも毎月1回（国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船においては、少なくとも毎週1回）施さなければならない。

3 前項の教育のうち救命設備及び消火設備の使用方法に関する教育は、2箇月以内ごと（旅客船である特定高速船にあつては、1箇月以内ごと）に当該船舶のすべての救命設備及び消火設備について施されなければならない。

4 第1項の船舶の船長は、海員に対し、法第14条の3に規定する非常配置表により割り当てられた消火作業に関する教育を施さなければならない。

5 前各項に掲げるほか、第1項の船舶の船長は、海員に対し、当該船舶の火災に対する安全を確保す

るための教育を施さなければならない。

(船上訓練)

第3条の12 第3条の3第1項各号に掲げる船舶の船長は、海員が当該船舶に乗り組んでから2週間以内に当該船舶の救命設備及び消火設備の使用に関する訓練を実施しなければならない。

2 前項の船舶の船長は、海員に対し、進水装置用救命いかだの使用に関する訓練を少なくとも4箇月に1回実施しなければならない。

3 第1項の船舶の船長は、海員に対し、法第14条の3に規定する非常配置表により割り当てられた消火作業に関する訓練を定期的実施しなければならない。

(手引書の備置き)

第3条の13 第3条の3第1項各号に掲げる船舶の船長は、当該船舶の救命設備の使用法、海上における生存方法及び火災に対する安全の確保に関する手引書を食堂、休憩室その他適当な場所に備え置かなければならない。

(操舵設備の作動)

第3条の14 2以上の動力装置を同時に作動することができる操舵設備を有する船舶の船長は、船舶交通のふくそうする海域、視界が制限されている状態にある海域その他の船舶に危険のおそれがある海域を航行する場合には、当該2以上の動力装置を作動させておかなければならない。

(自動操舵装置の使用)

第3条の15 船長は、自動操舵装置の使用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

①自動操舵装置を長時間使用したとき又は前条に規定する危険のおそれがある海域を航行しようとするときは、手動操舵を行うことができるかどうかについて検査すること。

②前条に規定する危険のおそれがある海域を航行する場合に自動操舵装置を使用するときは、直ちに手動操舵を行うことができるようにしておくとともに、操舵を行う能力を有する者が速やかに操舵を引き継ぐことができるようにしておくこと。

③自動操舵から手動操舵への切換え及びその逆の切換えは、船長若しくは甲板部の職員により又はその監督の下に行わせること。

(船舶自動識別装置の作動)

第3条の16 船舶設備規程第146条の29の規定により船舶自動識別装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶自動識別装置を常時作動させておかなければならない。ただし、当該船舶が抑留され若しくは捕獲されるおそれがある場合その他の当該船舶の船長が航海の安全を確保するためやむを得ないと認める場合又は当該船舶が航海の目的、態様、運航体制等を勘案して船舶自動識別装置を常時作動させることが適当でないものとして国土交通大臣が告示で定める船舶に該当する場合については、この限りでない。

(船舶長距離識別追跡装置の作動)

第3条の17 船舶設備規程第146条の29の2の規定により船舶長距離識別追跡装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶長距離識別追跡装置を常時作動させておかなければならない。ただし、当該船舶が抑留され若しくは捕獲されるおそれがある場合その他の当該船舶の船長が航海の安全を確保するためやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、船舶長距離識別追跡装置を停止した場合は、遅滞なく、海上保安庁に通報しなければならない。

(船橋航海当直警報装置の作動)

第3条の18 船舶設備規程第146条の49の規定により船橋航海当直警報装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船橋航海当直警報装置を常時作動させておかなければならない。

(作業言語)

第3条の19 船長は、乗組員が航海の安全に関し適切な動作を確実にするために使用する作業言語を決定し、その作業言語名を航海日誌の第1表の余白に記載しなければならない。ただし、当該作業言語を日本語に決定し、かつ、国際航海(船舶安全法施行規則第1条第1項の国際航海をいう。以下同じ。)に従事しない場合には、当該作業言語名を記載することを要しない。

2 船長は、法第14条の3に規定する非常配置表又は第3条の10に規定する旅客に対する避難の要領等に関する掲示物において、前項の規定により決定された作業言語以外の言語が使用されている場合には、当該作業言語への訳文を付さなければならない。

3 次の各号に掲げる船舶(推進機関を有しない船舶を除く。)の船長は、乗組員が航海の安全に関して船外と通信連絡を行う場合及び航海当直を実施している者が水先人と会話をする場合には、日本語(相手方の使用する言語が日本語である場合に限る。)又は英語を使用させなければならない。ただし、相手方の使用する言語が日本語又は英語以外の言語であって当該乗組員の使用するものと同一である場合には、この限りでない。

- ①国際航海に従事する旅客船
- ②旅客船又は自ら漁ろうに従事する漁船以外の船舶であって国際航海に従事するもの（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第4条第1項に規定する国際総トン数（以下「国際総トン数」という。）が500トン以上のものに限る。）

（航海に関する記録）

第3条の20 国際航海に従事する国際総トン数150トン以上の船舶（推進機関を有しない船舶及び自ら漁ろうに従事する漁船を除く。）の船長は、航海に関する記録を作成し、船内に保存しなければならない。

- 2 前項に規定する航海に関する記録の作成について必要な事項は、国土交通大臣が告示で定める。

（クレーン等の位置）

第3条の21 船長は、クレーン、デリックその他これらに類する装置を航海の安全に支障を及ぼすおそれのない位置に保持しなければならない。

（水葬）

第4条 船長は、次のすべての条件を備えなければ死体を水葬に付することができない。

- ①船舶が公海にあること。
- ②死亡後24時間を経過したこと。ただし、伝染病によって死亡したときは、この限りでない。
- ③衛生上死体を船内に保存することができないこと。ただし、船舶が死体を載せて入港することを禁止された港に入港しようとするときその他正当の事由があるときは、この限りでない。
- ④医師の乗り組む船舶にあつては、医師が死亡診断書を作成したこと。
- ⑤伝染病によって死亡したときは、十分な消毒を行ったこと。

第5条 船長は、死体を水葬に付するときは、死体が浮き上らないような適当な処置を講じ、且つ、なるべく遺族のために本人の写真を撮影した上、遺髪その他遺品となるものを保管し、相当の儀礼を行わなければならない。

（遺留品の処置）

第6条 船長は、船内にある者が死亡し、又は行方不明になったときは、遅滞なく、その船舶に乗り込む本人の親族、友人その他適当な者2名以上を立ち会わせて、その遺留品を取り調べた上、遺留品目録を作らなければならない。

- 2 遺留品目録には、左の事項を記載して、船長及び立会人がこれに記名押印しなければならない。

- ①本人の氏名、本籍、住所並びに死亡し、又は行方不明となつた位置及び年月日時
- ②遺留品の品名及び数量
- ③遺留品の目録を作つたときの年月日
- ④売却その他の処分をしたときは、そのてん末

第7条 船長は、遺留品を相続人その他の利害関係人の利益に適する方法により管理し、遺留品目録と共に相続人その他の権利者に引き渡さなければならない。

- 2 船長は、遺留品目録及び遺留品の管理及び引渡を船舶所有者に委託することができる。
- 3 船長又は船舶所有者が、遺留品の権利者の存否又は所在が分らないときは、もよりの地方運輸局長にこれを遺留品目録と共に提出しなければならない。

第8条 船長又は船舶所有者が、前条第3項の規定によって遺留品目録と共に遺留品を地方運輸局長に提出したときは、遺留品目録の写に地方運輸局長の証明を求めることができる。

（仮船舶国籍証書等）

第9条 法第18条第1項第1号の国土交通省令の定める証書は、次に掲げるものとする。

- ①船舶法第13条、第15条又は第16条の規定により仮船舶国籍証書の交付を受けた船舶にあつては、当該仮船舶国籍証書
- ②小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）の適用を受ける船舶にあつては、次に掲げる証明書
 - イ 小型船舶の登録等に関する法律第25条第1項の規定により国籍証明書の交付を受けた船舶にあつては、当該国籍証明書
 - ロ イに掲げる船舶以外の船舶にあつては、小型船舶の登録等に関する法律第14条の規定による登録事項証明書等のうち、小型船舶登録規則（平成14年国土交通省令第4号）第29条第1号の1部事項証明書又は同条第2号の全部事項証明書（現に小型船舶の登録等に関する法律第3条に規定する小型船舶登録原簿に登録された事項を証するものに限る。）

- 2 次に掲げる船舶にあつては、法第18条第1項第1号の書類を備え置くことを要しない。

- ①船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号）第4条の規定により航海を行う船舶
- ②総トン数20トン未満の船舶（漁船を除く。）であつて次に掲げるもの
 - イ 小型船舶の登録等に関する法律第2条第2号の国土交通省令で定める船舶
 - ロ 小型船舶の登録等に関する法律第3条ただし書の規定により臨時航行する船舶

ハ 小型船舶の登録等に関する法律第6条第1項の規定による新規登録又は同法第9条第1項の規定による変更登録を受けた後に、前項第2号に掲げる証明書を備え置くため航行する船舶
(海員名簿)

第10条 海員名簿の様式は、第1号書式とする。

- 2 船長は、船員の雇入契約の成立等があったときは、遅滞なく、海員名簿を船員に提示してその確認印を受けなければならない。ただし、法第39条の規定により雇入契約が終了した場合において、海員名簿が滅失し、又はき損したときは、この限りでない。
- 3 船長は、海員名簿が滅失し、又はき損したときは、前項ただし書の場合を除き、遅滞なく、海員名簿を作成し、これを船員に提示してその確認印を受けなければならない。
- 4 第22条第1項の一括届出の許可に係る船舶にあっては、海員名簿は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（当該事務所が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長（船舶貸借の場合であって当該船舶の所有者の住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下この項において「住所地等」という。）が本邦内にあるとき（住所地等が2以上ある場合であって、これらが2以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときを除く。）にあっては、当該住所地等を管轄する地方運輸局長）。以下「所轄地方運輸局長」という。）が指定した場所に備え置かなければならない。
- 5 海員名簿は、船員の死亡又は雇入契約の終了の日から3年を経過する日まで、なお船内又は前項の場所に備え置かなければならない。ただし、船舶を譲渡したときその他のやむを得ない事由があるときは、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置くことができる。

(航海日誌)

第11条 航海日誌の様式は、第2号書式とする。ただし、国内各港間のみを航海する船舶又は第1種の従業制限を有する漁船にあっては、同書式中出生、死亡及び死産に関する第6表から第8表までは備えることを要しない。

2 航海日誌には、航海の概要を第4表に記載するほか、次に掲げる場合にあっては、その概要を第5表に記載しなければならない。

- ①第2条の2の規定により操舵設備について検査を行ったとき。
- ②法第14条 ただし書の規定により遭難船舶等を救助しなかったとき。
- ③法第14条の3第2項の規定による操練を行い、又は行うことができなかったとき。
- ④第3条の7第1項第1号から第11号までの規定により水密を保持すべき水密戸等を開放し、若しくは閉じ、又は第3条の8の規定により点検したとき。
- ⑤第3条の9の規定により救命設備の点検整備を行ったとき。
- ⑥第3条の12の規定により訓練を行ったとき。
- ⑦第3条の16 ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させておかなかったとき。
- ⑧第3条の17 ただし書の規定により船舶長距離識別追跡装置を作動させておかなかったとき。
- ⑨法第15条から第17条まで又は法第22条から第29条までの規定により処置したとき。
- ⑩法第19条各号のいずれかに該当したとき。
- ⑪法第20条又は商法（明治32年法律第48号）第707条の規定により船長以外の者が船長の職務を行ったとき。
- ⑫船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第45条第2項の規定により自蔵式呼吸具、送気式呼吸具及び空気圧縮機の点検を行ったとき。
- ⑬船員労働安全衛生規則第71条第2項第8号の規定により検知を行ったとき。
- ⑭危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第198条第3項の規定により貨物タンクの圧力逃し弁の設定圧力の変更を行ったとき。
- ⑮船内において出生又は死産があったとき。
- ⑯海員その他船内にある者による犯罪があったとき。
- ⑰労働関係に関する争議行為があったとき。
- ⑱国際航海に従事する船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。次号において「海防法」という。）第10条の3第1項に規定する船舶発生廃棄物をいう。）の排出を行ったとき（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）第12条の2の43 ただし書の場合を除く。）。
- ⑲海防法第19条の21第1項の規定により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第11条の10の表第1号上欄に掲げる海域に入域する場合であって、同号下欄に掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するとき。

3 航海日誌は、外国語によって作成することができる。

- 4 航海日誌は、最後の記載をした日から3年を経過する日まで、なお船内に備え置かなければならない。
(旅客名簿)

第12条 旅客名簿は、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- ①氏名、年令(年令区分(少なくとも大人、子供及び幼児の区分が判別できるように記載されたものをいう。))をもって足りる。)、性別及び住所(住民票に記載されている市区町村名をもって足りる。)
 - ②乗船の年月日及び港並びに下船の年月日及び港
 - ③海難その他非常の場合における介助等の支援の要否
- 2 前項の旅客名簿は、旅客に記載させる場合にあっては、その記載が簡易なものであり、かつ、同項各号に掲げる事項以外の記載事項がある場合にあっては、旅客の個人情報の保護に留意されたものでなければならない。
- 3 次に掲げる船舶にあっては、旅客名簿を備え置くことを要しない。
- ①旅客船以外の船舶
 - ②沿海区域のみを航行する船舶
 - ③離島航路(離島航路整備法(昭和27年法律第226号)第2条第1項に規定する離島航路のうち当該航路の航海距離、本邦の海岸からの距離その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める航路を除く。)を航行する船舶
 - ④国内各港間を航海する船舶であつて、当該船舶に関し、次に掲げる措置が講じられているもの
イ 当該船舶の運航管理の事務を行う事務所に第1項各号に掲げる事項を記載した書類が備え置かれていること。
ロ イの事務所と有効に交信できる通信設備が設置されていること。
ハ イの事務所に、必要な場合に直ちに第1項各号に掲げる事項を連絡するための当直体制がとられていること。

(積荷に関する書類)

第13条 法第18条第1項第5号の積荷に関する書類は、積荷目録とする。

- 2 船積港又は陸揚港が外国にある物品運送を行なう船舶以外の船舶においては、前項の書類を備え置くことを要しない。

(航行に関する報告)

第14条 船長は、法第19条の規定により報告をしようとするときは、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所(地方運輸局(運輸監理部を含む。))並びに運輸支局(地方運輸局組織規則(平成14年国土交通省令第73号)別表第2第1号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。)、海事事務所及び内閣府設置法(平成11年法律第89号)第47条第1項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第212条第2項に規定する事務を分掌するもの(以下「運輸支局等」という。)(以下「地方運輸局の事務所」という。))並びに法第104条の規定に基づき国土交通大臣の事務を行う市町村長(以下「指定市町村長」という。))の事務所をいう。以下同じ。))において、地方運輸局長又は指定市町村長(以下「地方運輸局長等」という。))に対し第4号書式による報告書3通を提出し、かつ、航海日誌を提示しなければならない。ただし、滅失その他やむを得ない事由があるときは、航海日誌の提示は、要しない。

- 2 前項の規定により航海日誌を提示する場合において、航海日誌が外国語(英語を除く。))によって作成されているときは、翻訳者を明らかにした日本語又は英語による訳文を添付するものとする。

第15条 前条第1項の規定により船長が報告をした事実及び船舶所有者が同条の規定に準じて航行に関する報告をした事実については、船長又は船舶所有者は、地方運輸局長に対し航海日誌を提示し、かつ、第4号の2書式による申請書を提出して、当該報告書の写に証明を求めることができる。

第3章 雇用契約の成立等の届出等

(雇入契約の締結前の説明事項)

第16条 法第32条第1項第2号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ①雇用の期間
- ②乗り組むべき船舶の名称、総トン数、用途(漁船にあっては、従事する漁業の種類を含む。))及び就航航路又は操業海域に関する事項
- ③職務に関する事項
- ④給料その他の報酬の決定方法及び支払いに関する事項
- ⑤報酬が歩合によって支払われる場合の法第58条第1項の1定額及び同条第3項の額

- ⑥基準労働期間、労働時間、休息时间、休日及び休暇に関する事項並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制に関する事項
- ⑦災害補償に関する事項
- ⑧退職、解雇、休職及び制裁に関する事項
- ⑨送還に関する事項
- ⑩予備船員制度があるときは、その概要

(外国において利用する募集受託者及び船員職業紹介事業者の基準)

第 16 条の 2 法第 32 条の 2 第 3 号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- ①2006 年の海上の労働に関する条約（次号において「条約」という。）の締約国である外国において船員の募集を行う募集受託者にあつては、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けていること。
- ②条約の非締約国である外国において船員の募集を行う募集受託者にあつては、条約に定める要件に適合していることについて、国土交通大臣の定める方法により船舶所有者の確認を受けていること。

2 前項の規定は、法第 32 条の 2 第 4 号の国土交通省令で定める基準について準用する。この場合において、同項中「船員の募集」とあるのは「船員職業紹介事業」と、「募集受託者」とあるのは「船員職業紹介事業者」と読み替えるものとする。

(貯蓄金の管理)

第 16 条の 3 船舶所有者は、法第 34 条第 2 項の規定による貯蓄金の管理に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第 5 号書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

- 2 法第 34 条第 2 項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。
 - ①貯蓄金の管理が預金の受入れである場合
 - イ 預金者の範囲
 - ロ 預金者 1 人当たりの預金額の限度
 - ハ 通帳の発行その他貯蓄金の受入れを証する方法
 - ニ 管理の方法
 - ホ 利率、複利単利の別その他の利子の計算方法
 - ヘ 返還の方法
 - ②貯蓄金の管理が預金の受入れでない場合
 - イ 受領書の発行その他貯蓄金の受入れを証する方法
 - ロ 管理の方法（預入者の名義、預入先の名称、預入れの種類及び利子又は配当金の管理方法を含む。）
 - ハ 通帳、印鑑等船舶所有者の管理すべきものの範囲
 - ニ 返還の方法
- 3 船舶所有者が預金の受入れである貯蓄金の管理をする場合の下限利率（法第 34 条第 3 項の国土交通省令で定める利率をいう。以下本項において同じ。）は、次に掲げる利率又は年 5 厘のうちいずれか高い方の利率とする。
 - ①1 の年度（毎年 4 月から翌年 3 月までの期間をいう。以下本項において同じ。）における下限利率は、当該年度の前年度の 10 月における定期預金平均利率（特定の月において全国の銀行が新規に受け入れる定期預金（預入金額が 300 万円未満であるものに限る。）について、当該定期預金に係る契約において定める預入期間が 1 年以上であつて 2 年未満であるもの、2 年以上であつて 3 年未満であるもの、3 年以上であつて 4 年未満であるもの、4 年以上であつて 5 年未満であるもの及び 5 年以上であつて 6 年未満であるものの別に平均年利率として日本銀行が公表する利率を平均して得た利率をいう。以下本項において同じ。）及び同月において適用される下限利率との差が 5 厘以上であるときは当該定期預金平均利率に端数処理（1 未満の端数がある数について、小数点以下 3 位未満を切り捨て、小数点以下 3 位の数字が、1 又は 2 であるときはこれを切り捨て、3 から 7 までの数であるときはこれを 5 とし、8 又は 9 であるときはこれを切り上げることをいう。以下本項において同じ。）をして得た利率とし、当該利率の差が 5 厘未満であるときは当該下限利率と同一の利率とする。
 - ②毎年度の 4 月における定期預金平均利率及び前号の規定により同月において適用される下限利率との差が 1 分以上であるときは、当該年度の 10 月から 3 月までの期間における下限利率は、同号の規定にかかわらず、当該定期預金平均利率に端数処理をして得た利率とする。
- 4 法第 34 条第 2 項の協定により預金の受入れである貯蓄金の管理をする船舶所有者は、前年 4 月 1 日以後 1 年間における預金の管理の状況を、毎年 4 月 30 日までに、第 5 号の 2 書式により所轄地方運輸局長に報告しなければならない。

(雇入契約の成立時の書面の交付等)

第 16 条の 4 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、法第 36 条第 1 項に規定する書面を 2 通作成し、うち 1 通を船員に交付し、他の 1 通を船員の死亡又は雇入契約の終了の日から 3 年を経過する日までの間、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。

2 前項の規定は、雇入契約の内容(第 16 条各号に掲げる事項に限る。)を変更したときについて準用する。この場合において、同項中「第 36 条第 1 項」とあるのは「第 36 条第 2 項」と読み替えるものとする。

3 本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海に従事する船舶の船舶所有者は、法第 36 条第 3 項の規定により同条第 1 項及び第 2 項の書面の写しを船内に備え置く場合において、当該書面が英語以外の言語によって作成されているときは、英語による訳文を添付しなければならない。

(教育のための雇入契約の解除)

第 17 条 船員は、次に掲げる教育機関における教育を受けようとするときは、法第 41 条第 1 項第 4 号の規定により雇入契約を解除することができる。

- ①学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による学校
- ②独立行政法人海技教育機構
- ③国立研究開発法人水産研究・教育機構

2 前項の場合においては、少なくとも 7 日以前に船舶所有者に書面で申入をしなければならない。

(雇入契約の成立等の届出)

第 18 条 船長(法第 37 条第 2 項の規定により雇入契約の成立等の届出を行うべき船舶所有者を含む。次条及び第 20 条において同じ。)は、船員の雇入契約の成立等があったときは、最寄りの地方運輸局等の事務所において地方運輸局長等に対し届け出なければならない。ただし、労働協約若しくは就業規則の定めにより又はこれらの変更に伴い労働条件が変更された場合は、当該変更について雇入契約の変更の届出をすることを要しない。この場合において、就業規則は、法第 97 条の規定により届出されたものでなければならない。

第 19 条 船長は、前条の届出をしようとするときは、次の書類を提示して、雇入契約が成立又は終了した場合にあっては第 6 号書式による届出書を、雇入契約を変更又は更新した場合にあっては第 8 号書式による届出書を提出しなければならない。

- ①海員名簿
- ②船員手帳
- ③海技免状又は小型船舶操縦免許証その他の資格証明書を受有することを要する船員については、海技免状又は小型船舶操縦免許証その他の資格証明書(雇入契約の終了の届出をする場合を除く。)

2 地方運輸局長等は、雇入契約の確認のため必要があるときは、労働協約、就業規則、船員派遣契約の契約内容を記載した書類、妊娠婦の船員を船内で使用することができることを証する書類その他の船員の労働関係に関する事項を証する書類、漁船の従業する区域を証する書類又は船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。

第 20 条 法第 39 条の規定により雇入契約が終了した場合において海員名簿が滅失し、又はき損したときは、船長は、船員の氏名欄に船員の確認印のある第 6 号書式による届出書 2 通を提出し、その 1 通をもって海員名簿にかえ、雇入契約の終了の届出をすることができる。

第 21 条 雇入契約の成立等の届出をする場合において、船員が地方運輸局等の事務所のない港で下船したことその他のやむを得ない事由があるときは、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、船員手帳を提示することを要しない。

2 船長は、船員が下船する際に雇入契約の終了の届出をすることができないときは、当該船員の受有する船員手帳の該当欄にその事由を記載し、押印しておかなければならない。

(一括届出)

第 22 条 船員の乗組みを同一船舶所有者に属する航海の態様が類似し、かつ、船員の労働条件が同等である 2 以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けたときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶のすべてについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

2 船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶検査証書又はその写し及び船舶検査手帳又はその写しを提示して第 9 号書式による申請書を提出しなければならない。

3 所轄地方運輸局長は、第 1 項の許可のために必要があるときは、航海の態様が類似していることを証する書類又は船員の労働条件が同等であることを証する書類の提示を求めることができる。

4 第 1 項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、所轄地方運輸局長が指定した地方運輸局等の事務所においてしなければならない。

第23条 船員の乗組みを同一船舶所有者に属する2以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けたときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶のすべてについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

①労働協約又は就業規則に定められた労働条件に基づき、適切な船員の労務管理を遂行し得る体制を確立していること。

②電子情報処理組織（地方運輸局の事務所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可を受けようとする船舶所有者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、地方運輸局長が当該届出に係る船員の乗組みに関する事項を速やかに確認することができる措置を講じていること。

2 船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶検査証書又はその写し及び船舶検査手帳又はその写しを提示して第10号書式による申請書を提出しなければならない。

3 所轄地方運輸局長は、第1項の許可のため必要があるときは、報酬支払簿、休日付与簿その他の船員の労務管理に関する書類の提示を求めることができる。

4 第1項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、地方運輸局の事務所においてしなければならない。

（船長の就退職等の証明）

第24条 雇入契約のない船長は、船長としての就職又は退職並びにその乗り組む船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域若しくは従業制限及び従業区域並びに用途又はこれらの変更について船員手帳に地方運輸局長の証明を受けることができる。

2 前項の証明を申請しようとする雇入契約のない船長は、もよりの地方運輸局の事務所において次に掲げる書類を呈示して第11号書式による申請書を提出しなければならない。

①海員名簿

②船員手帳

③海技免状又は小型船舶操縦免許証（退職又は船舶の名称の変更について証明を申請する場合を除く。）

3 地方運輸局長は、第1項の証明のため必要があるときは、漁船の従業する区域を証する書類、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。

（解雇制限の除外認定）

第25条 船舶所有者は、法第44条の2第2項の規定により認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書2通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

①解雇しようとする船員の氏名、性別、職務及び雇用年月日

②最近の雇入契約の成立の年月日及び雇入契約の終了の年月日

③認定を受けようとする事由

（解雇の予告）

第26条 船舶所有者は、法第44条の3第2項の規定により予告の日数を短縮しようとするときは、次に掲げる額の予告手当を支払わなければならない。

①日によって給料を定めるときは、その日額に、短縮しようとする日数を乗じた額

②月によって給料（法第58条第3項の雇入契約に定める額を含む。）を定めるときは、その月額を30で除した額に、短縮しようとする日数を乗じた額

③前2号以外の期間によって給料を定めるときは、前2号に準じて算定した額

第27条 第25条の規定は、船舶所有者が法第44条の3第3項の規定により認定を受けようとする場合について、準用する。

第4章 船員手帳

（船員手帳への記載）

第27条の2 船長は、雇入契約の成立等があったときは、遅滞なく、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなければならない。

（船員手帳の交付）

第28条 船員となった者は、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所（外国人にあっては、地方運輸局若しくは運輸監理部又はその運輸支局若しくは海事事務所のうち国土交通大臣が指定するもの。以下本章において同じ。）に出頭して地方運輸局長等（外国人にあっては、地方運輸局長。以下本章において同じ。）に船員手帳の交付を申請しなければならない。ただし、日本国外において船員となった者については、最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の港に入港するときは、当該港に到着

した後に申請すればよい。

- 2 船員として雇用されることを予約された者は、もよりの地方運輸局等の事務所に出頭して地方運輸局長等に船員手帳の交付を申請することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者が船員手帳の交付を申請する場合には、地方運輸局等の事務所に出頭することを要しない。
 - ①日本国外において船舶に乗り組む者（第1項ただし書の規定が適用される者を除く。）
 - ②本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む外国人であって出入国に係る当該者の身分証明を希望しない者
 - ③本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組まない外国人
- 4 有効な船員手帳を現に受有する者は、船員手帳の交付を申請することができない。

第29条 前条の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付して第12号書式による申請書を提出しなければならない。

- ①船舶所有者の発行する船員としての雇用関係（雇用の予約を含む。）を証する書類
 - ②戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写しであって、氏名、性別、本籍及び生年月日を証するもの
 - ③申請の日前6箇月以内に撮影した自己の写真（縦5.5センチメートル、横4センチメートルの単独、無帽、かつ、正面上半身のもので台紙にはらないもの）2葉
- 2 外国人にあつては、前項第2号の書類の添付に代えて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）又は旅券を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示するときは、氏名、性別、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書を添付するものとする。
 - 3 前条第3項第1号及び第2号に掲げる者（同項第1号に掲げる者にあつては、外国人に限る。）にあつては、前項の規定にかかわらず、同項の書類を提示し、かつ、添付することに代えて、氏名、性別、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの（その写しを含む。）を添付することができる。
 - 4 前条第3項第3号に掲げる者にあつては、第2項の規定により当該国の領事官の証明書を添付しなければならない場合においても、当該証明書を添付することを要せず、かつ、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示することに代えて、当該書類の写しを添付することができる。
 - 5 地方運輸局長等は、前条第3項の規定により申請した者に船員手帳を交付しようとするときは、船員手帳の写真欄の右横に、当該船員手帳は出入国に係る当該者の身分証明を行うものではない旨の表示をするものとする。
 - 6 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む難民（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の2第2項の規定により難民認定証明書の交付を受けている外国人をいう。）にあつては、第2項の規定により当該国の領事官の証明書を添付しなければならない場合においても、当該証明書を添付することを要しない。この場合において、当該難民は、難民認定証明書を提示しなければならない。
 - 7 第1項第2号の書類、第2項の領事官の証明書及び第3項の権限のある機関が発行した書類（その写しを含むものとし、有効期限があるものを除く。）は、提出の日前1年以内に作成されたものでなければならない。
 - 8 指定市町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地があるときは、第1項第2号に掲げる書類は、添付することを要しない。

（未成年者の船員手帳の交付）

第30条 未成年者が第28条の申請をしようとするときは、前条の規定による外、左の事項を記載し、法定代理人の記名押印した書類を申請書に添付しなければならない。

- ①未成年者の氏名及び本籍
- ②船員となることを許可した旨
- ③船員となることを許可した年月日
- ④法定代理人の本籍及び住所並びに本人との続柄

（船員手帳の訂正等）

第31条 船員は、船員手帳に記載した本人の氏名、性別又は本籍（外国人にあつては、国籍。以下本章において同じ。）に変更があつたときは、遅滞なく、最寄りの地方運輸局長等に船員手帳の訂正を申請しなければならない。

- 2 前項の申請をしようとする者は、その船員手帳を添付し、かつ、訂正すべき事項を証する第29条第

1 項第 2 号の書類を添付して（外国人にあっては、在留カード若しくは特別永住者証明書を提示して、又は同条第 2 項の領事官の証明書を添付して）、第 13 号書式による申請書を提出しなければならない。ただし、同条第 3 項及び第 4 項に規定する外国人にあっては、在留カード若しくは特別永住者証明書の提示又は同条第 2 項の領事官の証明書の添付に代えて、それぞれ同条第 3 項の権限のある機関が発行した書類（その写しを含む。）又は同条第 4 項の書類の写しを添付することができる。

3 第 29 条第 5 項から第 8 項までの規定は、第 1 項の申請について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前条第 3 項の規定により」とあるのは「第 31 条第 2 項ただし書の規定により第 29 条第 3 項の権限のある機関が発行した書類（その写しを含む。）又は同条第 4 項の書類の写しを添付して」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。ただし、既に当該表示が付されている場合にあっては、この限りでない」と読み替えるものとする。

4 船員は、船員手帳の写真が本人であることを認め難くなった場合において、写真欄の右横に余白があるときは、第 29 条第 1 項第 3 号の写真 2 葉を添付して、写真のほり換えを申請しなければならない。

（船員手帳の再交付）

第 32 条 船員は、船員手帳が滅失し、若しくはき損したとき、又は船員手帳の写真が本人であることを認め難くなった場合において写真欄の右横に余白のないときは、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所に出席して地方運輸局長等にその再交付を申請しなければならない。ただし、日本国外にある船員については、再交付の申請の事由が生じた後最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の港に入港するときは、当該港に到着した後に再交付又は第 34 条第 6 項の規定による書換えを申請すればよい。

第 33 条 第 28 条第 3 項及び第 29 条の規定は、前条の申請について準用する。この場合において、第 28 条第 3 項中「第 1 項ただし書」とあるのは「第 32 条ただし書」と、第 29 条第 1 項中「第 12 号書式」とあるのは「第 14 号書式」と読み替えるものとする。

2 現に雇入契約存続中の船員にあっては、第 29 条第 1 項第 1 号の書類に代えて、海員名簿を提示し、又は第 15 号書式による船長若しくは船舶所有者の証明書を添付しなければならない。

3 船員手帳がき損し、又は船員手帳の写真が本人であることを認め難くなったことにより再交付を申請しようとする者は、申請の際、もとの船員手帳を返還しなければならない。

4 雇用関係、氏名、性別、本籍又は生年月日が毀損した船員手帳により明瞭なときは、その明瞭である事項を証する第 29 条又は第 2 項の書類を添付し、又は提示することを要しない。この場合においても、外国人（同条第 5 項の表示が付されている船員手帳を受有する者を除く。次条第 3 項において同じ。）は、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示しなければならない。

5 船員手帳が滅失したことにより再交付を受けた者は、その後滅失した船員手帳を発見したときは、遅滞なく、これを地方運輸局長等に返還しなければならない。

（船員手帳の書換え）

第 34 条 船員は、船員手帳に余白がなくなったとき又は船員手帳の有効期間が経過したときは、遅滞なく、もよりの地方運輸局等の事務所に出席して地方運輸局長等にその書換えを申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、船員は、船員手帳の有効期間が満了する日以前 1 年以内に最寄りの地方運輸局等の事務所に出席して地方運輸局長等にその書換えを申請することができる。

3 第 1 項又は第 2 項の申請をしようとする者は、第 29 条第 1 項第 3 号の写真 2 葉を添付して第 14 号書式による申請書を提出しなければならない。この場合においては、もとの船員手帳を返還し、かつ、外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示しなければならない。

4 第 28 条第 3 項及び第 29 条第 5 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の申請について準用する。この場合において、第 28 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 34 条第 1 項及び第 2 項」と、「第 1 項ただし書の規定が適用される者」とあるのは「書換えの申請の事由が生じた後最初の航海において、その乗り組む船舶が国内の港に入港する者」と、第 29 条第 5 項中「前条第 3 項」とあるのは「第 34 条第 4 項において準用する第 28 条第 3 項」と読み替えるものとする。

5 前項の場合においては、第 3 項の規定にかかわらず、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示することを要しない。

6 第 1 項及び第 2 項に規定する場合のほか、第 29 条第 5 項の表示が付されている船員手帳を受有する船員は、出入国に係る当該者の身分証明を希望する場合には、最寄りの地方運輸局等の事務所に出席して地方運輸局長等にその書換えを申請することができる。

7 前項の申請をしようとする者は、第 29 条第 1 項第 2 号の書類及び同項第 3 号の写真 2 葉を添付して第 14 号書式による申請書を提出し、かつ、もとの船員手帳を返還しなければならない。この場合においては、同条第 2 項及び第 6 項から第 8 項までの規定を準用する。

（船員手帳の有効期間）

第 35 条 船員手帳は、交付、再交付又は書換えを受けたときから 10 年間有効とする。ただし、航海中にそ

の期間が経過したときは、その航海が終了するまで、なお有効とする。

- 2 外国人の受有する船員手帳にあっては、前項本文の有効期間は、5年とする。ただし、地方運輸局長が5年以内の期間を定めた場合においては、その期間とする。

(船員手帳の還付)

第36条 地方運輸局長等は、第33条第3項若しくは第5項又は第34条第3項若しくは第7項の規定により船員手帳の返還を受けた場合においては、これに無効の旨を表示し、本人に還付するものとする。

(船員手帳の返還)

第37条 他人の船員手帳を保管する者は、法第50条第2項の規定により船長が保管する場合を除き、本人の請求があったときは、直ちにこれを返還しなければならない。

- 2 他人の船員手帳を保管する者は、船員手帳の受有者の所在が明らかでないため、これを本人に返還することができないときは、遅滞なく、その事由を記載した書類を添付して、もよりの地方運輸局長等に提出しなければならない。

(船員手帳の様式)

第38条 船員手帳の様式は、第16号書式による。

(船員手帳記載事項の証明)

第39条 船員又は船員であった者は、船員手帳に記載されている事項であって、雇入契約の成立等の届出又は第24条第1項の規定による証明を受けたものについて地方運輸局長の証明を申請することができる。

- 2 前項の証明を申請しようとする者は、地方運輸局の事務所において船員手帳を提示して第16号の2書式による申請書を提出しなければならない。

第5章 給料その他の報酬

(給料その他の報酬の支払方法)

第39条の2 船舶所有者は、船員の同意を得た場合には、給料その他の報酬の支払について当該船員が指定する銀行その他の金融機関に対する当該船員の預金又は貯金への振込みによることができる。

- 2 船舶所有者は、船員の同意を得た場合には、退職手当の支払について前項に規定する方法によるほか、次の方法によることができる。

①銀行その他の金融機関によって振り出された当該銀行その他の金融機関を支払人とする小切手を当該船員に交付すること。

②銀行その他の金融機関が支払保証をした小切手を当該船員に交付すること。

- 3 地方公務員に関して法第53条第1項の規定が適用される場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「小切手」とあるのは、「小切手又は地方公共団体によって振り出された小切手」とする。

(定期払いを要しない報酬)

第40条 法第53条第2項の国土交通省令の定める報酬は、次に掲げる報酬以外の報酬とする。

①給料（報酬が歩合によって支払われる場合は、法第58条第1項の一定額）

②家族手当、職務手当、乗船を事由として支払われる報酬及び船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬

③前2号に掲げるもの以外の固定給（算定の基礎となる期間が1箇月をこえるものを除く。）

(給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面)

第40条の2 法第53条第3項の給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

①給料その他の報酬の総額及びその内訳

②法第53条第1項ただし書の規定により控除する額

③法第53条第1項ただし書の規定により通貨以外の支払方法で支払う額

④法第56条の規定により船員の同居の親族又は船員の収入によって生計を維持する者に渡す額

(傷病中の手当)

第41条 法第57条の国土交通省令の定める手当は、第40条第2号及び第3号に掲げる報酬とする。

(報酬支払簿)

第42条 船舶所有者は、法第58条の2の規定により、第16号の3書式による報酬支払簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所に備え置かなければならない。ただし、報酬支払簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとするすることができる。

- 2 報酬支払簿は、最後の記載をした日から3年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

第6章 労働時間、休日及び定員

(基準労働期間)

第42条の2 法第60条第3項の国土交通省令で定める船舶の区分は、次の各号に掲げる船舶の区分とし、同項の国土交通省令で定める期間は、当該各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間とする。

- ① 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（国内各港間のみを航海するものを除く。） 1年
 - ② 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であって国内各港間のみを航海するもの（次号に掲げるものを除く。）及び沿海区域を航行区域とする船舶（第4号に掲げるものを除く。） 9箇月
 - ③ 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であって国内各港間のみを航海するものうち定期航路事業（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第3項に規定する定期航路事業をいう。以下同じ。）に従事するもの 6箇月
 - ④ 沿海区域を航行区域とする船舶であって国内各港間のみを航海するものうち定期航路事業に従事するもの及び平水区域を航行区域とする船舶（次号に掲げるものを除く。） 3箇月
 - ⑤ 平水区域を航行区域とする総トン数700トン以上の船舶であって定期航路事業に従事するもの 1箇月
- 2 前項の期間の起算日は、次に掲げる日とする。
- ① 船員が船舶に乗り組む日（当該日がそれ以外の日を起算日とする基準労働期間内にある場合を除く。）
 - ② 船員が船舶に乗り組んでいる間に基準労働期間が終了した場合にあっては、当該終了した日の翌日
- 3 前項の規定にかかわらず、就業規則その他これに準ずるものにより、あらかじめ基準労働期間の起算日及び基準労働期間内に与える休日（次条第1項の休日に限る。以下第42条の5第1項、第42条の11、第45条、第48条の2第3項、第48条の3第3項及び第48条の4第3項において同じ。）の日数が定められており、かつ、当該日数の休日を与えることによって法第60条第2項及び第61条の規定を遵守しうる場合にあっては、第1項の期間の起算日は、当該就業規則その他これに準ずるものにより起算日として定められた日とする。

(休日の付与)

第42条の3 法第62条第1項の休日は、陸上休日（船舶に乗り組んでいる期間以外において与える休日という。以下同じ。）又は停泊中の休日とする。ただし、労働協約に特別の定めがある場合はこの限りでない。

- 2 船舶所有者は、船員に補償休日を与えるときは、付与の時期及び場所を少なくとも当該時期の7日前までに当該船員に通知しなければならない。ただし、航海の遅延その他のやむを得ない事由がある場合には、船舶所有者は、速やかに当該船員に通知することにより、あらかじめ通知した時期及び場所を変更することができる。

第42条の4 法第62条第1項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由のあるときは、次のとおりとする。

- ① 遅延その他の航海の状況に係る事由により基準労働期間内に与えるべき補償休日を与えることができないことが明らかになったとき以降において航海の途中にあるとき。
- ② 補償休日を与えるべき船員と交代して乗船すべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため交代して乗船できないことその他の船舶所有者の責めに帰することのできない事由により、補償休日を与えるべき船員と交代して乗船する船員が確保できないとき。
- ③ 補償休日を与えるべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間中であるとき。
- ④ 補償休日を与えるべき船員が船舶の機関、設備等の故障発生時における応急措置その他の継続して従事しなければならない作業に従事しているとき。

(補償休日の日数及び付与の単位)

第42条の5 法第62条第1項の規定により与えるべき補償休日の日数は、次に掲げるところにより算定される日数とする。

- ① 船舶に乗り組んでいる期間内に与える場合にあっては、法第62条第1項の超過時間の合計8時間当たり又は少なくとも1日の休日を与えられない1週間当たり1日として計算した日数
 - ② 陸上休日として与える場合にあっては、前号に掲げるところにより計算した日数に、5分の7を乗じた日数
- 2 基準労働期間内に与えるべき補償休日の日数の合計が1未満の端数を生じる場合であって、当該端数が2分の1を超えるときには、当該端数に係る補償休日の付与の単位は、1日とする。
- 3 法第62条第2項の国土交通省令で定める場合は次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める単

位は半日とする。

①労働協約に特別の定めがあるとき。

②基準労働期間内に与えるべき補償休日の日数の合計が1未満の端数を生じる場合であって、当該端数が2分の1を超えないとき。

第42条の6 法第62条第3項の国土交通省令で定める時間は、4時間とする。

(補償休日手当)

第42条の7 法第63条の国土交通省令で定める補償休日手当は、解雇され、又は退職した日に係る基準労働期間の起算日から当該解雇され、又は退職した日の前日までの期間(次条において「対象期間」という。)における通常の労働日の報酬(第40条各号に掲げる報酬以外の報酬、家族手当、乗船を事由として支払われる報酬及び船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬を除く。以下この条、次条、第43条及び第44条において同じ。)の平均計算額の4割増(その算定の基礎となる期間が1週間未満である報酬に係る部分については、4割)以上の額でなければならない。

第42条の8 前条の通常の労働日の報酬の平均計算額は、次の各号に掲げる金額に、対象期間における1日平均所定労働時間数を乗じた金額とする。

①時間によって定められた報酬については、その金額

②日によって定められた報酬については、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額。ただし、日によって所定労働時間数が異なる場合においては、対象期間における1日平均所定労働時間数で除した金額

③月によって定められた報酬については、その金額を月における所定労働時間数で除した金額。ただし、月によって所定労働時間数が異なる場合においては、対象期間における1箇月平均所定労働時間数で除した金額

④前3号以外の一定の期間によって定められた報酬については、前各号に準じて算定した金額

⑤船員の受ける報酬が前各号の2以上の報酬よりなる場合においては、その部分については各号によりそれぞれ算定した金額の合算額

(特別の必要がある場合の時間外労働)

第42条の9 法第64条第2項の国土交通省令で定める特別の必要がある場合は、次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める時間は、1日についてそれぞれ当該各号に定める時間とする。

①船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するとき。 4時間

②通関手続、検疫等の衛生手続その他の法令(外国の法令を含む。)に基づく手続のために必要な作業に従事するとき。 2時間

③事務部の部員が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき。 2時間

(時間外労働に関する協定)

第42条の9の2 船舶所有者は、法第64条の2第1項の規定による時間外労働に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第16号の3の2書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

2 法第64条の2第1項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

①時間外労働をさせる必要がある具体的事由

②対象となる船員の職務及び員数

③作業の種類

④労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度並びに当該限度を遵守するための措置

3 法第64条の2第1項の協定(労働協約による場合を除く。)には、有効期間の定めをするものとする。

4 船舶所有者は、法第64条の2第1項の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによって、第1項の届出に代えることができる。

(補償休日の労働に関する協定)

第42条の10 船舶所有者は、法第65条の規定による補償休日の労働に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第16号の4書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

2 法第65条の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

①補償休日の労働をさせる必要がある具体的事由

②対象となる船員の職務及び員数

③作業の種類

④労働をさせることができる補償休日の日数の限度及び当該限度を遵守するための措置

3 法第65条の協定(労働協約による場合を除く。)には、有効期間の定めをするものとする。

4 船舶所有者は、法第65条の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによって、第1項の届出に代えることができる。

(補償休日労働の日数の限度)

第 42 条の 11 法第 65 条の国土交通省令で定める補償休日の日数は、基準労働期間について、1 週間において 1 日与えられる休日であって補償休日以外のものの日数及び補償休日の日数を合計した日数の 3 分の 1 とする。

(労働時間の限度の適用除外)

第 42 条の 12 法第 65 条の 2 第 5 項の国土交通省令で定める船舶は、法第 72 条の規定により所轄地方運輸局長が指定する船舶のうち、海底の掘削に従事するものとする。

(休息時間の分割に関する協定)

第 42 条の 13 船舶所有者は、法第 65 条の 3 第 3 項の規定による休息時間の分割に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第 16 号の 4 の 2 書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

2 法第 65 条の 3 第 3 項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

①特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由

②対象となる船員の職務及び員数

③作業の種類

④特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び 1 日についての分割回数の上限又は 1 日について 2 回に分割した場合におけるいずれか長い方の休息時間の時間数の下限並びにこれらを遵守するための措置

3 法第 65 条の 3 第 3 項の協定(労働協約による場合を除く。)には、有効期間の定めをするものとする。

4 船舶所有者は、法第 65 条の 3 第 3 項の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによって、第 1 項の届出に代えることができる。

(特別の安全上の必要がある場合)

第 42 条の 14 法第 65 条の 3 第 3 項第 1 号の国土交通省令で定める特別の安全上の必要がある場合は、船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するときとする。

(割増手当)

第 43 条 法第 66 条の国土交通省令で定める割増手当は、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める額以上の額でなければならない。

①船員が、法第 64 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 64 条の 2 第 1 項の規定により、労働時間の制限を超えて作業に従事した場合 通常の労働時間の報酬の計算額の 3 割増の額

②船員が、法第 64 条第 1 項又は第 65 条の規定により、補償休日において作業に従事した場合 通常の労働日の報酬の計算額の 4 割増の額

第 44 条 前条の通常の労働時間又は労働日の報酬の計算額は、次の各号に掲げる金額に、法第 64 条第 1 項若しくは第 2 項、第 64 条の 2 第 1 項又は第 65 条の規定により労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事した時間数を乗じた金額とする。

①時間によって定められた報酬についてはその金額

②日によって定められた報酬については、その金額を 1 日の所定労働時間数で除した金額。ただし、日によって所定労働時間数が異なる場合においては、1 週間における 1 日平均所定労働時間数で除した金額

③月によって定められた報酬についてはその金額を月における所定労働時間数で除した金額。ただし、月によって所定労働時間数が異なる場合においては、1 年における 1 箇月平均所定労働時間数で除した金額

④前 3 号以外の一定の期間によって定められた報酬については、前各号に準じて算定した金額

⑤船員の受ける報酬が前各号の 2 以上の報酬よりなる場合においては、その部分については各号によりそれぞれ算定した金額の合算額

(通常配置表)

第 44 条の 2 法第 66 条の 2 の通常配置表には、次に掲げる事項を定めなければならない。

①船員の職名、作業の種類及び作業に従事する時間

②船員の 1 日当たりの労働時間の限度及び 1 週間当たりの労働時間の限度(法第 64 条第 1 項の規定に基づく労働時間を除く。)

(船内記録簿)

第 45 条 法第 67 条第 1 項の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。ただし、第 42 条の 12 に掲げる船舶にあっては第 2 号を、第 42 条の 2 第 3 項の場合にあっては第 3 号イ及びロを省略することができる。

①船員の氏名及び職名

②船員の 1 日当たりの労働時間及び 1 週間当たりの労働時間(法第 64 条第 1 項の規定に基づいて

労働した時間を除く。)

③補償休日に関する次の事項

- イ 法第 62 条第 1 項の超過時間が生じる 1 週間又は少なくとも 1 日の休日が与えられない 1 週間
- ロ イの超過時間
- ハ 休日が与えられた年月日及び当該休日が補償休日であるときは、その旨
- ニ 与えるべき補償休日の日数
- ホ 補償休日の付与の延期があったときは、その旨及び理由

④時間外及び補償休日の労働に関する次の事項

- イ 時間外又は補償休日に労働した年月日
- ロ 時間外又は補償休日の労働時間、作業の種類及びそれに相応する手当額
- ハ 割増手当の額並びにその支払年月日及び支払金額（受領印を押させること。）

⑤休息時間に関する次の事項

- イ 1 日当たりの休息時間
- ロ 休息時間を分割した場合は、いずれか長い方の休息時間（法第 65 条の 3 第 3 項の規定により休息時間を 3 回以上に分割した場合にあっては、最も長い休息時間）

2 船長は、船員に対し、その求めに応じて、前項に掲げる帳簿の記載事項のうち船員から求められた事項について、その写しを交付しなければならない。

（休日付与簿）

第 45 条の 2 船舶所有者は、法第 67 条第 3 項の規定により、第 16 号の 5 書式による休日付与簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。ただし、休日付与簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとするができる。

2 休日付与簿は、最後の記載をした日から 3 年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

（欠員）

第 46 条 船舶所有者は、左の各号の 1 に該当する場合には、定員数の海員を乗り組ませないことができる。但し、欠員を生じたことにより他の海員の労務が過重となる場合における欠員手当の支給については、労働協約の定めるところによる。

- ①船舶が日本国外において定員に欠員ができて国内の港まで帰港するとき。
- ②他船にひかれて航行するとき。
- ③入きよ、修繕又はその他の事由によって船舶を航行の用に供しないとき。
- ④その他やむを得ない場合においてもよりの地方運輸局長の許可を受けたとき。

2 前項第 1 号乃至第 3 号の場合において定員数の海員を乗り組ませないときは、船舶所有者は、もよりの地方運輸局長に、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。この場合において、地方運輸局長は必要があると認めるときは、欠員の補充を命ずることができる。

第 47 条 船舶所有者は、前条第 1 項第 4 号の規定により許可を受けようとするときは、左の事項を記載した申請書 2 通を提出しなければならない。

- ①船舶所有者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地
- ②船舶の種類、名称、総トン数及び航行区域
- ③欠員の数、職名及び資格
- ④許可を受けようとする事由
- ⑤許可を受けようとする期間

（労働時間の適用除外）

第 48 条 船舶所有者は、法第 71 条第 1 項第 2 号の規定による許可を受けようとするときは、第 16 号の 6 書式による申請書 2 通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し並びに船員が断続的作業に従事することを証する書類を添付しなければならない。

（労働時間の特例）

第 48 条の 2 次に掲げる船員に係る法第 72 条の国土交通省令で定める一定の期間は、1 箇月以内の一定の期間とする。ただし、第 1 号の船員のうち沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数 700 トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの（以下「小型船」という。）に乗り組むものについては、3 箇月以内の一定の期間とする。

- ①定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶のうち所轄地方運輸局長が指定するものに乗組む海員
- ②旅客の接遇の充実を図るため、食堂、娯楽施設等を有し、かつ、旅客の接遇に関する業務に相当数の海員が従事する旅客船のうち所轄地方運輸局長が指定するものに乗組む海員であって当該業務に従事するもの

- 2 前項各号に掲げる船員の1日当たりの労働時間は、12時間以内とする。ただし、1週間当たりの労働時間は、前項の一定の期間について平均40時間以内としなければならない。
- 3 船舶所有者は、第1項各号に掲げる船員に、同項の一定の期間について1箇月当たり平均5日以上
の休日を与えなければならない。

第48条の3 海底の掘削に従事する船舶のうち所轄地方運輸局長が指定するものに乗組む船員に係る法第72条の国土交通省令で定める一定の期間は、6週間とする。

- 2 前項の船員の1日当たりの労働時間は、11時間以内とする。
- 3 船舶所有者は、第1項の船員に6週間について14日以上連続した休日を与えなければならない。

第48条の4 船員の日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多い船舶のうち所轄地方運輸局長が指定するものに乗組む船員に係る法第72条の国土交通省令で定める一定の期間は、1週間とする。

- 2 前項の船員の1日当たりの労働時間は、12時間以内とする。ただし、前項の1週間の労働時間は、56時間以内（当該1週間の労働日数が6日以下の場合にあっては、48時間以内）としなければならない。
- 3 船舶所有者は、第1項の船員に、法第72条の特例が初めて適用された同項の1週間の初日から起算して3箇月以内に15日以上
の休日を与えなければならない。当該3箇月が経過した後法第72条の特例が適用される場合も同様とする。
- 4 船舶所有者は、第1項の1週間の各日の労働時間を遅くとも当該1週間の開始する前に、同項の船員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、船舶所有者は、速やかに当該船員に通知することにより、あらかじめ通知した労働時間を変更することができる。

第7章 有給休暇

（有給休暇付与の延期）

第49条 船舶所有者は、法第74条第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書2通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

- ①有給休暇の付与を延期しようとする船員の氏名及び職務
- ②船員が有給休暇を請求しうるに至った日
- ③船舶の名称、総トン数及び航行区域
- ④船舶の工事の内容
- ⑤延期しようとする事由
- ⑥延期しようとする期間

（船舶における勤務に準ずる勤務）

第49条の2 法第74条第4項の国土交通省令で定める勤務は、次の勤務とする。

- ①他の船舶所有者の行う事業に属する船舶における勤務（他の船舶所有者に雇用されて従事したものを除く。第3号において同じ。）
- ②船舶における勤務に係る技能の習得及び向上等を目的として受ける教育訓練であつて、船舶所有者の職務上の命令に基づくもの
- ③係船中の船舶における勤務
- ④同一の船舶における連続した勤務のうち当該船舶が他の船舶所有者の事業に属する間に従事したものの

（有給休暇中の手当）

第49条の3 法第78条の規定による手当は、第40条第2号及び第3号に掲げる報酬（船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬を除く。）とし、食費は乗船中支給しなければならない食料の費用の額と同額とする。

第8章 食料及び衛生

第50条 削除

（食料表）

第51条 法第80条第3項の国土交通省令で定める漁船は、第2種又は第3種の従業制限を有する漁船及び第1種の従業制限を有する漁船で、さけ・ます流網漁業、さけ・ますはえ縄漁業又は機船底びき網漁業に従事するものとする。

第52条 削除

（医薬品その他の衛生用品の備付け等）

第53条 船舶所有者は、次に掲げる船舶に、当該船舶を初めて自己のために航行の用に供するときに、当該

各号に掲げる船舶の区分に応じ国土交通大臣が告示で定める数量の医薬品その他の衛生用品（以下「医薬品等」という。）を備え付けなければならない。

- ①法第 82 条各号に掲げる船舶（国内各港間を航海するもの、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和 37 年運輸省令第 43 号）第 2 条に定める区域のみを航海するもの及び同省令第 3 条に定める短期間の航海を行うものであって法第 82 条ただし書の許可を受けたものを除く。）
 - ②前号に掲げる船舶以外の法第 82 条の 2 第 1 項各号に掲げる船舶（国内各港間を航海するもの及び船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第 6 条に定める区域のみを航海するものを除く。）
 - ③前 2 号に掲げる船舶以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶及び国土交通大臣の指定する漁船
 - ④前 3 号に掲げる船舶以外の船舶（まき網漁業に従事する漁船の附属漁船であって運搬船以外の総トン数 20 トン未満のものを除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第 1 号に掲げる船舶であって、乗組船員数が 50 人を超え、若しくは航海期間が 3 箇月を超えるもの又は同項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる船舶であって航海期間が 3 箇月を超えるものに備え付けるべき医薬品等（医療衛生用具を除く。次項において同じ。）の数量は、当該船舶に乗り組む医師、衛生管理者又は衛生担当者（船員労働安全衛生規則第 7 条第 1 項に規定する衛生担当者をいう。）の意見に基づき前項の告示で定める数量を適宜増加したものとす。
- 3 船舶所有者は、船舶が国内の港を発航してから次に国内の港に到着するまでの期間が 1 箇月を超える場合にあつてはその発航前に、その他の場合にあつては船舶に備え付けている医薬品等の数量が前 2 項に規定する数量の 2 分の 1 に満たなくなつたときに、前 2 項に規定する数量に達するように医薬品等を補充しなければならない。
- 4 船舶所有者は、船舶に備え付けている医療衛生用具の数量が第 1 項の告示で定める数量に満たなくなつたときに、その告示で定める数量に達するように医療衛生用具を補充しなければならない。
- 5 船舶所有者は、医薬品等を医療箱、衛生用品戸だな等に使用しやすいように保管しておかなければならない。

（医療書の備置）

第 54 条 船舶所有者は、船舶（平水区域を航行区域とする船舶及びまき網漁業に従事する漁船の附属漁船で運搬船以外の総トン数 20 トン未満のものを除く。）に国土交通省監修「日本船舶医療便覧」を備え置かなければならない。ただし、前条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる船舶にあつては、国土交通省監修「小型船医療便覧」をもってこれに代えることができる。

（健康証明書）

第 55 条 法第 83 条の健康証明書は、第 57 条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第 2 号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行ったものでなければならない。この場合において、当該検査は、当該判定時前 3 箇月以内に受けたものでなければならない。

- ①感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査
 - ②運動機能、視力、色覚（船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。）、聴力及び握力の検査
 - ③身長、体重、腹囲、肺活量及び血圧の検査
 - ④胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査（当該判定時前 6 箇月以内に船員労働安全衛生規則第 32 条第 2 項による検査において受けた場合を除く。）及びかくたん検査
 - ⑤検便（虫卵の有無の検査に限る。）及び検尿
 - ⑥年齢 35 年以上の船員にあつては、次に掲げる検査
 - イ 検便（ヘモグロビンの有無の検査に限る。）
 - ロ 血糖検査
 - ハ 心電図検査
 - ニ 血中脂質検査（低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、血清トリグリセライド（中性脂肪）及び高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量の検査）
 - ホ 肝機能検査（血清グルタミンオキサロアセチックトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビックトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査）
- 2 前項の検査のうち、身長の検査（年齢 25 年未満の者に係るものを除く。）、かくたん検査及び同項第 5 号の検便（調理作業に従事する者に係るものを除く。）については、指定医師においてその必要がないと認めるものは、受けなくてもよい。

第 56 条 法第 83 条の健康証明書の有効期間は、色覚の検査については 6 年、その他の検査については 1 年とする。ただし、前条第 1 項の検査の際、結核を発病するおそれがあると認める者については、指定医師はその結核に関する検査についての有効期間を 6 箇月に短縮することができる。

2 前項の期間が航海中に満了したときは、当該期間が満了した日から起算して 3 箇月を経過する日又はその航海の終了する日のいずれか早い日までの間（航海の態様その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める漁船にあっては、その航海の終了する日までの間）、当該検査について、健康証明書は、なおその効力を有するものとする。

3 健康証明書が記載されている船員手帳の有効期間が経過した場合においても、当該健康証明書の有効期間は、なお前 2 項の規定による。

4 船舶所有者は、緊急に欠員を補充する必要がある場合その他やむを得ない場合において、最寄りの地方運輸局長の許可を受けたときは、第 1 項の期間が満了した健康証明書を受有する者を当該期間が満了した日から起算して 3 箇月を超えない範囲内において、船舶に乗り組ませることができる。

（健康証明に要する費用の負担）

第 56 条の 2 法第 83 条の規定による健康証明に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

（医師の指定）

第 57 条 法第 83 条の規定による健康証明をする医師は、次に掲げる医師とする。

①船員である医師

②次の表に掲げる法人の病院又は診療所の医師

名称	主たる事務所の所在地
一般社団法人日本海員掖済会	東京都中央区明石町 1 番 29 号
一般財団法人船員保険会	東京都渋谷区渋谷一丁目 5 番 6 号

③その他地方運輸局長が指定した医師

第 9 章 年少船員

（年少船員の認証）

第 57 条の 2 船舶所有者は、法第 85 条第 3 項の認証を受けようとするときは、当該船員の雇入契約の成立の届出の際、船員手帳の該当欄に年齢 18 年に達する年月日を朱書し、これを地方運輸局長等に提示しなければならない。

（年少船員の夜間労働の禁止の特例）

第 58 条 法第 86 条の国土交通省令の定める場合は、船舶が高緯度の海域にあって昼間が著しく長い場合及び所轄地方運輸局長の許可を受けて、海員を旅客の接待、物品の販売等軽易な労働に専ら従事させる場合をいう。

2 船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶ごとに左の事項を記載した申請書 2 通を提出しなければならない。

①船舶所有者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地

②船舶の種類、名称、総トン数、用途（業種）及び航路（従業制限）

③職務の名称及び内容

④労働の開始及び終了の時刻

⑤許可を受けようとする期間

第 9 章の 2 女子船員

（妊娠中の女子が就業できる範囲の航海）

第 58 条の 2 法第 87 条第 1 項第 1 号の国土交通省令で定める範囲の航海は、妊娠中の女子の船員が医師による診察又は処置を必要とする場合において、最寄りの国内の港に 2 時間以内に入港することができる航海とする。

（妊産婦の夜間労働の禁止の特例）

第 58 条の 3 法第 88 条の 4 第 1 項の国土交通省令で定める場合は、第 58 条第 1 項に定める場合とする。

2 第 58 条第 2 項の規定は、前項に定める場合について準用する。

第10章 災害補償

(標準報酬)

第59条 法第91条の標準報酬は、負傷し、疾病にかかり、行方不明となり、又は死亡した日（負傷又は疾病に因り死亡した場合には、負傷し、又は疾病にかかった日）（以下基準日という。）の報酬月額に基いて第6号表により定める。

第60条 前条の報酬月額は、左の各号の規定によって算定するものとする。

- ①日によって報酬を定めるときは、日額の30倍
- ②日又は月以外の期間によって報酬を定めるときは、その報酬の額をその期間の日数で除して得た額の30倍
- ③歩合による報酬については、歩合制度の種類ごとに、労働協約又は船舶所有者とその使用する船員の過半数を代表する者との協議によって基準日の前1年以内又はその後定めた額。これによることができないときは、所轄地方運輸局長が定めた額
- ④前各号の2以上に該当する報酬を受けるときにおいては、その各々について、前各号の規定によって算定した額の合算額

2 前項第3号の額は、同号の額を定める日の前1年以上の期間中に支払われた歩合金の額を当該歩合金が支払われた期間の日数で除して得た金額の30倍を基準とし、これが算定できないとき又は著しく不当なときは同種の業務に従事する同種の船舶において同様の労務に従事する者の報酬月額を基準として、定めなければならない。

3 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第1項第3号の額について交通政策審議会又は地方交通審議会（以下「交通政策審議会等」という。）の議を経て、最低額を定めることができる。

第61条 前2条の報酬月額とは、その月の報酬総額より臨時に支払われる賞与其他これに準ずる報酬を除いたものをいう。

(障害手当)

第62条 法第92条に規定する障害の程度の区分は、第7号表による。

2 第7号表に掲げる身体障害が2以上ある場合は、重い身体障害の該当する等級による。

3 左に掲げる場合には、前2項の規定による等級を左の通り繰り上げる。但し、その障害手当の金額は、各々の身体障害の該当する等級による障害手当の金額を合算した額を超えてはならない。

- ①第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合 1級
- ②第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合 2級
- ③第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合 3級

4 第7号表に掲げるもの以外の身体障害がある者については、その障害程度に応じ、第7号表に掲げる身体障害に準じて、障害手当を支払わなければならない。

5 既に身体障害がある者が、負傷又は疾病に因つて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該当する障害手当の金額より、既にあつた障害の該当する障害手当の金額を差し引いた金額の障害手当を支払わなければならない。

(行方不明手当)

第62条の2 法第92条の2の国土交通省令の定める被扶養者は、次に掲げる者のうち、船員の行方不明当時主としてその収入によって生計を維持していたものとする。

- ①船員の配偶者（婚姻の届出をしないでも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）、子、父母、孫及び祖父母
- ②前号に掲げる者以外の船員の3親等内の親族で船員と同居のもの
- ③船員の配偶者で婚姻の届出をしないでも事実上婚姻と同様の関係にある者の子及び父母で船員と同居のもの

2 前項に掲げる者が行方不明手当を受ける順位は、同項各号に掲げる順位により、各号に掲げる者の間においては、各号に掲げる順位による。父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、同項第2号に掲げる者については、親等の少ない者を先にし親等の多い者を後にする。

3 行方不明手当を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、行方不明手当は、その人数により等分するものとする。

(遺族手当)

第63条 法第93条の遺族は、左の通りとする。

- ①船員の配偶者（婚姻の届出をしないでも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）
- ②船員の子、父母、孫及び祖父母で船員の死亡当時（失踪の宣告を受けた船員であつた者）であつて

は、行方不明となった当時。以下同じ。) その収入によって生計を維持し、又はこれと生計を共にしていた者

③前2号に掲げる者を除き船員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者

④船員の子、父母、孫及び祖父母で船員の死亡当時その収入によって生計を維持し、又はこれと生計を共にしていなかった者

2 前項に掲げる者が遺族手当を受ける順位は、前項各号の順位により、各号に掲げる者の間においては、各号に掲げる順位による。但し、第2号及び第4号に掲げる父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。又、船員が遺言若しくは船舶所有者に対してした予告で、第3号又は第4号に掲げる者の中特定の者を指定した場合には、第3号又は第4号の規定にかかわらずその者を先にする。

3 胎児は、第1項第2号乃至第4号については、既に生れたものとみなす。

第64条 遺族手当を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、遺族手当は、その人数により等分するものとする。

第65条 遺族手当を受けるべきであった者が死亡した場合には、遺族手当を受ける権利を失う。

2 前項の場合においては、船舶所有者は、前2条の規定による順位の者よりその死亡者を除いて遺族手当を支払わなければならない。

(葬祭料)

第66条 法第94条の遺族は、第63条第1項各号に掲げるものとする。

(他の法令)

第66条の2 法第95条の国土交通省令で指定する法令とは、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和22年法律第167号)をいう。

(審査及び仲裁)

第67条 法第96条第1項の申立てをしようとする者は、第17号書式による申請書をその住所地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。この場合においては、その住所地を管轄する運輸支局長等の長(以下「運輸支局長等」という。)を経由することができる。

第68条 国土交通大臣は、前条の規定による申請書の提出があったとき、又は職権で審査若しくは仲裁をしようとするときは、関係当事者の双方に遅滞なく、文書でその旨を通知しなければならない。

第11章 就業規則

(就業規則)

第69条 船舶所有者は、法第97条の規定により就業規則を届け出ようとするときは、就業規則2通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

第70条 法第97条第1項各号は、次の事項を含むものとする。

①給料その他の報酬については、決定及び支払の方法、支払の時期並びに昇給の基準

②労働時間については、基準労働期間、休息时间、当直割及び当直の交代方法並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制

③休日及び休暇については、時期、方法及び場所

④定員については、海員の職務及び員数並びに船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域又は従業区域、就航航路又は操業海域及び用途

第11章の2 登録検査機関

(登録の申請)

第70条の2 法第100条の12第1項(法第100条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第100条の2第1項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

①登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②登録を受けようとする者が検査を行おうとする事業所の名称及び所在地

③登録を受けようとする者が検査業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

①登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあっては、こ

れらに準ずるもの)

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

ニ 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあっては、これに準ずるもの）及び履歴書

③検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

④検査を行う者が法第 100 条の 12 第 2 項第 1 号イからハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを証する書類

⑤登録を受けようとする者が、法第 100 条の 12 第 2 項第 2 号イからハまで及び第 3 項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（登録検査機関登録簿の登録事項）

第 70 条の 3 法第 100 条の 12 第 4 項第 4 号（法第 100 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

①登録を受けた者が検査を行う事業所の名称

②登録を受けた者が検査業務を開始しようとする年月日

（登録事項の変更の届出）

第 70 条の 4 登録検査機関は、法第 100 条の 15 の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

①変更しようとする事項

②変更しようとする年月日

③変更の理由

（検査業務規程の認可の申請）

第 70 条の五 5 登録検査機関は、法第 100 条の 16 第 1 項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る検査業務規程を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録検査機関は、法第 100 条の 16 第 1 項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該認可に係る検査業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

①変更しようとする事項

②変更しようとする年月日

③変更の理由

（検査業務規程の記載事項）

第 70 条の 6 法第 100 条の 16 第 3 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

①検査の申請に関する事項

②検査業務の実施方法に関する事項

③検査を行った船舶が法第 100 条の 3 第 1 項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類の交付及び再交付並びに証印に関する事項

④専任の管理責任者の選任その他の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項

⑤検査員の選任に関する事項

⑥検査に関する料金及び旅費に関する事項

⑦検査業務に関する秘密の保持に関する事項

⑧検査業務に関する公正の確保に関する事項

⑨その他検査業務の実施に関し必要な事項

（検査員の選任の届出等）

第 70 条の 7 登録検査機関は、法第 100 条の 17 第 1 項前段の規定による届出をしようとするときは、選任した検査員の氏名並びにその者が検査を行う事業所の名称及び所在地を記載した届出書に、その者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、同項の者が法第 100 条の 12 第 2 項第 1 号イからハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること及び法第 100 条の 17 第 3 項に該当しない者であることを信じさせるに足る書類を添付しなければならない。

3 登録検査機関は、法第 100 条の 17 第 1 項後段の規定による届出をしようとするときは、その日から 15 日以内に、その旨並びにその理由及び年月日を国土交通大臣に届け出なければならない。

（役員を選任の届出等）

第 70 条の 8 登録検査機関は、役員を選任したときは、その日から 15 日以内に、選任した役員の氏名及び住所を記載した届出書に、その者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 登録検査機関は、役員を解任したときは、その日から15日以内に、その旨並びにその理由及び年月日を国土交通大臣に届けなければならない。

(電磁的記録に記録された事項の表示方法)

第70条の9 法第100条の19第2項第3号に規定する国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第70条の10 法第100条の19第2項第4号に規定する国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。

- ①送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ②磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第70条の11 登録検査機関は、法第100条の20の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①休止し、又は廃止しようとする検査業務
- ②検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- ③検査業務の全部又は一部を休止しようとする期間
- ④検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(立入検査の身分証明書)

第70条の12 法第100条の25第2項の職員の身分を示す証明書は、第17号の2書式によるものとする。

(在勤官署の所在地)

第70条の13 船員法に基づく登録検査機関に関する政令(平成25年政令第126号)第2条の旅費の額に相当する額(次条において「旅費相当額」という。)を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。次条において「旅費法」という。)第2条第1項第6号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目1番3号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第70条の14 旅費法第6条第1項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

- 2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに3日として旅費相当額を計算する。
- 3 旅費法第6条第1項の旅行雑費は、1万円として旅費相当額を計算する。
- 4 国土交通大臣が、旅費法第46条第1項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(帳簿の記載等)

第70条の15 法第100条の27の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ①船名
 - ②船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号
 - ③総トン数
 - ④船舶所有者の氏名又は名称及び住所
 - ⑤検査の種類
 - ⑥検査を行った年月日及び場所
 - ⑦検査を行った事業所の名称
 - ⑧検査を行った検査員の氏名
 - ⑨検査の結果
 - ⑩その他検査の実施状況に関する事項
- 2 法第100条の27の帳簿は、検査業務を行う事業所ごとに備え付け、記載の日から5年間保存しなければならない。

(帳簿の提出)

第70条の16 登録検査機関は、法第100条の20の規定による許可を受け、検査業務を休止し、又は廃止した場合その他当該業務を行わないこととなった場合には、遅滞なく、法第100条の27の帳簿を国土交通大臣に提出しなければならない。

(報告書の提出等)

第70条の17 登録検査機関は、検査を行った場合は、速やかに、当該検査に関する報告書を船舶の所在地

を管轄する地方運輸局の事務所の長（船舶が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長。第 3 項において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、第 70 条の 15 第 1 項第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 船舶の所在地を管轄する地方運輸局の事務所の長は、第 1 項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、登録検査機関に対し、検査の依頼者から提出された書類その他必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 国土交通大臣は、登録検査機関の行った検査が適当でないときと認める場合は、検査のやり直しその他の処分を命ずることができる。

第 12 章 監督

（領事官の事務）

第 71 条 次に掲げる事務は、外国にあっては日本の領事官が行う。

- ①第 7 条第 3 項の規定による遺留品目録の受理
- ②第 8 条の規定による遺留品目録の証明
- ③法第 19 条の規定による航行に関する報告の受理
- ④第 15 条の規定による航行に関する報告書の証明
- ⑤法第 37 条の規定による雇入契約の成立等の届出の受理及び法第 38 条の規定による雇入契約の確認
- ⑥第 46 条第 1 項の規定による欠員の許可並びに同条第 2 項の規定による欠員の届出の受理及び欠員の補充命令
- ⑦法第 85 条第 3 項の規定による未成年者の認証
- ⑧法第 102 条の規定によるあっせん

（船員労務官証明書）

第 72 条 法第 107 条第 3 項の証明書の様式は、第 18 号書式による。

（事業状況及び災害疾病発生状況報告）

第 73 条 法第 111 条の報告は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める期日までに、所轄地方運輸局長にこれをしなければならない。

- ①毎年 10 月 1 日現在の事業状況 毎年 10 月末日
 - ②前年 4 月 1 日以後 1 年間に発生した災害又は疾病のために船員が引き続き 3 日以上休業したときは、その内容、原因その他参考事項 毎年 4 月末日
- 2 前項第 2 号の報告を受けた所轄地方運輸局長は、必要と認めるときは、同号に掲げる事項に関する詳細な報告を命ずることができる。
 - 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の報告の様式は、それぞれ第 19 号書式及び第 20 号書式によるものとする。

（船員の申告）

第 74 条 法第 112 条（法第 120 条の 3 第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による申告は、書面又は口頭ですることができる。

第 13 章 雑則

（就業規則等の掲示等）

第 75 条 法第 113 条第 1 項の規定により船内及びその他の事業場内に掲示し、又は備え置かなければならない就業規則は、所轄地方運輸局長の届出受理証明のある有効なものでなければならない。

- 2 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、法第 113 条第 3 項の規定によりこれらの証書の写しを船内及びその他の事業場内に掲示する場合において、船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成 25 年国土交通省令第 32 号）第 16 条に規定する海上労働遵守措置認定書の写しを併せて掲示しなければならない。

（航海当直部員を乗り組ませるべき船舶）

第 76 条 法第 117 条の 2 第 1 項の国土交通省令で定める船舶は、第 3 条の 5 各号に掲げる船舶以外の船舶及び同条第 1 号に掲げる船舶であって総トン数 700 トン以上の船舶とする。

（航海当直部員の乗組みに関する基準）

第 77 条 船舶所有者は、甲板部又は機関部の航海当直部員として部員を乗り組ませようとする場合には、それぞれ甲板部航海当直部員又は機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならない。

第 77 条の 2 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 91 号）第 2 条

の2第2項から第5項までに規定する基準に適合する船舶に乗り組む甲板部及び機関部の両部の航海当直をすべき職務を有する部員又は乗組み基準外運航士（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第1第3号の表(1)の表から(4)の表までに定める運航士に加えて乗り組む運航士（1号職務）又は運航士（2号職務）（同令別表第1第3号の表(1)の表備考4の運航士（1号職務）又は運航士（2号職務）をいう。）であつて、それぞれ甲板部又は機関部の部員が行うべき作業に相当する作業を併せ行う者をいう。）として部員を乗り組ませようとする場合には、次に掲げる航海当直部員の乗組みに関する基準に従わなければならない。

- ①甲種甲板・機関部航海当直部員又は乙種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませること。
- ②部員の過半数は甲種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者とする。

（航海当直部員の職務）

- 第77条の2の2 甲板部の航海当直部員の職務は、船舶の位置、針路及び速力の測定、見張り、気象及び水象に関する情報の収集及び解析、船舶の操縦、航海機器の作動状態の点検、係船索及びいかりの取扱い、船内の巡回、船外との通信連絡、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成とする。
- 2 機関部の航海当直部員の職務は、機関の作動状態の監視及び点検、機関の操作、機関区域内の巡回、機関の故障その他の機関に係る異常な事態の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成とする。
 - 3 前条に規定する船舶に乗り組む同条の航海当直部員及び乗組み基準外運航士の職務は、前2項に規定する職務とする。
 - 4 前3項の航海当直部員は、その職務を上長（部員である者を除く。）の職務上の命令に従って行うものとする。

（航海当直部員の認定等）

- 第77条の2の3 地方運輸局の事務所の長は、第8号表上欄に掲げる航海当直部員の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者について、法第117条の2第2項の規定による認定を行う。
- 2 前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳及び認定を受けようとする資格に係る第8号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類を提示して、第22号書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。
 - 3 法第117条の2第2項の規定による証印の様式は、第22号の2書式による。

（危険物等取扱責任者を乗り組ますべきタンカー）

- 第77条の3 法第117条の3第1項の国土交通省令の定めるタンカーは、平水区域を航行区域とするタンカー以外の石油タンカー（ばら積みの石油及び石油製品を輸送するために使用されるタンカーをいう。）、液体化学薬品タンカー（ばら積みの液体化学薬品を輸送するために使用されるタンカーをいう。）及び液化ガスタンカー（ばら積みの液化ガスを輸送するために使用されるタンカーをいう。）とする。

（危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準）

- 第77条の4 船舶所有者は、前条のタンカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならない。

1 石油タンカーの船長、一等航海士又は運航士（4号職務）（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第1第3号の表（4）の表備考1の運航士（4号職務）をいう。以下同じ。）、機関長及び一等機関士又は運航士（5号職務）（同令別表第1第3号の表（4）の表備考1の運航士（5号職務）をいう。以下同じ。）	甲種危険物等取扱責任者（石油）
2 液体化学薬品タンカーの船長、一等航海士又は運航士（4号職務）、機関長及び一等機関士又は運航士（5号職務）	甲種危険物等取扱責任者（液体化学薬品）
3 液化ガスタンカーの船長、一等航海士又は運航士（4号職務）、機関長及び一等機関士又は運航士（5号職務）	甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）
4 前3号に掲げる海員以外の海員であつて石油タンカー又は液体化学薬品タンカーに積載される危険物又は有害物の取扱いに関し責任を有するもの	甲種危険物等取扱責任者（石油）、甲種危険物等取扱責任者（液体化学薬品）又は乙種危険物等取扱責任者（石油・液体化学薬品）

5 第1号から第3号までに掲げる海員以外の海員であって液化ガスタンカーに積載される危険物又は有害物の取扱いに関し責任を有するもの	甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）又は乙種危険物等取扱責任者（液化ガス）
--	--------------------------------------

（危険物等取扱責任者の職務）

第77条の5 第77条の3のタンカーに乗り組む危険物等取扱責任者の職務は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる職務とする。

1 前条の表第1号から第3号までの上欄に掲げる船長又は海員として乗り組む危険物等取扱責任者	危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物の積込み及び取卸しの作業に関する計画の立案、当該作業の指揮監督、当該作業に関し必要な船外との通信連絡、当該貨物に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する記録の作成
2 前条の表第4号又は第5号上欄に掲げる海員として乗り組む危険物等取扱責任者	危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物の積込み及び取卸しの作業に関する現場における指揮監督、当該貨物に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する記録の作成

（危険物等取扱責任者の認定等）

第77条の6 地方運輸局の事務所の長は、第9号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（第78条の2の5において「条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書（次項及び第77条の7第1項において「締約国資格証明書」という。）を受有する者であって国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第117条の3第2項の規定による認定を行う。

2 前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳並びに認定を受けようとする資格に係る第9号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類又は締約国資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類を提示して、第22号の3書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

3 法第117条の3第2項の規定による証印の様式は、第22号の4書式による。

（消防講習の登録）

第77条の6の2 第9号表第1号2(1)に規定する講習（以下この章において「登録消防講習」という。）の登録は、登録消防講習を行おうとする者の申請により行う。

2 第9号表第1号2(1)の講習の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

①登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②登録を受けようとする者が登録消防講習の実施に関する事務（以下「登録消防講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

③登録を受けようとする者が登録消防講習事務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

①登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 役員の名簿、住所及び経歴を記載した書類

②登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

③講習に用いる第10号表に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

④講師の氏名及び経歴を記載した書類

⑤講師が、次条第1項第3号に該当する者であることを証する書類

⑥登録を受けようとする者が、次条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（登録の要件等）

第77条の6の3 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあった講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

①第10号表に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。

②次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 石油火災消防実習

- ロ 液化ガス火災、液体化学薬品消防実習
- ハ 船内捜索救助実習
- ニ 検知器具及び保護具の取扱実習
- ホ 洋上流出油防除実習

③前号に掲げる科目にあつては、第 11 号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

- 2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
- ①法第 117 条の 3 第 1 項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ②第 77 条の 6 の 13 の規定により第 9 号表第 1 号 2 (1) の登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - ③法人であつて、登録消防講習を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 第 9 号表第 1 号 2 (1) の登録は、登録消防講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- ①登録年月日及び登録番号
 - ②登録消防講習を行う者（以下「登録消防講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ③登録消防講習事務を行う事務所の名称及び所在地
 - ④登録消防講習事務を開始する日

（登録の更新）

第 77 条の 6 の 4 第 9 号表第 1 号 2 (1) の登録は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前 2 条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録消防講習事務の実施に係る義務）

第 77 条の 6 の 5 登録消防講習実施機関は、公正に、かつ、第 77 条の 6 の 3 第 1 項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録消防講習事務を行わなければならない。

- ①講習は、実習により行われるものであること。
- ②講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

講習科目	時間数
1 石油火災消防実習	3 時間
2 液化ガス火災、液体化学薬品消防実習	3 時間
3 船内捜索救助実習	2 時間
4 検知器具及び保護具の取扱実習	2 時間
5 洋上流出油防除実習	3 時間

③甲種危険物等取扱責任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第 77 条の 6 の 3 第 1 項第 3 号に該当する者に行わせること。

（登録事項の変更の届出）

第 77 条の 6 の 6 登録消防講習実施機関は、第 77 条の 6 の 3 第 3 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①変更しようとする事項
- ②変更しようとする日
- ③変更の理由

（登録消防講習事務規程）

第 77 条の 6 の 7 登録消防講習実施機関は、登録消防講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録消防講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- ①登録消防講習の受講の申請に関する事項
- ②登録消防講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項
- ③登録消防講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項
- ④登録消防講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- ⑤第 77 条の 6 の 5 第 3 号の判定に関する事務を行う者の氏名及び経歴
- ⑥登録消防講習事務に関する公正の確保に関する事項

- ⑦不正受講者の処分に関する事項
- ⑧その他登録消防講習事務に関し必要な事項

(登録講習事務の休廃止)

第77条の6の8 登録消防講習実施機関は、登録消防講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①登録消防講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②登録消防講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- ③登録消防講習事務を休止又は廃止しようとする日
- ④登録消防講習事務を休止しようとする期間
- ⑤登録消防講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第77条の6の9 登録消防講習実施機関は、毎事業年度経過後3箇月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録消防講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録消防講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録消防講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- ①財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- ②前号の書面の謄本又は抄本の請求
- ③財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- ④前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて登録消防講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第77条の6の10 前条第2項第4号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録消防講習実施機関が定めるものとする。

- ①送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ②磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第77条の6の11 国土交通大臣は、登録消防講習が第77条の6の3第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録消防講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第77条の6の12 国土交通大臣は、登録消防講習実施機関が第77条の6の5の規定に違反していると認めるときは、その登録消防講習実施機関に対し、登録消防講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第77条の6の13 国土交通大臣は、登録消防講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第9号表第1号2(1)の登録を取り消し、又は期間を定めて登録消防講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- ①第77条の6の3第2項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- ②第77条の6の6から第77条の6の8まで、第77条の6の9第1項又は次条の規定に違反したとき。
- ③正当な理由がないのに第77条の6の9第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
- ④前2条の規定による命令に違反したとき。
- ⑤不正の手段により第9号表第1号2(1)の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第77条の6の14 登録消防講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録消防講習

の終了後2年間保存しなければならない。

- ①登録消防講習の受講料の収納に関する事項
- ②登録消防講習の受講の申請の受理に関する事項
- ③登録消防講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- ④その他登録消防講習の実施状況に関する事項

2 登録消防講習実施機関は、登録消防講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録消防講習の終了後2年間これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第77条の6の15 国土交通大臣は、登録消防講習の実施のため必要な限度において、登録消防講習実施機関に対し、登録消防講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第77条の6の16 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- ①第9号表第1号2(1)の登録をしたとき。
- ②第77条の6の6の規定による届出があったとき。
- ③第77条の6の8の規定による届出があったとき。
- ④第77条の6の13の規定により第9号表第1号2(1)の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

(学科講習の登録)

第77条の6の17 第9号表第1号2(2)に規定する講習(以下この章において「登録学科講習」という。)の登録は、登録学科講習を行おうとする者の申請により行う。

2 第9号表第1号2(2)の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②登録を受けようとする者が登録学科講習の実施に関する事務(以下「登録学科講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

③登録を受けようとする者が登録学科講習事務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ①登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
- ②登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
- ③講師の氏名及び経歴を記載した書類
- ④講師が、次条第1項第2号に該当する者であることを証する書類
- ⑤登録を受けようとする者が、次条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第77条の6の18 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

①次に掲げる科目について行われるものであること。

- イ タンカーの構造、設備及び船内実務
- ロ タンカーにおける火災及び爆発
- ハ タンカーにおける火災に対する消火技術
- ニ 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質
- ホ 検知器具及び保護具の取扱方法
- ヘ 災害防止対策
- ト 海上汚染防止対策
- チ 船員法 その他船員の安全及び衛生に関する法令

② 前号に掲げる科目にあっては、第12号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

- ①法第117条の3第1項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ②第77条の6の21において準用する第77条の6の13の規定により第9号表第1号2(2)の登録

を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

- ③法人であって、登録学科講習を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 第9号表第1号2(2)の登録は、登録学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- ①登録年月日及び登録番号
 - ②登録学科講習を行う者（以下「登録学科講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ③登録学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地
 - ④登録学科講習事務を開始する日

（登録の更新）

第77条の6の19 第9号表第1号2(2)の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前2条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録学科講習事務の実施に係る義務）

第77条の6の20 登録学科講習実施機関は、公正に、かつ、第77条の6の18第1項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録学科講習事務を行わなければならない。

- ①講習は、講義により行われるものであること。
- ②講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

	講習科目	時間数
1	タンカーの構造、設備及び船内実務	3時間
2	タンカーにおける火災及び爆発	2時間
3	タンカーにおける火災に対する消火技術	2時間
4	引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質	2時間
5	検知器具及び保護具の取扱方法	1時間
6	災害防止対策	2時間
7	海上汚染防止対策	2時間
8	船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	2時間

- ③甲種危険物等取扱責任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第77条の6の18第1項第2号に該当する者に行わせること。

（準用）

第77条の6の21 第77条の6の6から第77条の6の16までの規定は登録学科講習、登録学科講習実施機関及び登録学科講習の実施に関する事務について準用する。

（認定の有効期間等）

第77条の7 第77条の6第1項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から起算して5年を経過する日（締約国資格証明書を受有する者であって国土交通大臣が告示で定める基準に適合しているものに係る最初の認定にあっては、当該認定を受けた日から起算して5年を経過する日又は当該締約国資格証明書が効力を失う日のいずれか早い日）までとする。

- 2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前6箇月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、船員手帳及び次項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第22号の5書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。
- 3 地方運輸局の事務所の長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、第9号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第1項の有効期間の更新を行う。
- ①当該有効期間が満了する日以前5年以内に第9号表下欄に規定する経験を有すること。
 - ②当該有効期間が満了する日以前5年以内に消火、タンカーの安全の確保、海洋汚染の防止等に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。
- 4 前項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間が満了する日の翌日（第2項ただし書の場合にあっては、従前の認定の有効期間の更新を受けた日）から起算するものとする。
- 5 地方運輸局の事務所の長は、第3項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第77条の6第1項の認定がなお効力を有する旨の証印をする。
- 6 第77条の6第三3項の規定は、前項に規定する証印について準用する。

(教育訓練を修了した船員を乗り組ますべき旅客船)

第77条の8 法第118条の2の国土交通省令で定める旅客船は、第3条の3第1項第1号に掲げる旅客船とする。

(旅客船に乗り組む船員の教育訓練)

第77条の9 法第118条の2の航海の安全に関する教育訓練は、次の表の上欄に掲げる旅客船の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる事項を内容とする教育訓練であって国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

1 第3条の6のロールオン・ロールオフ旅客船	1 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項 2 荷役に関する事項 3 水密の保持に関する事項
2 前号に掲げる旅客船以外の旅客船	前号1に掲げる事項

2 前条の旅客船の船舶所有者は、当該旅客船の乗組員に対し、5年以内ごとに前項に規定する教育訓練を実施しなければならない。

(教育訓練を修了した船員を乗り組ますべき高速船)

第78条 法第118条の3の国土交通省令で定める高速船は、次に掲げるものとする。

- ①特定高速船
- ②水中翼船及びエアクション艇(特定高速船を除く。)

(高速船に乗り組む船員の教育訓練)

第78条の2 特定高速船に乗り組もうとする者が修了しなければならない法第118条の3の航海の安全に関する教育訓練は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる事項を内容とする教育訓練であって国土交通大臣が高速船コードに従って告示で定める基準に適合するものでなければならない。

1 船長及び甲板部の職員	1 船舶の特性及び航行上の条件に応じた操船方法に関する事項 2 操舵設備その他の船舶の航行のために必要な設備(機関を除く。)の操作に関する事項 3 脱出設備、排水設備、救命設備及び消防設備の操作に関する事項 4 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項 5 船舶の復原性を確保するために必要な事項
2 機関部の職員	1 機関の操作に関する事項 2 前号3から5までに掲げる事項
3 前2号に掲げる者以外の者	第1号3から5までに掲げる事項

2 特定高速船の船舶所有者は、当該特定高速船の乗組員に対し、2年以内ごとに前項に規定する教育訓練を実施しなければならない。

3 特定高速船の船舶所有者は、その実施する教育訓練の内容を記載した書類を提出して、当該教育訓練が第1項の告示で定める基準に適合していることについて、所轄地方運輸局長の承認を受けなければならない。

第78条の2の2 第78条第2号に掲げる高速船に乗り組もうとする者が修了しなければならない法第118条の3の航海の安全に関する教育訓練は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる事項を内容とする教育訓練であって国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

1 船長及び甲板部の職員	前条第1項の表第1号1、2及び5に掲げる事項
2 機関部の職員	前条第1項の表第1号5及び第2号1に掲げる事項
3 前2号に掲げる者以外の者	前条第1項の表第1号5に掲げる事項

2 前項の高速船の船舶所有者は、当該高速船の乗組員に対し、2年以内ごとに同項に規定する教育訓練を実施しなければならない。

(船内苦情処理手続)

第78条の2の3 法第118条の4第1項の船内苦情処理手続は、次に掲げる事項について、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものでなければならない。

- ①苦情の申出方法
- ②苦情処理の体制及び方法

- ③苦情処理結果の伝達方法
- ④苦情処理結果に不服がある場合の申立方法
- ⑤苦情処理手続に関する記録の作成及び保存の方法
- ⑥苦情を申し出た船員に対する相談、助言その他の援助に関する体制

第78条の2の4 法第118条の4第1項の国土交通省令で定める事項は、労働に関する法律（法及び労働基準法（昭和22年法律第49号）を除く。）及びこれらに基づく命令に規定する事項並びに船舶の居住設備に関する事項とする。

（外国船舶の監督）

第78条の2の5 法第120条の3第1項の国土交通省令で定める船舶は、条約第3条（a）から（d）までに掲げる船舶以外の船舶とする。

第78条の2の6 法第120条の3第1項第2号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- ①操舵設備、航海用具又は機関の操作
- ②救命設備、消防設備その他の非常時において必要な設備の操作
- ③非常配置表に定める作業

第78条の3 法第120条の3第6項において準用する法第107条第3項の法第120条の3第1項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、第23号書式による。

（権限の委任）

第78条の3の2 この省令で地方運輸局長が法に規定する国土交通大臣の権限を行うことを定めている場合は、法第121条の4第1項の規定に基づいて国土交通大臣の権限が当該地方運輸局長に委任されたものとする。

- 2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第117条の2第3項（法第117条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による証印の拒否及び法第117条の2第4項（法第117条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による証印の抹消は、地方運輸局長に行わせる。
- 3 前2項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第64条の2第4項の規定による助言及び指導、法第99条各項の規定による就業規則の変更命令、法第101条各項の規定による監督命令、法第102条の規定によるあっせん、法第105条の規定による船員労務官の任命、法第110条第1項の規定による交通政策審議会等への諮問並びに法第120条の3各項の規定による外国船舶の監督は、地方運輸局長も行うことができる。
- 4 この省令で運輸支局長等も第1項の規定に基づき地方運輸局長に委任された権限を行うことを定めている場合は、法第121条の4第2項の規定に基づいて地方運輸局長の権限が当該運輸支局長等に委任されたものとする。
- 5 前項の規定により運輸支局長等に委任された権限のほか、第2項に規定する権限は、運輸支局長等も行うことができる。

（経由）

第78条の4 船舶所有者は、この省令の規定により所轄地方運輸局長に申請、届出又は報告をしようとする場合において、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地の運輸支局長等を経由して行うことができる。

（手数料）

第79条 次に掲げる証明を申請する者は、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）に対して第1号又は第2号に掲げる証明を申請する場合を除き、証明書1通につき、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- ①第8条の規定による遺留品目録の証明 1850円
- ②第15条の規定による航行に関する報告書の証明 2600円
- ③第24条第1項の規定による船長の就退職等の証明 870円
- ④第39条第1項の規定による船員手帳の記載事項の証明 870円

- 2 地方運輸局長に対して申請する場合における法第121条の2の規定による手数料及び前項の規定による手数料は、収入印紙を申請書にはって納付しなければならない。
- 3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第121条の2又は第1項の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により前項の手数料を納付するときは、前項の規定にかかわらず、現金をもってすることができる。

（附則省略）

船員労働安全衛生規則（昭和 39 年 7 月 31 日運輸省令第 53 号）

最終改正：平成 26 年 12 月 8 日国土交通省令第 92 号

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 81 条、第 85 条第 2 項及び第 111 条の規定に基づき、船員労働安全衛生規則を次のように定める。

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準並びに船員の遵守すべき事項は、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（船長による統括管理）

第 1 条の 2 船舶所有者は、船内における安全及び衛生に関する事項に関し船長に統括管理させ、かつ、安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者その他の関係者との調整を行わせなければならない。

（船内安全衛生委員会）

第 1 条の 3 船員が常時 5 人以上である船舶の船舶所有者は、次に掲げる事項を船内において調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、船内安全衛生委員会を設けなければならない。

①船内における安全管理、火災予防及び消火作業並びに衛生管理のための基本となるべき対策に関すること。

②発生した火災その他の災害並びに負傷及び疾病の原因並びに再発防止対策に関すること。

③その他船内における安全及び衛生に関する事項

2 船内安全衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。

①船長

②各部の安全担当者

③消火作業指揮者

④医師、衛生管理者又は衛生担当者

⑤船内の安全に関し知識又は経験を有する海員のうちから船舶所有者が指名した者

⑥船内の衛生に関し知識又は経験を有する海員のうちから船舶所有者が指名した者

3 船内安全衛生委員会の委員長は、船長をもって充てなければならない。

4 船舶所有者は、第 2 項第 5 号及び第 6 号の委員には、海員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるようにしなければならない。

5 船舶所有者は、船内安全衛生委員会が第 1 項の規定により当該船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。

（安全担当者の選任）

第 2 条 船舶所有者は、船内においてこの省令に定める事項を行なうために、船長の意見をきいて、甲板部、機関部、無線部、事務部その他の各部について当該部の海員の中からそれぞれ安全担当者を選任しなければならない。

2 船舶所有者は、船内における各部の構成上やむを得ない場合においては、一の部の安全担当者を他の部の安全担当者に兼任させることができる。ただし、もっぱら漁獲物を冷凍し、若しくは加工する作業又はサルベージ、ケーブル布設若しくは浚渫の作業を行なう海員が 20 名をこえる部における安全担当者については、この限りでない。

（安全担当者の資格）

第 3 条 安全担当者は、当該部の業務に 2 年以上従事した経験を有する者であつて、当該部の業務に精通するものでなければならない。ただし、他の部の安全担当者を兼任する場合における兼任する部の業務については、この限りでない。

2 前項の規定によるほか、引火性液体類（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）第 2 条第 1 号に掲げる引火性液体類をいう。）又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質（以下「引火性液体類等」という。）を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。

①第 77 条及び第 78 条の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録安全担当者講習」という。）の課程を修了した者であること。

②1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書を受有しており、かつ、船員法（昭和 22 年法律第 100 号。以下「法」という。）、船舶

職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）及び船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）並びにこれらに基づく命令についての講習の課程を修了した者であること。

（安全担当者の選任の特例）

第 4 条 船舶所有者は、海員が常時 20 人以下である漁船又は漁船以外の海員が常時 10 人以下である船舶については、船長を安全担当者に選任することができる。この場合において、前条第 2 項に規定する船舶の船長にあっては、同項に規定する講習の課程を修了した者でなければならない。

2 前項の規定により、船長を安全担当者に選任する場合は、前 2 条の規定は、適用しない。

（安全担当者の業務）

第 5 条 船舶所有者は、次に掲げる事項を、安全担当者に行わせなければならない。

- ①作業設備及び作業用具の点検及び整備に関すること。
- ②安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備に関すること。
- ③作業を行う際に危険な又は有害な状態が発生した場合又は発生するおそれのある場合の適当な応急措置又は防止措置に関すること。
- ④発生した災害の原因の調査に関すること。
- ⑤作業の安全に関する教育及び訓練に関すること。
- ⑥安全管理に関する記録の作成及び管理に関すること。

（改善意見の申出等）

第 6 条 安全担当者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、作業設備、作業方法等について安全管理に関する改善意見を申し出ることができる。この場合において、船長は、必要と認めるときは、当該改善意見に自らの意見を付すことができる。

2 船舶所有者は、前項の申出があった場合は、その意見を尊重しなければならない。

（消火作業指揮者の選任）

第 6 条の 2 船舶所有者は、船内においてこの省令に定める事項を行うために、船長の意見を聴いて、次のいずれかに適合する安全担当者の中から、消火作業指揮者を選任しなければならない。ただし、総トン数 20 トン未満の船舶（以下「小型船」という。）については、この限りでない。

- ①船舶職員及び小型船舶操縦者法第 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）及び海技士（電子通信）に係る海技免許を受けていること。
- ②船舶職員及び小型船舶操縦者法第 23 条第 1 項の承認を受けていること。
- ③船舶職員及び小型船舶操縦者法別表第 1 第 4 号に規定する消火講習であって同法第 4 条第 2 項に規定する登録海技免許講習実施機関が実施するものの課程を修了していること。

（消火作業指揮者の業務）

第 6 条の 3 船舶所有者は、次に掲げる事項を、消火作業指揮者に行わせなければならない。

- ①消火設備及び消火器具の点検及び整備に関すること。
- ②火災が発生した場合の消火作業の指揮に関すること。
- ③発生した火災の原因の調査に関すること。
- ④火災の予防に関する教育並びに消火作業に関する教育及び訓練に関すること。

（改善意見の申出等）

第 6 条の 4 消火作業指揮者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、消火設備、消火作業に関する訓練等について火災予防及び消火作業に関する改善意見を申し出ることができる。この場合において、船長は、必要と認めるときは、当該改善意見に自らの意見を付すことができる。

2 船舶所有者は、前項の申出があった場合は、この意見を尊重しなければならない。

（衛生担当者の選任）

第 7 条 船舶所有者は、船内においてこの省令に定める事項を行うために、船長の意見を聴いて、次のいずれかの要件に適合する海員の中から（小型船にあっては、船内の衛生管理に関する知識を有する海員の中から）、衛生担当者を選任しなければならない。ただし、法第 82 条の規定により医師が乗り組んでいる場合又は法第 82 条の 2 第 1 項の規定により衛生管理者が選任されている場合は、この限りでない。

- ①第 6 条の 2 第 1 号又は第 2 号に掲げる要件
- ②船舶職員及び小型船舶操縦者法別表第 1 第 3 号に規定する救命講習又は機関救命講習であって同法第 4 条第 2 項に規定する登録海技免許講習実施機関が実施するものの課程を修了していること。

2 第 4 条第 1 項の規定は、衛生担当者の選任について、準用する。

（衛生担当者の業務）

第 8 条 船舶所有者は、次に掲げる事項（小型船にあっては、第 4 号に掲げる事項を除く。）を、衛生担当者に行わせなければならない。

- ①居住環境衛生の保持に関すること。
- ②食料及び用水の衛生の保持に関すること。
- ③医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の点検及び整備に関すること。
- ④負傷又は疾病が発生した場合における適当な救急措置に関すること。
- ⑤発生した負傷又は疾病の原因の調査に関すること。
- ⑥衛生管理に関する記録の作成及び管理に関すること。

(改善意見の申出等)

第9条 衛生担当者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、衛生設備、居住環境等について衛生管理に関する改善意見を申し出ることができる。この場合において、船長は、必要と認めるときは、当該改善意見に自らの意見を付すことができる。

2 船舶所有者は、前項の申出があった場合は、その意見を尊重しなければならない。

(補助者)

第10条 安全担当者、消火作業指揮者又は衛生担当者は、必要と認めるときは、その補助者を指名することができる。

(安全衛生に関する教育及び訓練)

第11条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、船員に教育を施さなければならない。

- ①船内の安全及び衛生に関する基礎的事項
- ②船内の危険な又は有害な作業についての作業方法
- ③保護具、命綱、安全ベルト及び作業用救命衣の使用法
- ④船内の安全及び衛生に関する規定を定めた場合は、当該規定の内容
- ⑤乗り組む船舶の設備及び作業に関する具体的事項

2 液体化学薬品タンカー（船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「施行規則」という。）第77条の3に規定する液体化学薬品タンカーをいう。以下同じ。）又は液化ガスタンカー（施行規則第77条の3に規定する液化ガスタンカーをいう。以下同じ。）の船舶所有者は、当該船舶の船員に、貨物の取扱方法、保護具の使用法並びに貨物の漏えい、流出及び火災その他の非常の際における措置に関する訓練を実施しなければならない。

(船員の意見を聴くための措置)

第12条 船舶所有者は、船内における安全及び衛生に関する事項について、船員の意見を聴くため、船内において、適当な措置を講じなければならない。

(記録の作成及び備置き)

第13条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、その都度記録を作成し、これを主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に、その写し（第1号に掲げる事項に係るものを除く。）を船内に、それぞれ3年間備え置かなければならない。

- ①第11条の規定により行った教育及び訓練に関する事項
- ②船内安全衛生委員会における議事の概要
- ③安全担当者、消火作業指揮者、医師、衛生管理者又は衛生担当者から改善の申出があった事項
- ④前条の規定により講じた措置
- ⑤発生した火災その他の災害並びに負傷及び疾病（船員電離放射線障害防止規則（昭和48年運輸省令第21号）の規定により記録しなければならないものを除く。）に関する事項
- ⑥第40条の2の規定による飲用水に係る検査、改善措置又は洗浄
- ⑦その他安全又は衛生に関して講じた重要な改善の措置

(規定の作成)

第14条 船舶所有者は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が、火災その他の災害又は負傷若しくは疾病を防止するため特に必要があると認めて安全管理、火災予防及び消火作業又は衛生管理に必要な規定の作成を命じた場合は、これを作成しなければならない。

第15条 削除

(船員の遵守事項)

第16条 船員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ①第24条に定める防火標識又は禁止標識のある箇所における当該標識に表示された禁止行為
 - ②第46条から第48条まで又は第69条第1項の規定により禁止された火気の使用又は喫煙
- 2 船員は、第47条第2項、第48条から第51条第1項まで、第53条から第65条第1項まで、第66条第1項、第67条、第68条第1項、第69条第1項又は第71条第2項から第73条までに規定する作業において保護具の使用を命ぜられたときは、当該保護具を使用しなければならない。
- 3 船員は、第51条第1項、第52条第1項、第57条第1項、第66条第1項又は第68条第1項に規定

する作業において命綱、安全ベルト又は作業用救命衣の使用を命ぜられたときは、当該命綱、安全ベルト又は作業用救命衣を使用しなければならない。

第2章 安全基準及び衛生基準等

第1節 安全基準

(作業環境の整備等)

第17条 船舶所有者は、船内作業の設備、機械、器具、用具等を整備し、かつ、整とんするとともに、船内における作業環境を常に良好な状態におくよう努めなければならない。

(接触等からの防護)

第18条 船舶所有者は、機械又は動力伝導装置の回転軸、歯車、はずみ車、調車その他の運動部分で通常の作業の際に接触するおそれのあるものには、囲い、手すり、おおい又は踏切橋を設けなければならない。

2 船舶所有者は、掃除、注油、修理その他の作業を行なう場合であって、墜落、転倒等により前項の運動部分に接触するおそれのあるときは、安全な足場を設けなければならない。

3 船舶所有者は、蒸気、熱湯その他の高温の気体又は液体が通る管で通常の作業の際に接触するおそれのあるものは、その部分を被覆しなければならない。

(通行の安全)

第19条 船舶所有者は、船外との通行は、げん梯又は手すり及び踏みさんを施した幅40センチメートル以上の歩み板によらせなければならない。ただし、やむを得ない理由により、げん梯又は歩み板を用いることができない場合であって、通行の安全を確保するために必要な措置を講じているときは、この限りでない。

2 船舶所有者は、夜間における船外との通行の安全を確保するために必要な照明を施さなければならない。

3 船舶所有者は、積荷、漁具等を甲板上に積載する場合は、できる限り、げん側から離れた場所に通路を確保しておかななければならない。ただし、やむを得ない理由により、積荷、漁具等の上を通行の用に供する場合は、その上面を歩行に適するよう平らにし、かつ、その両側に、30センチメートル以内の間隔に配した横棒を備える高さ1.22メートル以上の保護柵又はこれに相当する保護索を設けなければならない。

(器具等の整とん)

第20条 船舶所有者は、落下、転倒、接触等により危害を及ぼすおそれのある刃物、工作用具等の器具又は用具及び予備部品を固定させ、被覆し、又は収納箱に入れておかななければならない。

(密閉区画からの脱出装置等)

第21条 船舶所有者は、凍結室、冷凍庫その他の密閉された区画であって船員が通常その中で作業するものには、内部から操作できる開扉装置又は呼鈴その他の信号装置を設けなければならない。

(燃え易い廃棄物の処理)

第22条 船舶所有者は、油の浸みた布ぎれ、木くずその他の著しく燃え易い廃棄物は、防火性のふた付きの容器に収める等これを安全に処理しなければならない。

(液化石油ガスの取扱い)

第22条の2 船舶所有者は、液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。次項において同じ。）を燃料として調理作業等を行わせる場合は、調理作業等の場所を十分に換気するとともに、当該場所を無人の状態にしない等危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 船舶所有者は、液化石油ガスのボンベを切り換え、又は取り換える作業を行わせる場合は、作業を開始する前に、安全性を確認するとともに、作業を開始する旨を船員に周知させなければならない。

(管系等の表示)

第23条 船舶所有者は、船内の管系及び電路の系統の種別を告示で定める識別標準により表示しなければならない。

(安全標識等)

第24条 船舶所有者は、危険物（危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条第1号に掲げる危険物（常用危険物（同条第2号に掲げる常用危険物をいう。以下同じ。）を除く。）及び同条第1号の2に掲げるばら積み液体危険物をいう。以下同じ。）又は国土交通大臣の指定する常用危険物を積載する場所の見やすい箇所に、日本工業規格Z9104「安全標識」（以下「安全標識」という。）に定める防火標識、禁止標識又は警告標識を施さなければならない。この場合において、火薬庫については、安全標識に定める第3種標識によらなければならない。

- 2 船舶所有者は、前項のほか、消火器具置場、墜落の危険のある開口、高圧電路のろ出箇所、担架置場等船内の必要な箇所に、安全標識に定める防火標識、禁止標識、警告標識、安全状態標識又は指示標識を適宜施すよう努めなければならない。
- 3 船舶所有者は、前2項の箇所のうち必要と認めるもの及び次に掲げる箇所に、夜光塗料を用いて方向標識又は指示標識を施さなければならない。ただし、非常照明装置が設けられている箇所については、夜光塗料を用いなくてもよい。

- ①非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口
- ②消火器具置場

(油に関する文書の備置き)

第24条の2 船舶所有者は、油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第2号に掲げる油をいう。以下この条において同じ。）をばら積みで運送する場合又は燃料油を搭載する場合にあっては、当該油に関し次に掲げる事項が記載された文書を船内に備え置かなければならない。

- ①名称
- ②油をばら積みで運送する場合にあっては、荷送人（他人に運送を委託しないで運送する場合にあっては、その者）の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号
- ③燃料油を搭載する場合にあっては、燃料油供給者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号
- ④危険性又は有害性の要約
- ⑤成分及びその含有量
- ⑥物理的及び化学的性質
- ⑦安定性及び反応性
- ⑧人体に及ぼす作用
- ⑨取扱い上の注意
- ⑩流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- ⑪適用される法令
- ⑫その他参考となる事項

(照明)

第25条 船舶所有者は、作業を行なわせる場合は、作業の安全を確保するのに十分な照明を施さなければならない。

(床面等の安全)

第26条 船舶所有者は、作業場所及び通路の床面をつまづき、すべり、踏み抜き等のおそれのないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 船舶所有者は、作業場所、通路又は昇降設備における突出部分で作業又は通行の際に接触し、又は衝突して危害を生ずるおそれのあるものを被覆する等適当な措置を講じなければならない。

(足場等の安全)

第27条 船舶所有者は、足場及び歩み板は、著しく損傷、変形又は腐しよくしていない材料を用い、使用の目的に応じた丈夫な構造としなければならない。

(海中転落の防止)

第27条の2 船舶所有者は、海中に転落するおそれのある場所においては、著しく作業の妨げとなる場合を除き、保護柵を使用させる等適当な措置を講じなければならない。

(経験又は技能を要する危険作業)

第28条 船舶所有者は、次に掲げる作業は、当該作業を所掌する部の業務に6箇月以上従事した経験を有する者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条の規定により当該作業を所掌する部の海技免許を受けた者、同法第23条第1項の規定により当該作業を所掌する部の船舶職員（同法第2条第2項に規定する船舶職員をいう。）になることについての承認を受けている者若しくは国土交通大臣が当該作業について認定した資格を有する者でなければ、これを行わせてはならない。ただし当該作業の熟練者の指揮の下に作業を行わせる場合は当該作業を所掌する部の業務に3箇月以上従事した経験を有する者に当該作業を行わせることができる。

- ①揚びよう機、ラインホーラー、ネットホーラーその他のびよう鎖、索具、漁具等を海中に送し、若しくは巻き上げる機械を操作し、又はこれらの機械により海中に送し若しくは巻き上げ中のびよう鎖、索具、漁具等の走行を人力で調整する作業
- ②クレーン、ウインチ、デリックその他の重量物を移動する機械又は装置を操作する作業
- ③フォークリフトの運転の作業
- ④運転中の機械又は動力伝導装置の運動している部分の注油、掃除、修理若しくは検査又は運動している調帯の掛換えの作業

- ⑤切削又はせん孔用の工作機械を使用する作業
 - ⑥推進機関用の重油専焼罐に点火する作業
 - ⑦揚貨装置又は陸上のクレーン若しくはデリックの玉掛け作業
 - ⑧はい（積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業
 - ⑨刃物を用いて鯨体を解体する作業
 - ⑩床面から2メートル以上の高所であって、墜落のおそれのある場所における作業
 - ⑪げん外に身体の重心を移して行う作業
 - ⑫危険物の状態、酸素の量又は人体に有害な気体を検知する作業
 - ⑬石炭、鉄鉱石、穀物、石油その他の船倉内の酸素の欠乏の原因となる性質を有する物質をばら積みで運送する船舶において、これらの物質を積載している船倉内で行う作業
 - ⑭電気工事作業（感電のおそれのあるものに限る。）
 - ⑮可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業
 - ⑯冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスを製造する作業
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第3号、第6号、第7号、第12号又は第13号に掲げる作業については、国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録危険作業講習」という。）の課程を修了した者に当該作業を行わせることができる。
- 3 船舶所有者は、ヘルメット式潜水器、マスク式潜水器その他の潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて水深10メートル以上の場所において行う作業は、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）第52条の規定による潜水士の免許を受けた者でなければ、これを行わせてはならない。

第2節 衛生基準

（船内衛生の保持）

第29条 船舶所有者は、船内の居住場所及び作業場所を清潔に保ち、気積、換気、採光、照明、温度、騒音、振動等の環境条件を衛生上良好な状態におくとともに、船員に十分な休養を与える等船員の健康の保持を図るよう努めなければならない。

（就業を禁止する船員）

第30条 船舶所有者は、精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない船員と医師が認めるものを作業に従事させてはならない。

2 船舶所有者は、施行規則第2号表第3号に掲げる疾病であって医師が船内労働に適さないと認めるものにかかった船員を作業に従事させてはならない。

（医師の診断）

第31条 船舶所有者は、法第81条第3項各号に掲げる船員に該当する疑いのある船員については、遅滞なく医師の診断を受けさせなければならない。

2 医師は、前項の診断を受けた船員が前条第1項に規定する船員に該当するかどうかを判断する場合には、当該船員の障害の程度、経歴及び職務を考慮するものとする。

（特殊な作業に従事する船員に対する健康検査）

第32条 船舶所有者は、次の各号に掲げる船員については、当該各号に定める事項について、施行規則第55条の規定による検査の際及びその6箇月後に、法第83条の国土交通大臣の指定する医師（以下「指定医師」という。）により検査を受けさせなければならない。ただし、検査を受けさせるべき時期に当該船員の乗り組んでいる船舶が航海中である場合は、当該航海の終了後遅滞なく受けさせればよい。

- ①国土交通大臣の指定する衛生上有害な物を常時運送する船舶に乗り組んでいる者
当該有害物の人体に与える障害の認知に必要な胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査、尿検査、血液検査、神経系検査その他の臨床医学的検査
- ②専ら石炭をたく作業に従事している者
当該作業の人体に与える障害の認知に必要な胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査その他の臨床医学的検査
- ③専ら潜水作業に従事している者
施行規則第55条第1項第1号から第4号までに掲げる検査（指定医師が必要でないと認めたものを除く。）

2 船舶所有者は、前項第1号の船員について雇入契約が終了する場合又は雇入契約を解除する場合で

あって当該船員が当該雇入契約の終了又は解除のとき（以下この項において「下船の時」という。）より前6箇月以内に同号の検査を受けていないときは、当該船員に同号の検査を受けさせなければならない。ただし、胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査については、下船の時より前6箇月以内に当該船員が施行規則第55条の規定による検査の際に受けている場合は、これを省略するものとする。

3 船舶所有者は、前2項の検査の結果、当該船舶に乗り組み、又は当該作業に従事することが不適当であると判定された船員を、引き続き当該船舶に乗り組ませ、又は当該作業に従事させてはならない。

4 第1項及び第2項の検査に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

（通風及び換気）

第33条 船舶所有者は、機関室、調理室等高温又は多湿の状態にある船内の作業場には、通風、換気等温湿度調節のための適当な措置を講じなければならない。

（ねずみ族及び虫類の駆除）

第34条 船舶所有者は、居住設備、衛生設備その他ねずみ族又は虫類のひそみやすい場所については、毎年1回以上薬品によりねずみ族又は虫類を駆除する措置を講じなければならない。

2 検疫法（昭和26年法律第201号）第25条ただし書の証明書を有する船舶については、当該証明書の発行の日から6箇月間は、前項の規定にかかわらず、同項の措置を講じなくてもよい。

3 船舶所有者は、第1項の措置を講ずるため船員にくん蒸を行なわせる場合には、国土交通大臣が指定する薬品を使用してはならない。

（手を洗う設備）

第35条 船舶所有者は、船内の適当な場所に手を洗うことのできる設備を設けなければならない。

（便所）

第35条の2 船舶所有者は、船内の便所について、その本来の用途において船員が常時使用できる状態に維持しなければならない。

（調理作業）

第36条 船舶所有者は、調理作業を行なわせる場合は、当該作業に従事する者に、清潔な衣服を着用させ、手を洗浄させる等衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 船舶所有者は、ちゅう房用器具、食器等調理用又は食事用の器具を清潔に保たなければならない。

3 船舶所有者は、調理作業に従事する者以外の者を、調理作業を行なう場所にみだりに立ち入らせてはならない。

（食料の貯蔵）

第37条 船舶所有者は、食料の貯蔵については、食料の種類に応じた保存方法を講ずるとともに貯蔵設備を清潔に保たなければならない。

2 船舶所有者は、食料の調理にあたっては、その鮮度を確認させ、洗浄を行なわせる等衛生上必要な措置を講じなければならない。

（清水の積み込み及び貯蔵）

第38条 船舶所有者は、清水を積み込む場合は、清浄なものを積み込まなければならない。かつ、これを衛生的に積み込み、及び保つために、次に掲げる措置を講じなければならない。

①清水の積み込み前には、元せん及びホースを洗浄すること。

②清水用の元せん及びホースは、専用のものであること。

③清水用の元せんにはふたをつけ、ホースは清潔な場所に保管すること。

④清水タンクに使用する計量器具は、専用のものであり、かつ、清潔に保存すること。

⑤飲用水のタンクで内部がセメント塗装のものは、貯蔵する清水を清浄に保ちうる状態まであく抜きをすること。

⑥その他清水を衛生的に保つための必要な措置

（河川水等の使用制限）

第39条 船舶所有者は、河川の水又は港内の海水を調理用又は浴用に使用してはならない。

（飲用水タンク等）

第40条 船舶所有者は、飲用水のタンク及び飲用水の管系には飲用水以外のものを貯蔵し、又は通させてはならない。ただし、やむを得ない理由のある場合であって、飲用水が汚染しないための措置を講ずるときは、この限りでない。

2 船舶所有者は、飲用水を常に船員が飲用しうるよう設備しておかななければならない。

（飲用水の水質検査等）

第40条の2 船舶所有者は、飲用水のタンクに積み込まれた飲用水（小型船に積み込まれたものを除く。次項及び第3項において単に「飲用水」という。）について、少なくとも1年に1回、地方公共団体等の行う水質検査を受けなければならない。ただし、最後に水質検査を受けた日から1年を経過した

日に、船舶が航海中であり、又は外国の港にある場合は、当該船舶が国内の港に到着した後遅滞なく水質検査を受けなければならない。

- 2 船舶所有者は、前項の水質検査の結果、当該飲用水の水質が飲用に適しないと判定された場合は、速やかにタンク内の飲用水の交換その他必要な措置を講じなければならない。この場合において、地方運輸局長が必要と認めるときは、これらの措置を実施後、速やかに水質検査を受け、当該飲用水が飲用に適することについて水質検査を行う地方公共団体等の確認を受けなければならない。
- 3 船舶所有者は、少なくとも1箇月に1回、飲用水に含まれる遊離残留塩素の含有率についての検査を行わなければならない。この場合において、遊離残留塩素の含有率が100万分の0.1未満であったときは、船舶所有者は、速やかに改善措置を講じなければならない。
- 4 船舶所有者は、少なくとも2年（船舶安全法第10条第1項ただし書に規定する船舶にあつては、3年）に1回、飲用水のタンク、当該タンクに付属する管系等の洗浄を行わなければならない。ただし、最後に洗浄を行った日から当該期間を経過した日に、船舶が航海中であり、又は外国の港にある場合は、当該日から6箇月以内に洗浄を行えばよい。

（伝染病の予防）

第41条 船舶所有者は、船舶が別表第1に定める伝染病が発生している地域又は発生するおそれのある地域におもむく場合は、予防注射の実施、衛生用品の整備、伝染病の予防に必要な注意事項に関する教育等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 船舶所有者は、前項の地域においては、食料及び飲用水の購入の制限、外来者に対する防疫の措置、衛生状態に関する情報の収集等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

（伝染防止）

第42条 船舶所有者は、船内において伝染病又は伝染病の疑いのある疫病が発生した場合は、患者の隔離、患者の使用した場所、衣服、器具等の消毒、なま水及びなま物の飲食の制限等伝染防止のために必要な措置を講じなければならない。

（救急措置に必要な衛生用品）

第42条の2 船舶所有者は、液体化学薬品タンカー及び液化ガスタンカーには、他の法令において備えなければならないものを除き、貨物の性状に応じた解毒剤、つり上げ用担架及び酸素吸入器を備えなければならない。

（医療機関との連絡）

第43条 船舶所有者は、船内において救急患者が発生したときは、必要に応じ、医療機関と緊密な連絡を保ち、その指示にしたがって適当な措置を講じなければならない。

第3節 検知器具及び保護具

（検知器具）

第44条 船舶所有者は、酸素が欠乏するおそれのある場所における作業を行なわせる船舶には、酸素の量を計るために必要な検知器具を備えなければならない。

- 2 船舶所有者は、危険物のうち、人体に有害な気体を発散するおそれのある物質を積載する船舶には、当該気体の量を計るために必要な検知器具（他の法令において備えなければならないものを除く。）を備えなければならない。

（保護具）

第45条 船舶所有者は、船員に使用させるべき保護具については、他の法令の規定により備える保護具を含めて、これを必要とする作業に同時に従事する人数と同数以上を船舶に備え、常時有効、かつ、清潔にこれを保持しなければならない。

- 2 船舶所有者は、前項の保護具のうち、自蔵式呼吸具、送気式呼吸具及び空気圧縮機については、少なくとも1箇月に1回これらを点検しなければならない。
- 3 船舶所有者は、液体化学薬品タンカーにおいては、新品又は洗浄後未使用である場合を除き、保護具及び作業衣を居住場所から隔離して保管しなければならない。

第3章 個別作業基準

（火薬類を取り扱う作業）

第46条 船舶所有者は、もり銃への火薬の装てん等火薬類を取り扱う作業（火薬類の荷役作業を除く。）を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業場所における火気の使用及び喫煙を禁止すること。
- ②作業場所に燃え易い物を置かないこと。

- ③作業場所の床面にマットレスを敷く等により、衝撃を防止すること。
- ④作業場所においては、火花を発生し、又は高温となつて点火源となるおそれのある器具を使用しないこと。
- ⑤作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。

(塗装作業及び塗装剥離作業)

第 47 条 船舶所有者は、引火性若しくは可燃性の塗料又は溶剤を使用して塗装又は塗装の剥離作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業場所における火気の使用及び喫煙を禁止すること。
- ②作業場所においては、火花を発生し、又は高温となつて点火源となるおそれのある器具を使用しないこと。
- ③作業に使用した布ぎれ又は剥離したくずは、みだりに放置しないこと。
- ④作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。
- ⑤作業場所の付近に、適当な消火器具を用意すること。

2 船舶所有者は、人体に有害な性質の塗料又は溶剤を使用して塗装又は塗装剥離の作業を行なわせる場合は、作業に従事する者に、マスク、保護手袋その他の必要な保護具を使用させなければならない。

(溶接作業、溶断作業及び加熱作業)

第 48 条 船舶所有者は、溶接、溶断又は加熱の作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業を開始する前に、溶接装置の各部を点検するとともに、作業場所及び隣接する区画には、可燃性又は爆発性の気体がないことを確認すること。
- ②作業場所及び隣接する区画には、燃えやすい物を置かないこと。
- ③アセチレン発生器の付近においては、火気の使用及び喫煙を禁止すること。
- ④アセチレン発生器の付近においては、火花を発生し、又は高温となつて点火源となるおそれのある器具を使用しないこと。
- ⑤アセチレン発生器は、高温の場所、換気の悪い場所又は振動の激しい場所にこれを置かないこと。
- ⑥電気溶接装置を使用して行う作業は、身体がぬれた状態で作業に従事させないこと。
- ⑦作業に従事する者に保護眼鏡及び保護手袋を使用させること。
- ⑧作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。
- ⑨作業場所の付近に、適当な消火器具を用意すること。

(危険物等の検知作業)

第 49 条 船舶所有者は、危険物の状態又は人体に有害な気体若しくは酸素の量を検知する作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①検知器具の作動状態を点検すること。
- ②検知のために必要な試料を採取する場合は、船倉、密閉された区画等危険物が存在し若しくは存在した場所又は人体に有害な状態が存するおそれのある場所に立ち入らないで、これを行なうこと。
- ③やむを得ず前号に掲げる場所に立ち入る場合は、作業に従事する者に危険物又は人体に有害な状態の性質に応じた呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋その他の必要な保護具を使用させること。
- ④作業に従事する者が頭痛、めまい、吐気等の身体の異常を訴えた場合その他事故があった場合は、ただちに作業を中止させ、安全性の確認が得られるまでは、作業を再開させないこと。
- ⑤身体の異常を訴えた者には、すみやかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。
- ⑥当該作業により汚染し、又は汚染したおそれのある物を居住場所に持ち込ませないこと。
- ⑦当該作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。

(有害気体等が発生するおそれのある場所等で行う作業)

第 50 条 船舶所有者は、人体に有害な気体が発散するおそれのある場所又は酸素が欠乏するおそれのある場所において作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業を開始する前に、及び作業中少なくとも 30 分に 1 回、当該場所における人体に有害な気体又は酸素の量について検知を行い、人体に危害を及ぼすと認められた場合は、換気すること。
- ②作業中適宜換気を行うとともに、作業に従事する者に呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋その他の必要な保護具を使用させること。
- ③作業に従事する者が頭痛、めまい、吐気等の身体の異常を訴えた場合その他事故があった場合は、直ちに作業を中止させ、安全性の確認が得られるまでは、作業を再開させないこと。
- ④身体の異常を訴えた者には、速やかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。
- ⑤作業場所と外部との連絡のための看視員を配置すること。

(高所作業)

第 51 条 船舶所有者は、床面から 2 メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所における作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業に従事する者に保護帽及び命綱又は安全ベルトを使用させること。
- ②ボースンチェアを使用するときは、機械の動力によらせないこと。
- ③煙突、汽笛、レーダー、無線通信用アンテナその他の設備の付近で作業を行う場合に、当該設備の作動により作業に従事している者に危害を及ぼすおそれのあるときは、当該設備の関係者に、作業の時間、内容等を通報しておくこと。
- ④作業場所の下方における通行を制限すること。
- ⑤作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

2 船舶所有者は、船体の動揺又は風速が著しく大である場合は、緊急の場合を除き、前項の作業を行なわせてはならない。

(げん外作業)

第52条 船舶所有者は、船体外板の塗装、さび落とし等げん外に身体の重心を移して行う作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。
- ②安全な昇降用具を使用させること。
- ③つり足場を使用する場合等作業場所が甲板上にいる者から容易に視認できない場合は、当該作業場所の上部のブルワーク、手すり等つり足場等の支持箇所の付近に、作業を行っている旨を表示すること。
- ④作業場所の付近におけるビルジ、汚水、汚物等のげん外排出及び投棄を禁止すること。
- ⑤作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。
- ⑥作業場所の付近に、救命浮環等の直ちに使用できる救命器具を用意すること。

2 前条第2項の規定は、前項の作業を行なう場合に、準用する。

(高熱物の付近で行なう作業)

第53条 船舶所有者は、火傷を受けるおそれのある高熱物質又は火炎に触れ易い場所において作業を行なわせる場合は、作業に従事する者に防熱性の手袋、保護衣その他の必要な保護具を使用させなければならない。

(重量物移動作業)

第54条 船舶所有者は、充てんされたドラム罐等重量物を人力により移動する作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業に従事する者に保護靴、保護帽その他の必要な保護具を使用させること。
- ②索、ブロック、テイクルその他の用具を用いる場合は、その許容荷重をこえる重量を負荷させないこと。
- ③前号の用具により重量物をつり上げて移動する場合は、動揺等によりフック、シャックルその他のかん合部分がはずれないよう十分な措置を講ずること。
- ④作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。

(揚貨装置を使用する作業)

第55条 船舶所有者は、揚貨装置を使用する作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業に従事する者に保護帽その他の必要な保護具を使用させること。
- ②作業を開始する前に、ウインチ及びその付属装具の作動状態を点検すること。
- ③ガイの取付け位置及び張り方を適正にすること。
- ④揚貨装置は熟練者に操作させること。
- ⑤作業中に索具、ブロック等を交換するときは、支持台下ろす等の方法によりデリックブームを安全な位置に固定して行わせること。
- ⑥作業中にウインチの部品を交換するときは、ウインチを動力源からしゃ断し、かつ、安全装置をかけて行わせること。
- ⑦ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。
- ⑧デリックブームの角度を調整する場合は、当該デリックブームの下方への立入りを制限すること。
- ⑨貨物の巻上げ又は巻卸しその他の貨物を移動する作業を行っているときは、貨物が落下し、又は激突するおそれのある場所への立入りを制限すること。
- ⑩作業の指揮を行う者と甲板、船倉又は陸岸で作業に従事する者との間には、信号を定める等連絡を密にすること。

2 前項第1号及び第9号の規定は、船舶所有者が陸上のクレーン又はデリックの玉掛けの作業を行わせる場合について準用する。

(揚投びよう作業及びけい留作業)

第56条 船舶所有者は、揚投びよう作業又はけい留作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業を開始する前に、揚びよう機又はけい船用機械の作動状態並びにびよう鎖及び索具類の状態を点検すること。
- ②揚びよう機若しくはけい船用機械の運動部分又は巻き込み、くり出し、若しくは解き放す場合におけるびよう鎖若しくは索具類には、みだりに、身体を触れさせ、若しくはこれをまたがせ、又は当該作業に従事する者以外の者をこれに近寄せないこと。
- ③投びよう作業を開始する前に、びよう鎖庫内及びいかり又はびよう鎖の落下する水面付近に人がいないことを確認すること。
- ④ブイの上における作業は、危険のおそれがある場合は、その作業の経験を有する者に行なわせること。
- ⑤けい留作業に従事する者に保護帽その他の必要な保護具を使用させること。
- ⑥揚びよう機若しくはけい船用機械の作動又はびよう鎖若しくは索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。
- ⑦作業の指揮を行なう者とびよう鎖庫内でびよう鎖繰りの作業に従事している者又はブイ若しくは陸岸でけい留作業に従事している者との間には、信号を定める等連絡を密にすること。

(漁ろう作業)

第57条 船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業を開始する前に、作業に使用する機械、漁具その他の設備及び用具を点検すること。
- ②甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。
- ③前号に規定する作業を行わせる場合は、作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。
- ④第2号に規定する作業を行わせる場合は、作業場所の付近に、救命浮環等の直ちに使用できる救命器具を用意すること。
- ⑤釣ざおを使用して漁ろう作業を行わせる場合は、当該作業に従事する者に保護帽を使用させること。
- ⑥前号に規定する作業を行わせる場合であって釣針の飛来により危害を受けるおそれがあるときは、作業に従事する者に保護面その他の必要な保護具を使用させること。
- ⑦漁具を海中へ送り出し、又は巻き込む作業に従事する者にゴム長靴その他の必要な保護具を使用させること。
- ⑧送り出し、又は巻き込む場合における漁具には、みだりに、身体を触れさせ、若しくはこれをまたがせ、又は当該作業に従事する者以外の者をこれに近寄せないこと。
- ⑨ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。
- ⑩刃物、釣針その他の危険な用具は、みだりに放置しないこと。
- ⑪甲板上の魚の血のりを適宜清掃する等甲板を滑らない状態に保持すること。

2 第51条第2項の規定は、前項第2号の作業を行う場合に準用する。

(感電のおそれのある作業)

第58条 船舶所有者は、感電のおそれのある作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業に従事する者に絶縁用のゴム手袋、ゴム長ぐつその他の必要な保護具を使用させること。
- ②作業箇所へ通ずる電路をしゃ断し、しゃ断した箇所に当該作業箇所への通電を禁止する旨を表示すること。ただし、当該電路をしゃ断することにより当該作業が著しく困難となる場合は、この限りでない。
- ③作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合にすみやかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

(さび落とし作業及び工作機械を使用する作業)

第59条 船舶所有者は、さび落とし作業又は工作機械を使用する作業を行なわせる場合であって金くず等の飛来により危害を受けるおそれがあるときは、作業に従事する者に保護眼鏡その他の必要な保護具を使用させなければならない。

(粉じんを発生する場所で行なう作業)

第60条 船舶所有者は、粉じんを著しく発生する場所で作業を行なわせる場合は、換気若しくは散水を行な

い、又は作業に従事する者に防じん性の呼吸具、保護眼鏡その他の必要な保護具若しくは塗布剤を使用させる等適当な措置を講じなければならない。

(高温状態で熱射又は日射を受けて行なう作業)

第 61 条 船舶所有者は、ボイラーをたく作業、炎天下において甲板上で行なう作業等高温状態において熱射又は日射を受ける作業を行なわせる場合は、天幕その他のしゃへい物の設置、保護帽、保護眼鏡、保護衣、保護手袋等熱射又は日射による障害から防護するために必要な保護具の使用、塗布剤の使用等必要な措置を講じなければならない。

(水又は湿潤な空気にさらされて行なう作業)

第 62 条 船舶所有者は、タンク内の水洗作業等身体の全部又は一部が水又は著しく湿った空気に長時間さらされる作業を行なわせる場合は、保護帽、防水衣、防水手袋、長ぐつ等脱温又は皮膚の湿潤による障害から防護するために必要な保護具を使用させなければならない。ただし、温度が高い場所で当該作業を行なわせる場合は、この限りでない。

(低温状態で行なう作業)

第 63 条 船舶所有者は、寒冷地域における甲板上の作業、冷凍庫内における作業等低温状態における作業を行なわせる場合は、防寒帽、防寒衣、防寒手袋等低温による障害から防護するために必要な保護具の使用、塗布剤の使用等必要な措置を講じなければならない。

(騒音又は振動の激しい作業)

第 64 条 船舶所有者は、高速機械の運転、動力さび落とし機を使用する作業等騒音又は振動の激しい作業を行なわせる場合は、耳せん、保護手袋等騒音又は振動による障害から防護するために必要な保護具の使用、緩衝措置等必要な措置を講じなければならない。

(倉口開閉作業)

第 65 条 船舶所有者は、倉口の開閉作業を行なわせる場合は、作業に従事する者に保護帽及びすべり止めのついた保護靴を使用させるとともに、作業場所の下方への立入を制限しなければならない。

2 第 51 条の規定は、前項の作業を行なわせる場合には、適用しない。

(船倉内作業)

第 66 条 船舶所有者は、船倉内で作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。
- ②作業を行っている層より下層の船倉内の場所であって、人又は物が落下するおそれのある場所への立入りを制限すること。ただし、防網、防布等人又は物の落下を防止するための設備が設けられている場合は、この限りでない。
- ③床面から 2 メートル以上の高所であって、墜落のおそれのある場所において作業を行なわせる場合は、防網、防布等を張る等墜落による危害を防止するための措置を講ずること。ただし、作業に従事する者に命綱又は安全ベルトを使用させる場合は、この限りでない。
- ④作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で 2 人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

2 第 51 条の規定は、前項の作業を行なわせる場合には、適用しない。

(機械類の修理作業)

第 67 条 船舶所有者は、動力機関その他の機械類の修理又は部品の取替えの作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業に従事する者に保護帽、保護靴その他の必要な保護具を使用させること。
- ②作業に従事する者に危害を及ぼすおそれがある場合は、修理部分、取替え部分その他の部分を動力源からしゃ断する等適当な安全措置を講ずること。
- ③作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。

(着氷除去作業)

第 68 条 船舶所有者は、船舶の着氷の除去作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。
- ②作業に従事する者に命綱又は安全ベルトを使用させること。
- ③作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合に速やかに救助のため必要な措置をとることができる状態で 2 人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

2 第 51 条第 2 項の規定は、前項の作業を行なう場合に、準用する。

(引火性液体類等に係る作業)

第 69 条 船舶所有者は、引火性液体類等の荷役その他の移動作業又は引火性液体類等を積載していた船倉、

タンクその他の密閉された区画（以下この条において「船倉等」という。）の蒸気を抜く作業、清掃作業、修理作業その他の作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①作業を開始する前に、気象、海象等の状況が作業の安全な遂行に支障のないものであることを確認するとともに、作業を開始する旨を船員に周知させること。
 - ②船内における火気の使用及び喫煙を禁止すること。ただし、船長がこれらの行為を特に必要と認め、危険を防止するため十分な措置を講じて指定した場所については、この限りでない。
 - ③とびら、船窓、倉口等の開口部（船長が蒸気が船内へ流入するおそれがないと認めて開放を許可した開口部を除く。）を閉鎖し、かつ、蒸気が船内へ流入することを防止するため通風装置を調節すること。
 - ④油面測定口その他の船倉等の開口部に取り付けられた防火金網が有効な状態であることを確認すること。
 - ⑤作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。
 - ⑥作業に使用した布ぎれ、おがくずその他の燃えやすい物は、みだりに放置しないこと。
 - ⑦作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。
- 2 船舶所有者は、前項に規定する作業のうち荷役その他の移動作業を行わせる場合は、同項各号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。
- ①油量等を測定する場合を除き、蒸気が船倉等の内部から甲板上にみだりに流出することを防止するための措置を講ずること。
 - ②引火性液体類等が船倉等の内部から流出することを防止するための措置を講ずること。
 - ③貨物油ポンプの運転中は、当該ポンプの可動部分の過熱の有無、当該ポンプの設置されている場所の換気の状態等を監視し、危険を防止するための措置を講ずること。
- 3 船舶所有者は、第1項に規定する作業のうち船倉等の蒸気を抜く作業、清掃作業、修理作業その他の作業を行わせる場合は、同項各号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。
- ①船倉等の内部において作業を開始する前に、当該船倉等に通ずる管の弁を閉鎖する等蒸気が船倉等の内部に流入することを防止するための措置を講ずること。
 - ②船倉等の内部において作業を開始する前に、及びその作業中適宜、当該船倉等の内部の蒸気量について検知を行い、爆発又は火災のおそれがあると認められた場合は、換気するとともに、安全性の確認が得られるまでは、作業を開始させず、又は中止させること。
 - ③作業に従事する者の服装は、皮膚の露出部分が少ないもの等皮膚障害を起こすおそれのないものとする。
 - ④作業場所においては、次号に規定する場合を除き、火花を発生し、又は高温となって点火源となるおそれのある機械、工具、衣服、靴等（次号において「機械等」という。）を使用しないこと。
 - ⑤修理作業等のためやむを得ず前号に規定する機械等を使用する場合は、作業場所の付近における引火性液体類等の残渣を除去する等爆発又は火災を防止するための十分な措置を講ずること。
 - ⑥作業用具その他の物が船倉等の内部に落下することを防止する措置を講ずること。
 - ⑦作業場所の付近に、適当な消火器具、命綱及び呼吸具を用意すること。
 - ⑧船倉等の内部において作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。
 - ⑨船倉等の内部において作業を行った場合は、船倉等の内部について残留物の有無等を点検すること。

（連続作業時間の制限等）

第70条 船舶所有者は、急速冷凍方式による冷凍庫内における作業その他告示で定める作業を行なわせる場合は、当該作業に従事する者の連続作業時間を2時間以内に制限しなければならない。

- 2 船舶所有者は、第61条から第64条までの作業、第68条の作業又は前項の作業を行なわせる場合は、気温、作業強度、作業に従事する者の疲労度、障害のおそれの程度等に応じて、当該作業に従事する者に十分な休息を与えるための措置を講じなければならない。

第4章 特殊危害防止基準

（貨物の消毒のためのくん蒸）

第71条 船舶所有者は、船内において、貨物の消毒のため人体に有害な薬品を使用してくん蒸を行なってはならない。ただし、陸上におけるくん蒸のための施設の利用が著しく困難である等やむを得ない事由がある場合であって、次に掲げる措置を講じて船員以外の者に行なわせるときは、この限りでない。

- ①くん蒸の目的及び期間、くん蒸を行なう区画、使用する薬品の毒性その他危害防止のため必要な事項を船員に周知させること。
- ②陸上機関との通信及び交通の方法を定めておくこと。

- ③作業を開始する前に、船長が保安のため必要と認める船員（以下「保安要員」という。）以外の船員を退船させること。
 - ④保安要員のため、くん蒸に使用する薬品が侵入するおそれのない場所を確保すること。
 - ⑤作業の終了後、第3号の規定により退船させた船員を乗船させる前に、船内を十分に換気し、かつ、くん蒸に使用した薬品の量について検知を行ない、安全性を確認すること。
 - ⑥身体の異常を訴えた船員には、すみやかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。
- 2 船舶所有者は、緊急を要する場合その他前項の規定により難い特別の事由がある場合であつて、国土交通大臣が指定する薬品以外の薬品を使用し、かつ、次に掲げる措置を講ずるときは、同項の規定にかかわらず、船員にくん蒸を行わせることができる。
- ①くん蒸の目的及び期間、くん蒸を行う区画、使用する薬品の毒性その他危害防止のため必要な事項を船員に周知させること。
 - ②陸上機関との通信及び交通の方法を定めておくこと。
 - ③作業に従事する者に呼吸具、保護手袋その他の必要な保護具を使用させること。
 - ④作業を開始する前に、作業に従事する者及び保安要員以外の船員を退船させること。ただし、船員にくん蒸に使用する薬品が侵入するおそれのない場所に退避させる場合は、この限りでない。
 - ⑤作業に従事する者及び保安要員のため、くん蒸に使用する薬品が侵入するおそれのない場所を確保すること。
 - ⑥くん蒸を行う区画の扉、通風口等を閉鎖するほか、必要に応じ、くん蒸に使用する薬品が当該区画の外部に漏れることによる危害の発生を防止するため必要な措置を講ずること。
 - ⑦作業の開始時から第9号の規定により安全性を確認するまでの間、くん蒸を行っている区画の扉、逸散口及びそれらの附近の見やすい場所に、それらの場所に近寄ることが著しく危険である旨を表示すること。
 - ⑧前号に規定する間、くん蒸に使用した薬品が漏れることにより危害が発生するおそれのある場所において、航海中少なくとも8時間に1回くん蒸に使用した薬品の量について検知を行い、安全性を確認すること。
 - ⑨作業の終了後、第4号の規定により退船させた船員を乗船させる前に、船内を十分に換気し、かつ、くん蒸に使用した薬品の量について検知を行い、安全性を確認すること。同号ただし書の規定により退避させた船員を当該退避場所から移動させる場合も、同様とする。
 - ⑩身体の異常を訴えた船員には、速やかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。

（ねずみ族及び虫類の駆除のためのくん蒸）

第72条 船舶所有者は、ねずみ族又は虫類を駆除するため人体に有害な薬品を使用してくん蒸を行なわせる場合は、前条第1項各号に掲げる措置（船員にくん蒸を行なわせる場合は、同条第2項各号に掲げる措置）を講じなければならない。

（4アルキル鉛を積載している場合の措置）

第73条 船舶所有者は、4アルキル鉛（4メチル鉛、4エチル鉛、1メチル・3エチル鉛、2メチル・2エチル鉛及び3メチル・1エチル鉛並びにこれらを含むアンチノック剤をいう。以下同じ。）を積載している場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①4アルキル鉛の毒性その他危害の防止のため必要な事項を船員に周知させるとともに、みだりに積付場所に近寄らせないこと。
- ②漏洩等の異常がないかどうかを定期的に巡視するほか、荒天遭遇後その他動揺、衝撃等により漏洩等のおそれがある場合は、その都度巡視すること。
- ③4アルキル鉛が漏洩した場合は、ただちに船員を当該場所から退避させ、第6号の規定により安全性の確認が得られるまでは、次号の作業に従事する者以外の者を当該場所に近寄らせないこと。
- ④漏洩防止作業、ドラム罐等投棄作業、汚染除去作業又は検知作業を行なわせる場合は、当該作業に従事する者に有機ガス用防毒マスク、不浸透性の保護衣、保護帽、保護手袋、保護前掛け及び保護靴並びにその他の必要な保護具を使用させること。
- ⑤汚染除去作業は、汚染した物又は箇所を5パーセント過マンガン酸カリ溶液等を用いて十分除毒した後、水洗することにより行なわせること。
- ⑥汚染除去作業の終了後、当該場所における4アルキル鉛の量について検知を行ない、安全性を確認すること。
- ⑦汚染した物又は箇所について有効な除毒方法がない場合は、当該汚染した物を4アルキル鉛が漏洩するおそれのない容器に密封し、又は海中投棄その他の方法により廃棄すること。ただし、当該汚染した箇所の存する区画を閉鎖する等により、第4号の保護具を使用しない船員を当該汚染した箇所に近寄らせないための措置を講じた場合は、この限りでない。
- ⑧第4号の作業に従事する者が頭痛、めまい、吐気等の身体の異常を訴えた場合は、ただちに作業

を中止させ、同号の保護具に異常がないかどうかを点検する等により安全性の確認が得られるまでは、作業を再開させないこと。

- ⑨第4号の作業に従事した者に、作業の終了後ただちに洗身をさせるとともに、すみやかに医師による健康検査を受けさせること。
- ⑩4 アルキル鉛を身体に附着させた者、その蒸気を吸入したおそれのある者その他身体の異常を訴えた者には、ただちに適切な救急措置を講ずるとともに、すみやかに医師による診断を受けさせ、その後2週間、医師の監視下におくこと。
- ⑪汚染し、又は汚染したおそれのある物を居住場所に持ち込ませないこと。

第5章 年少船員の就業制限

(年少船員の就業制限)

第74条 船舶所有者は、年齢18年未満の船員を、次の各号に掲げる作業に従事させてはならない。

- ①腐しよく性物質、毒物又は有害性物質を収容した船倉又はタンク内の清掃作業
- ②有害性の塗料又は溶剤を使用する塗装又は塗装剥離の作業
- ③推進機関用ボイラーに使用する石炭を運び又はこれをたく作業
- ④動力さび落とし機を使用する作業
- ⑤炎天下において、直接日射をうけて長時間行なう作業
- ⑥寒冷な場所において、直接外気にさらされて長時間行なう作業
- ⑦冷凍庫内において長時間行なう作業
- ⑧水中において、船体又は推進器を検査し、又は修理する作業
- ⑨タンク又はボイラーの内部において、身体の全部又は相当部分を水にさらされて行なう水洗作業
- ⑩じんあい又は粉末の飛散する場所において長時間行なう作業
- ⑪1人につき30キログラム以上の重量が負荷される運搬又は持ち上げる作業
- ⑫アルファ線、ベータ線、中性子線、エックス線その他の有害な放射線を受けるおそれがある作業

第6章 女子船員の就業制限

(妊産婦の就業制限)

第75条 船舶所有者は、妊娠中の女子の船員を、第28条第1項第1号から第11号まで、第12号(危険物の状態を検知する作業に係る部分を除く。)、第13号及び第15号に掲げる作業及び同条第2項に規定する作業並びに前条第1号から第9号まで及び第11号に掲げる作業に従事させてはならない。

- 2 船舶所有者は、出産後1年以内の女子の船員を、第28条第1項第1号から第9号まで、第11号、第12号(人体に有害な気体を検知する作業に係る部分に限る。)及び第15号に掲げる作業及び同条第2項に規定する作業並びに前条第1号から第9号まで及び第11号に掲げる作業に従事させてはならない。

(妊産婦以外の女子船員の就業制限)

第76条 船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を、第28条第1項第12号(人体に有害な気体を検知する作業に係る部分に限る。)並びに第74条第1号、第2号及び第11号に掲げる作業に従事させてはならない。

第7章 登録安全担当者講習実施機関

(安全担当者講習の登録)

第77条 第3条第2項第1号の登録は、登録安全担当者講習を行おうとする者の申請により行う。

- 2 第3条第2項第1号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②登録を受けようとする者が登録安全担当者講習の実施に関する事務(以下「登録安全担当者講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ③登録を受けようとする者が登録安全担当者講習事務を開始する日

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ①登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名、住所及び経歴を記載した書類
- ②登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

- ③講師の氏名及び経歴を記載した書類
- ④講師が、別表第2に該当する者であることを証する書類
- ⑤登録を受けようとする者が、次条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第78条 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあった講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- ①次に掲げる科目について行われるものであること。
 - イ タンカー等引火性液体類等を積載する船舶の構造、設備及び船内実務
 - ロ タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災及び爆発
 - ハ タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災に対する消火技術
 - ニ 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質
 - ホ 検知器具及び保護具の取扱方法
 - ヘ 災害防止対策
 - ト 海上汚染防止対策
 - チ 船員法 その他船員の安全及び衛生に関する法令

②前号に掲げる科目にあつては、別表第2の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

- ①船員法第81条（船内作業による危害の防止に係る場合に限る。）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ②第88条の規定により第3条第2項第1号の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ③法人であつて、登録安全担当者講習事務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

3 第3条第2項第1号の登録は、登録安全担当者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- ①登録年月日及び登録番号
- ②登録安全担当者講習を行う者（以下「登録安全担当者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ③登録安全担当者講習実施機関が登録安全担当者講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- ④登録安全担当者講習実施機関が登録安全担当者講習事務を開始する日

(登録の更新)

第79条 第3条第2項第1号の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前2条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習の実施に係る義務)

第80条 登録安全担当者講習実施機関は、公正に、かつ、第78条第1項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録安全担当者講習事務を行わなければならない。

- ①講習は、講義により行われるものであること。
- ②講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

	講習科目	時間数
1	タンカー等引火性液体類等を積載する船舶の構造、設備及び船内実務	3時間
2	タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災及び爆発	2時間
3	タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災に対する消火技術	2時間
4	引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質	2時間
5	検知器具及び保護具の取扱方法	1時間
6	災害防止対策	2時間
7	海上汚染防止対策	2時間
8	船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	2時間

③安全担当者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第78条第1項第2号に該当する者に行わせること。

(登録事項の変更の届出)

第 81 条 登録安全担当者講習実施機関は、第 78 条第 3 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①変更しようとする事項
- ②変更しようとする日
- ③変更の理由

(登録安全担当者講習事務規程)

第 82 条 登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録安全担当者講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- ①登録安全担当者講習の受講の申請に関する事項
- ②登録安全担当者講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項
- ③登録安全担当者講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項
- ④登録安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- ⑤第 80 条第 3 号の判定に関する事務を行う者の氏名及び経歴
- ⑥登録安全担当者講習事務に関する公正の確保に関する事項
- ⑦不正受講者の処分に関する事項
- ⑧その他登録安全担当者講習事務に関し必要な事項

(登録安全担当者講習事務の休廃止)

第 83 条 登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①登録安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- ③登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする日
- ④登録安全担当者講習事務を休止しようとする期間
- ⑤登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第 84 条 登録安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後 3 箇月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置かななければならない。

2 登録安全担当者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録安全担当者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号の請求をするには、登録安全担当者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- ①財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- ②前号の書面の謄本又は抄本の請求
- ③財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- ④前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次条に定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第 85 条 前条第 2 項第 4 号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録安全担当者講習実施機関が定めるものとする。

- ①送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ②磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第 86 条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習が第 78 条第 1 項各号のいずれかに適合しなくなったと認め

るときは、その登録安全担当者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第 87 条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習実施機関が第 80 条の規定に違反していると認めるときは、その登録安全担当者講習実施機関に対し、登録安全担当者講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第 88 条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条第 2 項第 1 号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録安全担当者講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- ①第 78 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。
- ②第 81 条から第 83 条まで、第 84 条第 1 項又は次条の規定に違反したとき。
- ③正当な理由がないのに第 84 条第 2 項の規定による請求を拒んだとき。
- ④前 2 条の規定による命令に違反したとき。
- ⑤不正の手段により第 3 条第 2 項第 1 号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第 89 条 登録安全担当者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録安全担当者講習の終了後 2 年間保存しなければならない。

- ①登録安全担当者講習の受講料の収納に関する事項
- ②登録安全担当者講習の受講の申請の受理に関する事項
- ③登録安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- ④その他登録安全担当者講習の実施状況に関する事項

2 登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録安全担当者講習の終了後 2 年間これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第 90 条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習の実施のため必要な限度において、登録安全担当者講習実施機関に対し、登録安全担当者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第 91 条 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- ①第 3 条第 2 項第 1 号の登録をしたとき。
- ②第 81 条の規定による届出があったとき。
- ③第 83 条の規定による届出があったとき。
- ④第 88 条の規定により第 3 条第 2 項第 1 号の登録を取り消し又は業務の停止を命じたとき。

第 8 章 登録危険作業講習実施機関

(危険作業講習の登録)

第 92 条 第 28 条第 2 項の登録は、登録危険作業講習を行おうとする者の申請により行う。

2 第 28 条第 2 項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②登録を受けようとする者が登録危険作業講習の実施に関する事務（以下「登録危険作業講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ③登録を受けようとする者が行う別表第 4 の上欄に掲げる講習の区分
- ④登録を受けようとする者が登録危険作業講習事務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ①登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名、住所及び経歴を記載した書類
- ②登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
- ③別表第 4 の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
- ④講師の氏名及び経歴を記載した書類
- ⑤講師が、別表第 4 に該当する者であることを証する書類

⑥登録を受けようとする者が、次条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第93条 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあった講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- ①別表第3の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習を行うものであること。
- ②別表第4の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。
- ③別表第4の中欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

- ①船員法第81条(船内作業による危害の防止に係る場合に限る。)の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ②第94条において準用する第88条の規定により第28条第2項の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ③法人であつて、登録危険作業講習事務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

3 第28条第2項の登録は、登録危険作業講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- ①登録年月日及び登録番号
- ②登録危険作業講習を行う者(以下「登録危険作業講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ③登録危険作業講習実施機関が登録危険作業講習事務を行う事務所の所在地
- ④登録危険作業講習実施機関が登録危険作業講習事務を開始する日

(登録の更新)

第94条 第28条第2項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前2条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習の実施に係る義務)

第95条 登録危険作業講習実施機関は、公正に、かつ、第93条第1項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録危険作業講習事務を行わなければならない。

- ①講習は、講義及び実習により行われるものであること。
- ②講習は、次の表の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

危険作業講習	講習科目	時間数
1 フォークリフトの運転に関する講習	1 フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法	4時間
	2 フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法	4時間
	3 フォークリフトの運転に必要な力学	4時間
	4 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	1時間
	5 フォークリフトの走行の操作	20時間
	6 フォークリフトの荷役の操作	4時間
2 ボイラーの取扱いに関する講習	1 ボイラーの構造	2時間
	2 ボイラーの取扱い	4時間
	3 点火及び燃焼	3時間
	4 点検及び異常時の処置	4時間
	5 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	1時間
3 クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置(以下「クレーン等」という。)による玉掛け作業講習	1 クレーン等について	1時間
	2 クレーン等の玉掛けに必要な力学	3時間
	3 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	1時間
	4 クレーン等の玉掛けの方法	7時間
	5 クレーン等の玉掛け	6時間
	6 クレーン等の運転のための合図	1時間
4 酸素欠乏の予防に関する講習	1 酸素欠乏症及び救急発生	2時間
	2 保護具	2時間

	3 酸素欠乏の発生原因及び防止措置	3 時間
	4 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	2 時間
	5 救急そ生の方法	2 時間
	6 酸素の濃度の測定	1 時間

③危険作業従事者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第93条第1項第3号に該当する者に行わせること。

(準用)

第96条 第81条から第91条までの規定は登録危険作業講習、登録危険作業講習実施機関及び登録危険作業講習の実施に関する事務について準用する。

(附則省略)

船員法及び関係法令ガイダンス

発行日 平成30年3月30日
発行者 一般社団法人日本海事代理士会
東京都中央区湊三丁目16番3号 イトウビル
電話 03-3552-9688
<http://jmpcaa.org/main/>

